

フランス第三共和政期における学校衛生と児童の健康
リヨンを中心として

学習院大学人文科学研究科史学専攻
博士後期課程
犬飼崇人

目次

序論 p.1～

はじめに

先行研究の整理

先行研究の問題点

対象と史料

第1章 第三共和政期の衛生と学校 p.9～

第1節 第三共和政期の衛生

第2節 学校衛生の行政的位置

第3節 衛生に関する教育界の言説

第1章の結論

第2章 第一期（1870年代から1880年代前半）——「衛生的な学校づくり」 p.51～

第1節 学校制度の基礎

第2節 学校の衛生

第3節 学校医療視察制度

第2章の結論

第3章 第二期（1880年代後半から第一次世界大戦）——「児童の健康」 p.82～

第1節 連帯主義にもとづく衛生政策

第2節 衛生の最前線としての学校

第3節 健康増進活動のはじまり

第4節 リヨンの林間学校・野外学校

第3章の結論

第4章 第三期（両大戦間期）——「日常のケア」 p.137～

第1節 衛生事務所の社会事業

第2節 学校看護師

第3節 林間学校・野外学校の定着

第4章の結論

史料リスト p.156～

文献リスト p.160～

資料編 p.175～

序論

はじめに

第三共和政期はフランスにとって近代学校教育制度の基礎が作られた時期である。初等教育については、1880年代初めに学校の無償・義務・世俗化が進められるなかで、学校が次々と建設された。衛生という観点から学校を捉えた場合に、そこにはジレンマが存在した。すなわち、学校は衛生に関する知識の普及の場、子どもたちが望ましい衛生習慣を形成することへの期待がかけられた場という一面と、他方で子どもたちが集団で閉鎖的な空間に存在することによる病気の感染のリスクをとまなう場であり、非衛生的な環境であればむしろそこで病気を発症させたり悪化させたりしてしまう場でもあった。工業化・都市化にとまなう貧困および居住環境の劣悪化という時代背景のなかで、学校をいかに衛生的なものとするか、そしてできれば子どもの健康を向上させるための場とするかが問われることとなった。

では、それはどのような手段、どのような人々によって可能であろうか。国家あるいは地方自治体はそれをどのように実現しようとして、どこまでの成果を出したのであるだろうか。そもそも、学校衛生は教育行政の領分であるのか地方行政の領分であるのか。民間はどのように関わるのか。第三共和政という約 70 年におよぶタイムスパンのなかで学校衛生はどのように変化するのか。また、その変化は社会のどのような変化を受けてのものであるだろうか。学校に通う子どもやその家族はどのような態度を示すのであろうか。

本稿は、第三共和政期のフランスにおける学校衛生と児童の健康という問題について、都市リヨンを事例として明らかにするものである。

先行研究の整理

学校衛生と児童の健康の歴史に関する研究の蓄積はかならずしも多くない。体育史としての身体教育の歴史研究は、体育家の思想や実践、学校におけるカリキュラム分析などが中心であり、本稿の目ざす学校衛生史とは焦点がずれている。したがって、まずは第三共和政期に言及のある公衆衛生史についての研究と論点を整理したうえで、学校衛生を論じた教育史の研究を取りあげたい。

そもそも人文社会科学研究において近代化と身体を結びつけて考えることは 1970 年代から本格化したといえよう。五月革命に象徴されるように、近代的な価値観に対する疑義が呈される思想潮流にあって¹、歴史学が身体に関心を持つようになったのは社会学者や哲学者の投げかけた問いに端を発している。フーコーは、彼が古典主義時代と呼ぶ 17 世紀末からフランス革命までの時期において、身体は権力の対象ならびに標的となり、「身体の運用への綿密な取締まりを可能にし、体力の恒常的な束縛をゆるぎないものとし、体力に従順＝効用の関係を強制するこうした方法こそ、《規律・訓練 discipline》と名づけるものである」としたうえで、規律・訓練を、「起源のさまざまな、出所もばらばらの、しばしば些細な過程の多種多様な集まり」であると述べ、たとえば監獄、学校、病院、軍

¹ 西川長夫 (2011) 『パリ五月革命私論：転換点としての 68 年』平凡社新書, pp.434-441.

隊、工場などにおける個々の技術の総体として位置づけた²。

こうした問題提起に影響された身体に関する歴史研究は、身体が社会的な存在であることをふまえ、身体的プラティーク〔実践〕をめぐる観念を歴史的に捉える試みを行った。特に1980年代以降にそうした研究が発展し、テーマも多様化した³。たとえば、フーコーの影響を強く受けたヴィガレロは、清潔は文明化の過程を反映したものであり、身体のイメージ、感性、規範は相互に作用して変化していくことを長い歴史のスパンで明らかにした⁴。1880年代以降については、パストゥールに代表される細菌学の発展が人々の清潔さに対する認識を転換させたことを指摘した⁵。しかし、それらの研究は、制度を無視したわけではなかったものの観念の歴史に偏りがちであり、また、いかに医療が社会に普及したかという医療化（*médicalisation*）の歴史にとどまっていた。

そこで1990年代になると、コミュニケーション行政史研究の進展とともに、医療、公衆衛生に関する政治や行政の分析がなされることとなった。ミュラーとジルベルマンによる共同研究では、公衆衛生の具体的な問題に直面した公権力の対応に迫った。彼らによれば、自由主義かつ中央集権型のイギリス、医学に基づく国家介入をおこなったドイツに比べて、フランスの国家権力が公的領域でのプレゼンスが弱く、その代わりにコミューンが欠落を埋めることとなったが、ローカルのエリート層は衛生の専門家の介入に対して反発し、市長は選挙を考えて行動できず、衛生学者には権限がなかったという構図を提示した。総じて、中央政府の一部の革新的政治家や衛生学者に対し、総じて公衆衛生における公権力、とりわけコミューン権力の実行力の欠如を主張したのである⁶。これに対して、リヨンの衛生行政を事例として取りあげ、コミューンの衛生当局が有効に機能したと反論を加えたのが、デュモンとポレによる地方行政の研究であった⁷。そこでは、衛生事務所長の報酬、専門性とも確保され、衛生事務所のスタッフや予算も十分なものであって、コミューンにおける急進党の権力に支えられて機能したと主張し、ミュラーとジルベルマンの見方は地域的な差異を認めないものであるとした。コミューン当局の活動を概観したジョアナによる論文も、デュモンとポレの研究を踏まえながら保守的な地元名士と革新的な専門家の対立という図式を批判し、公的扶助の領域と合わせてコミューンのエリート層の協力があり

² フーコー、ミシェル（1977）『監獄の誕生：監視と処罰』田村俣訳、新潮社、pp.144-145。（Michel Foucault, *Surveiller et punir : naissance de la prison*, Paris, Gallimard, 1975）

³ 代表的なものとして、コルバン、アラン（1990）『においの歴史：嗅覚と社会的想像力』山田登世子、鹿島茂訳、藤原書店。（Alain CORBIN, *Le miasme et la jonquille : l'odorat et l'imaginaire social XVIII^e-XIX^e siècles*, Paris, Aubier Montaigne, 1982）、クセルゴン、ジュリア（1992）『自由・平等・清潔：入浴の社会史』鹿島茂訳、河出書房新社。（Julia CSERGO, *Liberté, égalité, propreté : la morale de l'hygiène au XIX^e siècle*, Paris, Albin Michel, 1988）など。

⁴ ヴィガレロ、ジョルジュ（1994）『清潔（きれい）になる〈私〉：身体管理の文化誌』見市雅俊監訳、同文館、pp.4-6。（Georges VIGARELLO, *Les propre et le sale : l'hygiène du corps depuis le Moyen Âge*, Paris, Éditions du Seuil, 1985）

⁵ Ibid., p.263-277.

⁶ MURARD Lion, ZYBERMAN Patrick (1996), *L'hygiène dans la République : La santé publique en France, ou l'utopie contrariée 1870-1918*, Paris, Fayard.

⁷ DUMONS Bruno, POLLET Gilles (1998), « Élités administratives et expertise municipale : Les directeurs du Bureau d'Hygiène de Lyon sous la Troisième République », Martine KALUSZYNSKI, Sophie WAHNICH, dir., *L'État contre la politique : Les expressions historiques de l'étatisation*, Paris, L'Harmattan, pp.37-54.

えたこと、それゆえ持ちえた革新性を指摘した⁸。このように、公衆衛生におけるコミュニケーションの主導性を評価する潮流が主流になりつつあるが、ブルドゥレとフィジャルコウはそれを認めつつも、衛生事務所が市庁舎のヒエラルキーになく、市長の協力がなかったために衛生事務所長は力を発揮できなかったことや、1902年の公衆衛生法についても結局のところ地元エリート層の抵抗の存在を無視できないものとしてニュアンスを付けており⁹、この問題に関しては決着を見ていないといえよう。

日本では、近年、パリの住環境をめぐる衛生や結核問題を中心とした大森弘喜の浩瀚な研究が出た。フランスにおいて不衛生住宅問題の解決などの衛生改革は微温的にならざるをえなかったこと、その理由は大革命の原理たる私的所有権の盤石さにあることがあげられた¹⁰。首都パリを事例としているために他都市と同様に論じることは難しいが、既述のミュラールとジルベルマンと同様に公権力の無力さを強調する結論となっている。

また、こうした行政を中心とした公衆衛生史に対して、ブルドゥレとフォールが編者となった論文集は、これまでの医療に関する社会史が具体的な実践や物質的な条件に無自覚であったことを批判して新しいモノやふるまいの広がり、実践を媒介するアクター、諸制度などのダイナミズムを意識した内容構成となっている。健康をめぐる実践の変化を社会の変化や政治的コンテクストに位置づけることで、「征服的医療化 (médicalisation-conquête)」から「交渉された医療化 (médicalisation négociée)」へという捉え方の転換、あるいはそれを「医療文化の変化」として把握する姿勢をとる。すなわち、医療化の進展は、為政者や専門家による一方的な「征服」の過程ではなく、彼らと社会の側とのあいだのせめぎあいにおいて進むと捉えるのである¹¹。

以上が公衆衛生史の動向であるが、次に教育史におけるアプローチをまとめておきたい。ヌリッソンによる編著は、医療の社会史と身体教育史を関連づける試みであり、健康の概念がいかになられ (第1部)、メディアによっていかに広まり (第2部)、学校教育 (身体教育、水泳、性教育、反アルコール教育) にいたるか (第3部) という構成を取っている。しかし、個々の論考のページ数も少なく概観を示すにとどまっている¹²。視角としては編者のヌリッソンがまとめているように、「健康はダイナミックな現実、漸進的で攻撃的なプロセスとして現れてくる」¹³、すなわち学校に健康あるいは衛生という概念が導入されるなかで、子どもたち・家庭の持つ価値観や行動様式をいかに変えていったのかという見方を取っている。その意味では、先に例として挙げたヴィガレロと近いスタンスを取っているといえよう¹⁴。

⁸ JOANA Jean (1998), « L'action publique municipale sous la III^e République (1884-1939) : Bilan et perspectives de recherches », *Politix*, 11-42, pp.151-178.

⁹ BOURDELAIS Patrice, FIJALKOW Yankel (2004), "French Cities and the Origins of Medical and Social Policy: Late 19th – 20th Century France," Laurinda ABREU, ed., *European Health and Social Policies*, Bruno, Mazaryk University/ European Compostela Group of Universities, p.367, p.372.

¹⁰ 大森弘喜 (2014) 『フランス公衆衛生史：19世紀パリの疫病と住環境』学術出版会。

¹¹ BOURDELAIS Patrice, FAURE Olivier (2005), *Les nouvelles pratiques de santé : acteurs, objets, logiques sociales (XVIII^e-XX^e siècles)*, Paris, Belin.

¹² NOURRISSON Didier, dir. (2002), *Éducation à la santé, XIX^e – XX^e siècle*, Rennes, Éditions de l'école nationale de la santé publique.

¹³ *Ibid.*, p.7.

¹⁴ 同書には、クセルゴンによる「19世紀における清潔さと子ども」という論考があるが

また、すでに言及したブルドゥレとフォールの論文集にギョームの研究がある¹⁵。ギョームは、学校衛生には 1880 年代より「学校の衛生」と「学校による衛生」という二つの側面があることを示し、世紀転換期の反結核運動を経て最終的に学校は予防の場となってそれに成功したとしている。しかし、政策に関わった数人の医師の学校衛生に関する言説分析と大まかな制度に言及するのみにとどまっており、学校衛生のための具体的な制度や取りくみに関する分析がないまま、目的のための物質的手段と人員が不十分だったという結論は性急すぎる。

先行研究の問題点

フーコーの影響を受けた身体史では公衆衛生の役割を社会的統制の問題として論じる傾向があった。古くはシュヴァリエの研究からも明らかのように、エリート層からは犯罪と貧困と不衛生がセットで捉えられており、そうした認識はぬぐい去りがたく存在したことは確かであろう¹⁶。しかしながら、第三共和政期、それも第一次世界大戦を経たあとの時期においてもそうした問題設定は妥当であろうか。19 世紀末からの社会的扶助の拡大、連帯主義の登場によって、衛生や学校が社会において持つ意味も変化したのではないだろうか。その意味では、ブルドゥレとフォールが掲げた社会の側のリアクションを視野に入れる必要があるだろう。

こうした問いに対して一つのヒントを与えるのが、近年の日本において教育と福祉との関係を考察した教育社会史からの指摘である。『叢書・比較教育社会史 福祉国家と教育』の編者の一人である岩下誠は各論考と討議を受けて以下のように述べている。『学童としての子ども期』が創出されたことによって、学校教育が、子どもを一定期間労働市場に依拠せず生存させる、強力な脱商品化機能を果たしたことは明らかである。同時に、あらゆる子どもを包摂すべく組織化された学校は、学校給食や健康診断といった福祉・医療サービスの拠点としても機能した。〔略——筆者。以下同様〕教育と福祉が相互促進的に機能することがありうるということ、さらに教育の論理から福祉供給構造の変化や再編の動きが起こりうるということ¹⁷が注目されてよいとする。再生産論的観点からすれば、教育は社会の格差を温存し強化する働きを持つといえるが、学校が教育内容に加えて社会的なサービスの供給拠点となる時期以降について、岩下の指摘は的を射たものであると思われる。

公衆衛生行政をめぐるのは、論点となったのはコミューン当局の実行力であった。ミュラールとジルベルマン、および大森の研究では不衛生住宅へのアプローチが問題となるため、私的所有の問題にぶつからない領域における衛生当局の関与は抜けおちてしまう。また、本研究ではデュモンとポレの立場を支持するが、彼らの研究にも問題点がないわけ

(CSERGO Julia, « Propreté et enfance aux XIX^e siècle », *ibid.*, pp.43-56.)、内容としては先の註で示したクセルゴンの著作とほとんど同じである (クセルゴン, *op. cit.*)。

¹⁵ GUILLAUME (2005), « L'hygiène à l'école et par l'école », BOURDELAIS, FAURE, *op. cit.*, pp.213-226.

¹⁶ シュヴァリエ, ルイ (1993) 『労働階級と危険な階級 : 19 世紀前半のパリ』 喜安朗, 木下賢一, 相良匡俊訳, みすず書房. (Louis CHEVALIER, *Classes laborieuses et classes dangereuses à Paris pendant la première moitié du XIX^e siècle*, Paris, Plon, 1958)

¹⁷ 岩下誠 (2013) 「新自由主義時代の教育社会史のあり方を考える」 広田照幸, 橋本伸也, 岩下誠編 『叢書・比較教育社会史 福祉国家と教育 : 比較教育社会史の新たな展開に向けて』 昭和堂, pp.310-311.

はない。というのは、彼らの研究において主張の根拠となるのは、衛生事務所という機構の予算なり構成であり、衛生事務所長の専門性や給与であり、コミューン行政との距離といった制度的な枠組みであって、衛生事務所の個々の業務がどのように展開したのかを追っていないからである。二つの研究のいずれについても、学校衛生という領域におけるコミューン当局および衛生当局の行動を分析する必要があるだろう。

学校衛生をタイトルに掲げた研究は存在するが、いずれも概観にとどまっており、系統だった言説分析、具体的な制度や実践の検討を欠いている。学校衛生史はまだ端緒についたばかりであるといえる。

これらの問題に対して、本稿ではフランス第三共和政期の学校衛生および児童の健康についてリヨンを事例として考察を加える。第1章において、時代的背景や衛生行政と教育行政のなかで学校衛生を捉え、さらに教育界の言説から約70年という時間軸における学校衛生の時期的変遷を追う。第2章では前章において第一期と定めた1870年代から1880年代前半、第3章では同じく第二期（1880年代後半から第一次世界大戦まで）、第4章では第三期（両大戦間期）について、地方行政と学校衛生の制度、学校における衛生実践、学校を媒介とした学校外における健康増進活動、そしてこれらの制度を担ったアクターを明らかにする。

対象と史料

本稿が対象とする時期はフランス第三共和政期の約70年間であり、地域としてはフランスの南東部に位置する都市リヨンである。考察の中心は公立の初等学校であるが、ここには多少の注釈が必要となる。まず、「公立」という語が何を指すのかということであるが、1833年のいわゆるギゾー法において学校の維持・運営に一部であってもコミューン、県、国の費用が使われる場合には「公立学校」と規定され、それ以外の学校が「私立学校」とされた¹⁸。したがって、公立学校とよばれていても、実際の運営が修道会など民間団体によって担われていたことは決して珍しくはなかったが、第三共和政に入り1880年代の初頭に公立学校の「世俗性 (laïcité)」が問題となるとこの状態は変化していき、1886年10月30日のいわゆるゴブレ法の成立によって公立学校で教鞭をとる教師が俗人であることを求められたことで、カリキュラム、資金、教師の面で公立学校は国や地方公共団体の学校となった¹⁹。次に、「初等学校」とは前述のゴブレ法第1条によって再編成された、幼年学校 (école maternelle) と幼年学級 (classe enfantine)、初等基礎学校 (école primaire élémentaire)、初等上級学校 (école primaire supérieur) と補助講座 (cours complémentaire)、職業訓練学校 (école d'apprentissage) を厳密には指すが、このうち本稿では6歳から13歳の通う初等基礎学校を主な考察の対象とする。ただし、コミューン当局は統計や運営において幼年学校、初等基礎学校、初等上級学校をまとめていることが多く、これらを区別して述べる必要があるときはその点を明示することとする。

リヨンを事例としてあつかう理由を述べるために、あらかじめこの都市について概要を

¹⁸ 前田更子 (2013) 「フランスにおける『公教育』とその多様な担い手」 広田照幸, 橋本伸也, 岩下誠編 『叢書・比較教育社会史 福祉国家と教育: 比較教育社会史の新たな展開に向けて』 昭和堂, p.130.

¹⁹ 小山勉 (1998) 『教育闘争と知のヘゲモニー』 御茶の水書房, pp.363-365. ゴブレ法

示したい。フランス南東部、ローヌ・アルプ地域の中心都市でありローヌ県の県都であるリオンは、ローヌ川とソーヌ川の合流地点に位置する。現在の人口は約 49 万 6000 人(2013 年現在)²⁰、リオンを中心として周辺自治体をふくんだ都市圏としては 120 万人を超える。ローマの植民都市に起源を持ち、交通の要衝として発展、15 世紀には定期市が開かれた。この頃、リオンを代表する産業として絹織物工業、出版業が盛んになる。出版業は中心がやがてパリへ移っていくが、絹織物工業は 19 世紀の初めに最盛期を迎えた。伝統的に都市の中心はリオンの西側、すなわちローヌ川より西の地域であったが、19 世紀を通じて東側にあたるローヌ川左岸の開発が進み、世紀末になるとリオンは産業構造の転換を経験した。1880 年代、1890 年代の不況によって多くの産業が打撃を受けたにもかかわらず、全体としては産業の機械化が成功して工業生産力を高めた。20 世紀には、発電、自動車、化学といった新しい産業が興るなかで、肉体労働から機械労働中心の産業体制へと切りかわっていった²¹。

第三共和政の地方制度については第 1 章第 2 節で検討するが、簡単に触れておくと 1871 年に制定された「県議会に関する法律 (Loi relative aux conseils généraux)」と 1884 年の「コミューン組織法 (Loi sur l'organisation municipale)」がその主軸となり、その後約 100 年にわたって存続する。特に本稿と関連の深いコミューン組織法の主な内容は、首長の議会内互選制の確立などによるコミューンの自立性の拡大と、その一方で、従来からの国家による統制(後見監督制)の維持を主な内容としていた²²。一般的に後者の点に比重をおいて説明される法律であるが、コミューンの領域とされた分野について自由裁量が増すこととなったのであり、リオンのような大都市にとってはその余地が拡大したことを意味した²³。なかでも本稿で問題とする学校建設、公衆衛生や扶助に関しては、コミューンあるいは市長が第一の担い手とされた。

1880 年代からリオンにおける政治を概観すると、それはあたかも国政の縮図となった。すなわち、王党派など右派が基盤を持ちつつも主導権を握ったのは共和派であり、しかし時代を下るにつれて社会主義者が勢力を増し、さらには共産主義者が政治の舞台に登場するのである。コミューン議会は主に 4 つの党派で争われた²⁴。まず、「王党派かつカトリック」の勢力であり、貴族の多い古くからの街区、特に第 2 区に地盤を置いた。次に、保守的共和派であり、彼らはカトリックかつ自由主義的立場を取った。支持者が富裕層に多く、彼らもまた第 2 区で強く、新興の富裕層が多く住むプロトーと呼ばれる第 3 区の地区で次第に支持を得た。代表的な人物としては、1890 年から 99 年まで商工会議所の代表を務めたエドゥアール・エナールが挙げられる。三つ目の党派は、コミューン議会で最大派閥を

²⁰ INSEE, *Comparateur de territoire Commune de Lyon (69123)*, (<http://www.insee.fr/fr/themes/comparateur.asp?codgeo=com-69123>) (アクセス日:2015 年 9 月 3 日)

²¹ PELLETIER André et al. (2007), *Histoire de Lyon : des origines à nos jours*, Lyon, Éditions Lyonnaises d'Art et d'Histoire, pp.761-772.

²² 岡部造史(1999)「フランス第三共和政期の地方制度改革:1884 年『コミューン組織法』の論理」『史学雑誌』108-7, p.46.

²³ FRANGI Marc (2012), « La loi municipale du 5 avril 1884 et les fonctions du maire », Bruno BENOIT, Mathias BERNARD, dir., *Le maire et la ville*, Clermont-Ferrand, Presses Universitaires Blaise-Pascal, p.119.

²⁴ 以下の政治的党派の整理は、KLEINCLAUSZ Arthur (1967), *Histoire de Lyon*, 3, *De 1840 à 1940*, Marseille, Laffitte, p.272-276.を参照

形成して市長職をほとんど独占した急進派である。職人層など中間層の支持が厚く、クロワールスという古くからの職人街などを含んだ第1区が特にその拠点であった。市長を務めたガイユトンやエリオの中心的な支持基盤である。最後に、徐々に急進派の優越を脅かすことになった社会主義者である。第3区の中でもギョティエールなど、後に(1912年)第3区が分割されて第7区に編入される地区で人気があった。そこは、リヨンの中でも近代的な工業地帯として発展していく地区であり、たえまない労働者の流入によって人口が拡大していく地区でもあった。コミューン議会内で勢力を強めたものの、社会主義者のオーガニユールが短い期間で市長を務めた以外は顔となる人物を輩出できなかった。したがって、1919年の選挙では急進党の11議席を大きく上回る28議席を獲得しながらもエリオを支持したし、以後の選挙でも市長に自らの候補を立てることができなかった²⁵。

市長とコミューン議会の関係についてビュルドーは、コミューン次第であるとの留保をつけながらも、「コミューン議会の弱さは国民的伝統であり、コミューンとは、すなわち市長である」²⁶としている。第三共和政にいたって、市長がコミューン議会から選出されることになって両者の関係が変化しても、依然として市長の力は強いままであり、とりわけ大都市の市長は県議会議員よりも行政における権限を行使できたのである。さらに、在任期間が長いほど、市長の実力は強くなったであろう。フランス南東部にあるリヨン周辺の5都市とリヨンを比較すると、1884年から1940年における市長は、アヌシーが5人、シャンベリーが11人、グルノーブルが10人、ロアンヌが9人、サン＝テティエンヌが17人に対し、リヨンではわずか3人であった²⁷。リヨンでは市長の在任期間が他都市と比べても長く、安定的な市政の運営が可能であったことが特徴的である。

リヨンの市長職をめぐる経緯は少し複雑である。第二帝政時代から任命制の市長が存在したが、1873年から83年のあいだは市長職および助役職(adjoint)が廃止されてローヌ県知事がリヨンの行政を司った。その後1881年4月25日法によってそれらの職が復活、さらに1882年3月28日法によって任命職から選出職へと切り替わった。それ以降第三共和政が終わるまでのあいだ市長は3人の人物によって担われた。順に、アントワヌ・ガイユトン(在任1881-1900年)、ヴィクトル・オーガニユール(在任1900-1905年)、エドゥアール・エリオ(在任1905-1940年、1945-1957年)である。前述の通り、オーガニユールは社会主義者、ガイユトンとエリオは共和主義者の急進派であり、総じて左派が市政を掌握していた。なお、ガイユトンとオーガニユールは共に医師であり、エリオは社会の成員間における相互扶助を重視する連帯主義者であった。リヨンが学校衛生について他都市よりも積極性を示した一因として、医師資格を持つ二人の市長、連帯主義エリオといった個人的資質も無視できないであろう。特にエリオの場合は若くして市長職を務める傍ら、急進党のなかで頭角を現し、第一次世界大戦中からは大臣として中央政界でも活躍し、両大戦間期には党内派閥の領袖として政治力を持った人物であった。

以上を踏まえ、リヨンを事例として取りあげる理由は主に三点ある。まず、この都市が

²⁵ PELLETIER, op. cit., p.802.

²⁶ BURDEAU François (1994), *Histoire de l'administration française du 18^e au 20^e siècle*, 2^e éd., Paris, Montchrestien, p.236.

²⁷ DUMONS Bruno, POLLET Gilles (1997), « De l'administration des villes au gouvernement des 'hommes de la Ville' sous la III^e République », *Genèses*, 28, p.33.

19世紀の産業化の進展にともない発展した大都市であり、それゆえ貧困と結びついた居住環境の悪化および非衛生的な状態が著しく現れて問題となったことであり、反面、本稿が対象とする時期にはそれに対して衛生行政が働きかけを強め、数々の施策を試みたことである。次に、政治的な傾向として、既述のとおりこの都市が国政の縮図と捉えられるからである。この点は繰り返さないが、国レベルの政治的な意志や直面する問題がある程度ミクロなかたちで現出するとともに、かえってこの都市特有の事情が国レベルとの差異を浮きぼりにするのではないかと思われるためである。以上のような理由からリオンを考察対象とするときに、この都市に関する研究蓄積が十分に存在することに気づかされる。学校衛生に関する先行研究の少なさ、それゆえの不明の多さを関連する研究の多さによって補うことが比較的容易であると思われる。これが三点目の理由である。

用いる史料について述べておきたい。学校制度や地方行政制度などの法令については主にデュヴェルジェの編纂による法令集 (DUVERGIER Jean-Baptiste, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et avis du conseil d'État*, Bad Feilnbach, Schmidt Periodicals) を用いた〔以下、DUVERGIER と略。ここで列挙した史料については以下同様に略語を用いる〕。特に第1章第3節など、教育学界の言説を明らかにするためには『教育雑誌 (*Revue pédagogique*)』〔RP と略〕を分析の中心とした。リオンの衛生行政や教育行政については、リオン市の公報 (*Bulletin municipal officiel de la Ville de Lyon*)〔BMO と略〕、同じく年次行政報告書 (*Ville de Lyon, Documents administratifs et statistiques relatifs au projet de budget, 1881-1913*.および *Ville de Lyon, Documents administratifs, 1921-1940.*)〔DA と略。本文中では『行政報告書』と略〕、リオン市文書館所蔵の史料〔AML と略〕を用いた。これらを基本の史料としながら、文書館史料としてはその他、国立文書館所蔵の公教育省関連史料〔AN〕やローヌ県文書館所蔵の史料〔ADR と略〕で適宜補った。また、特に1910年頃の教育に関する専門家の認識を探るにあたっては、フェルディナン・ビュイッソン (Ferdinand Buisson) が編纂した『教育学辞典 (*Nouveau dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire*)』を参照したが、1911年版にあたるこの辞典は国立教育研究所 (INRP) がインターネット上で公開しているインターネット版 (<http://www.inrp.fr/edition-electronique/lodel/dictionnaire-ferdinand-buisson/>) を閲覧した〔BUISSON 1911 と略〕。煩雑さを避けるため、一つ一つの注記にインターネット・アドレスを記載することは省き、註における表記に際しては項目名を記した。以上が主要な史料になるが、その他に、当時の雑誌記事や著作物などの刊行史料、国際会議におけるパンフレットなどを使用した。

最後に、用語について触れておきたい。フランスの地方自治制度は *État—Département—Commune* を行政の軸としており前二者をそれぞれ「国」、「県」と訳すが、最小単位で日本の市町村に相当する *Commune* は、人口や面積などによって市や町や村などと名称を区別することがない。このため、本稿でこれを指す場合は「コミューン」とし、ここに置かれる議会はコミューン議会とする。ただし、リオンは大都市であり日本語の「市」のイメージを持つため、首長については「市長」と訳して記述する。また、パリとならんで特別な市であったリオンには市の下位に *arrondissement* が存在したが、これは「区」とする。

第1章 第三共和政期の衛生と学校

第1節 第三共和政期の衛生

1. 都市環境

第三共和政の初めころ、フランスでは普仏戦争〔独仏戦争〕の敗北から対独復讐の機運と結びついた愛国心が高揚し、敗戦の一因として教育が槍玉にあがった。教育改革が優先度の高い政治課題となり、知育の充実にくわえて身体教育が重視されるようになる。教育を普及させ、将来の労働者、軍隊、さらに次世代をはぐくむ親となるべき、心身ともに健全な子どもを育てることを共和国政府は掲げたのである。

しかし、同時に人々の危機感をあおっていたのが人口の伸びなやみであり、第三共和政以前からつづく長期的な問題であった。原因は出生率の低下によるところが大きく、1872年から1875年には2.62だった合計特殊出生率は、1896年から1900年には2.19にまで落ちることになる。これは他のヨーロッパ諸国よりも低い数字である²⁸。同じ時期、隣国ドイツは急激な人口増加を経験しており、それを目のあたりにしたフランス人の危機感はいっそう増した。こうした意識を反映して、1896年に「フランス人口増加のための国民連合 (Alliance Nationale pour l'Accroissement de la population Française)」が結成された²⁹。短期間であるがこの団体に関与した作家のゾラは、文学作品だけでなく同時代の社会についても多くの書きものを残しており、人口減少を憂う記事を『フィガロ』紙 (1896年3月24日付)に寄稿している³⁰。1902年には、「国家による明示的な家族政策の始まり」³¹ともされる「人口減少院外委員会 (Commission extraparlamentaire de la dépopulation)」が設けられた。結果的に政府は、人口対策よりも衛生改善による健康増進と初等教育段階からの身体訓練をペアで推進することを意図した。こうすることで、愛国心を養いながら健康でたくましい人間を育て、フランスの国力を確保することを目ざしたのである。

そこに立ちはだかるのが伝染病であった。19世紀にわたって周期的に大流行を繰り返したのが、コレラ、天然痘 (痘瘡)、発疹チフス、腸チフス、赤痢、ジフテリア、猩紅熱などであり、こうした病はとりわけ都市で猛威をふるって多数の死者を出した。コレラ、腸チフス、赤痢のような経口伝染病は、汚染された水、食品、食器または直接に患者自身によって伝播する性質を持ち、ジフテリア、猩紅熱、天然痘などは一般に飛沫感染によって人から人へ感染した。伝染病の流行の背景には、鉄道や蒸気船の発達により伝染病の「輸入」が増えたことのほかに、汚染された給水、不完全な下水道、過密住宅といった、現在からすれば劣悪とみなすことができる都市環境があった³²。

²⁸ MAYEUR Jean-Marie (1973), *Les débuts de la Troisième République 1871-1898*, Éditions du Seuil, pp.55-56.

²⁹ 河合務 (2015) 『フランスの出産奨励運動と教育：「フランス人口増加連合」と人口言説の形成』日本評論社。

³⁰ 小倉孝誠・管野賢治編 (2002) 『ゾラ・セレクション第10巻 時代を読む 1870-1900』藤原書店, pp.221-229.

³¹ 福島都茂子 (2015) 『フランスにおける家族政策の起源と発展：第三共和制から戦後までの「連続性」』法律文化社, pp.1-2.

³² ローゼン, ジョージ (1976) 『公衆衛生の歴史』小栗史朗訳, 第一出版, pp.196-197.

19世紀は都市が急成長を遂げた時代であった。フランスにおける都市化の速度は他のヨーロッパ諸国に比べれば緩慢であったとはいえ、1872年に31.1パーセントであった都市人口は、第一次世界大戦前の1911年には44.2パーセントまで上昇し、人口5万人以上の都市がその半数を占めた³³。フランスの総人口は9パーセントしか増加しなかったが、これに対して都市人口は75パーセントという大幅な伸びを記録している。この100年間に於いて、ル・アーヴルとリールは人口が7倍に、それには及ばないもののリオンは4.4倍であり、パリよりも人口増加のスピードが速かった。パリ、マルセイユ、サン＝テティエンヌ、ランスなどの都市は19世紀前を通じて平均以上の人口の伸び率を示したが、リオンをはじめとして、リール、ナンシー、トロワ、グルノーブルなどは特に世紀後半における伸び率が大きかった³⁴。

リオンの場合、1851年に22万人を数えた人口は、1906年には45万人を越すまでにいたった。首都のパリに次いでリオンと人口を競いあったマルセイユは周辺のコミューンを併合しながら拡大したが、リオンの市域は1852年にギョティエールを併合してから変化せず、20世紀初めに人口は飽和状態となった。むしろ、それから第一次世界大戦までには、まずリオンと隣接する「旧」郊外（リオンの南と東に位置するヴィルヴァン、サン＝フォン、ウラン）へ、そして両大戦間期にはそこからさらにリオンの外側へ展開する「新」郊外（ヴェニッシュュー、デスイヌ、ブロン、ヴォー＝アン＝ブラン）へと人々が集まった。リオンにおける人口の増加は、クロワ＝ルス、ヴェーズなどの街区や、「プレスキル(半島)」とよばれる地域ではわずかであったのに対し、ギョティエール、第3区や第6区といった東側の地域で目立つなど、市内で均等ではなかった³⁵。こうした人口流入をもたらしたのは近郊や県内、他県などからの人々であり、人口構成の変化が、後に述べるように、コムユーン議会の構成を変化させていった。

さらに、急激な人口増加は住宅難および都市衛生の悪化をもたらした。リオンの特徴として、膨大な土地を所有するリオン市民病院（Hospices civils de Lyon）が地価の高騰を待って土地をなかなか売りに出さず、それが民衆向けの住宅建設を圧迫していたということがあった。ローヌ左岸地域の広大な土地がリオン市民病院の所有地であり、同病院はこの土地を貸しだして財源を得ていた³⁶。そこで、リオンの名望家たちが協力して1888年に廉価住宅株式会社（Société Anonyme des Logements Économiques）をつくり、比較的余

³³ ENCREVÉ André (2006), *La France de 1870 à 1914*, Paris, Presses Universitaires de France, pp.43-44. フランスでは2000人以上の人口をかかえるコムユーンを「都市(ville)」とする。

³⁴ プラノール, グザヴィエ・ド (2005) 『フランス文化の歴史地理学』 手塚章・三木一彦訳, 二宮書店, pp.508-516.

³⁵ PELLETIER, op. cit., pp.772-774. 1911年から1936年の人口については、国勢調査の水増しが後に明らかとなったため、正確な数字は不明である。この点は、國府久郎 (2006) 「フランス国勢調査原簿の捏造問題：リオンとマルセイユの事例から」 『駿台史学』 128, pp.77-91 を参照。

³⁶ リオン市民病院が所有する土地は、1780年で480ヘクタール、その後徐々に減少したとはいえ、1938年でも125ヘクタールにおよんでいた。クレマンソン, アンヌ＝ソフィー (2009) 「借地と都市整備：フランス・リオン市民病院の貸地経営 (1781-1914) (3)」 小柳春一郎訳 『獨協法学』 74, p.269

裕のある労働者向けの住宅を供給した³⁷。とはいえ、その規模も限られていたため、1912年には、全14万4000住戸のうち30パーセントに水の供給がなく、不動産総数の10パーセントは実に不衛生であるとみなされた。住宅不足のため不衛生住宅を改善するだけでは不十分で、新たに増えた人口をすべて住居に住まわせることが必要であるとの認識が、1914年のコミューン議会での決まり文句となっていたのである。その前後から社会住宅建設が試みられるにもかかわらず、過密居住は改善されず、不衛生とみなされる住戸は20パーセントにまで上昇する³⁸。ピノルの研究によれば、リオンは他都市と比べても部屋数の少ない住宅が目立ち、なおかつ1911年から1926年のあいだに過密が改善されない稀な都市であった。下の表からもわかるとおり、他の都市の多くが過密の程度を下げているのに対してリオンの数値は横ばい、順位で見ればリオンは1911年の第4位から1926年の第2位へと不名誉にも「昇格」してしまうのである³⁹。

住居への衛生設備の設置状況については、下の二つの表から19世紀末と1950年代をある程度比較できる。まず、1896年において、トイレを設置している住戸は、第2区で62パーセントであったことを除外すれば、全体としては3割に満たず、場合によっては第4区のように1割未満となっている。建物単位で水が利用できる割合においても第2区は高い率を示すが、全体としては5割強というように、区ごとに衛生設備の普及に大きな差が見られる。次に、1954年の状況を確認してみたい。全体として住居における衛生設備の状況はずいぶん改善されている。水道の利用については全体として9割を超え、室内のトイレも5割が利用できる状態となっている。たしかに各区のあいだで衛生設備の設置状況をふくめて差は存在するが、19世紀末時点よりは顕著でなくなっている。このように、半世紀ほどをかけて住居の衛生設備は全体として充実していくのである。

³⁷ CAYEZ Pierre (1986), « Les petits logements dans les grandes villes », *Mouvement social*, 137, pp.29-53 を参照。株式会社創設の中心となったのは、銀行家エナール(Aynard)、染物業者ジレ(Gillet)、父が大企業家であるエンジニアのマンジーニ兄弟であった。

³⁸ BENOIT Bruno (2007), « La politique sociale d'Édouard Herriot à Lyon, de 1905 au début des années 1930 », Yannick MAREC, dir., *Ville en crise? : Les politiques municipales face au pathologies urbains (fin XVIII^e – fin XX^e siècle)*, 2^e éd., Paris, Creaphis, pp.626-629.

³⁹ この理由として、リオンは1901年という早い段階で家賃税を廃止したが、代わりに新規の建築に対する税金を課したため、新規建築が伸びなやんだことが指摘されている。PINOL Jean-Luc (1991), *Les mobilités de la grande ville : Lyon, fin XIX^e-XX^e*, Paris, Presse de la fondation nationale des sciences politiques, pp.31-34.

フランスの大都市における過密住戸及び狭小住戸

1911 年	%	1926 年	%
サン＝テティエンヌ	70	サン＝テティエンヌ	67
ル・アーヴル	58	リヨン	56
ナント	57	ル・アーヴル	53
リヨン	56	ナント	50
リール	53	マルセイユ	45
ナンシー	51	パリ	42
ランス	50	リール	41
マルセイユ	49	ルーアン	39
トゥーロン	46	ランス	39
ルーアン	44	ナンシー	39
パリ	43	ニース	39
トゥールーズ	43	トゥーロン	38
ニース	43	クレルモン＝フェラン	38
ルーベ	30	トゥールーズ	38
ボルドー	20	ストラスブール	36
		ボルドー	33
		ルーベ	22

出典：PINOL Jean-Luc (1991), *Les mobilités de la grande ville : Lyon, fin XIX^e-XX^e*, Paris, Presse de la fondation nationale des sciences politiques, p.33.

1896 年における住戸と衛生

	住戸数	トイレ数	%	住宅数	水の利用数	%
第 1 区	21,038	5,060	24	2,007	925	46
第 2 区	20,999	13,038	62	1,782	1,559	87
第 3 区 (後の第 7 区含む)	46,217	15,059	33	6,451	3,728	58
第 4 区	13,427	261	2	1,423	256	18
第 5 区	13,878	2,373	17	3,154	1,855	59
第 6 区	28,878	3,861	13	2,878	1,436	50
合計	144,413	39,652	27	17,695	9,759	55

出典：PINOL, op. cit., p.36.

1954 年における各区の利便設備設置率

	住戸数	水道	室内トイレ	衛生設備の設置
第 1 区	18,941	94	38	15
第 2 区	19,217	92	56	27
第 3 区	34,559	93	53	17
第 4 区	11,974	100	36	15
第 5 区	18,093	100	45	15
第 6 区	27,464	93	56	26
第 7 区	36,076	92	57	16
ヴィルーパーン	28,697	87	49	11
合計	195,021	93	50	18

出典: PINOL, loc. cit.

2. 伝染病と死亡率

近代の疾病構造の変化は、オムランによれば次の 3 段階にモデル化される。

第 1 期 悪疫と飢饉の時代

第 2 期 感染症大流行減少の時代

第 3 期 慢性病・生活習慣病の時代

第 1 期は、死亡率が高く変動し、それゆえ持続的な人口増加が妨げられる時代であり、出生時の平均余命は低くて定まらず、20 年から 40 年の間で変動する。第 2 期は、死亡率が徐々に低下する時代で、伝染病の猖獗が頻繁でなくなる、あるいは消滅するときに死亡率の低下の度合いが加速される時代である。この時期には、出生時の平均余命がおよそ 30 年から 50 年へと着実に高くなり、人口増加は持続的に見られ、指数関数のカーブを描いて上昇する。第 3 期には、死亡率が低下しつづけ、やがて比較的低水準に静止する。出生時の平均余命は 50 年を越えるまで徐々に上昇する。この段階にいたると出生率が人口増加の決定的な要因となる。オムランは、第 1 期から第 3 期までの変化のプロセスを疫学的転換 (epidemiologic transition) と呼んでいる⁴⁰。もちろん、すべての国や地域が実際にこのようなルートをとるのではなく、上記の区分はあくまでも抽象的なモデルである。しかし、パストゥールにはじまる細菌学の発達と医学的認識の転換、いわゆる「パストゥール革命」以降、伝染病の病因が突きとめられ、その予防および治療法が徐々に確立していくことで、死因に占める伝染病死の割合が低下していったことは広く認められている。

フランスの人口動態について調査を行ったデュパキエは、1880 年から 1914 年を死亡率

⁴⁰ OMRAN Abdel R. (2005), "The epidemiologic transition: A theory of the epidemiology of population change," *The Milbank Quarterly*, 83, (*The Milbank Quarterly*, 49, 1971, pp.731-757.) pp.736-741. なお、訳語については、永島剛 (2006) 「大正期日本における感染症の突発的流行：発疹チフス 1914 年」『三田学会雑誌』99-3, p.43 を参照した。

の後退期とみなし、画期を 1880 年代においている。死亡率の低下は、1 歳から 5 歳の幼児においてもっとも顕著にみられ、学齢期の子ども（6 歳から 14 歳）が幼児の次に恩恵を受けた。そして、年齢が上がるほど死亡率低下の割合は低くなっていく。時期を区切ってみると、1890 年から 1894 年において 136 パーミルだった死亡率が、次の 5 年で 113 パーミルへ、さらに 5 年後には 103 パーミルまで下がったあと、1910 年から 1914 年に 105 パーミルに上昇するものの、1918 年から 1919 年には「スペイン風邪」といわれたインフルエンザの大流行にもかかわらず 86 パーミルにまで低下する。この傾向はフランスにかぎらずヨーロッパ各国で見られたが、1906 年から 1910 年の統計に限定すれば、フランスの小児死亡はスカンディナヴィア諸国、オランダ、スイス、イギリスに次いで第 7 位であった。小児死亡の低下の理由として、出産時や先天異常などの内因性死亡が着実に減少しつつあったこともあるが、感染症による外因性死亡が急速な下落を見せたことが大きかった。なかでも消化器系の病気によって命を落とした子どもの数は、1906 年の 4 万 1699 人に対し、1913 年には 2 万 7152 人となったのである⁴¹。前述のオムランのモデルでいえば、フランス第三共和政期はちょうど第 2 期、そして第 3 期への移行過程に存在すると考えられる。それまで多くの人命を奪っていた伝染病の原因が突きとめられ、予防法、さらには治療法が獲得されていくにしたがって、公衆衛生行政および学校衛生もまた変化するであろう。

ここで、リヨンにおける死因ごとの死亡数についての統計をみておきたい。資料編・表 1 は、リヨンにコミューン衛生事務所が誕生した 1891 年を基準として、基本的に 5 年ごとに死亡数の推移を追ったものである。一部が 5 年刻みとなっていないのは、統計の初出が 1882 年であり、第一次世界大戦中や 1926 年は『行政報告書』に記載がないためである。時期によって統計の取りかたが変わっているが、死因ごとにまとめたり並びかえたりせず史料の記載にしたがっている。また、1926 年と 1941 年は合計の数値が計算と食いちがうが、こちらも史料のままにした。

統計にはおおむね、はじめに細菌による伝染病、次に各器官の疾患、最後に病気以外の死亡という順で死因がなっている。一見して明らかなのは、伝染病による死亡の減少である。かつて猛威をふるったコレラは 19 世紀末より統計の項目がなくなっており、1980 年に地上からの根絶が宣言された天然痘も 20 世紀初頭より死者を出していない。その他の伝染病も 1882 年と 1941 年を比べれば、時々の流行をうかがわせながらも、死亡数の減少は明瞭である。ただし、5 年刻みであるこの表には単年度の大流行を示すことができない。たとえば、1900 年にリヨンで天然痘が大流行して 1025 人の感染者を出し、そのうちの 55 人を死に至らしめた。1900 年代でも天然痘が侮れない病気であることがうかがえる。だが、この時には衛生事務所によって年間 2 万 6144 件のワクチン接種が施され、しかもそのうち 1 月だけで 2 万 3360 件を占めるなど、迅速な対応が取られている⁴²。伝染病死の減少には、予防および治療法の確立とともに都市環境の改善や栄養状態の改善とならんで、行政による対処の可能性が広がったことを無視できない。結核は依然として多数の死

⁴¹ DUPÂQUIER Jacques (1995), *Histoire de la population française*, 3, *De 1914 à nos jours*, Paris, Presses universitaires de France, p.4, pp.292-298.

⁴² ROUX Gabriel (1906), *Le bureau municipal d'hygiène et de statistique de Lyon*, Lyon, A. Rey & C^{te}, pp.22-23.

者を出しつづけたものの、伝染病による死亡が影をひそめるにつれて、結核、呼吸器疾患、そして心臓病や癌が存在感を増す傾向が確認できる。

学校において特に警戒された病気の一つにジフテリアがある。これは、現在ではまれな疾患となったが、19世紀終わりごろには麻疹とともに小児死亡の第一の要因であり、かつ死者の大部分が子どもであった。全身の不調、震え、発熱にくわえ、扁桃腺と喉の腫脹によって呼吸困難やしつこい咳を引きおこすため、その際の呼吸や咳をあらわす擬音から「クループ」と名づけられた。ジフテリア感染症を特定したブルトノーによる「ジフテリア」の命名は19世紀前半であるが、1880年代にクレブス、レフラーらによる病原菌の特定、そして1889年にルーとイェルサンによるジフテリア毒素の発見が相次ぎ、1890年にベアリングと北里柴三郎による抗ジフテリア血清の完成にいたる⁴³。つまり、フランス第三共和政期のはじめごろに治療が可能となるわけであるが、それでも統計をみるかぎりジフテリアは少なくない数の命を奪う病でありつづけた。また、死にはいたらずともリヨンでも毎年数十人ほどの罹患者を発生させていた。

「死因不明」が極端に多い1936年をのぞけば、肺結核による死亡の多さがなかでも目を引く。統計によれば19世紀のあいだは1500人以上、20世紀になると減少が見られるが、それでも1000人を越える死者数を記録している。フランス全国でも、結核による死者数は1890年から1910年にかけて年間3万2000人から3万9000人へと増加しており、結核は成人の死因の4分の1を占めた⁴⁴。流行病よりも多くの死を生みだすこの「白い病」の克服が、社会的にも大きな課題となったことは想像に難くない。実際、世紀転換期には政府も危機感を覚え、1899年11月に、結核の拡大を食止める方策を探求するための委員会の結成を閣議決定し、その取りまとめをブルアルデルに委嘱している。このパリ大学医学部教授は、全国622都市を対象として内務省の調査資料をもとに結核による死亡数および死亡率をはじきだし、それらは都市の人口規模が大きくなるにつれて高まる傾向にあり、人口5万人以上の都市では死亡率が10万人あたり413に達することを明らかにした⁴⁵。

リヨンについては、ラコム指導のもとピエール・デュパンによって提出された博士論文において、1900年から1904年のあいだの結核発生地が明らかにされている。それによれば、この都市でもっとも結核の発生が多かったのは、第3区のなかで貧しい労働者が多く人口密度も高かった場所であり、地区としてはギョティエール、それに隣接するモンプレジュール、モンシャなどが挙げられている。その次が第5区の低地部分であり、サン＝ジョルジュ、サン＝ジャン、サン＝ポールといった衛生状態の良くない、湿気の多い人口密集地であり、くわえて労働者の多いヴェーズであった。このような分析には衛生事務所の情報が活用された⁴⁶。

結核に対する闘争が政府や慈善団体などによって本格的に開始されるのは1890年代を

⁴³ ハンセン、ウィリー・フレネ、ジャン（2008）『細菌と人類—終わりなき攻防の歴史』渡辺格訳、中央文庫、pp.131-144。ダルモン、ピエール（2005）『人と細菌：17-20世紀』寺田光徳、田川光照訳、藤原書房、pp.390-400、DOMART André、BOURNEUF Jacques（1985）『カラー図説 医学大事典』森岡恭彦監訳、朝倉書店、p.425。

⁴⁴ FAURE Olivier（1994）, *Histoire sociale de la médecine*, Paris, Anthropos-Economica, p.206.

⁴⁵ 大森, op. cit., pp.213-225.

⁴⁶ ROUX, op. cit., p.37.

待たなければならない。これ以降、患者が吐く痰のコントロールや、結核が明らかになったときの届け出義務などに関する議論がさかんとなり、第3章および第4章で検討する林間学校とも関連する結核無料診療所やサナトリウムが建設されるなど、結核の社会的予防および治療が試みられる。しかし、他の西欧諸国に比べてフランスではサナトリウムがなかなか広がらなかった。そもそも「人が集団生活をする所 (collectivités)」で結核が蔓延する危険性が高いことは19世紀末には軽視されており、結核患者が病院で特別な待遇を受けていた訳ではなかった。結核患者の隔離や消毒への重要性を指摘する意見もあったが、パリでは少なくとも第一次世界大戦まで結核患者は一般病院で他の病人と同居していた。病院が結核感染を拡大する源となっていることが警告されていたにもかかわらず対応が取られていなかったことの背景を大森弘喜はこう指摘する。「結核がジェルム、つまり結核菌により起こることを認めたくない雰囲気、フランス医学界にあること、たとい認めざるを得ないとしても、コンタギオン説に固有の予防策である『隔離』は認めがたい、との暗々裡の諒解があること」、「翻って云えば、コンタギオン説のもつ強権的で介入的匂いが、自由主義の風潮を尊ぶフランスでは、殊のほか毛嫌いされたのである」⁴⁷。すなわち、細菌学の発展により病気の原因が有毒な気であるとするミアズマ説〔瘴気説〕からそれを病原菌に求めるコンタギオン説〔接触伝染説〕へと科学的な認識が転換しつつあっても、医学界はそれを容易に認めようとせず、したがって予防対策も十全とはいえない側面もあったといえよう。

3. パストゥール革命

伝染病による死亡減少の主要因については議論があり、都市環境の改善や人々の栄養状態の向上などを推す意見もあるが、「パストゥール革命」がすべてではないにしてもその一翼を担っていたと考えられる。伝染病の原因は特定の細菌にあること、病原菌の経口摂取や飛沫による感染、ノミなどの昆虫を媒介とした感染など伝播の方法が明らかにされたうえで、病原菌の弱毒化によって予防のワクチン（天然痘など）や治療の血清（狂犬病やジフテリアなど）が作りだされていった。

パストゥールの登場以前にも目に見えない大きさの生物に注目していた人々がいた。後に微生物 (micro-organisme) と呼ばれることになる生き物を顕微鏡を用いて発見したのは、17世紀のレーウェンフックであった。18世紀半ばにはそれらの生物が空気中に存在することをスパンツィーニが主張して、生命の自然発生説に疑問を投げかけていた。病気を引き起こす病原種細胞 (seminaria) については、それよりもさらに早い1546年にフラカストーロによって理論が発表されている。こうして18世紀の学者たちのなかには病気の原因をこの微細な生物に帰していた者もあったが、彼らがパストゥールと異なるのは、その主張が実験に基盤をおいたものではなく、あくまで想像の域にとどまっていたことにある⁴⁸。

さらに、衛生についての学問はパストゥール以前から存在していた。さかのぼれば19世紀初頭に、「衛生 (hygiène)」という言葉は、健康の状態を表す言葉から健康状態の維

⁴⁷ 大森, op. cit., pp.228-229.

⁴⁸ ダルモン, op. cit.

持に役立つ装置と知識を集大成する言葉へと変化した。つまり、この頃に衛生は知識の体系となり、医学における専門領域となった⁴⁹。都市の非衛生に対する戦いの歴史におけるひとつの転換をもたらしたのが 1832 年に流行したコレラである。1831 年のカレーでの発生から翌年にパリへ伝播したこの病気は、当地でおよそ 1 万 8000 人におよぶ死者を出すなど膨大な死を生みだして人々の恐怖をかきたてた。有効な対策手段をもたなかった当時、伝染病は不安だけでなく社会的な対立関係をも表面化させることとなった⁵⁰。警視總監とセーヌ県知事により任命されたコレラ委員会が流行を分析した結果、被害は不衛生で劣悪な街区に集中していたことがわかり、不衛生住宅の衛生化、すなわち私的空間への消毒が課題として意識されていった。だが、この段階では病気の原因についてコンタギオン説とミアズマ説が激しく対立しており、前者の勝利は 1880 年代のパストゥールやコッホらの研究成果が広く認められるまで待たなければならなかった⁵¹。

ワイン樽に発生するパラ酒石酸の研究から学問の道を歩むことになったパストゥールは、発酵現象が微生物によることを発見して以来、細菌研究の成果を次々とあげた。第二帝政期に大流行した蚕の病気を解明したのち、第三共和政期に炭疽菌から弱毒性ワクチンをつくりだした。以後、鶏コレラ、狂犬病と研究を広げ、パストゥール研究所の設立へと漕ぎつけることとなる。

デュパキエは、1880 年を境としてパストゥール革命を 2 段階に区分している。第一段階は 1865 年からで、パストゥールの説を受けた外科医ジョゼフ・リスターが外科手術における消毒を実践したが、この段階ではまだ医師や衛生学者にはパストゥールがいうような病原菌という発想に疑念があった。1880 年から始まる第二段階から、微生物の成果に医師や衛生学者が接近しはじめる⁵²。事実、各国の研究者による病原菌の発見は 1880 年から相次いだ。1880 年代から医学雑誌の出版が増え、新たに誕生した出版物はそれらの議論の場として開かれていく⁵³。ドイツではコッホたちが細菌の培養技術を洗練させ、パストゥールとその協力者たちは感染の機構に重点を置き、それによって得た知識を伝染病の予防と治療に用いた⁵⁴。「パストゥール革命とともに孤独な発見の時代は終わった」⁵⁵。

⁴⁹ ヴィガレロ, *op. cit.*, pp.219-220.

⁵⁰ 喜安朗 (1982) 「コレラの恐怖・医療・そしてパリ民衆 : 1832 年パリのコレラ流行をめぐって」『思想』691, pp.1-19. シュヴァリエ, *op. cit.*, pp.12-20.

⁵¹ 大森, *op. cit.*, pp.47-93. コルバン, *op. cit.*, pp.176-178.

⁵² DUPÂQUIER, *op. cit.*, pp.340-341.

⁵³ FAURE, *op. cit.*, pp.177-180.

⁵⁴ ローゼン, *op. cit.*, p.230.

⁵⁵ ダルモン, *op. cit.*, p.145.

病原体の発見

年	病原体	発見者	アルファベット
1880	腸チフス菌(組織内に菌発見)	エベルト	Eberth
	らい菌	ハンセン	Hansen
	マラリア原血	ラヴラン	Laveran
1882	結核菌	コッホ	Loeffler
	鼻疽菌	レフラー、シュルツ	Loeffler, Schultz
1883	コレラ菌	コッホ	Koch
	連鎖球菌(丹毒)	フェーライゼン	Fehleisen
1884	ジフテリア菌	クレープス	Klebs
	腸チフス菌(分離菌)	レフラー、ガフキー	Loeffler, Gaffky
	ぶどう球菌	ローゼンバッハ	Rosenbach
	連鎖球菌(たん毒)	ローゼンバッハ	Rosenbach
	破傷風菌	ニコライヤー	Nikolaier
1885	大腸菌	エツシェリッヒ	Escherich
1886	肺炎菌	フレンケル	Fraenkel
1887	マルタ熱菌	ブルース	Bruce
	軟性下痢菌	デュクレー	Ducrey
1892	ガス壊疽菌	ウェルチ、ヌツタル	Welch, Nuttall
1894	ペスト菌	イェルサン、北里	Yersan, Kitasato
	ボツリヌス菌	ファン・エルメンゲム	van Ermengem
1898	赤痢菌	志賀	Shiga

出典:ローゼン, ジョージ(1976)『公衆衛生の歴史』小栗史朗訳, 第一出版, p.231 をもとに作成。人名の表記を一部改めた。

ミアズマ説が優勢だったころの伝染病対策は汚物処理とし尿処理を中心としたものであったが、病原菌が発見され感染のしくみが明らかにされると、伝染病への対策はより正確な対応を可能にした。もっとも、近年ではパストゥール革命の革命性への疑問も出されており、それまでにおこなわれていた実践や認識が後付で正当化されたにすぎないというのである。とはいえ、それが実践や行政に変化を与えたことまでは否定されない⁵⁶。デュパキエが 1880 年頃を転換点とするように、医療史の専門家であるフォールも同時期を区切りとして章分けをおこなっているが⁵⁷、それはちょうど共和派が政権を獲り、一連の通称「フェリー法」によって初等教育制度を確立していく時期に相当している。学校衛生に引きつけてみれば、学校を清潔に保つことから始まり、ワクチン接種や伝染病に罹患していると判断された児童の出席停止といった手段が取られるようになる。つまり、パストゥ

⁵⁶ LÖWY Ilana (2010), « Cultures de bactériologie en France, 1880-1900 : la paillasse et la politique », *Gesnerus*, 67-2, pp.188-216.

⁵⁷ FAURE, op. cit.

ール革命によってもたらされた知が定着していく過程と初等学校における校舎・児童の衛生手段の導入が連動していたのである。

4. 身体への関心（散歩・療養・運動・リゾート）

第三共和政初期において、身体に対する社会の関心はどのようなものだったのであろうか。クセルゴンは、衛生のための施設の利用状況から、「ひとことでいえば 1850 年から 1900 年のあいだに、身体衛生の観念は大きな変動を被り、余暇と肉体文化の文明を志向する社会全体の決定的な変容が姿を現してくる」⁵⁸という結論をくださす。これにしたがえば、「フェリー法」をはじめとして初等教育制度が整備されていく時期（1880 年代）は、身体をめぐるさまざまな文化がすでにある程度の変容を被っていた時期であるといえるであろう。ここでは、学校教育や学校衛生、とりわけ林間学校活動ともかかわりの深い、散歩、療養、運動という 3 点について整理しておきたい。

まず、散歩は 19 世紀末には行楽として人々に好まれるようになった。そもそも第二帝政の都市計画におけるブローニュやヴァンセンヌをはじめとする公園の整備が、都市における散歩の空間を生みだしていた⁵⁹。あるいは、郊外への散策は印象派の画家たちが描こうとした光や水といった素材と結びつき、画家たちは都市生活者のまなざしで「田舎」に美を見出し、それを描いた⁶⁰。また、文学者たちも同様の情景を描写した。しばしば引用されるのがモーパッサンの作品である。「ヌイイの橋まで来ると、デュフル氏は言った。『さあ、いよいよ田舎だぞ！』この合図に、はやくも細君は自然の景色にほろりとする」⁶¹。この一文のある「野遊び」というタイトルの短編には、まさにそうした週末の行楽が描かれている。そのような文学作品や絵画が受けいれられたのも、それらの作品が当時の人々の感性と連動していたからではないだろうか。

次に、療養についてであるが、19 世紀末は鉄道の発達もあいまって、温泉地や海浜リゾートへ広い階層の人々が足を運んだ時代であった。彼らの目的は、レジャーとしての旅行の場合もあれば、結核の治療であったり、あるいは健康の維持・増進であったりした⁶²。海浜リゾートについていえば、治療のための海水浴から、20 世紀初頭には余暇として水泳を楽しむ場所となっていった⁶³。温泉地は、湯に浸かって快楽を味わうというよりも、鉱水を飲むことによる健康増進のための場所であった。観光業の発達もあいまって、散歩をしながらその土地の風景や気候を味わうことも楽しまれた⁶⁴。

こうして、都市から郊外、さらには遠く海辺の土地や山間の温泉地に移動することが余暇となり、そのような「場所」、さらにいえばそうした場所の「空気」や「水」が余暇あるいは療養の重要な要素となっていた。1884 年には最初の観光協会 (syndicat d'initiative)

⁵⁸ クセルゴン, op. cit., p.205.

⁵⁹ コルバン, アラン (2000) 『レジャーの誕生』藤原書店, pp.165-169.

⁶⁰ 山田登世子 (1998) 『リゾート世紀末』筑摩書房, pp.4-31.

⁶¹ モーパッサン (1971) 『モーパッサン短編集 2』青柳瑞穂訳, 新潮文庫, p.104. 引用は訳文によった。

⁶² 山田, op. cit., pp.64-118.

⁶³ RAUCH André (2001), *Vacances en France de 1830 à nos jours*, Paris, Hachette Littérature, p.28.

⁶⁴ 山田, op. cit., p.180-191.

がつくられたことは、そうした機運の盛り上がりと無関係ではないであろう。

さて、19世紀末の身体文化にとって、ジムナスティック〔体操〕または射撃、あるいはスポーツがさかんになったことも重要な変化の一つであった。ジムナスティック団体、あるいは射撃団体は1870年代からの増加がいちじるしかった。1870年には40ほどだった団体数は、1885年には1500に、1914年には2100を数えた。原因として、しばしば敗戦による愛国心の興隆が指摘されるが、それと同時に活動が人々の気晴らしになっていたことが指摘されている⁶⁵。

他方、スポーツは世紀末にはまだ裕福な階級の身体鍛錬や娯楽と考えられていた。それでも、シャールトンによれば、1880年から1890年は「フランスにおけるスポーツの発展と組織化にとって画期的な時代」⁶⁶であった。乗馬や徒競走、自転車など、各種団体の創設と発展によって、ライバル意識や競争心といった要素がスポーツをおこなう者たちに芽ばえ、スポーツの発展を支えた⁶⁷。そうした時代の世相を反映して、19世紀末から20世紀初頭には「スポーツおよびスポーツをする身体を主題にした文学作品の創作ブーム」⁶⁸が起こった。先ほどふれたモーパッサンもスポーツを題材に多くの短編を書いた。

このように、第三共和政初期から世紀末へ向かうにつれて、さまざまな種類の身体活動が人々のあいだで享受されるようになった。人々の身体への関心は余暇と結びつき、余暇はさらに「自然」とも結びついていた。また、ジムナスティックや射撃といったかたちで愛国心が表現されると同時に、その活動自体が余暇としても楽しまれた。このような身体への関心は学校においてもさまざまなかたちで現れてくるのではないか。かならずしも軍事的な意図ばかりではなく、「自然」や気晴らしといった要素も、子どもの身体への教育として存在したのではないだろうか。

第2節 学校衛生の行政的位置

1. コミューン行政

第三共和政における地方行政は、二つの法律を柱として成立した。1871年8月10日の県議会に関する法律（*Loi relative aux conseils généraux*）と1884年4月5日のコミューン組織法（*Loi sur l'organisation municipale*）である。フランス革命で成立したコミューンにかんする制度は政体が変わるたびに変遷を経たが、コミューンは19世紀を通じて強力な中央集権制のもとにあった。第三共和政にいたっても当初はすべての市町村長が政府または県知事による任命制とされたが（1874年1月20日法）、最終的にはパリを除いてコミューン議会による互選とされ、以後1980年代のミッテラン改革までつづくコミューン制度の礎が築かれた。それを決定づけたのがコミューン組織法である。

⁶⁵ LECOQ Benoît (1986), « Les sociétés de gymnastique et de tir dans la France républicaine (1870-1914) », *Revue Historique*, 276, pp.158-159.

⁶⁶ シャールトン, ピエール (1989)『フランス文学とスポーツ 1870-1970』三好郁朗訳, 法政大学出版局, p.48.

⁶⁷ *Ibid.*, pp.47-53.

⁶⁸ 小石原美保 (2002) 「身体への近代的まなざし：フランス文学にみる身体観・スポーツ観」望田幸男, 村岡健二監修『近代ヨーロッパの探求 8 スポーツ』ミネルヴァ書房, p.55.

この法律の意義は、岡部造史によれば、①首長の議会内互選制の確立などによるコミューンの自立性の拡大、②従来の中央からの統制（後見監督制）の維持にあった。この法律は「必ずしも地方の自立性の強化を意味するものではなく、「地方制度をよりいっそう安定させ、行政をよりいっそう効率的なものにする意図を含むものであった。そして改革に対する共和派の主要な関心は、住民によるコミューンの政治生活への参加を奨励することによって、社会における利害対立を解消し、住民の政治意識や愛国心を高め、またそうすることによって共和主義体制にふさわしい市民を形成すること」にあった⁶⁹。というのも、フランス革命によって成立したコミューンの数は当初 4 万 4000 ほどで、第三共和政の初めごろには約 3 万 6000 であり、人口 500 人以下のコミューンが全体の約半数近くを占めている状態では、十分な行政能力を持ちえないコミューンが大多数であったためである⁷⁰。

それでは、コミューン組織法において衛生行政はどのように位置づけられたのであろうか。全 168 条のうち衛生に関する条項は、市長のコミューン警察権（*police municipale*）に関わる第 91 条から第 99 条までのうち、第 97 条で示される。そこでは「コミューン警察は、良好な秩序、公共の安全および公衆衛生を確保することを目的とする」⁷¹とされたうえで 8 項目がなるが、第 6 項が特に衛生に焦点を当てたものである。その内容は、「火災、洪水、流行病および伝染病、動物間流行病のような災害や災禍を、必要があれば上級の行政機関の介入を要請しながら、適切な処置によって予防すること、また必要な援助によって進行を阻むことへ配慮すること」⁷²とある。たしかに、衛生はコミューンの領分とされているわけであるが、これ以上の詳細な規定はない。

なお、第 99 条では、公衆衛生、公共の安全および安寧の維持に関わる適切な処置がコミューン当局によって取られなかった場合、第 91 条に規定された市長のコミューン警察権は県知事の権限行使の妨げにならないとされている⁷³。このような規定が、この法律に

⁶⁹ 岡部（1999）*op. cit.*, p.46. および引用は、*Ibid.*, p.58. また、亘理格（1983）「フランスにおける国、地方団体、住民：1884 年《コミューン組織法》制定前後（1）」『自治研究』59-3, p.97 では以下のようにまとめている。「この法律は、（1）コミューン議会の議決権限事項に関する概括主義の採用、（2）市長および助役（*adjoints*）についてのコミューン議会内互選制の確定的採用、および（3）市長の権限特に地方警察権（*la police municipale*）の拡充、という三点において一世紀にわたる分権化の潮流を受けつぐものであると同時に、その三点それぞれについて国家官庁による強力な監督権限の行使を規定することによって、雨月二十八日法革命以来の中央集権の伝統をも受け継ぐものである。」

⁷⁰ 近年にいたるまでフランスのコミューン数は 3 万 6000 以上を数えたが、コミューンの合併を奨励する 2015 年 3 月 16 日法によって 2016 年からはその数を割っている。LE Figaro.fr の 2016 年 1 月 7 日付記事による。NÉGRNONI Angérique (2016), « Il n'y a plus 36.000 communes en France », LE Figaro. fr, 7 January 2016, (<http://www.lefigaro.fr/actualite-france/2016/01/07/01016-20160107ARTFIG00005-il-n-y-a-plus-36000-communes-en-france.php>), 2016 年 4 月 17 日アクセス。

⁷¹ 以下、コミューン組織法の条文は、DUVERGIER, 1884, pp.99-148.によった。引用は DUVERGIER, p.127 による。「La police municipale a pour objet d'assurer le bon ordre, la sureté et la salubrité publique.」

⁷² DUVERGIER, loc. cit. « Le soin de prévenir, par des précautions convenables, et celui de faire cesser, par la distribution des secours nécessaires, les accidents et les fléaux calamiteux, tels que les incendies, les inondations, les maladies épidémiques ou contagieuses, les épizooties, en provoquant, s'il y a lieu, l'intervention de l'administration supérieure; »

⁷³ 第 99 条の全文は以下のとおりである。DUVERGIER, pp.128-129. « Les pouvoirs qui

における中央集権の維持と評価されることにつながるわけであるが、この点は成立までに議論が紛糾した部分であった。ワルデック＝ルソーは特にこの規定について、もっぱらコミューンの利益のみに関わる地方警察事項と、国全体の利益に関わる国家警察事項とを切り分け、「公衆衛生、公共の安全および安寧の維持」は後者に属するためであると説明している⁷⁴。衛生行政は権限においてコミューンと県との緊張関係におかれているわけである。

しかし、第 99 条も伝染病の発生などの事態に対して適用が容易であったわけではなかった。1888 年の著作でモノが例をあげている。とあるコミューンでコレラが発生したため、商務大臣の衛生に関する手段の全権を与えられた医師が派遣されて調査をおこなった。患者を隔離するため、使われていないカジノを占拠することを訴え、市長、県知事はこれを承認したが、誰がその補償費を支払うのかという問題に直面した。コミューン、県、国のいずれにもその義務を規定する法律が存在しない。第 99 条があっても、こうした支出の問題に直面すると無力化されるのである⁷⁵。

以下に述べるように、衛生に関して県は実働的なスタッフをほとんど持たないため、実際にはコミューンが任を負った。むしろ、1884 年法は、財政や人員に余裕のある一部の大都市において当局の自立性を拡大させ、都市計画や社会政策、衛生政策について積極的な取り組みを促す一面があった。この頃より大都市は、街路を舗装し、上下水道を整備して衛生状態を改善していき、さらにガス灯にかえて電灯を配置し、路面電車を走らせ、また貧者に対する無償医療の提供などを開始するのである⁷⁶。

多様化していくコミューンの業務にともなって、職員数および予算も増加傾向を示した。リヨン市当局の総職員は、1900 年に 2748 人だったが、1914 年には 3117 人、第一次世界大戦後の減少を挟んで、1940 年には 3753 人となる⁷⁷。中央市庁舎の職員にかぎっても、1900 年の 40 人から翌年には 62 人へと増え、エリオの就任後はさらに伸びが加速し、1912 年には 81 人にのぼった⁷⁸。都市の予算について見れば、リヨンは 1880 年に約 1611 万フランを支出していたが、1890 年に約 3826 万フラン、1900 年に約 4312 万フラン、1911 年に約 4843 万フランと、財政規模は約 3 倍にふくらんでいく。

フランス南東部の 6 都市（アヌシー、シャンベリー、グルノーブル、リヨン、ロアンヌ、

appartiennent au maire, en vertu de l'art. 91, ne font pas obstacle au droit du préfet de prendre, pour toutes les communes du département ou plusieurs d'entre elles, et dans toutes les cas où il n'y aurait pas été pourvu par les autorités municipales, toutes mesures relatives au maintien de la salubrité, de la sûreté et de la tranquillité publiques.

Ce droit ne pourra être exercé par le préfet à l'égard d'une seule commune qu'après un mise en demeure au maire restée sans résultats. »

⁷⁴ 亘理格 (1983) 「フランスにおける国、地方団体、住民：1884 年《コミューン組織法》制定前後 (2)」『自治研究』59-8, pp.89-90.

⁷⁵ MONOD Henri (1888), *Des pouvoirs de l'administration en matière sanitaire*, Paris, Imprimerie Nouvelle, pp.8-9.

⁷⁶ BURDEAU, op. cit., pp.242-243.

⁷⁷ DUMONS Bruno, POLLET Gilles (1992), « 'Fonctionnaires' municipaux et employés de la ville de Lyon (1870 - 1914) : Légitimité d'un modèle administratif décentralisé », *Revue historique*, 581, p.111. DUMONS Bruno, POLLET Gilles, SAUNIER Pierre-Yves (1997), *Les élites municipales sous la III^e République : Des villes du Sud-Est de la France*, Paris, CNRS Éditions, pp.40-41. なお、この二つの文献において数字が一部食い違いがあるが、ここでは発行が新しい後者の数字を採用した。

⁷⁸ DUMONS, POLLET, op. cit., p.109-113.

サン＝テティエンヌ)に関する比較研究によれば⁷⁹、いずれの都市でも1880年から1930年の期間において予算は拡大する。内訳として、支出のうちもっとも多くを占めたのが都市道路(voirie urbaine)すなわち土木事業関係であることはおおむね共通していたが、扶助に関する支出はコミューンによってばらつきが見られた。世紀転換期に扶助に関する法律が定められることでコミューンによる支出が増え、以後その動きは加速する。1920年代半ばにおける都市の支出に占める割合は、アヌシーが10%、グルノーブルが13%、シャンベリーが16%、ロアンヌが17%、サン＝テティエンヌが21%、そしてリオンは22%であった。アヌシー、シャンベリー、サン＝テティエンヌにとって扶助は2番目に大きな支出項目であったが、リオンではこれが第一であった。リオンにおける扶助への支出の大きさについて、著者たちは市長エリオの存在に理由を求めている。それだけではないにせよ、彼が社会福祉向上のための事業を積極的に展開したことからすれば、その主張にも一理あるだろう。ちなみに、『行政報告書』の予算に「衛生」という独立した項目は見当たらないため、現段階で入手している情報から、衛生関係の支出の規模を把握することはできない。

それでは、リオンの行政はどのような機構のもとに行われたのだろうか。第三共和政下においてコミューン行政組織の拡大・改編はしばしば見られるため、ここでは衛生事務所が誕生した1891年(12月末時点)のリオン市当局の構成を確認してみたい。まず、市長のもとに4人の助役が存在し、それぞれの業務担当領域をかかえている⁸⁰。助役はさらに、全6区の各区にそれぞれ2人が配置されている。これら合計16人の助役はすべてコミューン議会議員から選出される。通常、助役の数は1884年コミューン組織法第73条によって人口ごとに定められているが、リオンのみ同条において特別の規定があり、他都市を上回る助役の数がある。中央市庁舎には事務総長(scrétaire général)のもと、3つの局(Division)が設けられ、それがさらに8つの部(Bureau)に分けられる⁸¹。これらの部局を市長のものと助役たちが統括する。この段階で衛生事務所は存在しているのが、統計とコミューン警察とともに第3局第7部が公衆衛生を担当している。以後、担当部署が移動しながらも、衛生事務所にはふくまれない公衆衛生業務を中央市庁舎の部署が担っていたようである。衛生事務所は中央市庁舎ではなく別の独立した建物に置かれており、行政機構としてもこのヒエラルキーとは別にあり、後に検討するように学校衛生に関しても衛生事務所が一手に引きうけた。

⁷⁹ 以下、DUMONS, POLLET, SAUNIER, op. cit., pp.42-43.

⁸⁰ 1881年に市長職がリオンに戻った際はこの4人の助役がおらず、助役は12人であった。DUVERGIER 1881, pp.190-191.

⁸¹ 部が8つとなったのは1881年に市長職が復活してからであり、それ以前は3つのみであった。THIVEND Marianne (2006), *L'école républicaine en ville : Lyon, 1870-1914*, Paris, Belin, p.91.

リヨン市当局の構成(1891年)

市長	ガイユトン		議員
助役(中央市庁舎)	ロシニュー	コミュニケーション警察、財務会計、公的扶助	
	キヴォーニュ	芸術、建築、食糧供給、公衆衛生及び統計、庶務	
	ラヴィーニュ	公教育、コミュニケーション立デッサン学校、博物館、図書館、宗教、遺贈、訴訟、戸籍、公文書	
	ドウボロ	都市道路管理、村道管理、講演及び遊歩道、軍事関係、消防、選挙、入試税および税関、埋葬および墓地、庶務	
助役 第1区	フェラン, メラ		
第2区	ブイラン, オーガニユー		
第3区	バタイユ, ギュイ		
第4区	グリナン, テヴネ		
第5区	デスペーニュ, N[ママ]		
第6区	シュヴィラル, ゴーティエ		
事務総長	第1部	官房、総務、コミュニケーション劇場、人事、公共建築	職員
	第2部	コミュニケーション文書	
第1局	第3部	公教育、学校設備、芸術	
	第4部	公共事業、道路管理、建築	
第2局	第5部	財務会計、コミュニケーション債、入市税	
	第6部	公的扶助、訴訟、宗教、戸籍、軍事関係	
第3局	第7部	公衆衛生、統計、コミュニケーション警察	
	第8部	食糧、墓地	

出典: DA, Documents administratifs, 1892, pp.201-205.

組織構成をみるかぎり、市長のもとに16人の助役がコミュニケーションのトップとなって当局を統括しているように見えるが、実際に市長の右腕あるいは影の実力者として働いたのは事務総長であることが、デュモンの近年の研究で指摘されている⁸²。第三共和政を通じて、マルセイユでは12人の事務総長が職についたが、リヨンの場合、わずか5人にとどまった。さらに詳細にみると、市長職がおかれなかった時期をのぞき（このあいだは事務総長職も存在しなかった）、1871年から1886年のあいだで2人が数年の任期をつとめたあと、レオン・コルディエ (Léon Cordier. 在職: 1887~1909年)、ジョゼフ・セルラン (Joseph Serlin. 在職: 1909~1933年)、モーリス・ティボー (Maurce Thibault. 在職: 1933~

⁸² DUMONS Bruno, « Le “bras droit” du maire : Le secrétaire général », Bruno BENOIT, Mathias BERNARD, dir. (2012), *Le maire et la ville*, Clermont-Ferrand, Presses Universitaires Blaise-Pascal, pp.137-152.

1942年)らが事務総長を長期間務めている。コルディエは、ガイユトン、オーガニユール、エリオと3人の市長のもとで20年以上勤務し、つづくセルランもまたエリオのもとで20年以上職にあった。コルディエの例からわかるように、事務総長は市長の交代によって異動することなく、あくまで市長という職に仕えた。したがって、リヨンではほとんど第三共和政期全体にわたって安定した市長権力のもと、事務方のトップたる事務総長の在職の長さもあいまって、安定した行政が運営されたと考えられる。

2. 衛生事務所以前の衛生行政

リヨンに衛生事務所が創設されたのは1890年のことで、全国でも9番目と決して早くはなかった。医師資格を持つ市長ガイユトンは、その重要性を就任当初から認識しており、リヨンに市長職が再び設けられた1881年に市長になるとすぐに衛生事務所の設置を議会に提案している。しかし、それがかなったのは1890年のことで、実に9年の月日を費やした。

では、リヨンは当時どのような衛生業務を行っていたのか、そして、どのような衛生事務所を持つべきなのか。ガイユトンの発案に刺激を受け、こうした点について研究を行ったのがルヴェルシヨンの研究論文である⁸³。前書きによれば、論文の目的はコミューン当局や医学関係者 (*le public médical*) に対して衛生事務所創設の有効性を伝えることにあり、第1章で外国やフランス国内の他都市の事例を紹介し、第2章でリヨンの衛生業務の現状について述べたうえで、あるべきリヨンの衛生事務所の姿を提案している。衛生事務所の詳細については本稿第3章にゆずり、以下ではおおむねルヴェルシヨンの論文に沿って、1890年以前におけるリヨンの衛生業務の全貌を述べたい。

リヨンを県庁所在地とするローヌ県では、1822年よりローヌ県衛生評議会 (*Le Conseil de salubrité du département du Rhône*) が設置されていた。第二共和政期には1848年8月10日のデクレによって国レベルからカントン (*canton* 小郡と訳される) レベルまで衛生行政機関が整備された。すなわち、農業商業省のもとに公衆衛生諮問委員会 (*Le Comité consultatif d'hygiène publique de France*) が、そして各県に衛生評議会 (*Le Conseil d'hygiène départemental*) が置かれ、同時に各アロンディスマン (*arrondissement* 郡と訳される) に衛生評議会 (*Le Conseil d'hygiène et de salubrité*) が、さらに各カントンにも公衆衛生委員会 (*Le Commission d'hygiène publique*) が設けられたのである⁸⁴。このデクレによってローヌ県衛生評議会も組織の改編が行われた。県の衛生評議会の委員は、4年の任期で14名、県知事によって任命され、2年で半分が入れかえられた。この評議会の職務は、以下に列挙するとおり多岐にわたった。住居の衛生改善、風土病・伝染病に対する予防と防遏、動物の病気、ワクチンの普及、貧しい病人への医療的救済を組織し広めること、工業や農業にたずさわる人々の衛生状態の改善、工房・学校・病院・精神病院・兵舎等の衛生、捨て子に関する問題、市場に出た食糧・飲料・調味料・医薬品の品質、そして危険・不衛生・有害施設の許可・移転・撤回である⁸⁵。田中直康によると、復古王政・

⁸³ REVERCHON Louis (1882), *Études sur la création d'un bureau municipal d'hygiène à Lyon*, Lyon, Imprimerie Pitrat Ainé.

⁸⁴ MURARD, ZYBERMAN, op. cit., pp.128-129.

⁸⁵ REVERCHON, op. cit., pp.13-18.

七月王政期の未熟な衛生行政は街区の名士たちとの人的関係によって都市住民の衛生化をめざした。これに対し、第二帝政期になると、工場の煙害やマッチ工場における労働者の健康被害などに対して、必ずしも開明的な衛生学者の提言ではなく、むしろ「不平を持つ地域住民や農家の側に、公権力の介入への需要があった」こと、そしてそうした住民の態度の変化を背景としながら、公権力による介入もタブーではなくなったことが指摘されている⁸⁶。とはいえ、県知事にしか招集の権限がなく、幅広い職務領域を専門的な官僚機構なしで十分に執行することは困難であっただろう。そうした認識を 1880 年代のルヴェルションも持ち、「欠陥」とみなしていた。

県の衛生評議会のほか、リヨンには特定のテーマをあつかう委員会 (commission) などの制度が衛生事務所以前に存在していた。まず、不衛生住宅委員会 (Le commission des logements insalubres) は 1848 年 11 月 20 日の行政命令 (オルドナンス。ordonnance) によって設置され、幾度の中断を経て、1879 年 4 月 1 日のコミューン議会の決議によって再建され、20 人の委員より構成された。次に、風紀の医学 (Médecine des moeurs) という委員会が 1878 年 12 月 27 日の規則 (règlement) によって作られたが、これは売春婦を医学的に管理するためのもので計 8 人の医師が委員となった。そして、第 2 章第 3 節で詳述する学校医療視察制度は 1879 年にできているが、ルヴェルション自身が視察医師を経験している。この他、ワクチン常設委員会 (Commission permanente de vaccine de Lyon)、食料品視察制度 (Inspection des denrées alimentaires)、食肉視察制度 (Inspection des viandes。1879 年にガイユトンによって創設) などがあつた⁸⁷。

既存の制度のほかに、リヨンにとって必要と思われる制度をルヴェルションは提案する。なかでも問題としているのがこの都市に近代的な統計がないことであり、このため、病院の患者に関する簡単な死亡の報告を除いて、市全体の死亡率や罹患率がわからないことである。病気の種類、病気が蔓延する街区、伝染病の進行具合などの情報は有益であろうが、こういったことが現状ではわからないのである⁸⁸。このような必要性の認識はルヴェルションに限らず共有されていたようで、リヨン当局は 1882 年に関する『行政報告書』において死者数、死因、死者の年齢別・地区別・時期別の分布などの統計を公表するようになった。

衛生事務所創設以前のリヨンには都市の衛生を守る制度がすでにくつも存在していたことをふまえてルヴェルションは次のように結論づける。

「喜ばしいことに、われわれはすでによりよい土台を持っている。そしてその上に新しい建築物を建てることができるといえるのだ。

では、これらさまざまな制度が業務全体をのぞましいものとするために、何が必要であろうか。それは、公衆衛生を担う医師たちが集まる拠点であり、都市のもっとも離れた点について公衆衛生に関するすべてをつねに監視する観測所である。

⁸⁶ 田中直康 (2002) 「ローヌ県衛生評議会：十九世紀フランスの衛生行政」『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第 4 分冊』48-4, pp.29-40. 引用部分は p.36.

⁸⁷ REVERCHON, op. cit., pp.21-71.

⁸⁸ Ibid., pp.72-78.

そこにこそ、まさにコミューン衛生事務所が任務として果たすべき目的がある。」⁸⁹

引用からわかるように、彼の要点は、公衆衛生にかかわる分散した人材や情報の結節点として衛生事務所をつくることにあった。その期待は、世紀転換期に実現することとなる。

3. 教育行政

衛生がコミューンの問題とされ、コミューンが衛生行政の主体となったとはいえ、学校のことからについては教育行政も当然関与していた。では、学校衛生をめぐる、コミューン当局と教育当局はどのような関係にあったのか。まずは教育行政制度を整理しておく必要がある。

フランス全土の公教育機関を一元的に管理・監督する組織は、第一帝政下の 1806 年に誕生した帝国ユニヴェルシテにさかのぼる。この組織・団体について、前田更子にしたがえば、「それは一方で、現代の国民教育省にあたる中央行政組織および 32 の地方アカデミー管区から成る中央集権的公教育行政機構であり、他方で、フランス全土の教育機関に所属する教員と、教育行政に携わる職員を構成員とするフランスに唯一の『教育の同業組合 (la corporation de l'enseignement)』、教育者団体だった」⁹⁰。ナポレオンはこのユニヴェルシテによる教育の独占的支配をもくろんだが、七月王政期にはユニヴェルシテの同業者組合的な側面も政府からの独立もおびやかされていた。1850 年のファルー法によってその公教育機関としての性格は決定づけられることとなった⁹¹。そのあいだ、1820 年に公教育委員会 (Commission de l'Instruction publique) が、そして 1824 年に宗務・公教育省が誕生し、教育行政の中軸を担うこととなった。

第三共和政下の中央行政は、公教育大臣を長とする公教育省、大臣のもと総視学官、二つの合議機関によって推進された。公教育省にはそれぞれ会計、高等教育、中等教育、初等教育を担当する 4 つの局 (Direction)、その下に 18 の部 (Bureau) が存在した⁹²。合議機関は、人事にかかわる提案を行う公教育諮問委員会 (Comité consultatif de l'enseignement public) と公教育高等評議会 (Conseil supérieur de l'instruction publique) があった。1880 年 2 月 27 日法によって打ちだされた後者の改革を、フランソワーズ・マイユールは「他のすべての改革や創設の要石」と評している⁹³。新機軸は、評議会メンバ

⁸⁹ Ibid., pp.92-93. « nous constaterons avec plaisir, que nous somme déjà en possession de bonnes bases, sur lesquelles nous pourrons asseoir notre nouvel édifice.

Que faut-il donc pour permettre à ces différentes institutions de rendre tout le service désirable ? Un centre d'attraction pour tous les médecins chargés de l'hygiène publique, un observatoire d'où l'on puisse constamment surveiller tout ce qui intéresse la santé publique sur les points les plus écartés de la ville.

C'est là précisément le but que se propose et doit remplir les plus écartés de la ville. »

⁹⁰ 前田更子 (2009) 『私立学校からみる近代フランス : 19 世紀リヨンのエリート教育』昭和堂, p.24.

⁹¹ 以上、Ibid., pp.23-59.

⁹² BIGOT Grégoire, LE YONCOURT Tiphaine (2014), *L'administration française : politique, droit et société*, 2^e éd., Paris, LexisNexis, pp.272-273.

⁹³ MAYEUR Françoise (2004), *De la Révolution à l'École républicaine (1789-1930)*, Histoire de l'enseignement et de l'éducation, 3, Paris, Perrin. (Nouvelle Librairie de France, 1981), p.590.

一からの軍部・産業界・聖職者代表の排除、および中等教育と初等教育の代表の加入であった⁹⁴。各団体から選出された44人と、任命による13人のメンバーにより成る。コレージュ・ド・フランスの教授、大学の各学部の教授、リセやコレージュの教員、私立学校の代表、初等教育の代表（初等教育総視学官、セヌヌ県初等教育局長、各県のアカデミー視学官、初等師範学校校長など）によって構成された（第1条）。任期は4年だが無期限に再任可能であった（第2条）。会議は1年に2回の定例会にくわえて必要な場合には臨時でも開かれた（第8条）。同評議会は、カリキュラム、教育方法、行政規則、規律、私立学校の監督、教科書などについて答申を行った（第5条）⁹⁵。公教育高等評議会を筆頭として、諮問機関を重用したことが第三共和政の教育行政の特徴とされるが⁹⁶、以下に述べる地方行政のしくみも合わせ、ヴィシー政府誕生にいたるまでの基本的な枠組みが1880年代前半にはほぼ完成していた。

地方については、フランス全国を17のアカデミー管区（うち、1はアルジェ管区）に分け、その長としてアカデミー管区長（*recteur*）を、そのもとにアカデミー視学官、管区の中心地にアカデミー評議会（*Conseil académique*）を置いた⁹⁷。リオンは、アン県、ロワール県、ソーヌ＝エ＝ロワール県、ローヌ県から成るリオン管区の中心地であった。アカデミー管区長は、社会に根づいた地域の代表という側面と、中央権力の伝達および執行者などといった国家のエージェントとしての二重の役割を帯びていた⁹⁸。同評議会は、大学の各学部の学部長および正教授、リセやコレージュの校長および教授などで構成された（1880年2月27日法 第9条）。任期は4年で再選可能だが、県議会議員やコミューン議会議員は議員としての任期のあいだにかざられる（第10条）。アカデミー評議会は中等および高等教育について意見を述べた。コレージュ、リセ、高等教育機関の規則や、それぞれの施設の予算や会計、運営についてなどであり、大臣に報告を毎年行った（第11条）。しかし、第二帝政以来、アカデミー管区はあくまで中等および高等教育を管轄する単位であった。

これに対して、初等教育は県が単位となり、県知事を長として初等教育県評議会（*Conseil départemental de l'enseignement primaire*）がおかれた。ここには、アカデミー視学官、男女初等師範学校の校長、初等視学官、男女初等学校教員などの教育関係者と県議会議員が集まった。私立学校に関する内容について話しあわれる場合は、私立学校の教員も加わった。全3学期の各学期に開催され、教育内容の監督、学校の内部規則の承認、学校を開設する際の場所や建物についてなどの行政的な面、および、私立学校の開校に対する不許可や、公立か私立かを問わず教員に対する苦情などの処理などの訴訟に関する内容をあつ

⁹⁴ MAYEUR, Loc.cit. 上垣豊(2016)『規律と教養のフランス近代:教育史から読み直す』ミネルヴァ書房, p.174. 梅根悟監修(1975a)『世界教育史大系10 フランス史II』講談社, pp.122-123.

⁹⁵ 条文は、DUVERGIER, 1880, pp.65-83.を参照

⁹⁶ BOUSQUET Pierre, DRAGO Roland, GERBOD Paul, et al. (1983), *Histoire de l'administration de l'enseignement en France, 1789-1981*, Genève, Librairie Droz, p.47.

⁹⁷ 1896年7月10日法によってユニヴェルシテ評議会（*les conseils d'université*）へと改編された。

⁹⁸ LUISIER Anne (1998), *L'enseignement dans le Rhône du Consulat à seconde guerre mondiale, 1, Fonds du rectorat, 1808-1940*, Lyon, Conseil du Rhône – Archives départemental du Rhône, pp.11-13.

かった⁹⁹。公教育省は初等視学官を各学校に派遣して現場を監督したが、彼らを束ねるのはアカデミー視学官であった。県知事やアカデミー管区長の下にあるとはいえ、このアカデミー視学官こそが県内の初等教育の実質的な長であり、初等視学官のみならず、教員人事や初等教育に関わる各種の試験内容にも影響力を持った¹⁰⁰。リヨンには3人の初等視学官が配属されており、第1管区が第1区と第4区、第2管区が第2区と第5区、そして第3管区が第3区と第6区とされた。1人あたり30を超える学校を受けもっていた¹⁰¹。ただし、1888年にリヨンの管区が2つに再編成され、初等教育視学官も2人となる。この理由について、業務整理とアカデミー管区およびコミューン当局のあいだでの分担の効率化のためであるとティヴァンは説明している¹⁰²。

県の下位には、「小郡」とも訳されるカントンにカントン教育委員会（*Délégués cantonaux*）が設けられた。これは、地元名士たちが学校への視察を行う、県との結び付きの強い組織であったと考えられる。視察には県評議会の許可が必要とされたが、学校施設・備品の状態、児童の衛生状態を目的として学校に入ることができた。視察には教育内容がふくまれなかったが、1895年7月10日付の公教育大臣による通達は、教育内容は法によって定められているため、初等教育視学官と同じようなことをしてはいけないと注意を喚起している。どれほど頻繁であったかは不明であるが、カントン教育委員会がそのような口出しをしていたケースが存在していたのではないと思われる。通達によれば、よき委員とは、学校の外での子どもの日常をよく見て、学校での教育が子どもたちにどれだけ影響を与えているか、家庭にどのように受けとめられているかを観察し、初等教員に伝えることを行う人物だとされている。県との関係としては、学校や教室を新設もしくは廃止したいと考えた県知事の意見がコミューン議会で賛成が得られなかった場合、県知事の相談を受ける役割も負った。委員は無給で任期3年（再選可能）とされ、最低3カ月に1回の会合を開いた¹⁰³。リヨンの委員については、1885年の『行政報告書』に一覧があり、名前と住所をのぞいて職業を抜きだしてまとめたのが資料編・表2である。通常は複数のコミューンをまとめたのがカントンであるが、リヨンでは各区に一つの委員会が設けられ、助役が運営の中心となっていた。職業を見ると、「名士」とみなされていそうな人物たちが並んでいるのがわかる。

コミューンにはコミューン学務委員会（*Commission municipale scolaire*）がおかれた。これは一般に初等教育義務化法として位置づけられる1882年3月28日法によって規定されたもので、したがって同委員会の目的は初等教育の義務化にともなって通学をたしかなものとするにあつた。具体的には、就学年齢にある子どものリストを市長が作成することへの協力、児童が一時的に学校を欠席する際の理由の審査、正当な理由なく欠席をつづける児童の保護者に対する働きかけなどが職務とされた（第8条～第15条）。第5条でメンバー構成が示されるが、他のコミューンとは異なってリヨンはパリと同様に各区に1つの委員会が設けられることが規定された。委員は、主にコミューン議会により任命され

⁹⁹ BOUSQUET, DRAGO, GERBOD, et al., op. cit., pp.46-48.

¹⁰⁰ COMBES Jean (2002), *L'École primaire sous la III^e République*, Bordeaux, Éditions Sud Ouest, pp.35-36.

¹⁰¹ DA, 1885, p.336.

¹⁰² THIVEND, op. cit., p.90.

¹⁰³ 以上、カントン教育委員会については、BUISSION 1911, « Délégués cantonaux ».

た¹⁰⁴。リヨンについては、こちらの委員会も 1885 年の『行政報告書』からたずさわった者がわかる(下表)。職務としてこの会合に参加した初等教育視学官のほかを見ると、カントン教育委員会とくらべるとその印象は少し薄まるが、ここにも「名士」と見なせそうな職業が見いだせる。こうして、地元の名士が同じ地区の住民である両親に対して子どもの通学を促すという体制が取られたわけである¹⁰⁵。

財政との関係では、1881年6月16日法(公初等教育無償化法)によって公教育にかかる費用はコミューンが負担することが明確にされ、コミューンの自主性が重視された¹⁰⁶。ところが、次第にコミューンに負担を負わせるやり方には限界が見えてきたため、1889年7月19日法によってコミューンと県に認められていた公立初等教育経費に充当するためのサンチーム税(教

学務委員会

第1区	元コミューン議会議員	第4区	不明
	土地所有者		不明
	元慈善事務所職員		不明
	工房主		不明
	染色工		不明
	土地所有者		不明
	年金生活者		初等教育視学官
	初等教育視学官		第5区
第2区	不明	会計士	
	不明	ガス会社職員	
	卸売商人	メガネ屋	
	卸売商人	飾り紐類製造業者	
	不明	会計士	
	不明	卸売商人	
	不明	初等教育視学官	
	初等教育視学官	第6区	卸売商人
第3区	医学博士		理学部長
	靴職人		版画家
	靴職人		年金生活者
	木材商人		コミューン議会議員
	化学者		元薬剤師
	会計士		コミューン議会議員
	土地所有者		初等教育視学官
	初等教育視学官		

出典: DA, 1885, pp.341-343.

¹⁰⁴ GRÉARD Octave (1889-1902), *La législation de l'instruction publique en France depuis 1789 jusqu'à nos jours*, 5., 2^e éd., Paris, Delalain frères.

¹⁰⁵ ただし、学務委員会は、学校における脱宗教性〔ライシテ〕をめぐる住民の反対という政治的な理由や、委員の多忙、厳しい態度をとることへの躊躇などによって十分な働きをしなかったという指摘もある。反対に、この委員会がよく機能した所では学業を中断する児童の数が減少する傾向にあるという報告も存在した。岡部造史(2009)「フランス義務教育における家族介入の論理(1882-1914年)」『日仏教育学会年報』15, pp.96-97.

PROST Antoine (1968), *Histoire de l'Enseignement en France, 1800-1967*, Paris, Colin, p.95. パリと同様にリヨンでは学務委員会による説得が積極的に行われた。CHAPOULIE Jean-Michel (2010), *L'École d'État conquiert la France : Deux siècles de politique scolaire*, Rennes, Presses Universitaires de Rennes, p.212. THIVEND, op. cit., pp.152-153.

¹⁰⁶ 荻路貫司は、これを「公教育費市町村負担主義」の確立と見ている。荻路貫司(1983)「フランス第三共和制前期初等教育財政の成立とその特徴:1881年公立初等教育無償法を中心として」『福島大学教育学部論集 社会科学部門』35, p.107.

育税)が廃止され、代わって国家がサンチーム税を徴収し、この財源をもとに公立初等学校教員の給与を支払うことへと改められた。いわば、コミューンの行政的権限を国家が吸いあげたうえで各コミューンへ分配する方式にとって代わられたわけである¹⁰⁷。これによって中小のコミューンを国家が後援するかたちが取られたが、しかし、大都市は1919年まで例外とされたため、リヨンは1906年段階で初等教育費の8割弱を自前で調達していた¹⁰⁸。裏返せば、この街はその分だけ他都市にくらべて自主的な行政をおこなう余地があったのではないかとも考えられる。

とはいえ、コミューン当局は教育内容には介入できなかったため、初等教育の分野で力を割いたのは教員の給与支払いと学校施設の建設・維持であった。リヨンが初等教育に支出する費用は、1879年に100万フランに満たなかったのが1914年にはおよそ300万フランへと、およそ3倍以上に増大した。先にふれたとおり、コミューンの予算規模自体が膨らんでいたわけであるが、大都市であるリヨンは初等教育に対する国家からの補助が限られていたことも支出の拡大に拍車をかけた。まず、1881年10月26日の大統領デクレによって、規模の小さなコミューンは国家の補助を受けられることとなったのに対し、大都市はその恩恵から排除されていた。また、1889年7月19日法によって給与が国家から支払われることで初等学校教員が国家公務員となったといわれるが、これも大都市は例外とされた。リヨンの場合、1890年時点において国家からの補助金は22.6%に相当する26万2000フランにすぎず、残りの115万5850フランは自らの負担となった。20世紀になるとリヨンをふくめ15万人以上の人口を抱える都市が担う割合はさらに増加する傾向に

フランスの大都市における初等教育の経常支出(1896年と1906年)

	総支出(フラン)		国家負担		コミューン負担	
15万人以上の都市						
パリ	28,608,151	137,534,942	9%	8%	91%	92%
リヨン	2,240,000	2,840,385	25%	21%	75%	79%
マルセイユ	2,258,961	4,186,520	24%	14%	76%	86%
ボルドー	1,052,940	1,704,050	42%	25%	58%	75%
リール	989,103	12,557,733	27%	24%	73%	76%
15万人未満の都市						
トゥルーズ	619,352	941,858	47%	58%	53%	42%
サン＝テティエンヌ	892,317	1,374,265	52%	50%	48%	50%
ルーベ	794,280	1,082,115	35%	38%	65%	62%
ナント	325,884	596,900	49%	50%	51%	50%
ル・アーヴル	849,704	999,791	38%	49%	62%	54%

出典: THIVEND Marianne (2006), *L'école républicaine en ville : Lyon, 1870-1914*, Paris, Belin, p.86.

あった。こうした支出の増加のうち、多くを占めるのは学校のインフラにかんするもので

¹⁰⁷ 梅澤収(1989)「19世紀フランス初等教育財政と学校金庫(Caisse des Écoles)」『東京大学教育学部紀要』28.

¹⁰⁸ THIVEND, op. cit., p.86.

はなく教員の給与であった¹⁰⁹。このように、大都市にとって初等教育の負担は決して軽いものではなかったにもかかわらず、初等学校教員の人事は県のレベルにあり、さらにいえばアカデミー視学官がにぎっていた。

しかし、国からの援助を受けなかった分、リオンは学校建設や施設の維持にはコミューン当局の独自性を発揮できた。どのような学校をどこに建てるか、そのために道路や土地の整備をどうするのか、そして学校の衛生をいかに保つのかなどはコミューンの管轄事項であった。たしかに公教育省の介入もあったが、初等視学官は建てるべき学校種別や収容人数、付属施設についてなどの大枠を示すのみで、その後の図面作成はコミューンの建築家の手に移り、できあがったプランに基づいて学校建設のための特別委員会が費用を議論した。

教育を義務化するためには、その前に教育が無償で受けられる必要がある。そうしてこそ、より多くの子どもを公立学校へ通わせられるようになる。公教育の無償化については1881年6月16日の公立初等教育無償法によって実現された。ただ、この法律を成りたたせている発想は「公教育費コミューン負担主義」であり、国よりもむしろコミューンにその金銭的負担を求めている。このため、予算規模の小さい大部分のコミューンでは、財政が窮迫しており、一般財政支出を削ってまで公立初等学校にまわすことができなかった。そして結局は国家による負担が増大していくことになる。このことは、1875年1086万フランだった国の負担が、1880年には2011万フラン、無償化法が出された1881年には3113万フランに、そして1882年には6965万フランという具合に、7年間で6倍強になっていくことから明らかである¹¹⁰。このような教育財政の拡大があったからこそ、設備などが不十分だったと後の研究者に指摘されるものは、必要な教育サービスを広く提供することができたのではないだろうか。

第3節 衛生に関する教育界の言説

1. 就学

初等学校のネットワークは七月王政期に全体として形成された。それまで3万程度だった学校数は1847年には6万を越え、学校のないコミューンも1万を越えていたのが3000程度に減っている¹¹¹。このような状況は、もはや支配階層が民衆の教育に無関心ではいられなくなったことを背景とした、1833年のギゾー法の制定によるところが大きい¹¹²。とはいえ、この段階での「学校」とは教員のいる場所を指し、かならずしも独立した建物ではなく貸し部屋であることが多かったため¹¹³、現在の学校のイメージとは異なっている。学校という専用の施設が一般化するのには、コミューンが国から教育財政の多額の補助を得られるようになる第三共和政期である（第2章第2節）。

¹⁰⁹ Ibid., pp.85-87.

¹¹⁰ 教育財政については、荻野, op.cit., p.109.

¹¹¹ PROST, op. cit., p.108.

¹¹² 小田中直樹 (1995) 『フランス近代社会 1814～1852』 木鐸社, pp.280-292.

¹¹³ CHÂTELET Anne-Marie (1993), *Paris à l'école*, Paris, Pavillon de l'Arsenal, p.80.

一連の「フェリー法」が制定された 1880 年代初めには、学校数は 7 万 5000 を超え、全国で 500 万人の児童が 12 万 5000 人ほどの教員のもとで学んでいた。統計上の就学率は、この頃にやっと 80 パーセントを越えることになる¹¹⁴。その時のリヨンでは、合計 3 万 3000 人ほどの児童が公立および私立学校で学んでいた。そのうち、男子は 54 パーセント、女子は 44 パーセントが公立学校に在籍していた。ただし、通学と就学は同じではなく、学校に登録した〔就学している〕が欠席が多く、通学が不安定である子どもは決して少ないわけではなかった。欠席の多さは 1900 年頃に問題視され、安定した通学を確保できるのが遅いところでは 1920 年代を待たなければならなかった¹¹⁵。

とはいえ、リヨンのような大都市は学務委員会のはたらきもあって、欠席は顕著に減少したとされる。その理由として、警察による強制力以上に、学校食堂の整備や学校基金による通学援助があった¹¹⁶。子どもを学校に通わせないのは親に関心がないからではなく、金銭的あるいは物質的な余裕がない家庭が存在したこと、すなわち貧困が根底にあった。ティヴァンによれば、学校選択の基準として、学校の評判や施設の状態を重視することもあれば、食堂があるかないか、授業後に遅くまで子どもを預かってくれるかといった点も重要であった¹¹⁷。これは、いわゆる「十字架と三色旗」に象徴される、カトリック教会と共和国の初等教育をめぐる闘争という政治的なコンテキストとは別の要素である。そもそも都市の労働者の家庭では、両親が不在のあいだに子どもを「預かってくれる」学校は有用な存在でもあり、なおかつ農村におけるように家業を手伝う必要性も薄かった。そしてまた、健康や清潔さといった点で注意が向けられるのもやはり貧しい家の児童であることが多く、リヨン当局が虚弱な子どものために林間学校を主催したときも、その中心となったのは普段から貧困家庭と接点のあった学校基金であった（第 3 章第 4 節）。したがって、通学の確保においても児童の健康管理においても、貧困家庭へのケアという側面があったのである。

ところで、1880 年代半ばに初等教育制度が整うのと同時に学校のリズムも定められる¹¹⁸。就学年齢は 6 歳から 13 歳で、初等教育修了証を取得できるのは 11 歳から 13 歳であるが、すべての子どもがこれを取るわけではない。学期は基本的に 10 月 1 日に始まって 7 月 14 日に終わるが、その後、グランド・ヴァカンス（*grandes vacances*）とよばれる夏期休暇となる。それよりも短い休みとして、復活祭やクリスマスの休暇がある。この休みのあいだ、農村では子どもたちも働き手となる。また、一日の時間割は、午前 3 時間、休みの後に午後 3 時間の計 6 時間である。このように、子どもたちは 6 歳から 13 歳という人生の期間を学校で過ごし、一年のうちの多くの期間に学校に通い、一日のうちの 6 時間を学校で過ごすようになる。

¹¹⁴ PROST, op. cit., pp.97-108.

¹¹⁵ 学校に通いはじめる年齢、学校を離れる年齢、出席率の季節による違い、都市か農村かなどの地域差、男女差など、「通学」の観点から「就学」の実態を問いなおす研究動向は 1980 年代から見られる。GAVOILLE Jacques (1986), « Les types de scolarité : plaidoyer pour la synthèse en histoire de l'éducation », *Annales. Économies, Sociétés, Civilisations*, 41-4, pp.923-925.

¹¹⁶ CHAPOULIE, op. cit., pp.201-216.

¹¹⁷ THIVEND, op. cit., pp.133-144.

¹¹⁸ ALBERTINI Pierre (1998), *L'École en France XIXe-XXe siècle*, Paris, Hachette, p.74. BUISSON 1911, « Vacances et congés ».

こうして、子ども時代の多くの時間を学校で過ごすことから、学校とその環境が子どもたちへ与える影響は無視しえないものと認識されるようになる。そのうえ、児童労働が厳しく禁止されることになったことで、都市の子どもたち、なかでも労働者階級の子どもたちが学校に通わない期間、すなわち夏期休暇期間をどのように利用していくかということが問題となる。就学の普及によって、学校という施設自体やその内部を生活の一部として改善し、子どもたちの健康や身体にとってふさわしいものにしなければならないという論理が導かれる。

2. 『教育雑誌』

『教育雑誌』(Revue pédagogique)は、元アカデミー視学官のシャルル・アンリオ(Charles Hanriot)によって1878年に創刊された月刊誌である¹¹⁹。共和派が政権を担うようになる1年前に発行され、その数年後の1882年には教育博物館(Musée Pédagogique)の公式の機関誌となった¹²⁰。このときに新シリーズとなり、雑誌の形式や記事の構成がしだいに定まっていく¹²¹。このシリーズは1926年の第86巻までつづき、その翌年からは『公教育』(L'Enseignement public)と書名を変えて1940年まで存続した¹²²。

ほとんど第三共和政期全体にわたって発行された『教育雑誌』であるが、6か月分で平均550ページほどが1巻分としてあつかわれ、2巻で1年分とされたことは変わらなかった。記事の構成としては、1882年から、「論説」、「フランスの初等教育の報告記事」、「外国からの書簡」の3部によって構成された。84年に「書評」があらわれて以後は、これを加えた4部により構成される¹²³。記事の大半は論説が占める。さらに、1923年頃になる

¹¹⁹ 以下、注においてはRPと略記。

¹²⁰ 旧シリーズの最後の巻となる1882年の第9巻(RP, 1882, 9)にはこの雑誌が教育博物館の機関誌になることが編集部により告知されている。なお、教育博物館とは、1879年5月13日のデクレで創設された公教育省内の一機関である。当初は教育関連の出版物や教材などを集める博物館的な役割のみだったが、1880年に運営委員会が設置されてグレアールが代表となることでその活動を広げ、教育問題に関する研究機関としての役割もはたすことになった。教育博物館については、BUISSON 1911, « Musée pédagogique »を参照した。『教育雑誌』が機関誌となったのもこうした方向性の変化を受けてのものと考えられる。

¹²¹ 新シリーズとなってからの正式な書名は、Revue pédagogique. Nouvelle série.である。1月1冊あたりの価格は1フランであった。

¹²² この雑誌は、教育史研究においてしばしば史料として利用されるが、言説を部分的に引用するといった利用がほとんどで、管見のかぎり雑誌そのものを分析対象とした研究者はオニエのみである。OGNIER Pierre (1984), « L'Idéologie des Fondateurs et des administrateurs de l'école républicaine à travers la Revue Pédagogique de 1878 à 1900 », *Revue française de Pédagogie*, 66, pp.7-13 および OGNIER Pierre (1988), *L'École républicaine française et ses miroirs : l'idéologie scolaire française et sa vision de l'école en Suisse et en Belgique à travers la Revue Pédagogique 1878-1900*, Berne, Peter Lang. オニエの目的は、教育に携わるものたちの「学校イデオロギーという概念」

(1988, p.23.)、すなわち教育内容、実践方法や、学校の機能や目的についての言説を形づくるものを明らかにすることである。そのため彼の分析は、道徳教育や愛国心を中心として広い範囲におよんでいるが、衛生や身体教育に関してはほとんど取りあげていない。

¹²³ 1883年から目次が添付されるようになった。「論説」は、タイトルがなかったので便宜的に呼んでいる。それ以外は、Chronique de l'enseignement primaire en France、Courrier de l'Extérieur、La Presse et les Livres がフランス語のタイトルである。

とカテゴリが細分化され、実務的・実用的な内容が増える¹²⁴。1927年に『公教育』と書名を変えたのは、それまでのように情報の場かつ議論の場でありつづけるのと同時に、(教員団の一体性を確保するための)接近と連携の場とするためであったと説明されている¹²⁵。

オニエの分類を参考にすると、『教育雑誌』であつかわれるテーマは、初等教育(制度的なものや教育内容的なもの)、道徳教育、愛国的なテーマ、政治的なテーマ、社会・経済的なテーマ、宗教的なテーマ、植民地における初等教育という、主に7つである¹²⁶。誌上では特定の内容ばかりではなく、幅広く教育に関する話題が取りあげられていたのである。

編集者たちについては、1882年の新版であれば、その最初のページにメンバーのリストがあるはずだが¹²⁷、残念ながら国内の所蔵機関にはいずれもその巻が欠落しており、直接あたることができなかった。オニエや1884年に初等教育局が刊行した書籍によると、編集委員会の代表はオクタヴ・グレアール(Octave Gréard)、副代表がフェルディナン・ビュイソン(Ferdinand Buisson)である。他にも、教育行政の中心的位置にいた人物、または時々の公教育大臣が編集委員会にふくまれていた。このことは、この雑誌が公教育省の機関の刊行物であったことを考えれば不思議ではない。1900年には誌面のリニューアルが図られ、その際に編集委員会の委員たちの名があげられている¹²⁸。

寄稿者について見てみると、その幅は広がる。もちろん、寄稿者の多くは教育にたずさわる人物であるが、トップ・クラスの行政官だけでなく、初等教育機関の教員や教育学者、リセの校長なども含まれる。さらに、医師、建築家、衛生学者、軍人、政治家、場合によっては登山クラブの副代表までが、記事を寄稿したり、あるいは彼らの講演した記録が載せられたりする。

読者について詳しいことはわからない。ただ、『教育雑誌』は、公教育行政に携わる者、師範学校の校長たち、教育の仕事や専門の試験への準備に真剣に取り組んでいると行政が判断した教員たちへ無料で送られていた。その他にも購入していた読者がいるものと思われるが、雑誌の専門性を考えると少なくとも何らかの形で教育にかかわる人々であろうと推測できる。また、編集部から読者へ、教育方法などをめぐるコンクールの開催を知らせていることがたびたびある。これも、現職の教員や校長などを対象としているものと思われる。

このように、雑誌の内容、創刊や発行の経緯、編集者、寄稿者を考えると、『教育雑誌』の史料としての価値は次の二点が考えられる¹²⁹。まず、月刊誌というメディアであること

¹²⁴ 書評の他は、「教育学」(Pédagogie)、「雑録」(Variétés)、「問題と議論」(Questions et discussion)、「教育に関する覚書」(Notes pédagogiques)、「各種試験」(Examens)、「フランスの定期刊行物を通して」(A travers les périodiques français)、「外国の定期刊行物を通して」(A travers les périodiques étrangers)という構成になっている。このなかで内容としては「教育学」、「雑録」、「問題と議論」がそれまでの論説をほぼ引きついでいる。

¹²⁵ F. V. (1928), « Le cinquantenaire de "L'Enseignement public : Revue pédagogique" », RP, 93, p.412. « *L'Enseignement public* continue d'être une *Revue d'information* et de discussion ; il est devenu, en plus, une *Revue de rapprochement* et le coordination. »

¹²⁶ OGNIER (1984), op. cit., pp.8-9.

¹²⁷ Ibid., p.8.

¹²⁸ 1900年の第36巻には、この巻から新シリーズになるとあるが、書名や巻の数え方も変わることなく、特に大きな変化はみられない。RP, 1900, 36, pp.1-3.

¹²⁹ この二点に関してはオニエも指摘しているところである。OGNIER (1984), op. cit., p.7. および OGNIER (1988), op. cit., p.26.

から、当時議論されていた話題がほとんど時間差なく誌上に掲載されていたであろうということ。行政機関の機関誌とはいえ、ジャーナリズムとしての貴重な価値は十分あると考えられる。また、編集部や寄稿者が教育行政や教育学の最先端と非常に近く、場合によっては重なってさえいることから、誌上の議論は教育関係者の見解や話題をかなりの程度代表するものだったのではないかということ。もちろん当時教育に関する雑誌は全国レベルに限らず地方ごとで出されているものも含めてこれ以外にもあった¹³⁰。しかし、『教育雑誌』ほど教育行政の中心的役割をはたした行政官や教育関係者が深く関わっていた雑誌は他にない。しかも、おそらく現場の教員たちも手にしていたわけで、はっきりと知ることはできないものの、彼らへの影響力もあったはずである。したがって、どのような話題がどの時期に多いかといった記事の傾向を見ることで、その時々に関心の高かった話題を把握できると思われる。そして、記事の内容からは、教育関係者に一定程度共有されていた情報や見解が伺えるであろう。

さて、資料編・表3は、縦軸に時間軸を取り、横軸に本研究の関心に基づいて分類したおおまかな話題を取っている。初めに、各話題の時期的傾向を整理してみたい。全体の傾向としては、衛生や身体教育に関わる記事が第一次世界大戦後に減少していることが指摘できる。「衛生・健康」の「その他」や「林間学校」「野外学校」がいくつか見られる程度である。

次に、テーマごとの傾向を示しておきたい。「施設・設備」については、創刊当初の数年に圧倒的に記事が集中している。この時期はちょうど学校建築基準が定められたころにあたり、学校がどのようにデザインされるべきか、その際にどういった点に注意を払うべきか、どのような環境が望ましいのかといったことが議論されていた。1880年代以降はわずかに記事が現れるのみとなる。ただし、校舎や教室の環境にまったく関心がなくなるかというところでもなく、そういった話題は学校衛生に関する国際会議などのより大きな枠に吸収されていく。1880年に「学校建築基準」が定められたこと、それが第三共和政を通じて有効であったことによって、あるべき学校空間について個別の議論の対象とはならなくなったのではないだろうか。

「衛生・健康」に関しては、全体としてコンスタントに誌面に登場していることがわかる。特に活発な時期は世紀転換期であり、ここでは衛生一般に加え、アルコール中毒にかんする記事が20世紀初頭に集中していること、衛生にかんする各種の国際会議についての記事がこの時期からしばしば誌上に掲載されることが特徴である。この頃は、細菌学における微生物や病原体の発見が相次ぎ、それまで優勢であったミアズマ説（瘴気説）から細菌による伝播説へとパラダイムが次第に転換していった時期であった。各国政府の外交官と医師が集まって国際的な衛生規約を作成することを目ざした会議自体は1851年にフランスの呼びかけで始まっていたが、こうした医学上の転換を受け、伝染病予防のための海上検疫にかんする条約が結ばれたのはようやく1892年第7回会議においてであった¹³¹。

¹³⁰ これらの雑誌を広く史料として使った研究として、CHANET Jean-François (1996), *L'École républicaine et les petites patries*, Paris, Aubier がある。シャネは『教育雑誌』も用いているが、特別なあつかいをしていない。

¹³¹ ハワード＝ジョーンズ, ノーマン (1984) 『予防医学のあけぼの：国際衛生会議 (1851-1938) の科学的背景』室橋豊穂訳, 日本公衆衛生協会. (*The scientific background*

教育の場においてもそうした医学上の動向が関心を呼んでいたことは想像に難くない。ところが、第2部で分析する学校医療視察や学校看護師に関してはこれらをタイトルに冠した記事がきわめて少ない。学校医療視察は、公教育関連の法律に根拠のある制度ではあるが、その意義や実施方法などについて活発に議論がなされたとはいえない。学校看護師については、少なくとも記事のタイトルとしてはまったく話題となっていない。第一次世界大戦後の学校衛生に関する記事のなかでは言及があることから、個別のテーマとして取りあげられることはまれで、学校衛生という大枠において論じられる傾向にあった。

「林間学校」は、1916年から1920年代をのぞいて何かと話題に上っており、比較的よく論じられている。目立つのは、1887～88年、1898～99年頃である。1887年という年は、パリで私的に行われていた林間学校活動が公教育省の幹部クラスや教育関係者に紹介され、この活動を全国に広めることが推奨されるきっかけとなったときであった。その反響が誌面に反映されたのである。

3. 学校衛生をめぐる言説の時期区分

以上、各話題で関心の集まる時期が異なっていることがわかった。それでは、学校衛生に関していくつかの段階に分けるとすれば、どのような区分が望ましいであろうか。その検討をおこなうためにも『教育雑誌』のなかで論じられる「学校衛生」の内容の変化を時間を追って捉えてみたい。そもそも衛生とは何かということが、学校をどのような場として位置づけるかということを大きく規定するからである。

1. 第一期（1870年代から1880年代前半）

『教育雑誌』が創刊された年から「衛生の基礎知識」と題する記事が連載されている¹³²。著者のランベールは、空気、自然光、電灯、気温、湿度、空気の流れ、食事、飲料、水の状態、地面の状態や形状、住居、衣類やその他の身につける物、そして体から発する物、われわれの感覚や運動など、これらすべてが衛生の要因であり不衛生のもとともなるとして、それぞれについて、詳述後に「衛生的教訓」(Préceptes hygiénique)として望ましい条件を示す。例として、伝染病に関する教訓の一部をあげると次のとおりである。

「刺激のある気体、無機物のホコリ、さらには植物や動物由来のホコリなどをふくむ空気を吸わないようにすること。換気をしっかりとしてそのような気体やホコリを遠くへ運びさることで、その効果を無力化あるいは弱体化させること」¹³³

この例に限らず、この記事は衛生の一般的な基礎知識を提供するという体裁であって、必

of the International Sanitary Conferences, 1851-1938, Geneva: World Health Organization, 1975), pp.103-118.

¹³² RAIMBERT (1878), « Notions d'hygiène », RP, 1, pp.398-406, 653-656, 2, pp.543-565, 653-656.

¹³³ RAIMBERT, *ibid.*, 2, p.656. « Éviter de respirer un air chargé de gaz irritants, de poussières minérales et même de poussières végétales et animales.

Détruire ou atténuer les effets de ces gaz ou de ces poussières par une forte ventilation qui les emporte au loin. »

ずしも学校に関する情報ではない。第2章第2節で分析する学校建築の記事を除けば、『教育雑誌』創刊からしばらく学校における衛生に特化した話題が語られることはない。すなわち、この段階ではまだ、学校の衛生、児童の衛生を維持する手段について教育関係者のあいだで議論されることはあまりなく、むしろ主眼は学校を衛生的にすることにあったといえよう。「学校衛生が学校施設や設備を対象とするかぎり、教員も両親も学校のはたらきについて気にかけることはなかった」¹³⁴のである。したがって、「衛生的な学校づくり」を目ざしていたこの段階を第一期とみなすことができるであろう。1870年代から1880年代前半がこれに相当する。

2. 第二期（1880年代後半から第一次世界大戦）

第二期は、1880年代後半から第一次世界大戦までと考えられる。1880年代後半には林間学校が教育関係者の耳目を引き、この頃から議論の質が変わってくる。学校衛生が『教育雑誌』上で本格的に取りあげられるのは1890年のことで、嚆矢となったのは、ボールガールによる「学校における衛生」という記事である¹³⁵。このタイトルは、①伝染病を避けること、②体の変形を防ぐこと、と捉えることができるとしたうえで、ここでの著者の意図が学校で衛生を教えること（*l'enseignement de l'hygiène à l'école*）についてであることを断っている。リムーザン地方に住む著者は、土地の人間が衛生学の基礎に無知であることを嘆いている。それでも、生活のなかでその重要性を教員がよく理解して片時も忘れなければ十分であるのだが、問題はそもそも彼らがどれだけ衛生を理解しているかにあるという。しっかりした知識を身につけたうえで、それをどう使うかを教員に示すべきである、というのが一つの主張である。そこで、「衛生を教えるためには、衛生は知識を身につけること（*instruction*）と同じかむしろそれ以上に、およそ人間形成（*éducation*）のことがらなのだということを思いおこすことが肝心である」¹³⁶とする。しかし、著者の考えでは、学校教育、いかにすれば授業に衛生学（*l'hygiène*）を取り入れる必要はない。そのような授業は、純粹に理屈ばかりになってしまっていて実践がなくなる恐れがあるからである。必要なのは、日常生活において衛生の重要性を理解させ、それを子どもに徐々に浸透させること、そして、あらゆるかたちで衛生を実践することである。以上を要約すれば、衛生的な態度を身につけ、それを実践することこそ、学校における衛生教育の役割であるということである。そこで、衛生とは人間形成の事柄であるという捉え方が示された。

林間学校活動のフランス教育界への紹介はこの点に重なる出来事であった。詳しくは第3章で検討するが、フランスでは1883年よりパリ9区で始められていた取りくみが1887年に『教育雑誌』に紹介され、反響を呼んだ¹³⁷。林間学校は、貧しく虚弱な子どもたちを夏期休暇中に自然環境の豊かな土地に滞在させ、健康の増進をはかる活動であった。一日

¹³⁴ V. H. F. (1908), « L'institution de médecins scolaires à l'étranger », RP, 53, p.327. « Aussi longtemps que l'hygiène scolaire n'avait pour objet que les locaux et le matériel des écoles, ni le personnel enseignant, ni les parents ne se souciaient de son fonctionnement. »

¹³⁵ Dr BEAUREGARD H. (1890), « L'hygiène à l'école », RP, 17, pp.249-251.

¹³⁶ Dr BEAUREGARD H., op. cit., p.251. « Pour l'organisation de cet enseignement, il est essentiel de se souvenir que l'hygiène est en somme affaire d'éducation aussi bien et même plus que d'instruction. »

¹³⁷ SARCEY Francisque (1887), « Les colonies de vacances », RP, 10, pp.193-195.

のスケジュールや食事を管理し、望ましい習慣を身につけ、運動も積極的に行う。普通の学校では当然不可能なことを可能にするこのような試みが、ある種の驚きとともに学校関係者に受けとめられたことは、学校衛生をめぐる議論を深化させた。そればかりでなく、リヨンでも 1894 年にコミュン主導の林間学校が開始されるように、活動が各地へ波及した。

そのような動向を受けて、世紀転換期に学校衛生に関する記事の数が増加するばかりでなく、実践的な内容、具体的な対応まで踏みこんで述べられるようになる。1893 年 8 月 18 日のアレテ（政令）によって、伝染病発生の際の対応についてモデルとなる規則を公教育高等委員会が採択した。これに関する解説記事が誌上に掲載された¹³⁸。著者のモスニはガール県アレ（Alais）でコレラが猛威をふるった際、内務省から消毒と衛生の回復の任務を受けた人物であった。この記事では、初めの部分で腸チフスとコレラの発生と伝染のしくみが記されたあと、教員がこれらの伝染病に対して取るべき対応、何より教員が果たす役割の重要性が述べられる。

まず、教員の対応について、モスニは具体的な助言を行う。腸チフスとコレラを防ぐには、教員は何より児童が使う水の質を綿密に監視すること、トイレをきれいに保たせることが大切である。その際、水のフィルタリングは設備が必要となるので、煮沸するのが望ましい。トイレの消毒に硫酸塩が用いられているが、これでは確かに臭いを消せるものの殺菌にはあまり効果がない。猩紅熱、はしか、天然痘、おたふく風邪などとは伝播方法が異なるので、建物の消毒は余分である。ただし、寄宿校の場合は子どもを出席停止させ、その間に消毒を完全に行うべきである。もしも病気が地域全体で発生した場合に学校閉鎖にするのは愚策である。学校こそ子どもたちを監視できる場所だからである。とはいえ、学校で子どもが過ごすのは一定時間でしかないので監視は完璧ではないが、感染を減らすことができるため無意味ではない。寄宿校となると事情は複雑になる。特に食事について、この地方では野菜の栽培に人糞を使うので、生野菜は禁止すべきである。以上のような手段を取れば、腸チフスやコレラは他の病気よりも病気の発生時に病原を消滅させ、発生を避けることが容易であることが示される。

次に、教員や校長の役割を著者は指摘する。彼らは、児童たちを日々監督するだけでなく、コミュンにおける優越的地位にあり、子どもだけでなくその家族にも影響を与える。まして伝染病発生の際には普段になく大きな存在となって、予防手段の有効性を理解させることになる。したがって、教員の役割は衛生委員の介入によってなくなるものではない。そうした時こそ、教員はすすんで委員を補佐し、住民にかんする知識や住民への精神的な威信を役立たせ、そして、地元の制度や慣習について知らせることで伝染病の起源や伝播の条件についての調査を助けることになる。

すでに述べた部分もふくめ、この記事のなかで医師であるモスニの見解と、一般の人々に共有された衛生観あるいは衛生を保つ手段とが対立している点が見受けられる。トイレの消毒に硫酸塩が用いられることは、においという基準で判断する人々にとって習慣化さ

¹³⁸ Dr MOSNY Ernest (1893), « A propos du nouveau règlement modèle du 18 août 1893 relatif aux prescriptions hygiéniques à prendre dans les écoles primaires pour prévenir et combattre les épidémies », RP, 23, pp.227-239. なお、モスニは後に、公教育省内に設けられた結核予防手段を検討する委員会のメンバーとなる（第 3 章第 2 節）。

れた手段であるが、殺菌への効果については疑問が付される。確かにコルバンの言うように、1880年には悪臭と病原の脅威は科学的認識において切りはなして考えられるようになったかもしれない¹³⁹。しかし、日常の実践のなかではそれらがいまだに結びついていた。さらに、水の煮沸を勧める著者に対して、慣習的な健康観にもとづいてそのような水は胃に悪いという声があがるが、これも著者によって否定される。煮沸された水の味が悪いことが懸念されてもいたが、著者はそのようなことは重大な欠陥ではないとして取りあわない。多くの人にとって、水は澄んでいること、冷たいこと、味が良いことが良質な水と見なされていた¹⁴⁰。おそらくこうした認識のギャップを橋渡しする役割を、著者は教員に期待したのであろう。

20世紀に入って、学校衛生は教育学のなかでも地歩を占めるようになった。リヨン大学文学部に学校衛生の自由講座が設けられ、そこで教鞭を取るようになったニコラ博士による開講時の授業が『教育雑誌』に再録された¹⁴¹。医学部ではなく文学部に学校衛生の授業がおかれたのは初めてのことで、学長や文学部の教授たちの他に、シャボ (Chabot) 教授に負っていると著者のニコラは言明している。このシャボという人物は『教育雑誌』に衛生・医学系の記事をしばしば寄稿している。以下では、ニコラによる衛生の定義と、学校が衛生に果たす役割を整理してみたい。

初めに衛生の再定義から講義が始まる。アルヌによって示された定義は「人間と外界との清潔さの関係に関する科学であり、この関係を個人と人類の持続性に役立たせる手段についての科学である」¹⁴²ということだった。これではあいまいであるとして著者は、「衛生とは、個人の発達や改善を確保する技術であり、自らをとりまく良好な環境を最大限に生かして有害な環境を無害にしようと努めながら健康を保つ技術である」¹⁴³と捉えなおす。「科学」(science) から「技術」あるいは「術」とも訳せる art へと変わり、日常へ接近した表現になっている。

ニコラは衛生をさらに二つに分けている。一つは、「機能衛生」(l'Hygiène fonctionnelle) であり、これは筋肉、心臓、肺、脳といった諸器官の質を高めることであり、病因に対する抵抗力を強めるものであるとされる。そのために注意すべきこととして、新鮮で十分な空気、太陽光、机といす (mobilier scolaire)、学業過労 (surmenage) を緩和するための運動、レクリエーションなどが列挙される。日常の遊戯にある程度のジムナスティック〔体操〕を加えると良いが、運動選手のようなジムナスティック (gymnastique athlétique) ではなく、柔軟体操、胸郭や肺、心臓などを鍛える衛生的なジムナスティック (gymnastique hygiénique) を行うべきである。この点には、1890年代以来の身体教育観の転換、すなわちひたすら体を鍛えることに主眼をおく運動から、子どもの発達段階に応じた運動へという転換の定着が見られる。

¹³⁹ コルバン, op. cit., pp.304-305.

¹⁴⁰ ダルモン, op. cit., pp.466-486.

¹⁴¹ Dr NICOLAS Joseph (1901), « L'École et l'hygiène », RP, 38, pp.54-69.

¹⁴² « la science des rapports sanitaires de l'homme avec le monde extérieur et des moyen de faire contribuer ces rapports à la viabilité de l'individu et de l'espèce »

¹⁴³ « l'hygiène est l'art d'assurer le développement et le perfectionnement des individus et de leur conserver la santé au milieu des conditions favorables et nuisibles qui les entourent, utilisant les premières au mieux de leurs intérêts et cherchant à rendre les secondes inoffensives. »

以上は前世紀からの課題をまとめた内容といえるが、目新しい話題としては心理状態 (l'état psychique) や心の衛生 (hygiène psychique) に関する言及がある。多くは述べられないが、要点は次の二点である。複雑なケースでは医師の介入が求められるが、それ以外は周囲の大人 (教員、両親、その他) で十分であること。非行や怠惰を繰り返さず子どもの多くは病気でしかなく、回復のために必要なのはふさわしい処置であって罰ではないこと。衛生の範囲が身体や環境にとどまらず、心の中までおよぶようになる。しかし、心が単独で衛生のターゲットとなるのではなく、あくまで身体と知性は切りはなすことができず、それゆえ身体の「機能衛生」を発展させていくことが重要であるとされる。

二つ目の「予防衛生」(l'Hygiène prophylactique) は、有害な要因を取りのぞくことである。多数の子どもたちが各街区から学校に集まることを考えると、彼らがさまざまな伝染病の保有者となることが危惧される。そして、児童が日中の何時間も密集して過ごす場所は、疫病が伝播する格好の場所となりうる。もしも伝染病が蔓延したときに必要な処置は、校舎の消毒、物品 (本、ノート、万年筆、鉛筆など) の焼却、出席停止などである。予防のためには、きれいな水を供給すること、ホコリを避けること、洗浄や水ぶきの必要などがあげられる。特に結核の予防のためには痰の問題があり、どの学校にも、少なくともリヨンの学校には痰壺がないことが遺憾であるとして、のぞましい痰壺について述べられる。

以上のように、学校は伝染病の温床となることが危惧されていたわけであるが、その一方で、衛生の問題が凝縮されているとされた学校では衛生のすべての原則が完全に実施することができるとして、期待も示唆されている。そこで欠かすことのできない役割を果たすのが医師である。学校医療視察を定期的かつ頻繁におこなう医師こそ、諸事情から必要となるあれこれの処置を唯一指示できる存在とされた。したがって、医師は学校の訪問と訪問のあいだにも学校の衛生状態にしっかりと通じていることが求められた。もし学校に通う子どもが伝染病にかかったなら、医師がそれに応じてしかるべき時期に対応できるように、その子どもの出欠を問わず、学校長は即座にその旨を医師に知らせなければならぬとされた。学校を訪れる医師は、学校衛生の要であった。

それでは、公衆衛生にとって学校はどのような意義を持つのだろうか。ニコラによる的確なまとめがあるので、少し長くなるが以下に引用する。

「学校の慈善としての役割は、就学時期を越えて広がることは不可能なのか。そのようなことはない。いうまでもなく、学校にいるあいだに子どもは卒業後にも維持される衛生的な習慣、清潔を保つ習慣を獲得する (と望むべきである) からであり、そうした習慣はその子の将来や家族のあり方に影響をおよぼしうるからである。

また、人々がつよく望むあかつきには、私たちの国に日をおうごとに侵入するおそろしい災い、個人の身体ばかりでなく精神の能力においても国をむしばむこの災いと闘いにおいて、またアルコール中毒との闘いにおいて、その最前線の役割を学校に担わせることを要求できるのである」¹⁴⁴

¹⁴⁴ « Le rôle bienfaisant de l'école ne pourra-t-il pas s'étendre même au-delà de la période scolaire? Si, puisque l'enfant aura acquis, pendant son séjour en classe, des habitudes d'hygiène, de propreté qu'il conservera plus tard, il faut l'espérer, et qui pourront influencer sur toute son existence future et celle de sa famille.

学校の役割は、衛生的な習慣を身につけることで学校を終えたあとも子どもやその家族に有益となりうること、そればかりか病気などの災禍から国を守る最前線として位置づけられている。ここにいたって、もはや学校は単に病気の蔓延を警戒すべき場所ではなく、衛生の橋頭保として積極的に位置づけられるにいたるのである。このような主張は、ニコラにかぎらない。視察医師について論じる 1908 年の記事でも、「これらの災いを予防するための戦いをするのに、学校、特にもっとも危険にさらされた子どもたちを集める大衆的な学校においてほど効果的な場所はない。したがって、学校衛生は国民・社会の防衛という重要性を帯びるのである」¹⁴⁵と表現されている。そして、学校における万全な衛生対策の前提に視察医師の存在があった。

ニコラの記事で名前があがったシャボが、それと同じ時期にやはり学校における医師の役割を強調した記事を寄せている¹⁴⁶。児童の健康を学校で管理する必要についてはすでに長らく合意されてきていると著者は冒頭で述べたあと、もし不衛生な学校があるとすればそれは古い学校であるとしている。1903 年のこの記事によれば、1880 年代の初めに問題となったような、学校をいかに衛生的につくるのかといった課題はもはや存在していない。では、何が問題なのかといえば、学校が衛生的であるだけでなく、その学校空間や環境を利用すること、子どもたちにそれを利用するすべを教えることであった。そこで医師が教育関係者や家庭へ参入していくことが求められる。

記事の中心は、医師たちが中心となって結成した「学校における身体と知性の衛生改善のための医師と家族の同盟」(*Ligue des médecins et des familles pour l'amélioration de l'hygiène physique et intellectuelle dans les écoles*) という団体が国際会議に向けて準備した内容の紹介である。ここで問題とされたことは、①学校医 (*médecin scolaire*) [文脈から視察医師を指すものと思われる] の役割、②初等学校の医療視察、③午前と午後の授業の価値の比較、④寄宿校・通学校における児童の年齢に応じた学業時間の長さとの配分、⑤リセ・コレージュにおける結核の予防の 5 点であった。ここでは本稿のテーマに関係の深い最初の二つにしぼって検討したい。

まず、学校医の役割について、団体の中心メンバーであったル・ジャンドルの意見と、それに対する反対意見が示される。この医師は、すべての学校施設に定期的な医療サービスを供給することの必要性、学校医の現在の役割を拡大すること、教育行政にもそれを認めさせること、特に隔離のできる医務室の設置のための新規建築と、栄養や清潔さなどを学校医に相談することなどを主張した。さらに、ル・ジャンドルは病気の傾向を突きとめ、進行しつつある病気の診断を極力早い段階で行うために健康カード (*fiche sanitaire*) を作成することを続けた。このカードに関する説明はないが、下に記す反対意見の内容およ

L'école peut être aussi appelée, le jour où on le voudra énergiquement, à jouer un rôle de premier ordre dans la lutte contre ce terrible fléau, qui de jour en jour envahit davantage notre pays, qui le mine au point de vue de la valeur physique et même morale des individus, dans la lutte contre l'alcoolisme. », p.68.

¹⁴⁵ V. H. F., op. cit., p.328. « Null part la lutte préventive contre ces fléaux n'est plus efficace qu'à l'école populaire qui r.unit les enfants les plus exposés. L'hygiène scolaire prend ainsi l'importance d'une défense nationale et sociale. »

¹⁴⁶ CHABOT C. (1903), « Le congrès d'hygiène scolaire et la Ligue des médecins et des familles », RP, 3, pp.541-558.

び別の雑誌の記事から察するに、児童の健康状態だけでなく、家族や遺伝についての記述を含んだものを想定していたものと思われる¹⁴⁷。

これらの意見は、ほとんど合意を得られたが反対意見もあった。著者のシャボ自身は最後の点について、通学生の健康カードによる管理には反対であった。たしかに学校は、外からやってくる伝染病に対抗し、校内にいるあいだは児童全員に衛生的な配慮を行い、寄宿生にはたとえ家族が望まなくても投薬を行わなければならないが、しかし、家族に代わってすべての子どもの健康を担うべきではないと考えたからであった。すなわち、通学生のための健康カードは家族と学校との軋轢を生じさせるというのである。これと関連する他の意見として、伝染病にかかった子どもを学校で診ないこと、主治医が健康カードを作成することなどを主張するものがあったことも書かれており、家庭の医療選択および医師選択の自由を学校が侵害することへの批判があった。医師たちは、1892年の伝染病申告義務化や翌年の貧者への無償医療扶助が制定された際にも自由医療の原則を盾に反対しており、彼らにとっての医療は、医師と患者の直接のやり取りのなかで治療方法や料金などを自由に決定されるべきものであった¹⁴⁸。

次に、初等学校の医療視察については一貫した主張というよりも、さまざまな問題点の列挙がなされている。初めに、諸外国ではすべての子どもが検査され、一時的な場合をふくめて「異常児 (enfant anormal)」とよばれた学校に適應できない子どもを特別なケアへ置くことがされているが、フランスではもっぱら伝染病の予防に限られているとしている。さらに、医療視察は36県と19都市の初等学校にしか実施されていなかった。内容としては、後手に回った出席停止処置よりも、予防手段(消毒・無菌化)を真剣に行うべきであるというのがメリー医師の主張であった。彼によるその他の提案として、児童自身による掃き掃除の廃止、入学時の個人検診と健康手帳 (livret sanitaire)、虚弱児への特別な対応などがあげられている。これらについては、会議参加者の多数の同意が得られたという。最後の点については、結核が社会の深刻な病であるとの認識が広まってそれへの対応が学校に求められる、否、より正確を期せば、特別なケアへの窓口として学校が位置づけられていくことへとつながっていく。

ニコラの記事で医師が学校衛生の要とされたことにはシャボも合意し、特に医療視察の重要性は意識されていた。しかし、シャボは、医師たちの意見をまとめるなかで、学校で子どもを診断することへの要求と反発の両面があったことを示し、自身も学校が家庭の問題に深く介入することに抑制的な態度を示していた。学校に通う子どもの健康に学校も責任の一端を負うが、あくまで家庭や医師の立場が尊重された。ただし、ここで強調したいことは、一部とはいえ学校での診療が主張されるほど、子どもの健康における学校の位置が高まったということである。学校をいかに清潔に保つかを論じていた1880年代までとは飛躍が生じているといえよう。

それにもなあって、学校がなすべきことの範囲が拡大した。1910年にパリで開催された

¹⁴⁷ 1907年の『公衆衛生および法医学年報』には、健康カードには学校生活にかかわることがらのみに限定することで、家族生活や医師の職業的の秘密を守ることができるとする記述がある。Dr. MACÉ E. (1907), « Principes d'hygiène scolaire », *Annales d'hygiène publique et de médecine légale*, 3-8, pp.202-203.

¹⁴⁸ FAURE, op. cit., pp.192-198.

国際学校衛生会議における 11 セクションの内容を確認すれば、一目瞭然である。すなわち、①学校施設、②寄宿舎の衛生、③学校医療視察と個人の衛生書類、④身体教育と訓練、⑤学校における伝染病の予防と学校由来の病気、⑥学校外の衛生・野外学校・林間学校、⑦教員集団（衛生、家庭や視察医師との関係）、⑧教員・児童・家庭への衛生教育、⑨学校衛生との関係におけるカリキュラムと教育方法、⑩「異常児」への特別学校、⑪学校における視聴覚および口内衛生、であった¹⁴⁹。これらセクションは、会議の関心の所在を示すとともに、学校衛生がもはや学校施設にとどまらず、各種の領域に広がっていることを示していよう。

第二期の特徴を次のようにまとめておきたい。この時期にはどのような学校が衛生的であるのかという議論はすでに終わっていた。むしろ、家庭にくらべて望ましい環境を獲得した学校において、衛生的な態度を子どもに身につかせ実践させることが教員の役割とされ、人々の「誤った」衛生観をただしく導くことが期待された。そのために学校はふさわしい衛生手段を十全に取れる場であり、そのためにも医師が積極的に関わるのが推奨された。学校を治療所とすることにはむしろ医師たちによる反発が強く、治療を受けることについては家庭や医師の「自由」が持ちだされて線引きがなされたが、それでも学校は、個人ばかりでなく社会や国家の健康を伝染病などの病から守るための防波堤としての地位を与えられたのである。

3. 第三期（両大戦間期）

第一次世界大戦は学校衛生にどのような変化をもたらしたのか。先に述べたように、両大戦間期には『教育雑誌』において学校衛生に関する記事が減少するということがこの時期の特徴であった。では、そこで論じられている中身については三点にまとめることができる。

まず、大きな認識の転換はなかったことがあげられる。もちろん、けっして衛生が軽視されるわけではないが、「パストゥール革命」に見られたような認識の変化や、それにとともなう新たな対策としてさまざまな手段が論じられるようなことはなかった。むしろ、理論よりも口内衛生などの新たな実践が話題となることが特徴であった。基本的には戦前の問題意識が継承されていたことが、この時期に学校衛生の記事が少なくなることにもつながっているのではないかと。

次に、第二期に医師の重要性が声高に主張されていたこととは対照的に、第三期には教員にいつそうの重きがおかれているのではないかとということである。すなわち、第二期においては伝染病の子どもをできるだけ早く発見して対処すること、病気の兆候を見つけてふさわしい処置を取らせることなど、専門的な知見が要求された。しかし、学校において伝染病の子どもがいなくなりたくないとしても——実際に、腸チフスの危険とワクチン接

¹⁴⁹ セクションの小見出しは、MALAPERT P. (1910), « Le III^e congrès international d'hygiène scolaire », RP, 57, pp.551-561.による。フランスにかぎらず学校衛生への関心は各国で高まっていたようで、国際学校衛生会議は1904年にドイツのニュルンベルクを先駆けとして、1907年にロンドン、1910年にパリ、1913年にバッファロー（アメリカ）と計4回開催された。梅原秀元（2015）「健康な子どもと健康な学校：19世紀から20世紀初頭におけるドイツの学校衛生の歴史研究をめぐって」『三田学会雑誌』108-1, pp.71-95.

種の必要性を訴える記事もある¹⁵⁰——、伝染病への学校や行政の対応はそれまでに整備されてきており、学校に要求されることは医学の専門性よりも日常のケアへと移っていったのではないか。子どもに現れた症状と疑われる病名を記した表が教員に配られるなど、病気への対応は教員の日常知となっていたと考えられる。第4章で検討する学校看護師の登場は、そうした傾向および要求に対応したものであった。

最後に、学校は児童の衛生にとって依然として欠かせない場であったと思われるが、病へのケアや健康増進の場が学校を超えて社会へ広がったことである。健康増進のための林間学校が貧困層にかぎらず大衆化し、医療保険の整備によって病院が身近なものとなり、学校では手に負えない病、特に結核であればサナトリウムなど、特別の施設ができていた。制度や設備が整ったことと並行して、林間学校はとりわけ児童や親たちに好まれたことも普及の理由として考えられる。

教員への注目は、第一次世界大戦直前の1914年7月の記事に見出せる¹⁵¹。それまで、学校衛生の重点は学校の衛生から児童の衛生へと移ってきたわけであるが、それがさらに教員へとおよんだ。教員が衛生に関する知識を身につけていなければいけないということはすでに話題となっていたが、一方でそのはたらきが重視され、他方でその当人もまた健康を管理される存在となったのである。教員は、教室の換気や湿度に注意を払い、児童の目に見える部分（髪、顔、手、首、衣服）について清潔の検査をおこない、特に女子の場合はシラミに気をつけることが求められた。それと同時に、伝染病を学校に持ちこまないよう学校用の服装をすること、特に女性教員は女子や幼年学校の児童などを抱きしめないこと、喉の殺菌を心がけること、授業で声を酷使せず叫ばないことなど、教員の健康に関する助言がなされた。だが、この時点の中心はあくまで教員のはたらきにあって、健康については副次的であった。

両大戦間期に入って、ストラスブールで「パリと各県の学術団体会議」(le Congrès des sociétés savantes de Paris et des départements) が開催された¹⁵²。まず、結核についてのムイッセ (Mouisset) の意見が紹介される。そこで、特に健康が脅かされている子どもが保護されるべきであるとして、その手段として結核予防診療所 (préventorium) と林間学校があげられる。結核予防診療所とは、両親が結核を患っている子どもや、一次的に体力が低下しているなどの子どもを感染から予防するための「子どもの家」(« maisons d'enfant ») であった。田舎に子どもを預けることが難しくなっており、衛生状態が必ずしもいいわけではないが、結核予防診療所であれば衛生的で医師の管理も得られることが利点とされた。林間学校について、ムイッセは夏の保養〔林間学校〕は社会の特定の階級に限定されるべきではなく、都市のすべての子どもたちが毎年野外での生活の利益を享受できるべきだと主張し、これに記事の著者であるカティエも賛同している¹⁵³。ここには、

¹⁵⁰ Dr GALTIER-BOISSIÈRE (1918), « Fièvres typhoïdes et vaccination antityphique, à l'âge scolaire », RP, 72, pp.440-446.

¹⁵¹ Dr MERY (1914), « Le rôle de l'instituteur dans l'hygiène de la classe », RP, 65, pp.1-12.

¹⁵² CATTIER Fernand (1920), « L'hygiène scolaire au congrès de Strasbourg », RP, 77, pp.288-296.

¹⁵³ Ibid., pp.290. « Quant aux colonies de vacances, elles doivent exister pour toutes les catégories d'enfants, car il est désirable, dit M. Mouisset — et en cela nous

貧しい家庭・子どもに対する重点的なケアから大衆化への展開という方向性を見いだせる。

つづいて、マルシュ（Marchoux）の意見として、教員の健康を監督する必要性を訴えたことが特筆される。彼は、学童に対する学校施設の影響は国や学校の責任であること、そのため学校視察医師や学校看護師を置くことなども説いているが、このこと自体は新しい主張ではない。あえていえば、第一次世界大戦以前には学校看護師への言及がほとんど見られなかったことぐらいである。しかし、教員の健康管理、教員からの結核感染という内容にはカティエも独創的と評しており¹⁵⁴、当時は新奇な内容であった。もちろん、結核は世紀転換期に特別の関心を集めていた病気であり、教員の結核については『教育雑誌』でも1902年に問題視する記事が出ており¹⁵⁵、1905年にパリで開かれた結核国際会議でも指摘があった。ただ、そこで教員の健康は教員自身の問題であったのが、ここにいたって学校衛生の一環に組みこまれた。

1920年の秋に開かれた教育会議（conférences pédagogiques）のテーマは、初等学校における「衛生を教えること」（l'enseignement de l'hygiène）、さらにいえば「衛生的な態度の形成」（l'éducation hygiénique）であった¹⁵⁶。この会議は教員たちが集まる場であることもあって、具体的な実践と成果について話題となっている。そのなかで記事の著者であるロピタルが気づいた点を記している。基本的な内容は、衛生的な行動を浸透させることが重要であり、教員のはたらきが不可欠であるということに要約できる。ロピタルによれば、衛生を子どもに教えようとすると、田舎の「おかしな」習慣、偏見、「間違っただ」觀念、「不条理な」風習にぶつかる。にもかかわらず、そのようななかでも教員たちが市庁舎の事務局の協力を引きだして少しずつ実現してきたことを多くの報告が示している。たとえば、児童が汚い場合に洗わせようとしても、設備や道具が不十分だとどうしようもないが、教員がコミューン当局や学校基金、家庭、民間に寄付を掛けあつたおかげで、水、石鹼、タオルなどは現在では不足していない。また、歯ブラシはすべての児童が持つほどに普及しており、歯磨き粉も化粧品店から贈られて使っている場合もあって、日常的に身なりを整えることが実行できている。以上をまとめれば、人々のあいだに根強い衛生觀念や習慣との摩擦が存在したこと、それでも教員側の望む実践が受けいれられていったこと、さらにそれを物質的に援護する公的機関や民間の協力が得られたことが書かれていた。全国とはいかないかもしれないが、多くの地域でこのような教員や学校を中心とした衛生的

l'approuverons tous — que les villégiatures d'été ne soient pas réservées à certaines classes de la société, tous les enfants des villes devraient pouvoir, chaque année, bénéficier des avantages de la vie en plein air. »

¹⁵⁴ Ibid, p.293. « Ce qu'il y a de plus original dans la communication de M. Marchoux, c'est l'affirmation de la nécessité de surveiller la santé du maître en même temps que celle des écoliers. Ce en quoi il a été bien inspiré, car il est en effet indéniable qu'il y a des cas de contagion à l'école dus à l'instituteur tuberculeux. »

¹⁵⁵ LEUNE A. (1920), « La tuberculose et les instituteurs », RP, 40, pp.33-36. しかし、寄稿者もアカデミー視学官であり、内容としては教員団体の代表たちが教員のためのサナトリウムを求めるもので、学校衛生というよりは教員の問題と考えられていた。

¹⁵⁶ L'HÔPITAL Ch. (1921), « L'enseignement de l'hygiène à l'école », RP, 78, pp.387-396. 「教育会議」とは、カントンごとにアカデミー視学官が議長となって行われる会議で、初等学校教員が集まり、教育に関する理論や実践について話しあわれる場であった。

BUISSON 1911, « Conférences pédagogiques ». 著者のロピタルは総視学官であったが、ここで取りあげられた会議がどこの地域のものであったかは判然としない。

実践を支える体制ができあがっていたことがうかがえる。

この記事のなかで強調されているのが実践である。「理屈を教える以上にたえず行動をしつづけること、これこそ衛生教育の本質である。〔中略〕実のところ、われわれが望むのは、〔中略〕学校生活の毎日が衛生を実行する日々となることである」¹⁵⁷。このように日々の行いに重きが置かれるほど、視察医師よりも教員の普段のはたらきかけが不可欠となり、自身は児童にとってのモデルであるべきとされることになる。学校医療視察について論じた別の記事は、そのことを直接的に述べている。「役割は逆転した。控え目な補助者としての看護婦とともに主たる位置にいるのはもはや医師ではなく、教員こそが『常任の視察者』であるがゆえに真の視察者となる。〔後略〕」¹⁵⁸。学校における衛生は専門知から日常的実践へと変化を遂げ、その主たる監督者は医師から教員へと移った。

ところで、その他の衛生に関する話題も会議では話しあわれたようだが、ロピタルはそれらについて深く論じてはいない¹⁵⁹。専門家である医師が学校に必要であることは変わりなく、みなに関心事であるとしているが、あまり言及はない。むしろ、学校看護師、もしくは医師や教員を補助する衛生助手が取りあげられていることが新たな局面を開いている。学校看護師をタイトルに掲げた記事は『教育雑誌』に見られないが、この1920年の段階で教育関係者の話題に上がっていたわけである。児童に対して衛生面で日常的なケアをおこなうことが求められることで、医師と同じく専門家でありながら教員のように日々児童と接することのできる学校看護師が必要だと考えられるようになる。しかし、これはコミュニケーション当局の寛容さや民間の活動にのみ依存しているとロピタルが書くとおおり、彼らの手からは離れる問題であった。ここにも、学校衛生が学校の枠を越えていく契機があった。

1920年の教育会議は教員たちにとって重要な意味を持ったようである。そのことは、1925年の記事でもその意義が認められ、衛生に対する教員の関心を目覚めさせたと評価されていることから明らかである¹⁶⁰。P. L.という人物が書いたこの記事では、「塹壕の泥」を経験した教員たちが熱心に応じたとしている。そのなかで、先にもふれた歯ブラシあるいは歯磨きについて大きな進歩があったとしている。10年前であれば持とうとさえしなかった、あるいはあっても手つかずのままになっていた歯ブラシであったが、現在では小集落の学校にも広まっているとして、この事態を著者は素直に歓迎している。ここでも民間団体による援助が歯ブラシの普及を支えたことが記されている。医師による口内衛生の検査というより、歯磨きという習慣がここでも焦点を当てられている。

この記事でもう一つ特筆すべきは、学校施設についての不満である。1880年代には学校

¹⁵⁷ L'HÔPITAL Ch., op. cit., pp.390-391. « Une action incessante et inlassable, plus que des leçons théoriques, voilà quel doit être l'essentiel de notre enseignement hygiénique ». « En vérité nous préférons que, » « chaque journée de la vie scolaire fût une journée d'hygiène en application. »

¹⁵⁸ Dr BATER G., M^{me} BATER G. (1921), « L'inspection médicale des écoles », RP, 78, pp.397-416. 引用は p.406. « Les rôles sont renversées ; ce n'est plus le médecin qui est au premier plan avec l'infirmière comme auxiliaire effacée, c'est le maître qui devient le véritable inspecteur, parce qu'inspecteur permanent, »

¹⁵⁹ 他の話題は、列挙されているかぎりであるが、反アルコール、育児学、学校給食、庭仕事、野外学校、散歩 (classe-promenade)、学校の調剤室 (pharmacie scolaire)、教員の指導または監督下の遊戯、身体教育であった。

¹⁶⁰ P. L. (1925), « Hygiène », RP, 87, pp.1-9.

建築基準ができて、『教育雑誌』でも誌面で大きく取りあげられることはなかった話題であったが、1925年になって問題点を指摘する声があがっている。すなわち、空気の循環や光が教室に不足している、机やいす（*mobilier scolaire*）が深刻で、特に文字を書くときに前かがみになることで肺や目に負担をかけるものが多い、公教育省の基準が実際は守られていないといった内容である。ずっと「不衛生」とみなされる状態が続いていたのか、古くなった施設や備品が新たな見方によって望ましいものと写らなくなったのか、あるいはこうした批判がどれだけ現実を反映しているのかについてここでは明確な答えを出すことはできない。

しかし、ここで注目したいのは、次の表現である。

「衛生の基準にしたがっていったん学校が建てられ、机やいすなどが備えつけられれば、あとは子どもたちをそれに合わせるだけである。しつこい偏見と闘わないのであればそれが易しいやりかたであろう。この闘いにはエネルギーが必要になるが、機転も必要である。両親に反抗させることなく家族の伝統的な実践に反する実践を子どもたちにさせるべきである。衛生に払われるべき敬意と両親に払われるべき敬意を両立させるやりかたを知るべきである。」¹⁶¹

1880年代頃にはあくまで学校施設の衛生状態や子どもの姿勢への影響という医学的観点から語られていたことが、ここでは実践の問題として語られていることが一つ。さらに、ここでも家庭との摩擦の存在が示唆され、それに対して強引に規範を押しつけるのではなく、子どもや家庭の行動になじませる、もしくは調和させるような方法を提起していることがもう一つのポイントである。この引用部分のすぐ後に、衛生的な実践を普及させてきたというマンシュ県の女性教員の言説が引かれ、それがうまくいくためには忍耐と説得が必要であると P.L. はまとめている。いずれも子どもの行動や慣習的なふるまいの焦点化がもたらした捉え方となっているように思われる。

第一次世界大戦を経たあとの第三期で見られたのは、学校衛生における教員の役割の重要性であった。医者を持つ専門知が日常知へと変化していくなかで、重点は日常的なケアへと移ったのである。そこで教員には根づよく残る人々の衛生観念と向きあいながら、児童たちに望ましいとされた実践を身につけさせることが求められた。学校の外にも子どもの健康をケアする場は広がっており、第二期がそうであったような、児童の衛生における「特権的な」位置を学校は失った。衛生に関する記事が全体として『教育雑誌』から減少していくのは、以上のような背景が考えられるのではないか。

¹⁶¹ Ibid, pp.7-8. «Une fois l'école construite et meublée conformément aux règles de l'hygiène, il ne reste plus qu'à habituer les enfants à leur obéir. Ce serait chose facile si nous n'avions pas à lutter contre de tenaces préjugés. Cette lutte doit être menée avec énergie, mais avec tact. Il faut amener les enfants, sans désobéir à leur parents, à des pratiques contraires aux pratiques traditionnelles des familles. Il faut savoir concilier le respect dû aux parents avec le respect dû à l'hygiène.»

第 1 章の結論

本章では、先行研究が不十分で、位置づけの不明瞭な学校衛生について、時代的背景、衛生行政と教育行政のなかで捉えなおし、さらに教育界の言説から学校衛生の展開の時期区分を行った。

第三共和政期のフランスは、出生率低下による人口の伸びなやみ、都市化による都市環境の悪化に苦しんだ。リヨンの住宅難は他都市に比べても深刻で、第一次世界大戦を挟んでも状況は悪化した。そうしたなかで伝染病の流行が多くを奪った。なかでも結核は 20 世紀にいたっても多くの死者数を記録した。パストゥール革命を経ても医学界は従来の認識を変えず、伝染病による死亡は急激に改善されることはなかったが、伝染病の原因が突きとめられ予防および治療法が確立されていくなかで徐々に伝染病による死亡はかつてほどの被害をもたらさなくなった。フェリーに代表される初等教育制度の確立はこうした時期に展開されており、校舎・児童の衛生への配慮はこうした背景のもとに進められたと考えられる。

学校衛生は、衛生行政と教育行政にまたがった領域であった。第三共和政の地方行政制度は 1884 年のコミューン組織法によって制度の基盤が作られ、そのなかで衛生行政は基本的にコミューンの領分とされたが、必要な手段が取られない場合に県知事の権限が行使されることとされた。しかし、その適用は法律の解釈ほどは容易ではなく、職員数および予算を拡大し、地元の多様な業務を処理するコミューンが実働的なスタッフを持って対処したと考えられる。リヨンの場合は、長期にわたって任にあった市長と事務総長という行政のトップの安定性が顕著であり、継続的な行政の執行が可能であったのではないかと思われる。しかし、衛生事務所創設以前には、衛生に関わる制度は複数存在していたにもかかわらず、人材や情報の要となるべき機関を欠いていた。

教育行政も基本的な枠組みは 1880 年代前半にほとんど完成した。本稿で考察の対象となる初等教育は、県が中心の単位となって教育内容ほかさまざまな点を統括し、1880 年代末には財政的にもコミューンは国家に依存するようになった。ただし、リヨンをふくむ大都市は少なくとも 1919 年まで初等教育の費用の多くを自主的な財源によって確保し、それに基づいてコミューンの管轄とされた学校施設の建設・維持にあたった。

『教育雑誌』の記事の内容から、学校衛生の展開を時期区分すると大きく三つに分けられた。1870 年代から 1880 年代に相当する第一期には少なくとも『教育雑誌』において学校衛生を主題とした記事は見当たらなかった。学校衛生は、この時期にはまだほとんど話題にならなかつたのである。学校施設や設備をいかに清潔にするかという観点は存在したもの、教育関係者の耳目を引くには至らなかつた。だが、就学が義務化されることで、完全とはいかないまでもおおむね 6 歳から 13 歳の子どもが学校に通うことになる、次第に学校とその環境が子どもに与える影響が懸念されはじめた。そこで、1880 年代後半から第一次世界大戦にいたる第二期は学校衛生の一大発展期であり、『教育雑誌』にも多数の記事が掲載され、実践的な内容も増加した。そのなかで学校には医師が関わりを持ちはじめ、学校を伝染病の温床とすることを回避するばかりでなく、積極的な対応を十分の取れる場であることから、学校は社会や国家の健康を守るための最前線として位置づけられるようになったのである。ところが、両大戦間期に相当する第三期に入ると、誌上か

ら衛生に関する記事が極端に減少した。これは、学校以外に健康のケアを行う場が増加し、もはや学校だけが衛生の特権的な地位にはなくなったためであると思われる。あるいは、さまざまな制度が定着し、新たな話題を引きおこすことがなくなったためとも考えられる。むしろ学校では、医師の専門知よりも教員の実践の方が注目されるようになり、教員による児童の日常的なケア、および「古い」慣習に打ちかつ実践の習慣化、そのための家庭との協調が重要視されるようになるのである。

第2章 第一期(1870年代から1880年代前半)——「衛生的な学校づくり」

第1節 学校制度の基礎

普仏戦争の敗戦とパリ・コミューンを経験したフランスは、三度目の共和政を迎えた。公教育大臣に就任したジュール・シモンの主な関心は中等教育にあった。たしかに彼は衛生改善や体操の必要を説いていたが、結局のところ身体教育に関して目立った業績を残せなかった¹⁶²。

教育史にかぎらず、1880年代前半は第三共和政の基礎固めの時期とみなされている。「フェリー時代」もしくは「共和国の『創立者』の時代」などとよばれるこの時期は、1880年から1885年に公教育大臣、首相を歴任するなど、国政の中心的役割をはたしたジュール・フェリーに由来する¹⁶³。実際、この時期には「共和主義的自由、反教権主義、植民地拡張を三つの柱とする諸政策」¹⁶⁴がつぎつぎと導入され、実施されている。共和主義的自由とは、第二帝政において禁止されていた諸活動を認めたことや、あるいはフランス革命のさなかに生まれた「ラ・マルセイエーズ」を国歌に制定したり、革命にかかわる日にちを休日としたりと、第三共和政がフランス革命の継承者であり、なおかつ政治的自由の推進者であることを標榜する政策のことである。また植民地拡張政策は、フランスの植民地を拡大することで普仏戦争の敗北によって失われた威信を取りもどすこと、それによって国家主導の国民経済を拡張することを旨としたことを指す。

そのなかでも反教権主義政策については、初等教育史において中心的な研究テーマとなってきた。初等教育は、教会と国家(「十字架と三色旗」)がみずからの覇権を獲得しようと19世紀を通じた闘争のアリーナとなってきたからである¹⁶⁵。国家は公立の学校を、教会は聖職者の経営する学校を通じて、それぞれ民衆をみずからの手中に収めようとした。そしてついに国家は、1881年から翌年にかけて次々と立法化された通称「フェリー法」といわれる一連の法律の制定によって、公立学校の無償性および世俗性、教育の義務性を実現する¹⁶⁶。これらは「公教育の三原則」といわれるものであり、この改革は「教育界への浸透をテコに再キリスト教化をはかろうとする教会の野望を打ち砕くもの」¹⁶⁷とする位置づけがなされる。このようにして実現した一連の教育立法を教育史上では重大な画期とみなすのが通説である。

¹⁶² ANDREIU Gilbert (1999), *La gymnastique au XIX^e siècle ou la naissance de l'éducation physique 1789-1914*, Paris, Édition Actio, pp.74-77.

¹⁶³ MAYEUR, op. cit. 「フェリー時代」は同書第3章のタイトル、「共和国の『創立者』の時代」はp.162の表現である。

¹⁶⁴ 福井憲彦編(2001)『新版世界各国史12 フランス史』山川出版社, p. 351.

¹⁶⁵ 特に国家と教会の対立をテーマとしたものとして、小山, op. cit., 工藤庸子(2007)『宗教 vs. 国家: フランス(政教分離)と市民の誕生』講談社現代新書, 谷川稔(1997)『十字架と三色旗: もうひとつの近代フランス』山川出版社, OZOUF (1982), *L'École, l'Église et la République (1871-1914)*, Paris, Cana / Jean Offredo, (Colin, 1963)を参照。

¹⁶⁶ 教育の義務性は公立学校にかぎらず、私立学校に通ったり、学校へは通わず家庭教師を雇って教育を受けることも可能だった。

¹⁶⁷ 谷川, op. cit., p.190.

しかし、本研究にとってより重要なのは無償性と義務性の原則である。この二つの原則によって就学が保証かつ強制されることで、単に就学率が高まるだけでなく学校を衛生的に整備する責務が国家に生じ、学校を国民の健康増進の拠点として利用することができるようになるからである。そのためには学校が十分に存在し、しかも衛生的な基準を満たすものでなければならない。そのため、無償性および義務性に先だって学校建築基準が定められ、望ましい学校施設の基準が示されることになる。

公教育の無償性については1881年6月16日の公立初等教育無償法によって実現された。この法律を成りたたせている発想は「公教育費コミューン負担主義」であり、国よりもむしろコミューンにその金銭的負担を求めていた。このため、予算規模の小さい大部分のコミューンでは、財政の窮迫のため、一般財政支出を削ってまで公立初等学校に予算をまわすことができなかつた。そして結局は国家による負担が増大していくことになる。このことは、1875年に1086万フランだった国の負担が、1880年には2011万フラン、無償化法が出された1881年には3113万フラン、そして1882年には6965万フランというぐあいに、7年間で6倍強になっていくことから明らかである¹⁶⁸。

教育の義務性をめぐっては、1877年にバロデ案、バルニ案という二つの案が出されたが、最終的には1879年に委員会案として出されたベール主導の案が制度の根幹となった。この案では、義務教育の編成にあたり「コミューンから初等教育の一切の権限を奪い、国家に集中する構想」¹⁶⁹が示されたが、1880年代の前半では公教育費コミューン負担の原則が貫かれたのは先にみたとおりである。就学義務に関する条項は1882年3月28日法に結実し、これによって満6歳から満13歳までの男女児童の初等教育が義務とされた。そして、児童の就学・通学を監督する機関としてコミューンに学務委員会がおかれ、この委員会の認める事由なしの欠席が繰り返された場合、最終的には刑法第479条、第480条に照らして軽犯罪と見なされ、治安罰を発動することが規定された¹⁷⁰。

第三共和政における初等教育の内容にとって決定的な公文書となったのが1882年のカリキュラムである。以後、この政体を通じて教育内容の抜本的な変更はおこわねれず、したがってこの時点で初等教育の内容がほぼ確定したと評価される¹⁷¹。学校衛生に関連する制度は少しずつ形成されていくが、それまでになく学校教育において身体にかかわる要素が重要視され、打ちだされたのもこのカリキュラムであった。

1882年のカリキュラムとは、正式には「公立初等学校の教育的編成の規則に付属するカリキュラム」¹⁷²のことであり、これは1882年7月27日に出された「公立初等学校の教育的編成と教育計画に関するアレテ（政令）」¹⁷³に付属するものである。初等教育を初級、

¹⁶⁸ 教育財政については、荻路, *op. cit.*を参照。

¹⁶⁹ 牧証名編(1990)『公教育制度の史的形成』梓出版社, p.163.

¹⁷⁰ 梅根悟監修(1975a)『世界教育史大系10 フランス史II』講談社, pp.130-134. ここで義務制の導入は、権利としての教育という発想ではなく、親に対する不信感に基づいていた。牧, *op. cit.*, pp.162-166.

¹⁷¹ ALBERTINI, *op. cit.*, p.71 や PROST, *op. cit.*, p.277 による。

¹⁷² « Programmes annexés au règlement d'organisation pédagogique des écoles primaires publiques ». 本稿では RP, 1882, 1, pp.137-140.に全文があるため、これを参照した。

¹⁷³ « Arrêté sur l'organisation pédagogique et le plan d'études des écoles primaires publiques ». 同じく、前掲箇所のつづきに全文があるため、その pp.141-161.を参照した。

中級、上級の3つのコースに分けること、学校のクラス数に応じて各コースへクラスを振りわけること、実施されるべき科目とその分量などが、このアレテで定められた。そして、付属のカリキュラムにおいて、その具体的な内容を規定するというしくみになっている。フェリーを中心とする共和政府の教育行政への具体的な意思が、このアレテとカリキュラムによって表明されたといえよう。

本研究にとって注目すべきは、第15条において身体教育が知育と道德教育との三本柱の一つとして掲げられたことである。この条文の内容は、「公立初等学校に託された教育は、身体教育、知育、道德教育という三重の目的に関連する。それを構成する段階的に整備された課業や練習が、このアレテに付属するカリキュラムにしたがった教育課程に配置される」¹⁷⁴というものである。このようにまとまったカリキュラムは第三共和政になって初めて出されたものである。それ以前であれば、教育行政の路線を大きく規定するという意味では1867年4月10日に公教育大臣ヴィクトル・デュリュイ (Victor Duruy) によって出された法律が主なものだが、ここではジムナスティック (gymnastique. 器具を用いる場合と用いない場合があるが、いずれも筋力を鍛える類の体操である) が選択科目に加わった程度であった。この点を考えても、1882年の時点で政府が身体教育をこれまでになく推進しようとしていたことがうかがえる。

1882年のカリキュラムは、順に「身体教育と職業教育への準備 (Éducation physique et préparation à l'éducation professionnelle)」、「知育」「道德教育」の三つで構成される。それぞれがさらに「目的」「方法」「カリキュラム」というように分割される。カリキュラムの内容は、基礎課程 (cours élémentaire)、中級課程 (cours moyen)、上級課程 (cours supérieure) に分けて書かれている¹⁷⁵。そこで、このカリキュラムの概観をつかむために、特に目的と方法に着目しながらその特徴をおおまかに捉えておきたい。

まず知育についてもっとも特徴的であることは、目的として記された次の言葉に集約される。すなわち、「それ〔初等教育のために厳選された知識〕によって、子どもの才能に働きかけ、精神を形成し、育て、伸ばす」¹⁷⁶ということである。また、方法についても、「初等教育にふさわしい唯一の方法は、教員と児童が交互に参加する教育である。それはいわば、両者の間で絶え間ない意見の交換が行われるものであり、多様に、柔軟に、巧妙に段階的なやり方でおこわれるものである」¹⁷⁷とされる。知識によって子どもの精神を育てるという発想に基づいていること。なおかつ、ふさわしい教育のあり方とは、教員と児童と

¹⁷⁴ Ibid., p.139. « L'enseignement donné dans les écoles primaires publiques se rapporte à un triple objet : éducation physique, éducation intellectuelle, éducation morale. Les leçons et exercices gradués qu'il comporte sont répartis dans le cours d'étude conformément aux programmes annexés au présent arrêté. »

¹⁷⁵ このカリキュラムにおいて、基礎課程は7歳から9歳、中級課程は9歳から11歳、上級課程は11歳から13歳とされている。また、身体教育が三つの教育のなかで最初に来ていることから身体教育を重視しているということもいえそうではあるが、これはむしろ『エミール』に記されるような、ルソー流の教育体系にしたがった配置であると思われる。

¹⁷⁶ Ibid., p.144. « elles agissent sur ses facultés, forment son esprit, le cultivent, l'étendent »

¹⁷⁷ Ibid., p.145. « La seule méthode qui convienne à l'enseignement primaire est celle qui fait intervenir tour à tour le maître et les élèves, qui entretient pour ainsi dire eux et lui un continuel échange d'idées sous des formes variées, souples et ingénieusement graduées. »

のコミュニケーションを重視し、さまざまな状況に合わせておこなうやり方であるということが目ざされている。このような文言は以前の公式文書にはまったく見られなかった内容であるが¹⁷⁸、実際に現場でおこなわれている教育方法は機械的な反復に基づいていること、そうした方法への批判的見解がここで公的に示されたということである¹⁷⁹。

さらに、1882年のカリキュラムで示された知育の方法は、子ども側の条件をそれまでになく考慮した方法でもあった。すでに引用した文章において教育が柔軟で段階的におこなわれるべきだとしていたことから、場合に応じて、また児童の学習段階に応じて教育をおこなうことが重視されていたと考えられる。そして、「児童の関心、判断、知的な自発性への呼びかけによってこそ、初等教育は支えられる」¹⁸⁰という言葉からは、より明確に子どもの主体性を重視する立場を読みとれる。子どもの条件をより積極的に考慮する発想が見れるのがこの第三共和政のはじめの時期であった。

道徳教育についてもっとも特徴的であるのは、やはり目的として述べられた次の言葉である。すなわち「世俗の道徳教育は宗教教育と対立することなく、それから区別される」¹⁸¹という一文である。道徳心の育成は宗教、とりわけカトリックの教えによっていたことから、道徳教育についてはそれ以外の教育以上に、共和派とカトリックとの初等教育をめぐる闘争の文脈が重要になる。道徳教育の特質については、「ここでは『世俗化』は、旧来の道徳的内容から、それを説明ないし権威づける原理を巧妙に排除しつつその『実践』のみを抽出するカリキュラム編成の原理として機能していることとなろう」¹⁸²、つまり、初等教育においては道徳を支える権威はもはや神ではなくなったのである。

また、道徳教育においては本研究にとって興味深い項目があげられている。中級課程における徳目の一つとして、「自分自身への義務 (Devoir envers soi-même)」がおかれ、ここでは「からだ、すなわち清潔。節度や節制、すなわち酩酊の危険。ジムナスティック」¹⁸³という内容が掲げられている。すなわち、自分の身体を管理することが道徳の徳目として示されている。ちなみに、「自分自身への義務」という項目は基礎課程や上級課程には掲げられていない。上級課程では、「祖国」や「社会」というように、もとめられる道徳性がより大きな範囲へ拡大されるためであろう。その場合は兵役の義務といったような内容が、愛国心とともに提示される。いずれにせよ、道徳教育の徳目として自分の身体の管理が打ちだされていることは無視しえない。そればかりか、その発想は身体教育のカリキュラムにおいても導入されているのである。

身体教育の目的は二つ示された。一つは、体を鍛えることと子どもの衛生状態を確保す

178 飯田伸二 (2002) 「フランス語から〈国語〉へ：第三共和政におけるフランス語教育と小学校教員養成」『国際文化学部論集』(鹿児島国際大学国際文化学部) 2-4, pp.1-11.

179 ここには、教育学者であり初等教育局長でもあったビューッソンの知見が反映されていることが考えられる。

180 Ibid., p.145. « C'est donc par un appel incessant à l'attention, au jugement, à la spontanéité intellectuelle de l'élève que l'enseignement primaire peut se soutenir. »

181 Ibid., p.156. « L'enseignement moral laïque se distingue donc de l'enseignement religieux sans le contredire. »

182 尾上雅信 (2007) 『フェルディナン・ビューッソンの教育思想：第三共和政初期教育改革史研究の一環として』東信堂, p.151.

183 Ibid., p.159. « Le corps : propreté, sobriété et tempérance : dangers de l'ivresse ; gymnastique. »

ることである。二つ目は手先の器用さを鍛えるなど職業訓練を目的とした活動である¹⁸⁴。条文においても確認できるように、初等学校を出たあと、多くの子どもがそのまま職業に就くという現状があったため、職業訓練的な内容も学校のカリキュラムに含まれていたのである。共通しているのは、このカリキュラムにおける身体教育の目的が「いわば男子を労働者や兵士としての将来の仕事へ、女子を家事や女性の仕事の役目へと用意させ、向かわせる」¹⁸⁵ことにあったということである。

方法の部分では、身体教育は気晴らしとなり、学業に対して意欲を持たせるとみなされている。1887年以降、子どもたちの学業過労ということが問題となり、それへの対応として身体教育を充実させるべきだとの意見が出されるが、この1882年のカリキュラムにおいても身体教育を捉える基本的な考えはそれほど差がないように思われる。

教育内容は4つに分けられている。「衛生や清潔さの管理」、「ジムナスティック」、「軍事教練」、そして職業訓練や家事を目的とした「手仕事」がそれぞれ男女別に設けられている。ここで注目されるのは、衛生指導が身体教育のカリキュラムに加わったことと軍事教練の存在である。衛生に関する教育がこのようにカリキュラムに明記され、初等教育段階に導入されるのはまさにこのときからである。それ以前は中等教育機関において衛生指導がなされていただけであった。また、軍事教練がこのカリキュラムに示されたのは、この直前に創設された法律、すなわち1882年7月6日のバタイヨン・スコレール（後述）の創設に関するデクレと深い関係があると考えられる。この法律は、後に述べるように、軍事教育を推進するため各学校において有志で軍事教練を受けることができる制度を創設したものである。カリキュラムの内容としては、基礎課程においては行進や隊列が中心となっているが、上級課程になると射撃までが組みこまれている。この時点での身体教育の改革は、軍事的な問題としても推進されたのである。

身体教育に関する文言に注目した場合、身体教育では知育ほど子ども側の条件が重視されていなかったように写る。知育においては、子どもを考慮して目的や方法が策定されていたことは確認したが、身体教育においてはそのような配慮は知育よりも薄く、せいぜい教育内容を段階的に配置したことぐらいしか見受けられない。たしかに、子どもの体を鍛えることや、柔軟さといったような身体的な価値を身につけさせることは意図されているものの、子どもの関心や自発性といった表現は出てこない。知育と身体教育では発想が違ったとまではいえないが、行政側の発想においては若干の差異が存在したことも考えられる。とはいえ、後に検討するように、行政にかぎらず広く教育関係者の意見を見た場合には、子ども側の条件の考慮がなされていた。子ども側の条件に適い、子どもに受け入れられやすい内容であるほうが、教育を施したい側の意図を貫徹できるという考えが身体教育においても存在したと考えられる。

¹⁸⁴ Ibid., p.141. « L'éducation physique a double but : D'une part, fortifier le corps, affermir le tempérament de l'enfant, le placer dans les conditions hygiéniques les plus favorable à son développement physique en général. D'autre part, lui donner de bonne heure ces qualités d'adresse et d'agilité, ...pour la plupart à des professions manuelles. »

¹⁸⁵ Ibid., p.141. « pour préparer et prédisposer, en quelques sortes, les garçons aux futurs travaux de l'ouvrier et du soldat, les filles aux soins du ménage et aux ouvrages de femmes. »

以上のように、今後の教育行政の表明となる 1882 年のカリキュラムでは、道徳教育において身体を管理することが「自分自身への義務」という徳目として教えられた一方で、身体教育が明文化されて衛生教育や軍事教練が導入された。同時代の教育行政官は、「長いあいだ軍事教練に関する規定は中等教育機関にしか適用されていない。そのような考えによって初等学校に軍事教育を浸透させるよりも先に、ジムナスティックを学校で組織することがおこなわれたのだ」¹⁸⁶と述べているが、このカリキュラムでは軍事教練もまた正式に組み込まれることとなった。こうして、学校教育は身体教育を中軸の一つに取りこむことで範囲を拡大した。

ところで、この時期の身体教育は軍事教育という様相が濃く、少なくとも 1880 年代前半はまだ健やかな成長や健康・衛生への意識は強くなかった。第二期にはこうした態度が変化することになるが、ここでは第一期の身体教育の性格について歴史的な経緯に位置づけながら整理したい。

そもそも公教育としての身体教育という発想自体はルソーの体育思想にまで遡ることができるが、大革命以来、身体教育は等閑視されたまま学校そのものや知育の普及が優先された。体系化された身体教育の思想・方法が導入され、実践と結びつくのは 1820 年代で、フランシスコ・アモロスによるジムナスティック〔体操〕による取りくみがその画期としてみなされる。彼は、フランスのあらゆる境遇の人々がそれぞれの社会的使命を果たすことができるように、すぐれた体力と道徳力とを培うことを目指し、ジムナスティックを社会全体に普及させることを望んだ。しかし、彼の活動が社会や学校教育に残せたものはわずかであって、彼の理論に興味を示したのは陸軍省だった¹⁸⁷。公教育の現場に身体教育を浸透させることはかなわなかったのである。

その後、第二帝政の末期にいたって、ようやくジムナスティックが国立の中等教育機関において義務化された。中等教育改革の一環として、1867 年 3 月に公教育大臣デュリュイによって出された通達によってである。デュリュイはこの他にも、ジムナスト、すなわち体操家であるウジェーヌ・パスをジムナスティックの調査のためにプロイセンやオーストリアなどへ派遣したり、ジムナスティックのあり方を検討する委員会をもうけたりした¹⁸⁸。ちなみに、この委員会には委員が 10 名選ばれ、そのうちの 2 名が軍人であった¹⁸⁹。身体教育の内容には軍人がかかわっていたのである。この共和主義者である大臣は、前任者たちにくらべて身体教育の普及に積極的だったと考えられるが、彼は 1869 年に失脚したため、身体教育に関する改革はそれ以上の大きな実を結ばずに終わる。

そして、三度目の共和政の時代になり、1880 年代からの「フェリー時代」に身体教育が初等教育の正式なカリキュラムの一角を占め、軍事教育を重視する方向性が明確になる。中等学校に対しては 1872 年の通達ですでに射撃が軍事教練の一環として導入されていた

¹⁸⁶ Armagnac L. (1882), « L'Enseignement militaire à l'école », RP, 1, p.112.
« pendant longtemps les prescriptions concernant les exercices militaires ne sont applicables qu'aux établissements d'enseignement secondaire. Avant que la pensée ne vint de faire pénétrer l'enseignement militaires dans l'école primaire, on s'occupa d'y organiser la gymnastique. »

¹⁸⁷ 清水重勇 (1986) 『フランス近代体育史研究序説』不昧堂出版. pp.63-72, pp.105-115.

¹⁸⁸ ANDREIU, op. cit., pp.62-68.

¹⁸⁹ Ibid., p.68.

が、この時期になると軍事教育が初等教育にも降りてくる。背後にあったのは対独復讐の機運と人口の伸びなやみであった。そこで政府は、衛生改善による健康増進と初等教育段階からの身体訓練とをペアで推進することで、健康でたくましい人間を育て、フランスの国力を確保し、愛国心を養うと同時にそれに応えようとしたのである¹⁹⁰。

この時期のヨーロッパ諸国であれば学校教育において「体育」や軍事教練がおこなわれるのは珍しくなかったが、フランス的な特色はバタイヨン・スコレール(*bataillon scolaire*)にあった¹⁹¹。これは、1882年7月6日のデクレにもとづいて、初等学校や中等学校に通う児童・生徒を任意で集い、ジムナスティックと軍事教育をおこなう活動のことである。各学校に県知事の認可を得てつくられ、軍隊と同じように中隊、小隊と細分された構成をとり、軍人が監督した。こうした形で軍隊を模倣した訓練をおこない、徴兵前の準備教育となることが期待された。この活動について著書を記したブルザックによれば、1886年に全国で全87県のうち38県にバタイヨン・スコレールが結成され、4万4326人の児童・生徒が参加した¹⁹²。リヨンでの実施については、スポーツ史研究者であるアルノによる論考がある。この街ではデクレより早い1882年6月15日にコミューン議会でバタイヨン・スコレールの創設を求める市長ガイユトンの提案が認められている。活動に対してコミューンの教育予算の約2パーセントに相当する1万フランの予算が割かれ、それによって訓練で使う銃や制服や教官への手当を支給した。当初市長が見こんだのは2600人程度の児童・生徒の参加であったが、実際には1200人から1500人のみにとどまった。結局のところ、教官の質や子どもを小さな兵士とすることへの批判、参加者の意欲低下や物品のコストなどの理由から、1886年ごろには活動を終えることとなる¹⁹³。最終的に軍事教育が初等学校の現場において後退していくのは1890年代になってからであり、その前の80年代は軍事教育がさかんだった時期として位置づけられる。ただし、「軍事教練は学校制度の表面に浮かんだ泡にとどまった」¹⁹⁴とも評価されるように、一時的な盛りあがりを見せたにせよ、軍事教育が学校教育のなかに根づくことはなかった。

第三共和政における初等教育の内容を方向付けたゴブレ法において、身体教育が知育や徳育とならんでカリキュラムの柱となった。健康で壮健な国民の育成をめざして衛生指導やジムナスティックが導入されたことは一つの画期となったが、しかしこの時期には特に身体教育において軍事的な色彩が濃く見られた。

¹⁹⁰ HORVATH-PETERSON Sandre (1984), *Victor Duruy and French Education*, Baton Rouge, Louisiana State University Press, p.144.

¹⁹¹ バタイヨン・スコレールは、定訳がなく「学童の大隊」「学校大隊」「学生大隊」「学校部隊」などのように訳されるが、本稿では「バタイヨン・スコレール」で記す。BOURZAC André (2004), *Les Bataillons scolaires 1880-1891 : L'éducation militaire à l'école de la République*, Paris, L'Harmattan. 亀高康弘 (2002) 『学童の大隊』の目的と限界：1880年代フランスの共和主義教育改革における軍事教育の役割『文化学年報』51, pp.147-174. 清水, op. cit.などを参照。

¹⁹² BOURZAC, op. cit., p.141.

¹⁹³ ARNAUD, « Un exemple de militantisme municipal : Les bataillons scolaires à Lyon et dans le département du Rhône (1882-1889) », Pierre ARNAUD, dir. (1987), *Les Athlètes de la république : Gymnastique, sport et idéologie républicaine 1870-1914*, Paris, Privat, pp.63-85.

¹⁹⁴ HUBSCHER Ronald, dir. (1992), *L'histoire en mouvement : Le sport dans la société française (XIX^e - XX^e siècle)*, Paris, Almand Colin, p.55.

第2節 学校の衛生

初等教育が無償となり就学が義務化されることによって国民に教育を保障するためには、子どもが通学できる範囲に学校が存在しなければならない。そして、その学校は衛生的に建設され、清潔さが保たれなければならない。そうでなければ1882年のカリキュラムで目ざした衛生的な態度の形成は到底不可能であるし、学校が伝染病の巣窟となってしまう。一連の「フェリー法」に先駆けて定められた学校建築基準にはこのような背景があったと考えられる。そこで、以下では、1880年頃の学校の状態が劣悪と見なされたこと、そこで新しい清潔な学校の建設が進められたこと、その際の学校建築や学校の備品の設計に込められていた考えを明らかにする。

1. 学校の状態

それでは、学校の建築基準が定められた当時、学校はどのような状態にあったのだろうか。初めに抑えておくべきことは、今日のわれわれが「学校」と聞いてイメージするような学校、すなわち専用の施設を持ち、40人程度の教室に分けられ、トイレや洗面所などの設備や運動スペースを備えた学校というのは、第三共和政期以降に一般化するということである。それ以前は、そもそも「学校」といえば教員の住居と区別できるものではなく、ひとつの部屋でしかなく、廊下、トイレ、中庭などもないことが珍しくなかった。たとえば、1875年、セヌ・マリタイム県では3分の1の学校がコミュニケーションによる借家であった¹⁹⁵。あるいは、特に農村などで市庁舎の一角に学校がある場合、授業中に結婚式が始まったり、教員が副業をしていて呼びだされたりすることもあった¹⁹⁶。さらに、学校という施設はこうでなければならないという基準もないため、採光や換気、暖房などの健康にかかわる諸要素も好ましい状態にはなかった¹⁹⁷。1872年にフランス南部のオード県で生まれたA.B.という人物が、後に回想として語ったのが次の引用である。

「子ども時代の学校は借家の中にあり、暖房は効かず、日当たりはよくありませんでした。衛生基準の問題はまだありませんでした。便所はたいい学校から遠くにありましたけれども、まったくないこともありました。教室の暖房を確保するために、毎週たくさんの薪を古いストーブにくべなければなりませんでした」¹⁹⁸

¹⁹⁵ GRANIER Christine, MARQUIS Jean-Claude (1982), « Une enquête en cours : La maison d'école au XIX^e siècle », *Histoire de l'éducation*, 17, pp.31-46.

¹⁹⁶ WEBER Eugen (1976), *Peasants into Frenchmen: The Modernisation of Rural France, 1870-1914*, Stanford, Stanford University Press, pp.204-305.

¹⁹⁷ 以下、Prost, op. cit., pp.113-114.

¹⁹⁸ OZOUF, op. cit., p.110. これは、教員が自らの過去について語った記録を集めた史料集である。« L'école de mes jeunes années était installée dans une maisons en location ; chauffage défectueux, mauvais éclairages; il n'était pas encore question de règles hygiéniques; souvent les cabinets d'aisance étaient éloignés de l'école; un certain temps même, il n'y eut point. Il fallait apporter chaque semaine une grosse bûche pour assurer, dans un vieux poêle, le chauffage de la classe. »

出生年からすると、学校建築基準が出された年には8歳であり、初等学校に通っている年齢である。もちろん、すべての学校が同じ状態にあったはずはなく、(都市か農村か、都市内でもどの地区かなど) 地域差や学校の個性によってもさまざまであったことは容易に想像される。しかし、学校が専用の施設を持たないために学習と衛生の両面で望ましい条件にあるとはかぎらず、さらには借家であることによってその場所を安定的に使うことができない可能性もあった。そうした学校がけっして少数ではなかった。ここで述べておきたいことは、学校建築〔施設〕の基準が存在しなかったこと自体が、学校の衛生状態への関心の低さ、もしくは質を議論する以前に量が十分でなかったことのあらわれではないか、ということである。

リヨンの初等学校の状態について、とある視察医師がアカデミー視学官宛に宛てた詳細な報告の写しが残されているので、これを参考に考えてみたい¹⁹⁹。リヨンの第3区を担当するシャンボール＝エノン医師によって作成された1879年11月30日付の報告書である。ちなみに、全国的な学校医療視察制度は1886年に作られるが、リヨンではこの年から運用されていた。後には学校医療視察のフォーマットが定められるのだが、この頃はそれがまだない。

シャンボール＝エノン医師が受けもった幼稚園 (salle d'asile) 5校、初等学校17校の全22校のなかでは、衛生状態に差があった。医師は個々の分析に先だって概観を行っている。まず、幼稚園はいずれも衛生状態が満足のいくものであった。この5校の内訳は、修道会系が3校、残りは世俗系、プロテスタント系であって、経営主体を問わず良好な環境が保たれていたようである。次に、初等学校は状態により3つのランクに分けられている。第1グループは模範とすべき学校で、これはわずか2校のみ、いずれもサックス大通り248番地のプロテスタントの学校であった。第2グループは「ほどほどの学校」であるが、より悪い学校にくらべてましなだけで、当局はこれらの学校をこのままにしておくべきではないとしている。該当する学校は12校あり、住所が列挙されている。第3グループは3校があげられ、状態が非常に悪く、できるだけ早く取りかえるべきであるとしている。

学校それぞれに問題点があるが、第3グループに共通しているのは、児童の詰めこみすぎとトイレの不足・不潔であった。430人の児童をかかえるマズノ通り43番地の学校については、教室ごとの面積と児童数があげられ、教室に対して児童数が過密か否かの評価がされている。基準は、教室1平方メートルあたりの児童数は1人とすると定めた1850年3月15日法であろう。例えばクラス8では、日本の数え方でいうところの約20畳(37平方メートル)に63人、つまり1畳あたり3人がいる計算になる。この学校は、全児童に対して3つの便所しかなく、それも常に排せつ物であふれているとも記述され、シャンボール＝エノンが担当する学校のなかでももっともひどい状態であるとされている。同じグループに属する、サックス大通り249番地の学校でもトイレは129人の児童に対して1つ、ヴァンドーム通り320番地の学校のトイレは教室内にあり、ひどい匂いがただよってくると記述される。第2グループでも問題点は多い。児童の詰めこみすぎ、採光が十分でなく暗い、換気が十分にできない、トイレの数が少ない、洗面所がない、それがあっても

¹⁹⁹ 以下、AML, 176 WP 033 4.

修理が必要である、などがそれぞれ指摘されている。第1グループについてはほとんど記述がないが、以上のような問題点がなかった学校であろう。そのわずか2校以外は、医師から見れば多くの改善すべき点があったのである。

	教室面積(m ²)	児童数	
クラス 1	47	40	過密でない
クラス 2	48	44	
クラス 3	47	44	
クラス 4	42	48	過密である
クラス 5	42	52	
クラス 6	47	58	
クラス 7	37	54	
クラス 8	37	63	

学校だけでなく、児童についてもわずかだが言及がある。ガビロ通りの学校は学校長の努力にもかかわらず児童が不潔であること、こうした子どもたちの状態の原因は、貧困と無知が結びついた新しい街区の人々の特徴にあるのではないかと、医師は推測している。この学校にかぎらず、子どもたちの顔は垢にまみれ、手は形容しがたく、大半の児童が清潔ではないとしている。したがって、彼は、男子は軍隊のように散髪すること、石鹸とタオルを備えた洗面所を設置することが必要であるとしている。

これまで述べてきたように、特に問題のない学校もあるにせよ、シャンボール＝エノンが視察を行った初等学校 17 校のうち、15 校が衛生的に望ましくないと判断され、改善すべき点が指摘されていた。第3区は人口増加の激しい区であったが、かならずしも貧しい人々が住むとは言えないサックス大通りにも劣悪な環境があった。国が学校建築基準を定めた背景には、このような学校の状態への憂慮があったものと思われる。

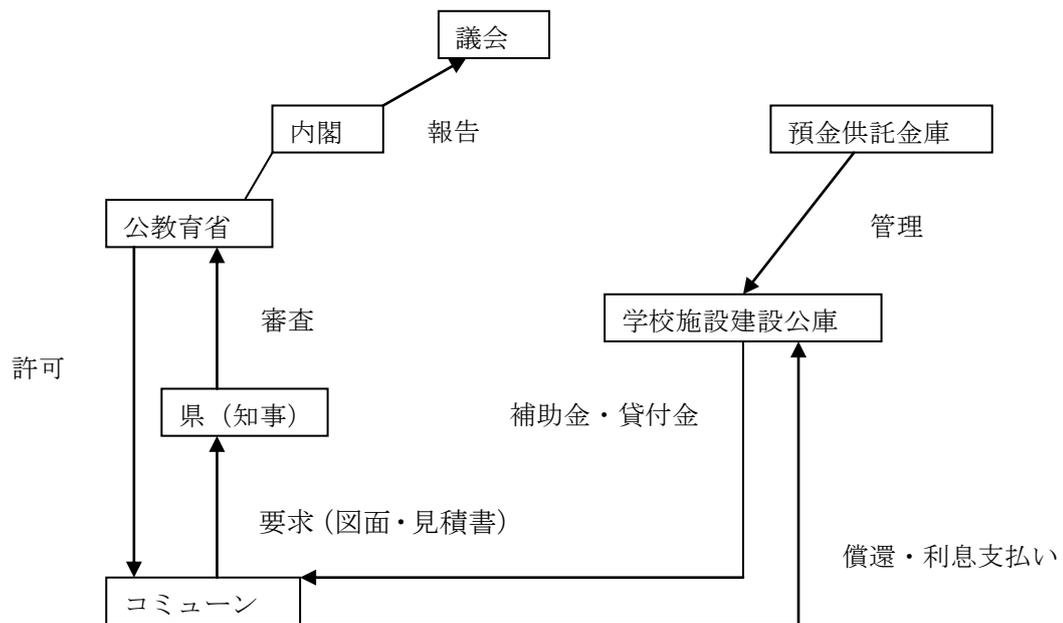
2. 学校建設：1878年6月1日学校建設法

学校建築基準法に数年先だって、大都市では独自の基準を設け、学校建設を開始していた。なかでも、教室内の児童数が多すぎることについてはこれ以前から問題視されていた。1873年9月時点での初等視学官による報告書では、当時143校のうち28校が狭隘、10校が劣悪と評価されている²⁰⁰。このため、リヨン当局は学校あたりの児童数およびクラス数の基準を二度にわたって独自に定めることとなった。1873年には50人を1クラスとして全4クラスで合計400人の学校をモデルとしたが、1校あたり6クラスであれば1クラス1課程として全課程に対応できることもあって、1879年には全6クラスを理想とした合計600人の大規模な学校が基準となった。1876年から1886年の10年間は、学校建設だけでコミューンの特別予算の10パーセントを占め、とりわけ1881年はそれが46パーセントにもおよんだ。学校建設はその1881年から加速するが、リヨン市長としてガイエトンが就任したことが理由であった。リヨンにおける初等学校建設の波は、1890年代にい

²⁰⁰ THIVEND, op. cit., p.37.

ったん落ちつき、エリオの市長就任とともにふたたび盛りあがりを見せることとなる²⁰¹。

国としては、1878年6月1日法によってコミューンによる学校建設を支援することを打ちだした（以下、学校建設法と略）²⁰²。政府による法案の提出は1877年3月で、つづいて各種修正案が出されるが、修正はほとんどなく法律が成立し、1878年8月に学校建設法に関する通達が公教育大臣から各県知事へ出されている²⁰³。法案の要点は、①国から各コミューンへの財源の提供、その資金運用のため、②学校施設建設公庫の創設、③コミューンによる学校建設義務を規定、という3点であった。ただし、リヨンのような大都市は国の資金援助をほとんど受けることはできず、この法律はあくまで財政的な足腰の弱いコミューンをサポートするものであった。



まず、第1部で学校建設にあてる財源が規定される。第1条において、5年間で6000万フランの補助金と、同じく5年間で6000万フランの貸付金が用意される。したがって、1年間に使える補助金と貸付金はそれぞれ1200万フランということになる。補助金は経済的に余裕のないコミューンに（第3条）、貸付金はすべてのコミューンに与えられることが規定された（第6条）。いずれの場合も、建設計画の図面と見積書が公教育省によって事前に許可される必要があった。次に、第2部では、第1部で定められた資金の運用に関する規定がならぶ。第7条で、学校施設建設公庫(Caisse pour la construction des écoles)が設置され、預金供託金庫(Caisse des dépôts et consignations)がこれを管理するとされた。第10条で貸付金の利息と返済期間が定められた²⁰⁴。以上のように、学校建設の資金を法律で確保したうえで、最後の第3部では学校施設建設の義務が規定される。学校建設が必要と判断された場合はコミューンが学校設置の義務を負うこと（第14条）、もしコ

²⁰¹ Ibid., pp.38-45.

²⁰² DUVERGIER, 1878, pp.323-331.

²⁰³ Instruction relative à la loi sur la construction des maisons d'école. « Actes officiels », RP, 1878, 12, pp.5-13.

²⁰⁴ 返済は、最短で半期（年3パーセント）から最長31年（年5パーセント）まで幅があった。

ミューン議会の承認が得られない場合は学校建設の費用の支払いを県がコミューンに命じること（第15条）である。さらに、ここで規定された年額1200万フランの補助金あるいは貸付金に加え、県とコミューンがほぼ同額を支出することになっており、わずか数年間に合計で2000万フラン以上が学校の改善や建設に費やされることになる²⁰⁵。

ここで、財政と学校建設との関係を考えてみたい²⁰⁶。1870年代末は、「財政の繁栄」期といわれるように、1875年以来、歳入が大幅な伸びを示し、経常収支は年々6000万フラン以上の黒字を経験していた。預金供託金庫の資金量も、1877年には普仏戦争以前の水準を超えるようになっていた。学校建設法に代表される学校建設への動きにとって、こうした国家財政の余裕あるいは資金のたぶつきが背景にあり、はずみをつける結果となったことが推測される。

では、国家財政の悪化により学校建設への資金は途絶するかといえば、そうはならなかった。1881年度以降、国家財政は赤字に転落し、歳出増加に反対するキャンペーンがおこなわれた結果、1878年から大規模なインフラ投資を計画していたフレシネ・プランが1882年に清算される。しかし、下の表が示すとおり学校建設に関しては以後も補助金および貸付金が幾度にもわたって追加されており、1885年にも補助金は増額された。ちょうどこの頃に政権を獲得したのが、フェリーを中心とする「オポルチュニスト」のグループであり、初等教育の普及に積極的な勢力であったことも関係があるだろう。財政難にもかかわらず、継続的に大幅な支出が学校建設費用に充てられたことから、この事業に対する政治的関心の高さがうかがえる。

学校建設のための国からの補助金の予算額

	補助金	貸付金
1878/6/1	60,000,000	60,000,000
1881/8/2	50,000,000	50,000,000
1883/3/20	40,000,000	80,000,000
1884 (loi de finance)	28,333,333	
合計	178,333,333	190,000,000

実際に使われた金額

補助金	貸付金
174,939,488	183,343,300

出典: BUISSON 1911, « Maison d'Ecole »

これまで見てきたように、1870年代から1880年代前半のフランスは、学校建設がさかんに行われた時期であった。リヨンなどいくつかの大都市では国に先行して独自の学校モデルを策定し、建設を進めていた。それに数年遅れて、国は学校建設法によって財政支援

²⁰⁵ RIAnt Aimé (1879), « Revue d'hygiène scolaire », *Annales d'hygiène publique et de médecine légale*, 2-3, p.196.

²⁰⁶ 財政については、権上康男 (1982) 「フレシネ・プラン (1878-82年) (上) (下) : 19世紀末フランスにおける大不況と財政投資政策」『エコノミア』73, pp.1-27, 75, pp.1-25.

することでコミュニケーションによる学校建設を促した。借家や借り部屋ではなく、学校が専用の施設を持つことで、教育の場が安定的に確保されることが必要と考えられていた。好景気を背景に定められた法律であったが、景気が悪化してからも継続的に大幅な支出があったことから、学校建設に対する政治家たちの意欲のほどがうかがいしれる。ここには、国家が人々の教育機会を保障することと同時に、教育義務化にむかうための前提を整備することが意図されていたのではないかと考えられる。

3. 「フェリーの学校」の発想

人々に衛生的な習慣を身につけさせることを目的とした住居をつくるという発想は、第二帝政期から見られた。衛生設備などを整え、生活環境に配慮をすることで、そこに住む人間を教育しようというのである。特に、パリやその他の工業都市において建てられた労働者向けの集合住宅がその代表としてあげられる²⁰⁷。ところで、第三共和政期には1882年のカリキュラムにおいて「衛生や清潔さの管理」が初等教育のカリキュラムに導入された。衛生の指導をする場所として初等学校があるとすれば、まずはそれ自体が清潔な場所であることが求められるであろう。

それでは、どのような施設が学校にふさわしいと見なされたのであろうか。それを定めたのが学校建築基準 (*Règlement pour la construction et l'ameublement des maisons d'école*) であった。これは、学校施設のさまざまな条件が全107項目にわたって掲げられ、望ましい学校のモデルを示した公文書である(資料編・表4)²⁰⁸。ここに付された編集部序文では、「教育学は子どもたちに与えるさまざまな規則だけではなく、学校を清潔で過ごしやすくするのにふさわしい、衛生と快適さの諸規則もふくむ」²⁰⁹としている。「衛生と快適さ」が学校において不可欠な要素として示されることになった。

このことを受けて、学校建築プランを専門的に判断できる人間が必要になった。そこで、1880年9月24日のアレテによって創設された学校施設委員会 (*un comité des bâtiments scolaires*) が、図面の審査、建設・整備事業の監督をおこなった。だが、中央のみでは業務をさばけなかったためか、1881年11月8日のアレテによって、各県に同じ目的のための特別委員会を設置することとなった²¹⁰。

学校建築基準にしたがって建設された学校は、共通した様式が見られることから「フェリーの学校」とあだ名されるようになった。空間の構成や配置が従来とは異なっており²¹¹、

²⁰⁷ 中野隆生(1999)『プラーグ街の住民たち：フランス近代の住宅・民衆・国家』山川出版社、大森弘喜(1999)「パリの不衛生な住宅と公衆衛生の系譜 1830-1914」『関東学院大学経済経営研究所年報』21, pp.65-93など。

²⁰⁸ 『教育雑誌』に図版つきで全文が掲載されている。「*Règlement pour la construction et l'ameublement des maisons d'école*», RP, 1880, 6, pp.352-382.

²⁰⁹ Ibid., p.351. « la pédagogie ne comprend pas seulement les règles multiples et variées de l'enseignement à donner aux enfants, mais aussi les règles d'hygiène et de confort propres à rendre l'école saine et agréable. »

²¹⁰ BUISSON 1911, « Maison d'école ».

²¹¹ 初等学校建設は四段階に分かれる。第一に、フランス革命から七月王政期までで、この段階では新しい学校の様式は生まれなかった。次の七月王政期には相互教授法に基づいた学校建築が現れる。相互教授法(モニター・システム)とは、一部屋に100人以上、場合によっては200人以上の児童を集めたうえで、彼らを小グループに分け、グループごとに先生役の児童(モニター)が他の児童に教えるシステムのことである。したがっ

もっとも際立った特徴は教室の構成が一斉教授法に基づいていることである。すなわち、大教室の廃止により人数が制限された複数の教室に分割され、教室内に教壇があつて児童が教師のほうを向いて座るといった形式が採用される。さらに、通路と部屋が分けられ、それぞれに独立した機能が付された。この他、シンプルな装飾や安価な建材などといった点も似通った外観をもたらした²¹²。この様式は大戦間期まで続くことになる²¹³。

「フェリーの学校」の原型となる試みは、1860年代後半のパリにおいてコルディエやナルジューといった建築家によっておこなわれていた²¹⁴。後者は、学校建築委員会の委員となり、学校建築基準の策定において中心的な役割を果たした人物であった。1832年に生まれ、ヴィオレ＝ル＝デュックのもとで働いたこの人物の建築は、師やコルディエの建築が「18世紀的」であったのに対し、実用性をより重視したものだ²¹⁵。1875年に現在のタンジェ通りに彼が建てた学校は、建設のコストの低さが評価され、後に参照されるべきモデルとなった²¹⁶。

1880年代初めに理想とされた「あるべき学校の姿」を考察するにあたって、ナルジューが『教育雑誌』に投稿した「学校建設の諸原則」を手がかりとしたい²¹⁷。というのも、学校建築基準のすべての内容を逐一記述することはあまりにも煩雑であり、条文からでは意図を探ることは困難だからである。しかも、以上述べた経緯から、ナルジューの考えが「フェリーの学校」の根幹となっていたことが推測されるからである。この記事は、当時の学校建築プランを代表し、なおかつその後の学校建設にも大きな影響を与えたものと思われる。

「学校建設の諸原則」は、どのような学校施設がふさわしいのかを、衛生の観点もふまえて検討した記事である。構成としては、学校の立地、教室、環境調整、幼児教育の施設についての、大きく4つに分けられる。それらの下位の項目として、学校の立地について「場所一方角」「ジムナズ」「私生活－男子用小便所」「学校の児童数とコミュニンの人口との関連」、教室について「各教室の収容児童数」「教室の形」「教室の大きさ」「天井の高さ」「壁」「天井」「ドア」「窓」、「よろい戸－ブラインド」があり、環境調整については「採光・照明」「換気」「暖房」となる。幼児教育施設については、それぞれ「Salles d'asile」「Écoles gardiennes」「Jardins d'enfants」というように微妙に内容の異なるこれらの施設について述べられているが、ここでは初等学校を中心に分析する。このナルジューの記

て、この段階での学校とは、何百人が一堂に会するためきわめて大きな部屋だった。第三に、第二共和政と続く第二帝政の時期であるが、この段階では特別な学校建設の動きはなかった。そして最後に、第三共和政の学校が現れる。BOUSQUET, « Le combat pour l'autonomie : les débuts des écoles primaire », CHÂTELET (1993), pp.36-45.

²¹² BOUSQUET, « Le combat pour l'autonomie : les débuts des écoles primaire », CHÂTELET, op. cit., p.44.

²¹³ LOYER, « Prélude : de l'architecture scolaire », CHÂTELET, op. cit., p.16.

²¹⁴ CHÂTELET, « L'école prend forme », Ibid., pp.82-85.

²¹⁵ DUBOIS Partick (2002), *Le dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire de Ferdinand Buisson : répertoire biographique des auteurs*, Paris, Institut national de recherche pédagogique., p.110., CHÂTELET « L'école prend forme », CHÂTELET (1993), pp.84-85.

²¹⁶ « L'école de la rue Tanger », CHÂTELET, op. cit., p.120.

²¹⁷ NARJOUX Félix (1878), « Principes de construction scolaire », RP, 2, pp.577-603.および、NARJOUX Félix (1879), « Principes de construction scolaire », RP, 3, pp.19-50.

事のほかに、別の著者による『教育雑誌』の関連記事もあわせて問題を検討することで、当時の教育関係者にあった認識を探る。

まず、どういった立地にどういう向きで学校を建てるのかということから議論となる²¹⁸。好ましい立地条件としてナルジュールがあげるのは、利便性と衛生に関する条件である。利便性については、街の中心部に学校を置くことによって通学に不便でない場所とすること。だが、街中であっても工場や工房などからは遠ざけられなければならない、さらに風通しがよく、健康な土壌であることも求められた。方角に関しては、光の量が一定であることを理由としてできれば北向きか東向きに教室の窓側を向けるべきだとされる。西向きや南向きは暑すぎたり湿気が多すぎたりするので避けるべきであるという。このようにして、学校は、街の中心にありつつも、有害なものからは離れた場所に、光の量を考慮して建てられなければならないとされた。

次に、教室であるが、教室空間の構成は一斉教授法に基づいている。教室の収容人数と面積を重視し、人数は 20 人を越えてはいけないという。その人数以下であれば教員による監督が有効に行きとどき、児童も授業を集中して聞ける。しかし、実際のところ、施設、教員、財源が不足しているため、1 クラス 20 人というのは実現できない。そこで、現状としてはクラスあたりの人数をできるかぎり減らすしかないということになる。また同様に、教室の面積もあまり大きくしないことが大切で、教室があまりに大きいと教員の視線や声が届かなくなり、教員による監督が難しくなる²¹⁹。一斉教授法のための学校空間では教員に対して児童が多数存在するため、相互教授法とは異なり、教員の視線や声がいきわたることが重要になる。そのためには児童の数や教室の大きさが教員と児童の両者が互いに関係を築くことのできる状況でなければ授業が成り立たないのである。教室あたりの児童数は、衛生だけでなく、教育効果の点でも一定以内に制限されるべきであった。

規律という観点を重視する立場から、教室について言及している記事がある。タイトルは「学校の規律への教室の形の影響」で、著者は初等教育視学官であるクルツェールである。彼は「教室の形は学校における良き秩序と規律の維持にもっとも緊密にかかわる」として教室の形に着目する。たしかにナルジュールと同じく視線や声といった要素にも言及されるが、それ以上に教室の形、机の配置が主である。クルツェールが主張するのは、教室が横長になると教員の注意が両端へ行きとどかなくなるため、教室の形は 8 対 9 の比率が

²¹⁸ NARJOUX (1878), op. cit., pp.577-578.

« La première question à résoudre lorsqu'il s'agit de construire une maison d'école, est le choix de l'emplacement qui doit la recevoir. », « Il est bien rare qu'il soit possible de donner à une école, surtout à une école urbaine, l'orientation jugée la meilleure; »

²¹⁹ Ibid., pp.589-590.

« La population d'une classe ne devrait jamais dépasser vingt élèves. C'est un nombre convenable pour que la surveillance du maître soit effective et que ses leçons soient écoutées avec attention, mais dans la pratique cette limite n'est jamais observée; d'abord à cause de l'insuffisance des locaux et de leur disposition, ensuite à cause du manque d'un nombre suffisant de maîtres, et enfin à cause de la dépense qu'occasionnerait tous à la fois une augmentation dans le nombre des locaux et dans celui des maîtres. », « Une classe ayant une trop grande largeur est difficile à surveiller; le maître ne peut à la fois regarder des deux côtés; », « l'extrémité échappe aux regards du maître et il est contraint à de pénibles efforts pour laisser sa voix arriver aux élèves les plus éloignés. »

望ましいということである²²⁰。

このように、教育関係者たちにとって学校空間、とりわけ教室は、一斉教授法に基づく空間構成で、なおかつ監督あるいは規律が行きとどく空間として想定されていた。多数の人間を一手に管理するという意味では、この空間にミシェル・フーコーがいうような規律システムを見ることもできなくはない²²¹。ただ、教員から子どもたちへのまなざしは、規律を求めるものであると同時に、彼らの安全を保障するものでもあった。たとえば、ナルジューにとって中庭は教員の部屋から一望できるべきであり、視界をさえぎるようなものを置くべきではないとされた²²²。こうした配慮には、教員による子どもたちの監督と同時に保護の機能が想定されたことが考えられる。学校空間は、規律維持のためだけでなく、教員による子どもへの「監督＝保護」の関係のもとに構成されるようになったといえるであろう。

教室内の環境として、採光が重視される²²³。まず、重要なのは窓であり、窓の上辺はできるだけ天井に近くし、それによってより多くの光を取りこむこと、そして窓の幅が狭い場合は数を増やすことによって光を確保することが述べられる。さらに細かいことにまで言及がされる。たとえば、窓には普通のガラスが張られるべきで、光を拡散させてまぶしく有害となる曇りガラスを使用してはいけないということである。他に、教室の幅が広く、多くの児童がいる場合は二方向から採光をすることが提案される。これは、教室全体に光をいきわたらせるための措置であろう。ナルジューにとって本来 1 クラスは 40 人以下であるべきであったが、現実にはそれ以上の人数になることが避けがたい状況があり、彼はそうした状況に配慮したものと思われる。さらに、壁や天井の色もふさわしい色として白か薄い色を選ぶべきであるとされるのは、光をより反射して教室内を明るくするためであると考えられる。このように、採光に関してこと細かな点までナルジューは注意を払っていた。まだ電灯が教室内で採用されるにはいたっていない時代であり、それゆえ光を取りこむことがすなわち照明につながっていたためであろう。採光に関しては、できるだけ多くの光を教室内に取りこむこと、ただし、目への負担を考えて、まぶしすぎないことも考慮されていた。

換気や暖房について述べられているのは主に実用的な方法であり、採光のように学校施設のつくりなどのさまざまな側面から考察されるということはない²²⁴。どちらについても基本的な内容は次のとおりである。すなわち、方法をいくつか示し、その中で理想とするべきものを指摘する。そのうえで予算や学校の気候などの現実的な条件を加味して、いず

²²⁰ CREUTZER J. (1878), « Influence de la forme des salles de classe sur la discipline scolaire », RP, 1, pp.74-79. 引用は p.76. « La forme de la salle de classe touche, au contraire, de la manière la plus intime au bon ordre et au maintien de la discipline dans un école. »

²²¹ フーコー, op. cit.

²²² NARJOUX, op. cit., p.580. « La forme de la cour doit, autant que possible, sinon être rectangulaire, du moins n'offrir ni retraits ni saillies pouvant gêner les mouvements des enfants et offrir un obstacle à la surveillance des maîtres. »

²²³ 以下、「窓」に関しては主に Ibid., pp.598-603. 他に、「採光・照明」という項目が NARJOUX (1879), op. cit., pp.21-26. にあり、ここでも窓に関する言及があるので、これらを合わせて見ていく。

²²⁴ 換気と暖房については Ibid., pp.26-34.

れかの方法を取ることを勧めている。ここでは、そうした内容そのものよりも、換気や暖房に対しても配慮がなされていたということ、それ自体を重視したい。清潔さを保つために空気の循環が重要であることは18世紀からいわれていたが、その考えは1870年代後半においてもいまだに健在であった。なおかつ、パストゥールによる細菌の発見があって、汚染された空気は人間に細菌を運ぶものとして認識されるようになる²²⁵。それゆえ、学校において換気は長らく等閑視されてきたとナルジューが書くように、この時期にいたってようやく初等学校における換気や暖房といった環境整備にまで気を配る必要が出てきたのである。

衛生や清潔という観点から、ホコリ対策にも言及がある。この頃ホコリは、「空中に繁殖する知覚不能な細菌が実体化したものとして捉えられ、空気と人間、および人間と皮膚とを結ぶ死の媒介物として考えられるようになる」²²⁶というように有害視された。壁と天井に関してホコリへの言及がなされる²²⁷。ナルジューによれば、壁と天井は平面にすることが望まれる。壁の装飾を排し、天井に突きでた梁は必要でなく、壁と天井のつなぎ目にも余分なものを取りつけないこと。掲載されている教室内を描いた図版には、たしかにそのような壁の装飾や突きでた梁といったようなものは見られないし、天井と壁の接合部分も平面になっている²²⁸。こうした配慮は、ホコリがたまりづらいうにすること、クモの巣がつかないようにすること、そして掃除がしやすいことのためであるとされる。装飾はコストがかかるだけで無駄であるという記述もある。この結果、装飾は極力排除され、壁や天井はのっぺりとしたものになる。このようにして出来あがる学校こそ「フェリーの学校」であり、その空間はコストの削減と清潔さを重視した内装との両方の理由から成りたっていた。

以上のとおり、学校を衛生的な空間とするための工夫がさまざまな観点から論じられていたが、水の利用とそのための設備にかんしてはここで分析している『教育雑誌』の記事に記述がない。たしかに、学校建築基準には中庭の施設として給水所 (fontaine) や洗面所 (lavabo) という項目があって、これらを設置するとしているものの、教室や校舎についてのような細かな寸法やモデルが示されることはない。また、便所については、「固定式便槽」よりも「可動式便槽」がのぞましいとあり、水洗式が最良とはいえ、現実には可動式便槽が妥当な設備と見なされていたようである。1880年の時点では、学校に上下水道を引いてふんだんに水を使えるという状況は想定しづらかったものと考えられる。

これまでのことをまとめると次のようになる。ナルジューが描く学校像からは、この時期の学校に求められた衛生と教育環境への配慮、それからコスト削減といった要求を読みとることができた。そのための採光、換気、暖房、ホコリ対策やそれにともなう装飾の排除といった諸条件が、フランス全土に同一の学校タイプ、すなわち「フェリーの学校」を

²²⁵ クセルゴン, *op. cit.*, pp.22-24.

²²⁶ クセルゴン, *op. cit.*, p.25.

²²⁷ 壁と天井に関しては NARJOUX (1878), *op. cit.*, pp.595-597. « Les parements des murs doivent être parfaitement plans, unis », « Les plumeaux et balais ne se heurtent ainsi à aucun obstacle, la poussière et les araignées, ne trouvant plus d'abri, sont ensuite bien plus facilement expulsées. », « Les plafonds, comme les murs, doivent être parfaitement plans et unis »

²²⁸ 図版は *ibid.*, p.596.

出現させたといえよう。

4. 生活の一部としての学校

衛生、教育、そしてコストの他に、学校という場を作りあげるうえで意識されていたことは、学校が子どもたちにとっての生活の一部であるということであった。要点は学校を快適な場所とすることであり、これによって教育にも衛生にも資することが期待された。さらに、この点が存分に活用されていくのが、後に検討する林間学校であり、その活動が幅広い支持を得られた理由でもあった。

以上のような観点を提示したのが、『教育雑誌』に掲載された 1881 年の「快適な学校」という記事である。これは、建築的な観点からではなく、場としての学校をどのようなものとするにすればよいかについて述べたものである²²⁹。著者のマルタンによれば、学校は快適で喜びを見だせる場所にするべきであり、そのためには、光、風景、清潔、気晴らしの方法、室内環境などといった要素が不可欠であった。

まず、「喜びこそが、子どもの意志にもっとも効果的に働きかける動機となる」²³⁰として、学校を魅力的な場所とすること、子どもが学校で過ごし、生きがいを感じられるようにすることが主張される。というのも、当時の学校は厳格な場所であった。コンブによれば、子どもたちが教室に入るときは静粛が保たれた²³¹。また、懲戒規定を分析した梅澤収によれば、1880 年の学校規則において禁止条項が増大し、「学校という場が、厳しく張りつめた場として仕組まれている」状態であった²³²。マルタン自身も、子どもが義務にしたがう場合は教員への恐れからであると批判的に書いている。清潔さについては、それ自体が喜びの原因となりうるのに、それが無視されていると現状を嘆いている。暖房や換気についてナルジューも言及していたように、冬に暖かく、夏に涼しいなど、学校が家よりも心地よければ子どもは学校に来ないはずがないとする。それだけで就学率が上がるわけでもないであろうが、子どもの通学を確保することにたいする腐心が読みとれる。

マルタンの書く「喜び」の手段や内容がつついて述べられる。まず、「清らかで鮮やかな光」²³³が大きな喜びの一つであり、暗い部屋ほどさびしいものはないので、採光は学校を建てるうえでの最大の関心事となるという。次に、眺望について、たとえ少しであろうと庭の存在、つまり窓から風景を望められることが「心に陽気な精神を芽ばえさせる」²³⁴という。パリの場合は庭といっても貧相であるため、窓際に植木鉢を置く程度になるが、それでも緑による子どもの精神への影響ということが語られる。この点については、ナルジューも別の角度から述べている²³⁵。彼はまず、都市と農村で眺望に対する発想をわけが、

²²⁹ MARTIN Alexandre (1881), « L'école agréable », RP, 7, pp.531-534.

²³⁰ Ibid., p.531. « Le plaisir est encore le mobile qui agit avec le plus d'efficacité sur la volonté des enfants. »

²³¹ COMBES, op. cit., pp.128-129.

²³² 梅澤, op. cit., pp.253-276. なお引用部分は p.264.

²³³ MARTIN, op. cit., p.532. « une lumière vive et franche »

²³⁴ Ibid., p.532. « fait naître dans l'esprit des conceptions riannes. »

²³⁵ ナルジューの記事については NAJOUX (1878), op. cit., pp.598-600. ナルジューは窓の設計において、眺望の問題をあつかっている。「Il ne faut pas, du reste, perdre du vue qu'un homme trouverait certainement très-pénible l'obligation de travailler entre quatre murs, renfermé dans une véritable prison, cette situation ne doit pas être plus

眺望を失ってはならないこと、そうでないと学校が監獄のようになって子どもにとっては不快であるということが共通している。一方の都市については、その風景は子どもにとって良いとは限らないとして、あまり言及がない。だが農村に関しては、教室の窓は野原にむかって開かれ、広大な地平線が望めるようにするべきであるという。そのために農村の学校では窓枠の手すりを低くすることが勧められる。実際、スイスやベルギーなどではこのため窓が低く、0.6メートルから0.8メートルであるという。こうして、窓からの眺望については、マルタンにとっては精神を陽気にすること、ナルジューにとっては学校が監獄にならないよう解放感をもたらすことがそれぞれ主張される。

さらに、初等教育の内容に身体教育が組みこまれていく流れとも連動しているのが、学校には運動場所としての機能も求められる。ナルジューの記事では²³⁶、「校庭は学校全体にとって絶対に不可欠な付属施設であり、建物の換気や清潔さのためと同じぐらい、子どもたちの遊びにとっても必要である」²³⁷としている。校庭は気晴らしとして休み時間や放課後を過ごすためのスペースであった²³⁸。ここで「校庭」とはコの字型の建物に囲まれたスペースを指しているが、都市では十分な場所を確保できず、散歩をかねて運動のできる場所まで歩くこともあった²³⁹。校庭のほかに運動場所となるのは体操場である。ナルジューは「子どもの身体的発達を保証するためのジムナスティック訓練の利点は議論の余地がない」²⁴⁰として、それ自体の価値を説くことをしない。体操の専門家ではないせいかもしれないが、少なくとも建築家として、運動のための空間を学校に求めることはごく当たりまえの発想となっていたようである。

こうして、自然、あるいは緑や光などといった要素が学校の中に一定の効果を期待されて、招きいれられるようになった。そして、学校における運動もまた子どもたちに必要であると捉えられていた。これらは、学校環境を構成する要素であると同時に、健康増進を図る林間学校の発想や実践とつながっていく要素でもある。もはや学校は、ただ勉強をするだけの場所とはみなされなくなりつつあるこそ、学校における居住性への配慮がきわめて重要になっていくのではないか。

第三共和政期のフランスには、「フェリーの学校」とよばれる新しいタイプの学校建築様式が出現した。その空間は、一斉教授法に基づく構成、衛生への配慮によって形作られ、授業ばかりでなく休み時間のすごし方もふくめて成立した。学校は子どもたちの生活の一部として認識されるようになった。それゆえ、学校の施設そのものが子どもを教育し、矯

agréable pour un enfant et son travail doit par conséquent s'en ressentir. »

²³⁶ NARJOUX (1878), op. cit., pp.578-585. ジムナズとは、ジムナスティックをおこなう場所のことである。

²³⁷ Ibid., p.578.

« La cour de récréation est une dépendance absolument indispensable à toute école ; elle est aussi nécessaire aux jeux des enfants qu'à l'aération à la salubrité des bâtiments. »

²³⁸ アルベルティーニも、学校が遊ぶ場所になったことをわずかに指摘している。

ALBERTINI, op. cit., p.73.

²³⁹ LABEYRIE P. (1889), « Jeux et promenade scolaire », RP, 15, p.405.

²⁴⁰ NARJOUX (1878), op. cit., p.583. « Les avantages que présentent les exercices gymnastiques pour assurer le développement physique des enfants sont indiscutable. »

正する手段となった。

5. 学校の備品と子どもの姿勢

第三共和政期になって、学校の机や椅子といった備品は子どもの身体と密接なつながりを持つようになる²⁴¹。つまり、両者がたがいに接触しあうものであるため、子どもの身体がそれらの備品によって影響を受けることもあれば、逆に子どもの身体によって備品が定められていくことも起こるようになってくる。そこで教育関係者たちは、学校の備品について、子どもの身体への影響やその他のいくつかの要因を考慮して、その理想のモデルを追求していく。こうして、「フェリーの学校」では机や椅子といった備品もまた規格化されていくのである。

それ以前は、学校の備品はまず数的に満足いくものではなかった。たとえば、後に歴史家となるラヴィス（1842年生まれ）の少年時代には、机が児童にいきわたらず、床や壁を使って読み書きを覚えた。あるいは椅子も同様に足らず、床に座るなどした。また、質的なことでも、机や椅子が子どもの体に合っていないことが多かったという²⁴²。学用品は国家ではなくコミュンや「学校基金（Caisse des écoles）」の負担によるものであったことから²⁴³、それをそろえるための十分な財源が確保できていなかったためであろう。

1878年に『教育雑誌』が創刊されると、備品をめぐる議論は早い時期に誌上に載っている。ジョルダンによる記事は、悪い机や椅子が子どもの身体にもたらす弊害について論じ、よい備品の条件を挙げる²⁴⁴。また、ド・バニョーによる記事は、29におよぶ机―椅子の図版をあげながらそれぞれの特徴を記述し、ふさわしいタイプのもを追究する²⁴⁵。図版の一部には机―椅子に座った子どもが描かれたものがあり、それを使うと姿勢がどのようになるのかを示している。ド・バニョーの記事は机―椅子のカタログのような内容で、ジョルダンの記事のほうが概説的な内容である。したがって、以下の分析では後者を中心として前者を適宜参照する。

備品への関心は1870年後半に初めて現れたわけではない。1854年のアメリカにおける改革に端を発したそれは、すぐにヨーロッパに伝わって、ドイツやスイスで研究が進み、成果が1873年のウィーン万博で展示された。ジョルダンの記事には、ビューッソンによる万博レポートが抜粋されている。そこには、12年から15年前に衛生と教育の二重の観点から机についてのまともな研究が始まったばかりであるが、今日では教育にかかわりの

²⁴¹ 以下、「*mobilier*」という単語を「備品」と訳して使う。この言葉は広く「家具調度類」といった意味があるものの、学校の中の設備であるため、ここでは「備品」としておきたい。また、「*table-banc*」という言葉があり、これは机と椅子がひとつながりになっているものをさす。しかし、それを表す日本語が見当たらないため、ここでは「机―椅子」として使うことにする。

²⁴² PROST, *op. cit.*, p.114.

²⁴³ ALBERTINI, *op. cit.*, p.74.

²⁴⁴ JOURDAN Ed. (1878), « *Du mobilier des écoles* », RP, 1, pp.554-569. ジョルダンは記事に見られる肩書きによると、パリの学校の校長（*Directeur de l'École de Paris*）である。

²⁴⁵ DE BAGNAUX (1879), « *Le mobilier scolaire* », RP, 3, pp.109-151. ド・バニョーは「*Act Officiel* », RP, 1880, p.103によると、ミュゼ・ペダゴジークのメンバである。ちなみに、この記事はソルボンヌで開かれた会議の報告者である著者が要約し文章化したもの。

ある者なら誰でもその問題を知っていると記されている²⁴⁶。その後、1885年の学校博（Exposition Scolaire）においても話題となっていたが²⁴⁷、『教育雑誌』に論説が載るのは1870年代末が最後であった。

学校の備品が問題とされたのは、「学校の備品は児童に身体的影響と道徳的影響をもたらす」²⁴⁸と考えられたからだった。特に注目を浴びたのは机や椅子で、それらが児童の体にふさわしいものでないと各種の器官に甚大な影響があると考えられたためである。ド・バニョーは、とある学校で見かけた机―椅子が子どもに無理のある姿勢を強めていることから、「かわいそうな児童たちにとって、これがまったくの拷問の道具となっているということには少しの誇張もない」²⁴⁹としている。このような机―椅子は、グレアールのもとですでに古いものから新しいものへ取りかえたか、あるいは取りかえつつあるところであるとしているが²⁵⁰、いまだ広く使われているのは子どもに合わない古い代物であった。

それでは、それらの古い備品のいったい何が悪いのか。では、よい机―椅子はどのような条件を満たさなければいけないのか。そして、それらの備品と子どもの身体とはどのような関係があるのか。

まず、悪い例として引きあいに出されるのが長い机であり、8人がけから場合によっては15人がけになっている机―椅子である²⁵¹。スペースの不足からか、児童が多い場合、8人から10人がけの椅子に12人を座らせることがあり、こうした状況が規律と衛生の両方の面から良くないとして批判される²⁵²。子どもたちが近づきすぎることによって騒がしくなり授業に集中しないなどの弊害が生じることや、近づきすぎることによって病気が感染しやすくなるなどといったことを想定しているのであろう。

もっとも問題視されるのは悪い机―椅子を使うことによる身体への影響であり、ジュールダンもド・バニョーもこの点に重点をおいている。前者による批判は、机と椅子それぞれの高さ、机の傾き、机と椅子との距離という三点からなされる。とりわけ重視されたのが机と椅子との距離であった。その距離が開きすぎると、子どもは体を前に乗りださなければいけなくなる。すると、文字を書くとき、左ひじをつき、その手のひらの上に頭をおく姿勢になる。そうすれば肩が斜めになり、脊椎が曲がってしまう。このような状態をもた

²⁴⁶ JOURDAN, op. cit., pp.555-556. « Il n'y a plus de douze ou quinze ans qu'on a commencé des études sérieuses sur la construction des bancs d'école au double point de d'hygiène et de la pédagogie. », « Aujourd'hui, quiconques s'intéresse à l'instruction populaire sait qu'il existe une question des bancs d'école ; »

²⁴⁷ « Exposition scolaire de Beauvais » et « Exposition scolaire d'Angoulême », RP, 1885, 5, p.281.

²⁴⁸ JOURDAN, op. cit., p.556. « Le mobilier de l'école a sur l'élève une influence physique et une influence morale : »

²⁴⁹ DE BAGNAUX, op. cit., p.114. « Il n'y a aucune exagération à dire que c'est un véritable instrument de supplice pour nos pauvres écoliers. »

²⁵⁰ JOURDAN, op. cit., p.556. « il faut le reconnaître, M. O. Gréard, », « a remplacé ou remplace l'ancien mobilier scolaire par des modèles nouveaux. »

²⁵¹ Ibid, p.557. « L'ancien mobilier se composait de longues tables, contenant 8, 10, 12 et même 15 élèves. »

²⁵² Ibid., p.569. « Si ses classes sont pourvues de bancs refuser un élève, le chef d'institution auquel la place fera défaut n'hésitera pas le plus souvent à serrer un peu ses élèves, poue en faire entrer 11 ou 12, par exemple, dans une table de 10. Nous avons fait ressortir les graves inconvénients auxquels donnent lieu une pareille manière de procéder, au point de vue de la discipline et d'hygiène. »

らすことが批判されるのである²⁵³。その論を補強するためジュールダンは、脊柱湾曲の原因のほとんどは学校であるという、ベルリンのエウレンバーグやジュネーブのフレイの研究を引用する²⁵⁴。学校設備の不備、あるいは学校での勉強やデッサンや針仕事などの作業がさらなる要因とされる。椅子に座っておこなう作業を長時間つづけることと、机や椅子自体が子どもの姿勢をゆがめる結果になっていること。この二つによって子どもの身体が蝕まれていることが深刻な事態と見なされている。

子どもの体にふさわしくない机や椅子の悪影響は、子どもたちの近視にも及んだ²⁵⁵。やはりこれも学校のせいであると考えられた。先ほどの医師らの引用のつづきによれば、調査した1万60人の児童のうち17パーセントの子どもの視力が「正常」ではなく、年齢が上がるほど視力はいっそう悪くなった。ジュールダンによれば、子どもが前のめりの姿勢になることで紙と頭が数センチにまで近づくことが原因である。さらに、机の傾きが不十分であったり、その傾き自体がなかったりすることも加わる。また、この姿勢では胸を圧迫して呼吸器官にも被害がおよんでしまう。このように、他国の研究を引きながら姿勢の悪さが近視とつながっていることを指摘するが、ジュールダン自身は学校外にも近視を招くような状況が存在するであろうと述べている。結局のところ、粗悪な机や椅子によって悪い姿勢を身につけるといいうように、彼が懸念するのは学校で悪い習慣が染みついてしまうことではないだろうか。

以上を考慮に入れたうえで、ジュールダンが列挙する良い机—椅子の条件は以下の8点である。

1. 机と椅子との距離はごくわずかにするか、まったくなくす
2. 背もたれは必要である
3. 足を置く棒があること
4. 椅子の高さは子どものひざまでの高さと同じにする
5. 机の高さはみぞおち辺りの高さにする
6. 机の傾きは、書くときは15から20パーセント、読むときはそれ以上にする
7. 椅子の長さは、児童の太ももと同じ長さにする
8. 児童が自分の場所をたやすく確保できること

²⁵³ Ibid., pp.557-558. « Enfin, dans l'ancien mobilier, la hauteur du pupitre et celle du banc étaient à peine calculé ; quant à la largeur du pupitre elle était toujours, trop faible, et l'inclinaison de la table, lorsqu'elle existait, était rarement conforme aux indications données par les hygiénistes. », « Le plus dangereux de tous est celui qui résulte de l'espace libre laissé entre les bords intérieurs de la table et du banc. »

²⁵⁴ Ibid., pp.558-560. ジュルダンの記事には « Hygiène des écoles, par Virchow. Traduction du docteur E.Decaisne. » という注がある。 « Les orthopédistes sont unanimes pour déclarer que la plupart des scoliose se développent pendant le temps des études. »

²⁵⁵ 近視については特に Ibid., pp.560-563. « un autre mal, la myopie scolaire, est engendré par cette habitude que contacte forcément l'élève, d'approcher constamment la tête à quelques centimètres du papier sur lequel il écrit. », « Ce mal se développe bien plus rapidement encore si la tablette du pupitre n'est pas inclinée ou si elle ne l'est pas suffisamment. »

これらの点をふまえたうえで、ジュールダンが提示するのは二人がけの机一椅子である。長い机をやめ、机同士のあいだに教員が通れるスペースをつくる。このようにして成りたつ教室空間は「フェリーの学校」の特徴である。

健康にかかわること以外で机や椅子に求められた要素は、次の三点にまとめることができる。まず、授業のための配慮である。指名されたら他の子どもをどかすことなく、すぐに起立できること、子どもたちが騒がないために隣の子とも近づきすぎないことであり、それらは同時に教員による監督を効果的にする要素にもなる。次に、経済性である。全国の学校が机や椅子を必要とするため、それらを大量に供給するためには安価でそろえられることが欠かせない。最後に、学校は限られたスペースであるため、机や椅子があまり場所をとらないことも望まれた。

しかし、とりわけ重きをおいたのはやはり健康に関することがらである。机や椅子といった学校の備品について述べているものの、実際そこで問題となっていることは子どもの身体、あるいは健康への影響だった。そのため、こと細かな点も取りあげられ、問題性が指摘された。具体的には、机と椅子との距離や大きさ、机の傾き、背もたれの有無など、子どもの身体にふさわしく、正しい姿勢が維持できるものが要求されたことである。子どもの体に合わせるといっても、6歳から13歳までの子どもの身長差はかなりある。そこで、ド・バニョーが主張するのはサイズを5段階に分けた机一椅子だった²⁵⁶。この5段階の机一椅子は学校建築基準にも反映されることになる²⁵⁷。子どもが使う備品に対する新たな構想の中心は、ド・バニョーが書く「机を子どもに合わせるのであって、子どもを机に合わせるのではない」²⁵⁸ということによく表されているであろう。

このような議論は、多くの子どもたちが学校で長い時間を過ごすようになったこと、それゆえ子どもの身体的発達への影響を無視できなくなったことなどから生じる配慮であったといえるであろう。それは、フェリー法とちょうど同じころに初等学校における体操の義務化が決定されていることとも同じ潮流に位置するであろう。ジュールダンとド・バニョーの記事は、主張の内容や方向性が近いこと、その後、反論する記事も現れず、こういった話題に関して論説で取りあげられることもないことから、ここでの理解が教育関係者たちのあいだで共通になったと考えられるのではないか。それをベースとして学校建築基準が出来あがり、最終的には「フェリーの学校」と同じく、机や椅子といった備品もまた規格化され、普及していくことになる。

これまで検討したとおり、第一期にはまだ十分な学校がなく、まずは量を確保することが優先され、学校建設法により国はコミュンによる建設を支援した。しかし、同時に衛生・授業の効率などを考慮した、あるべき学校の姿が模索され、学校建築基準が作成されることになった。そこでは、学校の立地、教室の作り方、生活環境、机やいすなどの備品など多岐にわたって規定が行われ、結果的に「フェリーの学校」と呼ばれる学校が誕生し

²⁵⁶ 特に DE BAGNAUX, op. cit., pp.132-138. « Sous ce rapport il y aurait lieu de les modifier l'un et l'autre et de porter le nombre des types à cinq, ce qui est le minimum nécessaire pour des enfants de 6 à 13 ans. »

²⁵⁷ BRESLER, « Du tableau noir au tableau vert de la classe, au l'histoire du mobilier scolaire », CHÂTELET, op. cit., p.108.

²⁵⁸ DE BAGNAUX, op. cit., p.127. « la table soit accommodée à l'enfant et non l'enfant accommodé à la table. »

た。この段階では、以上のようにまずは清潔な学校を建てるのが学校衛生の第一であった。

第3節 学校医療視察制度

1. 制度の目的

公教育大臣から各県知事宛てに発された1879年11月14日付の通達以前にもパリやいくつかの都市で学校医療視察制度は運用されていた。学校の一般的な視察は視学官の役割であったが、彼らは医学的知識を十分に持たなかったため、医師による衛生的観点からの視察が求められたわけである。ビュイッソンが編纂した『教育学辞典』(1884年版)によれば、学校視察医師の目的は、学校施設の清潔さ、および児童の衛生状態という二重の観点から初等学校を視察することであった²⁵⁹。

ビュイッソンによる辞典刊行の数年後、『教育雑誌』に学校医療視察制度についての短い記事が掲載された²⁶⁰。この話題を扱ったものとしては1880年代で唯一の記事である。著者のE. J.は、1886年5月にパリで開催された衛生博覧会の会議においてオワーズ県のバイイ(Bailly)が語った内容を紹介しながらコメントを付している。バイイの意見として、学校医療視察は重要であるが十分に解決していない問題であるとされている。この制度は大都市や恵まれた数県にしか存在せず、全国的に定着するにはほど遠かった。その原因として、制度の整備がされていないこと、計画や方法を欠いていること、さらに、行政の過度な要求、学校視察医師採用のためのコンクール²⁶¹の欠如、費用面の問題などがあげられる。この時点では次に述べるゴブレ法は制定されておらず、学校医療視察制度が全国的に組織され、運用されることを期待しているとE. J.は述べている。

バイイが述べた学校医療視察の目的は、『教育学辞典』とは別の観点から3点あげられている。第一の目的は、あらゆる感染の疑いのあるごたませの状態に対する保証、すなわち、不潔なものごととの接触やさまざまな感染症に対する保証を家族に与えることである。第二に、子どもたちの能力を越えたあらゆる身体訓練、知的訓練から、そしてまた、過度に体や心に影響を及ぼす罰からも保護することである。最後は、子どもの差しせまった病的体質や、部分的な難聴、近視、視覚異常などのような隠れた病質、そして悪い習慣などについて家族に知らせることである。ここからは、子ども自身の衛生状態を目的としながらも、子どもの健康を気づかう家族への配慮や、家族との連絡に重きがおかれていることが読みとれる。このような点は、法律の条文に明文化されないが、コミュニケーションが実際に学校医療視察制度を運用していくうえで欠かせなかったのではないか。

学校医療視察制度が全国的に導入されたのは、1886年の初等教育組織法(ゴブレ法)、およびそれを補った1887年1月17日デクレ(省令)によってであった。本稿では第二期に相当する時期であるが、リヨンでは第一期から運用されており、制度の目的や内容を確

²⁵⁹ BUISSON Ferdinand (1887-1888), *Dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire*, Paris, Hachette, 1-2, pp.1353-1354, « Inspection médicale ». この項目の著者名は記載されていない。

²⁶⁰ E.J. (1886), « L'inspection médicale des écoles », RP, 8, pp.519-521.

認するためにここで取りあげたい。ゴブレ法の第 9 条と第 10 条が学校への視察を規定する部分（第 2 章）に相当し、第 9 条の全 7 項のうち以下にあげる第 7 項が学校医療視察の項目である。

「医学的な観点から、コミューンもしくは県の学校視察医師による。

公立学校の視察は〔公教育〕高等評議会によって審議された規則にしたがって実行される。

私立学校の視察は、品行、衛生、清潔さに対して、および 1882 年 3 月 28 日法によってこれらの学校に課された義務の実行に対して及ぶ。その視察は、道徳、憲法および法律に違反していないかどうかを明らかにする目的以外で教育内容に及ぶことはない」²⁶¹

1887 年のデクレでは、第 140 条と第 141 条が学校医療視察にかんする条文である。第 140 条において学校医療視察は、施設や備品の状態、児童の衛生や身なりについてのものとされるが、教育内容には決して向けられないとされる。前条と言葉は違うが第 141 条でもまた、学校医療視察の内容は子どもの健康、施設の清潔さ、学校衛生にかんする諸規則の順守に限られるとしている²⁶²。これらの条文からは、学校視察医師の領分があくまで校舎や児童の衛生状態の監督にあること、教育内容には口出しをしないことを念入りに定めているのが読みとれる。

学校医療視察にかんする法的根拠は以上であるが、そこにはおおよその目的しか書かれていない。制度の運用にかんする規定もなく、たとえば、学校視察医師の採用方法・報酬、学校医療視察の頻度などはここではまったく触れられていない。教育立法としては制度を導入することとその目的のみが示され、実際の運用はコミューンにゆだねられたのである。

しかし、この制度がまともに機能したのは数えるほどの地域においてでしかなく、ガルデによればセーヌ県およびすでに実績のあったリヨンだけであった²⁶³。パリとリヨンでは

²⁶¹ DUVERGIER, 1886, p.382. « 7^o au point de vue médical, par les médecins inspecteurs communaux ou départementaux. — L'inspection des écoles publiques s'exerce conformément aux règlements délibérés par le conseil supérieur. — Celle des écoles privées porte sur la moralité, l'hygiène, la salubrité et sur l'exécution des obligations imposées à ces écoles par la loi du 28 mars 1882. Elle ne peut porter sur l'enseignement que pour vérifier s'il n'est pas contraire à la morale, à la Constitution et aux lois. »

²⁶² *Journal Officiel*, 1887, p.342. « Art. 140. — L'inspection des autorités préposées à la surveillance des écoles en vertu des paragraphes 4 et 5 de l'article 9 de la loi du 30 octobre 1886 portera, dans les écoles publiques, sur l'état des locaux et du matériel, sur l'hygiène et sur la tenue des élèves.

Elle ne pourra jamais porter sur l'enseignement.

Art. 141. — Les médecins désignés au paragraphe 7 de l'article 9 de la loi précitée n'auront entrée dans les écoles qu'après avoir été agréés par le préfet.

Ils devront remplir les conditions mentionnées de l'article 136 du présent décret.

Leur inspection ne pourra porter que sur la santé des enfants, la salubrité des locaux et l'observation des règles de l'hygiène scolaire. » 第 141 条で、本デクレの第 136 条に示される条件というのは、視学官以外で学校の視察に関わる人間は満 25 歳以上でなければならないというものである。

²⁶³ GARDET Mathias (2010), « De la prévention au dépistage ou l'affirmation des

学校視察医師の任期と報酬に違いがあった。パリでは3年任期で年600フランであったが、リヨンでは6年任期で年1500フランであった。都市内の医師の数や、確保すべき学校視察医師の数などの条件が異なるであろうが、リヨンの学校視察医師の待遇は申し分なかったといえよう。

2. リヨンへの導入

リヨンにおける学校医療視察制度の創設は、アカデミー視学官からローヌ県知事に宛てた1878年4月13日付の書簡に遡る。前年1月と2月の麻疹の流行があったこと、教員には医師のサポートが必要であることなどを掲げ、リヨンの各区に学校視察医師を1人配属すること、そしてその医師が少なくとも週に一度の視察を行うことが望ましいとしている²⁶⁴。

この提案をうけ、1879年6月17日に県知事ウストリは学校視察医師のポスト6つに対するコンクールを実施することを公示している。選抜のための試験は、学校衛生に関する記述試験、小児病理学に関する記述試験、学校視察（候補者による視察結果について理由を付した報告書の作成）、口頭試問（最低2人の病気にかかった子どもの診察）の4種ある。候補者は、フランス人もしくはフランスに帰化した者で、医師免許を所持していることが必須であった。候補者は試験の結果によりランクづけされるが、初回のコンクールでは、第1位と第2位の者が6年の任期、以下、第3位と第4位が4年、第5位と第6位が2年という任期で採用されることとなる。2年ごとに2人を入れかえるシステムを構想していたように見えるが、後述の知事のアレテでは9年任期で3年に1度の改選をすることをうたっている。ところが実際は、2年後の1881年にコンクールが実施され、このときは上位の2人を6年任期で採用することが掲げられている。結果、6年任期で2年に1度の改選に落ちついたのであろう。前述のとおり学校視察医師には年1500フランの報酬があり、採用から外れた者も欠員などの場合に一時的に声がかかることがあるとされている。9月10日付のアカデミー視学官からローヌ県知事に宛てた書簡に付されたコンクールの審査の記録から、1879年は11人が立候補したことがわかっている。

9月には採用が決定し、ローヌ県知事は10月15日のアレテによりリヨンにおける学校医療視察制度の創設を公布している。それによると、この制度は1879年11月1日から動きだす（第1条）。第2条で学校視察医師が担当する1管区は、20から25校の初等学校もしくは幼稚園（salle d'asile）とされる²⁶⁵。第8条において視察は、初等学校では月に2回、幼稚園では月に4回と規定される。ところで、前述の『教育学辞典』でも学校視察医師の役割は医学的な観点からの学校の視察であるとされ、実際にそれが通常の業務であったことは確かであるが、もう一つ重要な仕事は第10条で規定された復学許可証（un certificat de rentrée）の発行である。伝染病にかかるなどして学校を休んでいた児童は、医師の診察を受けたうえでこの許可証を発行してもらわないと復学ができなかったのである。

また、同じ年の10月15日の規則（règlement）により学校視察医師の業務内容をくわ

médecins scolaires (1879-1939) », *Information sociales*, 161, p.15.

²⁶⁴ 以下、学校視察医師制度の創設に関しては、AML, 176 WP 033 2.

²⁶⁵ 1886年のゴブレ法以降は幼年学校（école maternelle）と呼ばれる。

しく定めている²⁶⁶。前述のアレテと重複する部分を省き、内容を簡潔にまとめると以下のとおりである。各学校について視察の結果を記入する専用の記録簿を作成する（第 2 条）。視察に訪れた際、手はじめに施設の検査として、玄関ホール、屋内運動場、レクリエーション空間、便所、小便所などをチェックする。視察には学校長が同行し、学校長は学校視察医師の所見を聞き、アドバイスを受ける。次に、教室を訪れて、採光、暖房、換気、備品（mobilier）の整備具合などの観点から部屋の衛生状態を確認したあと、児童個々人、とりわけ校長から体調不良のようだとされている児童の検診をおこなう（以上、第 4 条）。視察を終えたあと、学校視察医師は専用の記録簿に結果を記す。ここにはそれぞれの欄に質問事項が記載されており、それにしたがって記入する（質問の内容については後述する）。その後、体調が深刻で家族のもとに返すべき児童の名を記載する。その不調がどのようなものかを示し、もしそれが伝染性のものであるならその旨を明示するよう注意する。校長からの情報にもとづいて子どもたちに流行していると思われる病名を明らかにしつつ、視察時に病気が理由で欠席していた児童数を書く（第 5 条）。各視察後、遅くとも 48 時間以内に、学校視察医師は視察先の衛生状態を知らせる報告書をコミューン当局に対して送付する（第 6 条）。伝染病発生に際し、医師が施設の緊急閉鎖を要求する場合は、アカデミー視学官にただちにその旨を知らせるという条件で、当局はこの閉鎖を許可することができる（第 7 条）。伝染病にかかった子どもがいた場合、医師は理由を記した手紙とともに両親のもとへ送りかえし、復学には証明証が必要であることを知らせる（第 8 条）。伝染病名とその初期症状が記載されたリストが学校長に配布され、学校視察医師による視察がないときにこうした症状が子どもに現れた場合、学校長は前条とおなじく理由を伝えて子どもを両親に送りかえさせる。この場合も、登校を再開するには医師による証明書が必要となる（第 9 条）。前 2 条以外でも病気で休んだ場合はやはり復学に証明書が必要となる（第 10 条）。学校視察医師はアカデミー視学官に対して 3 カ月ごとに学校医療視察の状況を報告する（第 11 条）。

リヨンにおける学校視察医師制度は以上の内容をもって始動したわけであるが、わずか 1 年後にはふたたび県知事によるアレテが出されている。修正点は管区の増加とそれにもなう学校視察医師のポストの増設であり、これによって管区の数も 6 から 8 に増やしたうえで、新たな編成にしたがって学校を割りふりなおし、学校視察医師 1 人あたりの担当する学校数を減らしている。各管区における学校視察医師の担当学校数は下の表のとおりである。変更の理由をうかがえる文書は管見のかぎり見当たらなかったが、学校視察医師の負担を軽減すること、それによってより丁寧な視察を可能にすることが想像できる。

²⁶⁶ « Règlement concernant le service des médecins inspecteurs des écoles primaires laïques et des salle d'asiles communales de la ville de Lyon »

学校視察医師の担当学校数（1881年1月以降）

	男子校	女子校	幼稚園 (salle d'asile)	合計
第1管区	10	11	2	23
第2管区	10	9	3	22
第3管区	11	7	4	22
第4管区	8	9	6	23
第5管区	5	9	5	19
第6管区	7	7	4	18
第7管区	6	9	5	20
第8管区	9	9	4	22

さて、制度が始まってから2年後の1881年、改選のために学校視察医師採用のコンクールが開催されたが、このときリヨンには市長職が復活してガイユトンが就任していた。これにともなって、コンクールの主催はローヌ県知事からリヨン市長に移っているが、権限について一時的な混乱が生じたようである。12月24日付のアカデミー視学官からリヨン市長への手紙によれば、アカデミー視学官は新たに採用された学校視察医師2名から担当管区に関する規定や採用方法への疑問を尋ねられたが²⁶⁷、「学校の医療視察制度は純粋にコミューンの領域である」²⁶⁸と明言している。以前は県知事が市長を兼ねるという体制のために県が指揮を取っていたが、市長が存在する今、この制度の主体はコミューンであるというのである。したがって、これより先はリヨン当局が学校視察医師の採用を初めとする制度の運用全体を担っていくことになる。

学校医療視察制度はゴブレ法という教育立法に根拠があったが、リヨンへの導入はアカデミー視学官の提案を受けた県知事のイニシアティブによるもので、いわばコミューンの頭越しに決定された。パリについてリヨンがいちはやく学校医療視察制度を導入できたのは、制度上コミューンの独立性が弱く、県知事の意志が貫かれやすかったことが一因であると考えられる。反対に、他都市でこの制度の導入が遅れたことには、コミューンの反対もしくは消極性があったことになる。しかし、リヨンが自らの市長を取りもどすと、学校の医療視察はコミューンが担うべきものであるとされた。そういった経緯ではあったが、この後もリヨンは以前のおりに制度を維持するのであり、変化を迎えるのはコミューン衛生事務所が誕生して都市の衛生行政全般が再編成されてからであった。

ここで、学校視察医師が学校や児童のどのような点をチェックしていたのかを確認しておきたい。1879年10月15日規則の第5条により、学校視察医師は質問項目が記載された記録簿に結果を記すことが定められたことは、先に述べた通りである。この用紙は1880年から使われているが、1881年に様式の一部が改められたあとは変化なく1890年代まで

²⁶⁷ このときパール（Bard）という医師とともに採用されたのが、後にガイユトンをついで市長となるオーガニユールであった。オーガニユールは1890年にコミューン議員となるが、それ以前に視察医師としてコミューン行政にかかわっていたことがわかった。

²⁶⁸ « L'institution des inspections médicales des écoles est d'ordre purement municipal; »

使用されていることが確認できた²⁶⁹。このため、以下では 1881 年から使われている様式をもとに考察する。

記録簿は、A3 大の用紙を二つ折りにした表面と見開きの部分で成りたっている。「世俗系コミュン立学校施設の医療視察」というタイトルの下に、学校の情報（初等学校か幼稚園か／男子校か女子校か／住所）、学校視察医師名、視察の日付などが記入される。さらに、「衛生の点から見た施設の状況」と「衛生の点から見た照明・採光、暖房、換気」の欄がある。前者はスペースが比較的埋められていることが多いが、後者は「良し（Bien）」とだけであったり、斜線が引かれていたりすることが多い。見開きの部分では、次の項目が並んでいる。

- ・ 建物の衛生状態
- ・ 流行性または伝染性の病気のあとが建物内にあるか
- ・ 取るべき洗浄手段はあるか
- ・ 建物を閉鎖する必要はあるか
- ・ 医療視察時に、病気のために欠席している子どもの数はいくらか
- ・ 上記の子どものあいだで主要な病気の性質は何か
- ・ 訪問時に医師が感染症の存在を確認した子どもの数、および建物を訪れることが一時的に禁止されるべきだと思われる子どもの数はいくらか
- ・ 上記の子どものあいだで主要な病気の性質は何か
- ・ 総合評価

以上の項目からは、学校医療視察制度の目的が伝染病の把握や対応にあることが明瞭である。ただし、閲覧できた史料を見るかぎり、特別問題があった場合を除いて、これらの欄もほとんど記入されないことが多い。欠席については、人数が書かれていることが多い。一例として、1 区（リュイゼルヌ通り）の男子校にかんする 1882 年 3 月 20 日付の記録簿を見ると、16 人の欠席があり、そのうち 3 人が猩紅熱、残りは麻疹と百日咳であった。総合評価の欄には、それらの病気は幼い子どもたちのクラスのみで流行していること、もし新たな発症があれば、学校視察医師は第 2 学級の閉鎖を要求するであろうと書かれている²⁷⁰。その他の欄に記述はない。あるいは、3 区（ヴィルロワ通り）の男子校について 1882 年 6 月 13 日付の記録簿には、「学期開始より初めて麻疹や猩紅熱が認められなかったと報告することに満足している。伝染病は明白に後退している。そう願う」²⁷¹とある。1882 年の 3 月頃から 6 月頃までは伝染病の流行が激しかったことが分かるが、そのような際の現状認識が総合評価に書かれている。したがって、学校医療視察は、頻繁ではなかったとはいえ、視察時だけでなく、ある程度の予測を立ててその後の対応を報告する役割を担っ

²⁶⁹ 1900 年代以降の学校医療視察の記録簿は見つけることができなかった。

²⁷⁰ AML, 176 WP 033 5. « L'épidémie de scarlatines, rougeoles et coqueluches serait seulement sur la petite classe. Si de nouveaux cas se produisent, je demanderai la fermeture de la 2^e classe seulement. »

²⁷¹ AML, 176 WP 033 7. « Je constate avec satisfaction que pour la première fois, depuis la rentrée des classes, je n'ai pas eu à constater de cas de rougeole ou de scarlatine. L'épidémie est évidemment en voie de décroissance. Espérons-le. »

ていたといえる。

その他にも、学校視察医師の仕事があった。一つは、学校衛生を調査するための委員会が臨時に設けられたときに、もっとも経験の長い学校視察医師がここに参加するなど、コミューンの委員会に知恵を貸すこともあった²⁷²。たとえば暖房設備などについて話合いがもたれた場合など、学校の衛生状態を現場で把握している学校視察医師は政策に関与することもあったのである。

校舎や児童の衛生状態の監督のために、ゴブレ法という教育関連の法律によって導入された学校医療視察制度であるが、運用はコミューンに任されていた。リヨンの場合はそれ以前から導入されていたが、これは制度創設当時に市長が存在せず、県知事のイニシアティブによるものであった。市長職がリヨンにふたたび置かれて以降は、権限などで一時的な混乱は見られたにせよ、伝染病の把握および対応のために従来どおりに機能した。第一期において、この学校医療視察制度こそが校舎や子どもの衛生をチェックし、伝染病に対応できる唯一の制度であった。学校視察医師たちの働きがあったからこそ、学校の衛生状態を当局は的確に把握できたのである。しかし、この制度を持つのは限られた都市に過ぎず、大半のコミューンではそれすらなかった。

第2章の結論

本章では、学校衛生における第一期にあたる1870年代から1880年代前半を分析した。初等教育制度が確立するなかで子どもの身体や衛生への働きかけがカリキュラムに明記され、健康で壮健な国民の育成をめざして衛生指導やジムナスティックが導入されたことは一つの画期となった。ただし、この頃の教育内容は子どもの成長を促すといったような発想ではなく軍事教育的な色彩が強かった。

この時期には身体教育や衛生指導が教育に取り入れられても、それに値する十分な学校施設がまだ行きわたっていなかった。このため、学校建設法を定めて国がコミューンによる校舎の建設を支えることで量を確保することが求められた。しかし、同時に望ましい学校のかたちを探る動きもあり、学校建築基準が定められ、以後の学校の姿を規定した。ここでは、学校の立地からはじまり教室や校舎、備品の細部にいたるまでが規定されたが、衛生、安全、授業の効率、子どもの居住性への配慮など、さまざまな要求が盛り込まれたものであった。リヨンの学校視察医師の報告からも明らかなおと、学校の不衛生、児童の詰めこみすぎ、トイレ設備の改善が課題であった。このように、第一期は清潔な学校を作ることが学校衛生の第一の課題であった。

県知事のイニシアティブにより学校医療視察制度が早くから設けられていたリヨンでは、市政の体制が変化して以降も従来のおとに制度が機能した。この制度によって、学校建築基準と照らしあわせた学校施設の衛生状態のチェックや、児童の健康状態、伝染病の把握や対処が可能となり、当局が学校の状態を把握することができた。以後も学校衛生の要となる重要な制度であり、ここにたって初めて医師・医学による学校への介入が始まっ

²⁷² LACASSAGNE Alexandre (1891), *L'hygiène à Lyon*, Lyon, Paris, A. Storck et G. Masson, p.398.

た。ただし、学校医療視察制度が全国的に導入されるのは 1880 年代後半であって、むしろ第二期に入ってからのものであった。

ところで、この時期の学校衛生の推進者たちの考えが果たしてミアズマ説にもとづくのかコンタギオン説にもとづくのかは判断が難しい。時期的に考えれば腸チフス菌や結核菌の存在が発見されている頃であり、コンタギオン説が一般に支持されるには早いのである。また、ナルジューなどは建築家であるため、学校建築基準をめぐる議論ではその点が見えづらい。しかしながら、学校医療視察制度をめぐる検討において、1879年にリヨンのこの制度が動きはじめた段階ですでに出校停止や学校閉鎖措置が規定されているが、これは病気の伝染を懸念してのことと考えるのが自然であろう。学校という場にはかなり早い段階からコンタギオン説に基づく措置が講じられていた可能性もまた否定できない。

第3章 第二期（1880年代後半から第一次世界大戦）——「児童の健康」

第1節 連帯主義にもとづく衛生政策

1. 連帯主義における衛生

学校衛生の第二期にあたる 1880 年代後半から第一次世界大戦までについて、公衆衛生という観点からすればこの時期は初の公衆衛生法（公衆衛生に関する 1902 年 9 月 15 日法 *Loi du 15 septembre 1902 sur la protection de la santé publique*. 以下、公衆衛生法）などの立法が集中し、パストゥールを先駆者とする細菌学の進展、いわゆる「パストゥール革命」が目覚ましい時期であった。公衆衛生行政のおもな担い手はコミューンであり、リヨンのような大都市は 1884 年の「コミューン組織法」以降、地方行政にかんする一定の裁量権を獲得していた。そうしたコミューンでは衛生事務所が創設され、この部署が都市衛生を統括することとなり、学校衛生もその業務に含まれていた。したがって、この時期の学校衛生は、「パストゥール革命」の影響を受け、コミューンの衛生事務所の発展と連動して飛躍を見た画期であったと考えられる。

フェリーの退陣のあと、19 世紀末から政権の中軸を急進派が担った。そもそも急進派のはじまりは、第二帝政下の 1869 年にパリのベルヴィルで起草され、当時総選挙の候補者であったガンベッタに手渡された「ベルヴィル綱領」にあった。共和制成立当初の共和派は内部の差異に目をつむっていたが、1881 年の総選挙において急進社会主義派と日和見主義派（オポルチュニスト）に分裂し、フェリーらのオポルチュニストが政権の中心となった。その後、急進派は 1885 年の総選挙で勢力を増して入閣を果たす者もあったが、内部の分裂が生じ、1889 年の総選挙では社会主義諸派の進出もあって停滞した。急進派の統合の動きが 1893 年の総選挙後に生じ、1898 年のドレフュス事件が起こると、その最中に行われた総選挙でかつてない左翼の優位がうまれた。こうして、急進派が政治の中心へ移動する²⁷³。彼らは 1901 年に急進党（正式名称は急進共和・急進社会党 *Le Parti républicain radical et radical-socialiste*）を結成した。

この頃、自らの政治的・社会的思想を理論的に構築する試みが急進主義者たちのなかで実を結び、連帯主義（*Solidarisme*）という考え方が打ちだされた。個人が国家や団体の強制・拘束から解放されていることが自由であるとする古典的自由主義に対して、連帯主義は貧困、災厄、社会不安などからの解放のために国家・団体・社会による介入・組織化・誘導を正当化する²⁷⁴。とはいえ、社会の連帯を強調し、階級闘争を否定する点で社会主義

²⁷³ 以上、急進派の来歴については、石原司（1966）「急進派とその政治行動：反教権主義と非宗教化＝世俗化政策を中心として」山本桂一編『フランス第三共和政の研究：その法律・政治・歴史』有信堂、pp.1-143 を参照。なお、ニコレはこの時点第三共和政における急進主義の転換点とみている。ニコレ、クロード（1975）『フランスの急進主義』文庫クセジュ。（NICOLET Claude, *Le Radicalisme, Que sais-je?* 761, 1974）, pp.35-55.

²⁷⁴ 小野塚知二（2009）「介入的自由主義の時代：自由と公共性の共存・相克をめぐる」小野塚知二編『自由と公共性：介入的自由主義とその思想的起点』日本経済評論社、pp.1-39 を参照。現代という時代の開始時期について、第一次世界大戦を変容の始まりとする諸説（第一次大戦後説、戦間期説、第二次大戦後説）に対し、古典的自由主義からの転換とい

とも異なる。

このような、自由主義と社会主義を「総合」する第三の道としての連帯主義を主導したのはレオン・ブルジョワ (Léon Bourgeois) であった²⁷⁵。ブルジョワによれば、あらゆる生物が生物同士、あるいは生存環境に対して相互依存を免れることができず、人間もまたこのような自然の連帯法則のうちにある。しかし、自然界における適者生存を人間社会に応用する社会ダーウィニズムは強く否定される。自然は没正義 (正義の不在) であるため、人間は自然の連帯法則に手を加えることで正義を実現しなければならない。彼の頭にあった具体的な課題は、結核などの伝染病の流行、アルコール中毒、都市の衛生状態の悪化、人口集中による住環境の劣化など、人々の生存に関するものであった。これらに、事故や失業、老齢などもふくめたさまざまなリスクに対して国家が個人を守る保障体系を築くことなしに、国民は平和を享受できないと考えたのである²⁷⁶。

個人の義務を基礎づける概念として民法で用いられてきた「準契約」(quasi-contrat) が据えられ、これを根拠として社会に関する政策が提案される。すなわち、個人は生まれながらに社会に債務を負っているゆえ、社会を個人に優越するものとみなし、その維持・発展という観点から個人の権利・義務を規定することから、救済の義務と権利が生まれる。その結果として、第一に、個人は「道徳的・知的・身体的な発達」を遂げ「人類の進歩」に貢献するという「義務」をあらかじめ負う。こうした「義務」を能動的に充足するよう、教育の重要性が強調され、公衆衛生への取りくみが求められる。第二に、個人の自立を阻害し秩序を脅かすリスクを相互化することで、「危険」の顕在化を予防することが目ざされる。病気・失業・老齢への保険、公的扶助などがこうした論理によって導かれ、実際に各種の社会保障に関する法律が集中的に成立した²⁷⁷。急進党が 1907 年にナンシーでおこな

う観点から、小野塚は世紀転換期説の立場を取っている。

²⁷⁵ 「連帯」概念自体は 1840 年代から政治思想に導入されていた。以下、連帯主義については、HAYWARD J. E. S. (1961), "The Official Social Philosophy of the French Third Republic: Léon Bourgeois and Solidarism," *International Review of Social History*, 6, pp.19-48. 重田園江 (2010)『連帯の哲学 I フランス社会連帯主義』勁草書房, pp.43-7. 田中 (2006) pp.208-226, 廣田明 (2009)「社会的連帯と自由：フランスにおける福祉国家原理の成立」小野塚知二編『自由と公共性：介入的自由主義とその思想的起点』日本経済評論社, pp.41-79 を参照。

²⁷⁶ ビュイッソンの著作への序文による。BUISSON Ferdinand (1908), *La politique radicale : Étude sur les doctrines du Parti Radical et Radical-Socialiste*, Paris, V. Giard et E. Brière, p.vi. « La nation ne jouira de la paix que lorsqu'elle aura créé un ensemble complet d'assurances qui garantisse tout individu contre les risques de la maladie, des accidents, du chômage, de l'invalidité, de la vieillesse. »

²⁷⁷ 無償医療に関する 1893 年 7 月 15 日法 [以下、無償医療法]、児童扶助に関する 1893 年 7 月 15 日法、労災の責任に関する 1898 年 4 月 9 日法 (Loi du 9 avril 1898 concernant les responsabilités des accidents dont les ouvriers sont victimes dans leur travail)、共済団体に関する 1899 年 6 月 30 日法 (Loi du 5 avril 1898 relative aux sociétés de secours mutuels)、老齢者および障害者・長期疾病者扶助に関する 1905 年 7 月 14 日法 (Loi relative à l'assistance obligatoire aux vieillards aux infirmes et aux incurables privés de ressources) [以下、老齢障害疾病者扶助法]、労働者・農民老齢年金保険に関する 1910 年 4 月 5 日法 (Loi du 5 avril 1910 sur les retraites ouvriers et paysannes) など。このうち、無償医療法では公的扶助がコミューンと県について国家に対する義務とされ、1905 年の老齢障害疾病者扶助法では国民からの扶助請求権が認められた。扶助の義務や権利についての解釈は、奥田香子 (1990-1991)「フランスの公的扶助制度確立に関する一考察(一)

った大会でも、「国家は児童、病人、不具者、老人、その他社会の連帯責任の名において援助を必要とするすべてのものに対し、その社会的負債を支払わなければならない」²⁷⁸という内容をふくんだ綱領が採択されている。ブルジョワの言を引くならば、「病气、事故、失業、廃疾、老齡の諸リスクに対して個人を保護する保険を網羅した全体を国家〔国民〕が作った場合にしか、国民〔国家〕は平和を享受できないであろう」²⁷⁹ということである。では、国家がそうしたリスクの補償を一手に担うかといえばそうではなく、国家は、社会立法を通じて社会的連帯の諸制度を定めたのち、「リスク」の相互化を引きうける中間団体〔アソシアシオン〕の結成を奨励し、中間団体を補完することを役割とする。いいかえれば、中間団体の活用による国家の直接的な関与の抑制であり、これが第三の論点となる。この結果、第二次世界大戦後の福祉国家と見なされる時期にあっても、フランスの社会保障システムは、あくまで自発的な各種の団体、すなわち人々の相互扶助にゆだねられ、非「国家主義的」であることを特徴とするにいたる²⁸⁰。

以上のような考えのもとに成立した社会立法のうち、学校衛生と関わるのが 1893 年の無償医療法である。そもそも、病院は学校と同様に長らく修道女などの宗教関係者の手にあり、貧者のために慈善として施しをする場所であった。したがって、そこでは医療が無償で提供されていたが、治療よりも宿泊場所の提供や貧しい患者を道徳化することに重点があった。これに対し、公的支出による無償医療保障の必要性は 19 世紀前半から認識されていたが、医療への公的介入を嫌う医師たちや伝統的なやり方を望んだ病院側の反対により挫折してきた²⁸¹。そこで都市では 19 世紀半ばより医療を提供できるよう慈善事務所 (Bureau de bienfaisance) を改編したことで、世紀後半に向けて国や県の負担は減少する反面、コミューンおよび慈善事務所による医療扶助の割合が増えた。1861 年から 1865 年における金額の負担は、国が 4.5 パーセント、県が 30.7 パーセント、コミューンおよび慈善事務所が 58.4 パーセント、その他 (施療院 hospices や民間の慈善) が 6.4 パーセントであったのが、1887 年にはそれぞれ 2.8 パーセント、19.9 パーセント、75.6 パーセント、2.1 パーセントとなり、コミューンが担う割合が増加した。しかし、世紀後半は薬品代をふくむ医療費が上昇傾向にあり、増大する無償医療の需要に対して十分な対応ができなかった²⁸²。

(二・完) 『大阪市立大学法学雑誌』 37-1, pp.100-118, 37-3, pp.114-136 による。

²⁷⁸ ニコレ, op. cit., p.70.

²⁷⁹ « La nation ne jouira de la paix que lorsqu'elle aura cr. un ensemble comolet d'assurances qui garantisse tout individu contre les risques de la maladie, des accidents, du chômage, de l'invalidité, de la vieillesse. », BUISSON (1908), op. cit., p.vi. 引用部分はビュイッソンの著作に寄せた序文である。

²⁸⁰ フランスの社会保障制度の特色として、被用者と使用者の当事者管理主義をとり、租税を主要な財源とせず、保険金拠出を主体とすることがあげられる。制度の管理・運営も政府や議会とは別の多種多様な諸組織によっており、国家行政組織に一元化されていない。以上、廣澤孝之 (2005) 『フランス「福祉国家」体制の形成』法律文化社, pp.18-24 を参照。

²⁸¹ 医師たちは貧しい者からは謝礼を受け取らないことを原則としてきた。当時の医師たちはその原則を維持しながら、それへの公的な介入を排除するために、患者による医師の自由選択を旗印とした。久塚純一 (1991) 『フランス社会保障医療形成史』九州大学出版会, p.38.

²⁸² FAURE Olivier (1984), « La médecine gratuite au XIX^e siècle, de la charité à

このような状況を受けて成立した無償医療法は、第1条に扶助への権利を掲げている。

「財産のない、病気を患うフランス人はすべて、コミューン、県、国から、住所に応じて、自宅、もしくは自宅で有効なケアを受けられない場合は病院施設での医療扶助を無償で受けられる。

妊娠中の女性は病人と同様と見なされる。

財産のない、病気を患う外国人は、出身国と相互扶助の協定を結んでいる場合は常に、フランス人と同様と見なされるものとする。」²⁸³

行政の分担としては、県知事が法律に基づいて業務を組織し、県議会が貧者がかかる病院の指定や創設を行うが、実質的にはコミューンが貧者を登録して基礎的な費用を支出するなど中心となった。県はコミューンの資力に応じて補助を出した。法令集の編纂者であるデュヴェルジュによれば、同様の法案は1872年から何度も出されていたが、財政を理由に否決されていた。1888年に内務省内に公的扶助局(Direction de l'Assistance publique)が設けられ、44県で無償医療が実現していること、これがもっぱら地方権力によって実施されていることが局長によって報告され、これを義務とする必要性が訴えられた。結果、この法案は下院で満場一致で採択され、上院でも異議なく通過した²⁸⁴。すべての議員がブルジョワの「連帯」の考えに賛同していたわけではないとしても、貧者の医療扶助に対して公的費用を支出することが妥当と判断されるようになっていた。

無償医療法が施行された結果、1880年代に登録者の3割程度しか病院で手当を受けていなかった状態であったのが、その割合は上昇をつづけ、1910年から1913年には利用者は5割を超えるにいたった。その背後には、医療へのアクセスが容易になったことが考えられる。医療の社会史を研究するフォールは、これを人々がよりよい健康、よりよいケアを求めた証拠であるとしている²⁸⁵。

また、同時に病院は貧しい人々以外にも開かれていった。元来、病院はあくまで貧者のための場所という考えが根強く残っていた。しかし、病院側は財源を確保する必要性から、資産のある患者(有料患者 *malades payants*)も受け入れるようになっていた。1899年12月15日の通達において、病院が支払い能力のある患者にベッドを提供するのは例外的かつわずかな割合にとどめることとされたことは²⁸⁶、そのような変化を受けたいうえで、あくまで貧者を優先すべきであるとしたものと理解できよう。他にも、無償医療法によって

l'assistance », *Histoire, Économie et Société*, 4, pp.597-599.

²⁸³ DUVERGIER, 1893, pp.351-352. « Tout Français malade, privé de ressources, reçoit gratuitement de la commune, du département ou de l'État, suivant son domicile de secours, l'assistance médicale à domicile ou, s'il y a impossibilité de le soigner utilement à domicile, dans un établissement hospitalier.

Les femmes en couches sont assimilées à des malades.

Les étrangers malades, privés de ressources, seront assimilés aux Français toutes les fois que le gouvernement aura passé un traité d'assistance réciproque avec leur nation d'origine. »

²⁸⁴ Ibid., p.352.

²⁸⁵ FAURE (1984), op. cit., p.607.

²⁸⁶ 松本由美 (2012) 『フランスの医療保障システムの歴史的変容』早稲田大学出版部, pp.32-36.

妊婦が病人と同様に医療を受けられるとされたため、病院での出産が広まるきっかけとなった²⁸⁷。さらに、1898年に制定された共済組合法が共済組合の創設を容易にし、かつ権限の拡大を認めたことで加入者が増大し、より広範な社会層が加わって、疾病に対する給付を受けることができるようになった²⁸⁸。こうして、病院は貧しい者を優先しながらも、次第に門戸を開放していった。両大戦間期になれば、社会保障制度の拡充によって人々の医療サービスの需要はさらに広がることになるであろう。

第2章で分析したように、学校や児童の衛生状態を検査する学校視察医師は、たとえ児童の病気に気付いたとしても治療はできなかった。したがって、病気と診断された児童は医者にかかることを勧められるわけであるが、その際に両親の無関心という問題はさておき、治療を望もうにも医療費が払えないという家庭がありえた。しかし、1893年に無償医療法によって貧しい家庭でも医者へのアクセスが容易になることで、学校医療視察制度を通じた病の発見から克服というプロセスが可能になるのである。

ところで、前述した連帯主義の特色は、社会保障の領域だけでなく公衆衛生に対する態度とも重なる部分が多い。そもそも、連帯主義の誕生にはパストゥール革命の与えた影響が見逃せない。ロザンヴァロンが指摘するように、パストゥールによる発見は、科学における革命に終わらず、社会認識を変えるものであった。すなわち、人々は個別に孤立して存在しているのではなく、細菌によって結びつけられ、相互依存の関係にある。したがって、衛生は個人にとどまらない社会の問題であり、個人が生まれる前から死ぬまで、さらには社会全体の予防へと促されるわけである。パストゥール革命によって導かれる論理は、19世紀半ばのコレラ流行時に病人を隔離して汚染された場所を消毒することを主眼とした伝統的衛生警察にとどまらず、あらゆる生活領域への国家介入を要請するのである²⁸⁹。

公衆衛生行政にとって画期をなすのが20世紀初頭に成立した公衆衛生法である²⁹⁰。次節で後述するように、リヨンの衛生行政もこの影響を受けた。この法律では、第1部でコミューン、県、国の役割、住居の衛生を確保するための手段が定められ、第2部において衛生行政にかかわる機関についての規定がおかれている。まず、伝染病予防および防遏の手段を取ることと、不衛生な住居の衛生を確保するための規定を、コミューン衛生規則の制定というかたちで市長が定めることが第1条で定められた。この衛生規則が知事の承認事項とされ、緊急時には知事がこの規則を適用できるなど、県もしくは知事はコミューンの監督を行うことが目ざされた。次に、伝染病発生時の申告義務化はすでに1892年10月30日法で定められていたが、対象となる病気と申告方法は別に定めるとしながら、ここでも再度言及されている。ただし、天然痘については出生時のワクチン接種が、11歳時と21歳時に再接種が義務とされた。伝染病とならぶもう一つの問題である不衛生住宅への対策については、新規建築における衛生の確保のために建築計画を審査したうえでの許可制

²⁸⁷ FAURE (1994), *op. cit.*, p.188-198.

²⁸⁸ 松本, *op. cit.*, pp.46-47.

²⁸⁹ ROZANVALLON Pierre (1990), *L'État en France de 1789 à nos jours*, Paris, Seuil, pp.128-131.

²⁹⁰ 非衛生住宅の衛生化や公衆衛生行政の整備・再編について、1880年代よりいくつかの法案が議会に提出されていた。1902年の公衆衛生法成立にいたる過程は、吉田克己(1996)「フランスにおける非衛生住宅立法の展開：1902年「公衆衛生法」の成立とその意義」『北大法学論集』47-2, pp.1-67を参照。条文は、DUVERGIER, 1902, pp.98-110.を参照。

としたことや、既存の非衛生住宅についても改善のための工事を命じたり罰したりする規定が設けられた。衛生行政については、人口 2 万人以上の都市と 2000 人以上の温泉地にかぎってであるが、コミューンに衛生事務所の設置が定められたほか、県については県衛生評議会、パリについてはセーヌ県知事、セーヌ県衛生評議会 (*le conseil d'hygiène et de salubrité de la Seine*) と警視総監、国に公衆衛生諮問委員会 (*le comité consultatif d'hygiène publique*) の職務内容が規定された。第 1 章第 2 節で述べたとおり、こうした衛生行政の体系自体は 1848 年から存在したが、衛生規則の制定、天然痘のワクチン接種、既存の住宅に関する衛生改善の要求などの点を考慮すると、全体として行政の権限が拡張されたといえる。

この法律に関する評価については、成立当時から批判も少なくなかった。確かにパリ医学部部長のブルアルデルは、総評としては次のように一定の前進を認めている。「以上が、新しい衛生法である。それは完全ではないし、われわれが望んだほど完璧でもないが、しかし際立った進歩をなしており、避けられる病気を減らすという観点からは偉大な利益をもたらすことを私は確信している」。しかし、「1902 年に可決された公衆衛生に関する法は、我々が実現しようと望んだものではまったくくない」²⁹¹との不満を隠さない。彼が問題とするのは、①法律を執行する人間への報酬がまったくくないこと、②コミューンにおいて市長が法の実行者であること、であった。法学的な観点からこの法律を検討した吉田克己は、「1902 年法においては、権限が市長村長に移されるわけである。それは、非衛生住宅対策の実施をより容易かつ迅速とするとともに、中央集権化の一步進展を意味することになる。市長村長は、地方自治体としての市町村の代表者であるとともに、国の地方行政組織の末端に組み込まれた存在でもあるからである」²⁹²として、公衆衛生法を中央集権化への一步として位置づけている。しかし、ブルアルデルはむしろ市長に権限をゆだねていることこそを問題視していた²⁹³。実際のところ、地方と中央の関係はどうあったのか、衛生事務所による衛生行政はどの程度機能していたのかといった論点に応えるためには、コミューンにおける衛生業務の実態を具体的に明らかにする必要があると思われる。これについては、リヨンを事例としながら次節以降で考察したい。ここではひとまず、連帯主義の発想と関わりを持ちながら無償医療法や公衆衛生法が成立したこと、そしてこれらによって学校衛生にとって背景をなしていたことを確認しておきたい。

人口が伸びなやむ社会にとって「国民の健康」は社会的課題となる。では、当時どのような病が問題視されていたかといえば、結核、梅毒、アルコール中毒であった。そこで、これらの病の撲滅を掲げる運動が惹起され、各種団体が陸続と結成された。代表的なもの

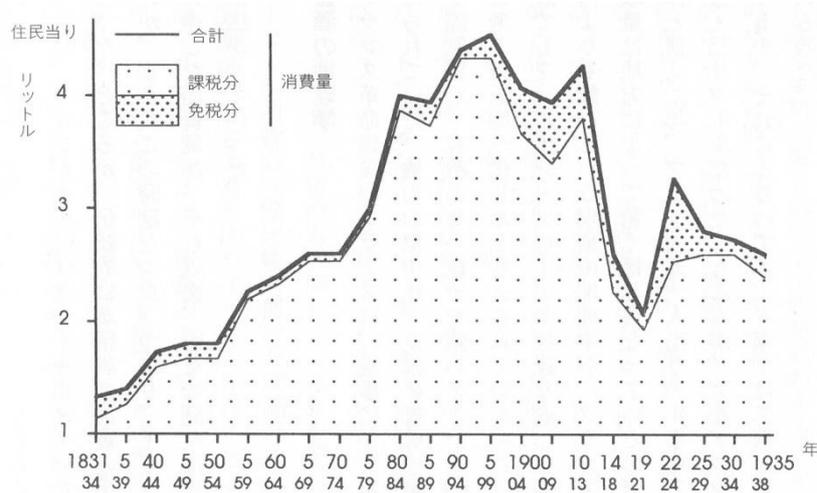
²⁹¹ BROUARDEL P. (1903), « La protection de la santé publique : Loi du 15 février 1902 », *Annales d'hygiène publique et de médecine légale*, 49, p.177. « Tout est la nouvelle loi sanitaire, elle n'est pas parfaite, elle n'est pas aussi complète que nous l'aurions désiré, mais elle constitue un sensible progrès et rendra, j'en suis sûr, de grands services au point de vue de la diminution des maladies évitables. », « la loi relative à la protection de la santé publique que nous sommes parvenus à faire voter en 1902, n'est pas tout à fait celle que nous avons voulu réaliser. »

²⁹² 吉田, *op. cit.*, p.433.

²⁹³ 同時代における同様の指摘はブルアルデル以外にもあり、不衛生住宅の監視業務については行政から独立した専門家団体に委ねるべきという意見があった。不衛生住宅の衛生化という観点からの評価については、大森, *op. cit.*, pp.487-490.を参照。

だけでも、ブルジョワが創設にかかわった結核防遏全国委員会 (le Comité national de défense contre la tuberculose)、また彼が代表を務めたフランス衛生予防道徳協会 (la Société française de prophylaxie sanitaire et morale)、社会衛生同盟 (l'Alliance d'hygiène sociale) があげられる。他にも都市の衛生や労働者の生活改善を目的とする団体が独自の雑誌雑誌、新聞などを持って情報発信に努めた²⁹⁴。

1890年代の終わり頃から、フランスはあらゆる種類のアルコール飲料に関して、世界一の消費国になった。イギリス、ドイツ、オランダといった伝統的に蒸留酒の消費が大きかった国々では、1870年代にピークに達した消費量が、それ以後徐々に減りはじめるなか、フランスでは高アルコール飲料の消費は全国で伸びをみせる²⁹⁵。アルコール中毒は梅毒やコレラを悪化させるばかりか、結核との因果関係までも認められるようになり、さらには諸病を招く元凶ともされた²⁹⁶。こうしたなかで、アルコール中毒は「退廃」の根源とみなされ、犯罪の増加、経済の遅れ、人口減少などの説明をそれに求めようとする人々も少なくなかった。



出典：ヌリッソン (1996) 『酒飲みの社会史』 ユニテ, p.62.

次に、とりわけこの時期は学校にかぎらず結核が社会的な問題として捉えられていた。1890年代、結核は成人の死亡原因のうちの4分の1を占めており、結核患者は1880年代後半からの10年間ほどをピークとして増えつづけた。生活水準の向上により死亡率は低下したとはいえ、イギリスやドイツに比べてフランスは高い死亡率を維持していた²⁹⁷。しかし、フランスの結核に対する法整備や結核治療施設は他国より普及が遅れていた。1892年10月30日法で腸チフスやコレラなど特定の伝染病の発生について申告が義務化されたが、結核は性病や皮膚病などとならんでこのリストから外れた。義務化に反対する理屈としては、医療の秘密、家族のプライバシーというような発想であった。当時、結核は遺

²⁹⁴ ROSANVALLON, op. cit., p.131.

²⁹⁵ ヌリッソン, ディディエ (1996) 『酒飲みの社会史：19世紀フランスにおけるアル中とアル中防止運動』 柴田道子・田川光照・田中正人訳, ユニテ, pp.60-63.

²⁹⁶ Ibid., pp.177-178.

²⁹⁷ BARNES David S. (1995), *The Making of a Social Disease: Tuberculosis in Nineteenth-Century France*, Berkeley, University of California Press, pp.6-9.

伝と考えられていたため、結核患者が出たことが公になって家の名誉に傷が付くことを人々は恐れたとされている²⁹⁸。パリ市民がコミューンによる消毒を受容、あるいは要請すること自体は義務化以前である 1889 年から増加しており²⁹⁹、決して消毒や当局の介入に強い抵抗があったわけではない。その点で、他の伝染病と比べて結核が社会的に特殊な位置を占めていたのである。また、第一次世界大戦前における結核対策は啓蒙や情報収集といった活動が中心であり、それが治療施設の設置へと向かうのは大戦後を待たなければならない³⁰⁰。この時期には啓蒙という目的からも学校はむしろ重要な拠点としてみなされることになるであろう。この検討は次節で行う。

2. リヨンの都市衛生

公衆衛生をめぐる都市の動きが活発化するのもこの第二期においてである。特に 1890 年代後半からは衛生技術者の組織化が始まった。もともと都市の衛生といえば医学における衛生学者か国立土木学校 (École nationale des ponts et chaussées) 出身官僚が専門家とされていた。ところが、公衆衛生法によって水道網や都市衛生が課題となることで、各コミューンにおいて水道網整備の財源が整えられ、関連団体が整理統合されることで都市の技術者のネットワークが形成されるようになった。1904 年には、コミューン衛生技術者全国協会 (Association générale des hygiénistes et techniciens municipaux) が結成されるにいたり、衛生のみにとどまらない都市全体を視野に入れた改善を当初より目指した³⁰¹。このような都市の技術者レベルにおける志向は、国際的な枠組みでの情報交換へと各都市を向かわせることとなり、各種国際会議へ代表団が送られた。

リヨンが新市長としてエリオを迎えたのはこうした趨勢においてであった。ソーニエによれば、市当局が行政全般にかかわる問題について国際的な情報収集へと向かうのは、この若い市長の登場にあった。就任間もない 1906 年に行われた食品衛生国際会議 (Congrès international de l'hygiène alimentaire) を始めとして、都市改良にとどまらず学校や労働に関する会議や展覧会にも代表団を派遣することとなった³⁰²。エリオ自身の回想録にも、各国の各都市の視察が彼自身の見聞を広めたことが記されており、1906 年のイギリス諸都市、1909 年末のドイツの病院視察、そして 1911 年夏のドレスデン国際衛生博覧会などが取りあげられている。このなかで、たとえばイギリスでの視察の成果を次のようにまとめている。

「道中、イギリスの自治体制度、自治体の自由に感心した。その自治の恩恵にまったく

²⁹⁸ FAURE (1994), op.cit., pp.189-192.

²⁹⁹ BROUARDEL, op. cit., p.168. « Alors que la désinfection n'était pas obligatoire le nombre de désinfections acceptées ou réclamées par la population parisienne depuis 1889, époque à la quelle fut créé le service municipal de désinfections d'hygiène sont de plus en plus facilement acceptées par le public. »

³⁰⁰ BARNES, op. cit., pp.247-248.

³⁰¹ CLAUDE Viviane (1989), "Sanitary Engineering as a Path to Town Planning: The Singular Role of the Association Générale des Hygiénistes et Techniques Municipaux in France and the French-Speaking Countries, 1900-1920," *Planning Perspectives*, 4, pp.153-166

³⁰² SAUNIER Pierre-Yves (1999), "Changing the city: urban international information and the Lyon municipality, 1900-1940," *Planning Perspectives*, 14, p.23.

もって納得してリヨンに戻った。イギリス人というのは言葉のうえでは我々ほど大胆ではないが、しかし実際ずっと進んでいる。都市衛生について、労働者住宅について、イギリス海峡の向こうの国で最も有益な教訓を得た。」³⁰³

特にドレスデン衛生博覧会には衝撃を受け、エリオは都市改造への意欲を高めることとなった。当時から人々に強い印象を残し、その後の衛生博覧会にも影響を与えたこの博覧会には、実はリヨンも出品していた。都市衛生についてエリオのブレーンともいべきジュール・クールモン (Jules Courmont) の『医学のリヨン (Lyon médical)』誌の記事によれば、細菌学研究所、結核無料診療所、医学部衛生実験所などの写真に加え、衛生事務所による都市衛生に関するグラフや、[妊婦や乳児およびその母親に食事を提供する] 母子食堂の写真、学校のシャワー、建築家トニー・ガルニエによる屠畜所や新しい総合病院の図面、合同学校施設 (groupe scolaire) の図面、消毒車などが展示された。クールモンはリヨンやローヌ県の衛生事業は目立つものであったと評価しているが、これだけの施設や事業を展開しているコミューンは決して多くないため、自画自賛という面を差しひいたとしてもあながち誇張ではないかもしれない³⁰⁴。オーガニカル時代から積みかさねてきた衛生をめぐる数々の取りくみがあったからこそ、1911年のこの時点でこれだけのものを公開できたのである。

1914年5月から11月にかけてリヨンにおいて国際都市博覧会 (Exposition internationale urbaine de Lyon) を開催することになった。ここで中軸を担ったのはクールモンで、リヨン医学部の公衆衛生学の教授であった彼は、市庁舎の人間ではないものの、前述の細菌学研究所や結核無料診療所などの創設に携わるなど専門家としてリヨンの衛生行政の中心にいた人物であった。博覧会の目的は、フランスではよく知られていないタウンプランニングや市営住宅方式といった都市の科学的・合理的な編成のアイデアを広めることにあった。ソーニエの見通しでは、1920年代からリヨンは情報収集から情報発信へと立場が変わっていくことで、以前のような他都市の事例などに対する知的関心や情報交換の機会を失い、むしろリヨン自身がモデルとなる³⁰⁵。第一次世界大戦の開戦と重なっているこのイベントは、その転換点と見なしうるであろう。

3. 市長エリオの政策

在任年数も長く、したがってリヨン市政における業績も数多い、エリオについてその経歴を確認しておきたい³⁰⁶。エリオは、1872年7月5日、トロワに生まれた。1891年に高

³⁰³ « Au passage, j'avais pu admirer les institutions municipales de l'Angleterre, la liberté de ses communes ; je retrenais à Lyon tout à fait convaincu des bienfaits de cette autonomie. J'observais que les Anglais étaient moins hardis que nous en paroles mais beaucoup plus avancés en fait. Pour l'hygiène urbaine, pour le logement ouvrier, je prenais outre-Manche les plus utiles leçons. », HERRIOT (1948), pp.213-214.

³⁰⁴ COURMONT (1911). この博覧会において開催地ドイツ以外でクールモンが言及しているのは日本とブラジルであり、日本の展示には非常に好印象を抱いたようで、「もっとも興味深かった」(le plus intéressant) としている。

³⁰⁵ SAUNIER (1999), pp.28-32.

³⁰⁶ 以下、略歴については、HERRIOT Édouard (1948), *Jadis. Avant la première guerre mondiale*, Paris, Flammarion. JESSENER Sabine (1969), "Edouard Herriot in

等師範学校に入学し、文学の教授資格を得たのち、リヨンにやってきたのは 1895 年のことで、アンペール校（リセ）で古典文学の教鞭を取った。1899 年にブランシュ・ラバテルと結婚。このローヌ県議会議長の娘との結婚、そしてドレフュス事件への関与により、学問・教育から一転して政治の道へ進むことになった。この事件に関しては、ドレフュス大尉の判決の修正を求めてパリで 1898 年に結成された人権同盟に参加したこと、そこで、市長になる前のオーガニユールをふくめた数々の人物と出会ったことが大きかった。1904 年にコミューン議会議員として初当選した際には、前市長であったガイユトンの支持を受けて助役にも選出された。翌年には市長オーガニユールがマダガスカル総督に任命されたことを受けて市長選が行われ、エリオは弱冠 33 歳にして当時最年少の市長となる。この時、エリオは社会主義に共感しつつも賛同できない部分があつて急進党から出馬したのだったが、社会主義者オーガニユールは彼を推薦したのである。以後、ドイツ占領期を除き、エリオは 11 度にわたって市長を務めることとなる。また、1912 年には上院議員も兼職することとなり、国政での地歩を築いた。そこからは、リヨン市長を務めながらも国政の場において急進党の領袖として大臣や首相として活躍することになる。

ジェスネールによるまとめによれば、エリオの政治スタンスは、自由放任主義を原則として、政策は人々からの要求にこたえるべきものであつて国家の介入を否定するという態度である³⁰⁷。また、ブノワはそれを三つの柱からなる「エリオティズム」という語によって説明する³⁰⁸。第一は、リヨン市民へのサービス、つまり市長と市民の距離が近く問題を共有しあえること、それをもとにローカルレベルでの民主主義が機能することである。第二は、リヨンのイメージに価値を見いだすこと、すなわち、経済政策、文化政策における利益の増進だけでなく、国際的な活動を打ちだすことであり、具体的には 1916 年の見本市開催といった取りくみが挙げられる。最後に、コンセンサスの模索があげられるが、これは市民をまとめあげ、結合させ、特定の党派の市長ではなくリヨン市民の市長であろうとすることである。リヨンという都市の価値と一体性を高め、そうした共同性をベースとして行政を取りおこなうという姿勢がエリオにおいて顕著であつたといえよう。

ブノワがあげた第二点目について、エリオが積極的な情報収集と発信を行ったことは先に述べたとおりである。こうした活動の中心にいたのは、建築家トニー・ガルニエやリヨン大学医学部で公衆衛生の講座を担当していたジュール・クールモンであつた。エリオは、彼らのような専門家を知恵袋としながら積極的に国際的な情報収集そして発信を行ったのである。

エリオが実現した政策は、大きく二つに分けられる³⁰⁹。一つは、都市リヨンを豊かに発展させる政策である。橋梁の建設および河港の整備によるローヌ河の開発。屋内市場や冷蔵倉庫、直結する鉄道駅などを兼ねそなえたラ・ムシュ（La Mouche）地区の屠殺場の建

Lyon: Some Aspects of his Role as Mayer,” WARNER Charles K., ed., *From the Ancien Regime to the Popular Front*, New York, Columbia University Press, pp. 148-150. リヨン市文書館のウェブサイト (http://www.archives-lyon.fr/archives/sections/fr/histoire_de_lyon/les_maires/de_1905_a_1957/edouard_herriot_190/edouard_herriot_8945/?&view_zoom=1)

³⁰⁷ JESSNER, op. cit., p.146.

³⁰⁸ BENOIT Bruno, « Enquête sur l’herriotisme », BENOIT, BERNARD, op. cit., pp.21-31. ブノワによれば、「エリオティズム」は後の市長にも引きつがれていく。

³⁰⁹ JESSNER, op. cit., pp.149-154.

設（1909年から1913年）。リヨン郊外のブロン（Bron）の空港建設。巨大スポーツ競技場。他に、住民の日常生活に関わる事業としては、公共交通機関としての路面電車、消防車やゴミ清掃車の購入、水道の改善³¹⁰などがある。これらは全国に先駆けた取りくみが多かった。

もう一つの領域は、社会福祉の向上にかかわる政策である。エリオは、社会領域におけるコミューン当局の役割を、社会平和に責任を持つ公権力のもっとも緊急の課題の一つとして認識していた³¹¹。特に大きな事業としては、学校建設、ガルニエがデザインしたグランジュ＝ブランシュ病院（現在ではエドゥアール・エリオ病院と呼ばれている）の建設（1914年から1933年）、そして労働者向けの低廉住宅供給があげられる。また、低廉住宅供給を促進することを目的とした法律（通称シーグフリード法）は1894年に初めて定められたが、全国的に第一次世界大戦以前には期待された効果をほとんどあげることができなかった³¹²。しかし、戦後に住宅難が加速したことを受けて、エリオは低廉住宅建設に取りかかった。代表例として1922年から1933年に建設されたエタ・ジュニ地区があり、ここにはおよそ7ヘクタールの面積に7階建て（一部6階建て）の建物が49棟建設され、すべて賃貸で1567戸、これによって約4000人分の住居が確保された。1920年から1939年の間に実現した低廉住宅4401戸のうち、約3分の1を占めたのがこのエタ・ジュニ地区で、他には、クロワ＝ルス、モンシャ Monchat、モンプレジール Monplaisir、ヴェーズ Vaise、ペラーシュ Perrache、ジェルラン Gerlandなどの地区で低廉住宅建設がおこなわれた³¹³。他に、規模は大きくないが、後にくわしく取りあげる施設もふくめて列挙すると、野外学校、孤児院、障害児のための学校、出産前後の女性のための施設、未婚の母親のための施設、老人ホーム、労働組合会館、労働相談所なども社会福祉の向上のための施設に数えられる。

パストゥール革命の影響を受けた連帯主義、無償医療法や公衆衛生法とそれらにもとづく地方行政、国民の健康に対する社会的関心の高まり、そして都市の技術者の国際交流。こういった時代背景のなかで登場した市長エリオはまさに連帯主義者といえる急進党の若手であり、この市長のもとでリヨンは都市としての発展を見ることとなった。学校衛生もまた、これらの影響を受けながら衛生事務所のもとで進化を遂げることとなる。

³¹⁰ オーガニユールがコミューンの公社（Régie municipale）を作り、これが民衆的な街区における水道供給の改善を行ったため、リヨンほど水が豊かに手に入るところはないとエリオは豪語していた。BENOIT Bruno, « La politique sociale d'Édouard Herriot à Lyon, de 1905 au début des années 1930 », MAREC, op. cit., p.629.

³¹¹ BENOIT Bruno (2007), p.625.

³¹² 大森, op. cit., pp.534-548. リヨンではマンジニ、エイナール、ジレの三者が「廉価住宅株式会社」を立ちあげ、ローヌ県貯蓄金庫から出資を得て、1896年には119棟、1000住戸を賃貸した。この試みが1889年のパリ万国博覧会にて評価されていた。

³¹³ 吉田鋼市 (1993) 『トニー・ガルニエ』 鹿島出版会, pp.158-164.

第2節 衛生の最前線としての学校

1. 身体教育の転換

本研究において学校衛生の第二期とした、1880年代後半から第一次世界大戦までの時期は、一般的な教育史の記述ではフランス革命よりつづいていた初等教育をめぐる国家と教会の闘争のクライマックスとして描かれる。1901年の結社法、1904年の教育修道会禁止法、そして1905年の政教分離法など、国家と教会または修道会との関係に関する一連の立法が実現した。教会や修道会はいぜんとして教育の分野で根強い力を保持しており、これらを通じて達成されるべき教育および国家の脱宗教化こそ急進党の軸となる政策であった³¹⁴。これは1880年代前半の共和派にあった考えをさらに徹底したものといえよう。

初めに、「結社法」（結社契約に関する1901年7月1日の法律）は、結社を通常の結社と修道会結社に分けてそれぞれに規定を設けている。結社の自由への一般的な要求の高まりがあったことの反面、修道会に対して立法者・政府が取締りを強化したかったことが背景にあった³¹⁵。1899年6月に成立したワルデック＝ルソー内閣はこの法律によって修道会に相当する結社を行政権限で解散できるとしたが、あくまで修道会を管理下に置くことを目指した。これに対し、次に首相となったコンブは、結社法を厳格に適用したため、1901年法以前に設立されていたながら許可を申請しなかった修道会系の学校2,500校以上が1902年に閉鎖された。

つづいて「コンブ法」（1904年7月7日法）は、無認可修道会そのものの解散命令であった³¹⁶。1880年に無認可修道会に対する解散命令が出された際には、修道会はいったん解散したあと、すぐに同じ場所に同じ教員が学校を再開できたが、今回の閉鎖は厳しいものとなった。閉鎖は、リヨンのあるローヌ県で246校、全国では10,000校におよび、全国では16,000人の修道士、40,000人の修道女に影響した。修道会は、修道士や修道女が還俗して学校を「世俗私立校」とすることで対応するか、重点を学校から病院事業へシフトすることで存続を図った³¹⁷。

コンブ内閣が提出し、次のルーヴィエ内閣で成立した政教分離法は、国家および地方公共団体の宗教予算を一切廃止し、信仰はあくまで私的領域に限定された。ポペロによれば、ナポレオンが確立したコンコルダート体制とよばれる体制の内実は「複数型公認宗教体制」であり、フランスの国家の脱宗教性（ライシテ）は、この政教分離法により次の段階へ移

³¹⁴ 根本にあったのは、「教育の自由」という考えであった。急進派や社会主義者など法案の賛成派は、教育をカトリックの教義から解放すること、すなわち「宗教教育からの解放」を主張した。これに対し反対派は、修道会をふくめたさまざまな自由な主体が教育を授ける／受ける自由を主張した。石原, *op. cit.*, pp.92-96.

³¹⁵ 徳永千加子（1991）「修道会規制法の発展と結社の自由：ライシテ成立をめぐる問題その4」『早稲田政治公法研究』36, pp.203-216. 高村学人（2007）『アソシアシオンへの自由：〈共和国〉の論理』勁草書房, pp.270-273.

³¹⁶ 石原, *op. cit.*, pp.63-91, PROST, *op. cit.*, pp.206-209.

³¹⁷ ちなみに、この時点では世俗的な看護教育はパリとリヨンでしか行われておらず、多くの都市で看護の分野は修道会が中心であった。KNIBIEHLER Yvonne (2008), *Histoire des infirmières en France au XX^e siècle*, Paris, Hachette Littératures. (*Cornettes et blouses blanches*, Hachette littérature, 1984), pp.57-61.

るという³¹⁸。この法律以後、第一次世界大戦におけるカトリックとの協調である「神聖同盟」(Union sacré)を経て、第二次世界大戦後までは政治と宗教、あるいは国家と宗教の関係に大きな係争は持ちあがらなかった。

このような国家と教会との教育をめぐる闘争に目が行きがちな世紀転換期であるが、この頃は身体教育の転換期でもあった。そして、この転換は、学校における子どものあり方や身体性の変化を示すとともに、学校衛生をめぐる認識の新たな展開とも連動していた。その代表的な例としてよく体育・スポーツ史であつかわれるのがパリ医学アカデミー(Académie de médecine de Paris)の警告である。1887年に同アカデミーは「学業過労(surménage)」の問題を提起した。学業過労とは、学校における詰めこみ教育と、それによる児童・生徒の体力低下のことである。パリ医学会はこうした現状を批判し、その対策として、休憩と運動の時間を増やし、身体訓練を毎日課すことを主張した。たとえば、医師であるリアンは空気、空間、体操、活気、健康といった要素を子どもに与えることを提案する³¹⁹。あるいは医学会とは別の立場から、近代オリンピックの創始者となるクーベルタンが主張したのは、若者が遊びを知らないこと、それゆえ遊ばないのが問題であるということであった。これは1888年のことである³²⁰。同年から翌年末にかけて、身体教育を見直すためにマレ委員会が組織され、その報告は初等師範学校や初等学校のジムナスティック教育の内容を刷新することへとつながった。初等教育については、公教育大臣レオン・ブルジョワによる1890年8月8日のアレテでジムナスティック教育の新たなプログラムが出され、これは1923年まで有効であった。ここでは、伝統的なジムナスティックを残しながらも、各種の遊戯、散歩、陸上競技、水泳などが導入された。この内容に準拠して、1880年に作成された『ジムナスティックと軍事教練のマニュアル(Manuel de Gymnastique et des exercices militaires)』にかわって、『ジムナスティックと学校遊戯(Gymnastique et des jeux scolaires)』が使われはじめた³²¹。おりしも、ブーランジュ事件が第三共和政の骨格を揺るがす事件として勃発したところであり、このような事件をへて軍事教育への批判が社会的な風潮として強まった。上にあげたような言説もそうした批判として起こってくるのである。ところで、マニュアルとは、実践の内容をあらわす以上に、むしろそれが出されたときに行政がめざしたことの表明としてみなすことができる。ここでのマニュアルの更新からは、教育行政における身体教育の意識が軍事教育から遊戯へと変化したことが考えられるであろう。こうして、1890年代から身体教育は軍事教育から切りはなされ、むしろ遊戯やレクリエーションが身体教育の一環として取りいれられていく。1910年には公式に「体育(éducation physique)」の語が用いられるようになるが、この変化は林間学校活動が公教育へと導入される過程と重なるのである。

同じころ、第1章第3節で『教育雑誌』の記事を検討したように、学校衛生という観点からみると、学校は社会や国民の健康を守るための防波堤として位置づけられていた。ビ

³¹⁸ ボベロ, ジャン (2009) 『フランスにおける脱宗教性(ライシテ)の歴史』三浦信孝・伊達聖伸訳, 文庫クセジュ., p.122.

³¹⁹ ARANAUD, op. cit., pp.57-61.

³²⁰ 清水, op. cit., pp.184-186.

³²¹ SOLAL Édouard (1999), *L'Enseignement de l'éducation physique et sportive à l'école primaire, 1789-1990 : Un parcours difficile*, Paris, Éditions Revue EP.S., pp.118-124., OGNIER (1988), op. cit., p.142.

ユイッソンが編纂した『教育学辞典』の「衛生 (Hygiène)」の項目でも、人々は衛生の原則を知らず、そのことがおかしな迷信を抱いたままにしているとしたうえで、「学校教育こそが衛生に不可欠な基礎知識を広めるべきなのである」³²²としている。

2. リヨン衛生事務所の創設

では、コミューン、あるいは衛生事務所は、学校をどういった場としてとらえ、どういった手段・方法で学校衛生あるいは児童の健康を維持しようとしていたのか。そうした問いに答えるために、まずはリヨンにおける衛生事務所創設の経緯を押さえておかなければならない。

フランスで衛生事務所の創設が規定されたのは、1879年3月18日の政令 (Arrêté) である。これを受けて、ル・アーヴル (1879年) を皮切りに、ナンシー (同年)、ボルドーとサン＝テティエンヌ (1883年)、アミアン (1884年)、ポー (1885年)、ニース (1887年)、トゥルーズ (1889年) の9都市に衛生事務所が誕生した。ル・アーヴルでは市長シーグフリードのイニシアティブのもと、コミューン議会のほとんど満場一致で衛生事務所創設が承認された。ル・アーヴルはパリやリヨンに比べても住人あたりの結核患者が多い都市であったため、シーグフリードは労働者向けの低廉住宅を供給して衛生状態の改善を図るとともに、衛生に関するすべてのことがらについて監視・調査の権限を与えた³²³。この都市の衛生事務所がモデルとなっていくた。

リヨンでは、1890年5月27日に市長ガイユトンがコミューン議会に衛生事務所設置の法案を提出して満場一致で採択された。そして、同年6月10日に所長、同じく12月8日に副所長を公募する旨が公示された。この組織は、コミューン警察の施設内 (バ＝ダルジャン *Bât-d'Argent* 通り 21 番地) に居を構え、1891年1月1日から正式に動きだした³²⁴。以下、初代衛生事務所長となったガブリエル・ルー (Gabriel Roux) の2冊の著書、それにリヨン市が毎年発行する『行政報告書』を中心に、都市衛生を統括するこの組織の目的および業務内容を明らかにする。

リヨンの『行政報告書』によれば、衛生事務所の目的は二つある。既存の業務執行を確かなものとするのと、大都市の衛生が必要とする人材を組織することである³²⁵。先にみたルヴェルシヨンの主張を踏襲していることがわかる。ルーの1891年の著作は、より広い視野で意義を語っている。曰く、生命のための闘争 (*lutter pour la vie*) は今世紀末において一致をみた偉大なる訴えである。われわれは個人および国民の生命を守る手段を探

³²² BUISSON 1911, « Hygiène ». « C'est l'enseignement scolaire qui doit répandre partout les notions indispensables de l'hygiène ».

³²³ BARNES, op. cit., pp.191-204.

³²⁴ ROUX, op. cit., pp.5-6. 衛生事務所は、1983年の地方分権化法(1983年7月22日法)によってコミューン衛生健康課 (le service communal d'hygiène et de santé) が誕生するまで存続した。ただし、1983年の段階でも2万人以上のコミューンの約半分にはしか設置されていなかった。LE GOFF Erwan (2011), « Innovations politiques locales, régulation de l'État et disparités territoriales : Un regard historique sur les politiques locales de santé dans les villes françaises (1879-2010) », *Revue française des affaires sociales*, 4, p.163

³²⁵ DA, 1892, p.294. « Sa mission était double : il devait tout d'abord assurer le fonctionnement des services déjà existants et organiser ceux que réclame l'Hygiène d'une grande ville. »

さなければならない。この生命のための闘争を支えるのは、病に対する闘争（*contre la maladie*）、そしてその結果としての死に対する闘争（*lutter contre la mort*）である。重要なのは、個人の防衛ばかりか、むしろ集団の防衛なのである。「全体は個人のため、個人は全体のため。これが国民および人類の連帯の真なるスローガンである」³²⁶として、公衆衛生の意義を「連帯」の言葉を用いて強調している。フランスでは公衆衛生法の制定以前で、健康とは個人の問題であるという意識がいまだ根づよく、ブルジョワが新たな道として連帯主義を提唱する時期のことである。ただし、リヨンの衛生事務所はあくまで都市のための組織である。ここで、ルーは話をリヨンに落とし、同市の人口問題を引きあいに出す。前節で述べたとおり、リヨンの人口は 20 世紀初頭に頭打ちとなった。流入人口を考慮しない場合、ルーが指摘するとおり、この街における死亡数が出生数を上回っていたのである。そこで死亡数を減らすために病気の予防が重要となる。世紀転換期、フランスは人口の伸びなやみに頭を抱えていたが、都市としても住民数の増減を意識せざるをえなかったのである。

衛生事務所の編成は 1890 年内に出された市長による複数のアレテによって整えられ、1891 年 1 月 1 日から活動を開始した。衛生事務所創設時の主な職員は下表のとおりであった。会計係や消毒係について係長のみ名があることから、このリストが職員のすべてではないと推測される。彼らは管理職などの主要な職員であろう。この時点での職員構成についてはこの他に手がかりがないが、この後の組織拡大はリヨン市文書館の史料によって追うことができる（下表）³²⁷。全職員数は、1908 年に 25 人、1919 年に 41 人、1928 年に 50 人という増加を見せている。このうち、同じ役職に就く人数の変化が著しいのは学校視察医師である。衛生事務所ができる前にリヨンでこの職を担っていたのは 8 人であったが、創設直後に 4 人に減った。1919 年に学校視察医師が 7 人であるのはリヨンの各区に 1 人を配属するためであり、それが各区に 2 人とされて 1928 年に 14 人となっている。その他の役職ではさほど際立った増員は認められない。全職員数の増加は、単純に人数が増えているためではなく、役職の追加によるところが大きかった。見方を変えれば、それだけ衛生事務所の業務範囲が広がったわけである。

職員構成(1891 年)

所長(Directeur)	Dr G. Roux
副所長(Sous-directeur)	Dr Vallas
副所長(Sous-directeur)	Dr Borry
部長・会計係(chef de bureau, économe)	Bertrand
文書係(rédacteur)	Thomasset
謄本係(expéditionnaire)	Coppolani
消毒班長(chef d'équipe du service de la désinfection)	Piron
技師(mécanicien)	Bailly

出典: DA, 1892, p.293.

³²⁶ ROUX Gabriel (1891), *La défense sanitaire des villes : Les bureaux d'hygiène*, Lyon, Léon Delaroche, pp.4-6. 引用は p.6.

³²⁷ AML, 519 WP 022. 1928 年 1 月 23 日に公示された、衛生事務所職員にかんする議会の決定とともに残されていたメモによる。

1904		1919		1928	
所長	1	所長	1	所長	1
副所長	2	副所長	1	副所長	1
行政の医師	1	行政の医師	1		
		研究所長	1		
				児童局長	1
書記・会計	1	書記・会計	1	書記・会計	1
学校視察医師	4	学校視察医師	7	学校視察医師	14
				ミニム校の学校視察医師	1
				眼科医	1
				種痘医師	1
建築家	1	建築家	1	建築家	1
		視察官	2	視察官	2
謄写本係	2	謄写本係	4	謄写本係	3
				帳簿係	1
研究所使用人	1	助手	1	助手	1
局の使用人	1	局の使用人	1	局の使用人	1
管理人	1	管理人	1	管理人	1
		衛生助手	2	衛生助手	5
				死体公示所の管理人	1
		郵便係長	1	郵便係長	1
班長	1	班長	1	班長	1
	1	機械技師	1	機械技師	1
看護師	3	看護師	2	看護師	4
牛乳の殺菌係	5	牛乳の殺菌係	5		
		検査官	1	検査官	1
		食品衛生検査官	6	食品衛生検査官	4
				看護師長(女性)	1
	25		41		50

出典: AML, 519 WP 022. 1919年の合計値は史料にしたがった。

1890年12月26日のアレテで定められた業務内容を列挙すれば、以下のとおりである。風土病と伝染病、予防接種研究所・無料ワクチン接種および再接種、危険・不衛生・有害施設、不衛生住宅、消毒業務³²⁸、学校の医学的・衛生的視察、水の細菌学的研究、統計（出

³²⁸ コレラ発生の際の消毒は、患者を移送して家屋への立ち入り検査をしたうえで、石炭酸を噴霧するか、さらし粉によって薫蒸を行う。さらに、つばや吐しゃ物、排泄物を処理し、使った道具を硫酸銅の溶液か熱湯で消毒する。このような消毒業務を衛生事務所が担った。*Bulletin administratif de la Mairie de Lyon*, 1893, pp.140-141.

生、結婚、死亡)、死亡医学証明、統計の作成と結果の精査による人口調査、予算案の証拠としてコミューン議会に提出される行政報告と年次資料の集中管理であり、広範囲にわたる都市の衛生業務を担うことが期待されているのがわかる。これらは既存の制度を一本化した内容であるが、しかし、食肉視察業務、化学実験室、夜間診療などは編入されなかった。このためルーは、リヨンの衛生事務所の権限が他都市よりも限定されていると嘆いている³²⁹。とはいえ、『行政報告書』では、既存の制度の再編成はつつがなく済み、公衆衛生 (l'hygiène publique) に属する業務は 1891 年の年初から通常どおりに執行できたとしている³³⁰。

ここで、学校衛生と関係の深い伝染病対策やワクチン投与業務について、『行政報告書』に記された具体的な成果報告を検討してみたい³³¹。まず、伝染病についてであるが、1891 年はジフテリアと猩紅熱が流行した年であったため、衛生事務所はこれらの感染症の進行を防ぐことに意を尽くした。個々のケースについて調査し、患者を病院まで運んだ公用車までもが厳しく検査された。猩紅熱についてみれば、前年の死者 15 人に対して、この年は 33 人であった。衛生事務所の設置にもかかわらず数字では予防がうまくいっていないように映ることの原因を、『行政報告書』は次のように分析している。すなわち、病気の伝播にはさまざまな原因があり、伝染病発生の申告がされない結果として消毒がなされない、あるいは病気が潜伏している³³²、診断が知られていないなどと、病気の存在を把握できないことによって拡大する。要するに、予防の効果がないのではなく予防自体が適切に行えていないという主張である。確かに、伝染病の申告が義務化されるのは 1892 年 11 月 30 日法によってであり、この時点では申告が不十分であった可能性がある。

この部分で、学校について触れられている箇所がある。それは、「例えば学校のように、場所や集団に対して消毒が実行されれば、伝染病はその場で消滅させることができる」という部分である³³³。特別に強調されているわけではないが、伝染病を食いとめることのできる代表例として学校が挙げられている。当局の目がおよびにくい個人宅にくらべ、学校はコミューンの衛生当局が効果的に消毒を行える場所であった。

次に、ワクチン投与は衛生事務所設立時にすでに増加傾向にあった。現在ではワクチンといっても様々な種類が存在するが、この段階でワクチンといえばまず天然痘のそれであった。衛生事務所で行われたワクチン投与は 1890 年に 1439 件、1891 年に 1922 年だが、ワクチン再投与は 329 件から 1285 件に急増した。後者の変化について、医学部および薬学部の学生が大学に登録するためにワクチン再接種が必要となったことが理由とされている

³²⁹ ROUX (1891), op. cit., pp.44-46. および ROUX (1906), op. cit., p.6.

³³⁰ DA, 1892, p.294. « Malgré les tâtonnements inséparables de tout début et qui même sont indispensables si l'on ne veut avancer qu'à coup sûr, la substitution du nouvel état de choses à l'ancien s'est opérée sans difficulté aucune, et dès les premiers mois de 1891, tous les services ressortissant à l'Hygiène publique étaient organisés régulièrement. »

³³¹ 以下、伝染病とワクチン投与については、DA, 1892, pp.293-299.

³³² 発症していなくても病気に感染している「健康な保菌者」が警戒されるのもこの頃からである。ダルモン, op. cit., pp.671-686.

³³³ DA, 1892, p.296. « Dans les agglomérations, en effet, où tous les cas ont pu être connus et surveillés et où pour chacun d'eux, la désinfection des locaux et des hardes a été pratiquée, comme dans les écoles par exemple, l'épidémie n'a pas tardé à s'éteindre sur place. »

る。その証明書は、医学部部長との同意に基づいて衛生事務所長だけが発行できた。また、リヨンの衛生事務所管轄下の研究所では、製造したワクチンを他都市にも提供していた。1890年に2830件、1891年は3535件のワクチン培養プレートが、ローヌ県内と外国をのぞいても42県へと送られた。このワクチン生産業務も以前から存在したが、ますます発展していることが報告されている。ワクチン培養プレートは軍にも与えられ、ワクチンの投与もされた。このように、リヨンおよび衛生事務所は他都市や軍にとってもワクチン生産の拠点として重要な役割を担っていた。

衛生事務所ができて5年後の1896年に関する『行政報告書』では、この組織の機能や業務はよく知られるところとなったと述べ、以後の報告はそれまでのような詳細なものではなく、概略および表やグラフなどのデータの公表にとどめるとされた³³⁴。こうして衛生事務所は数年間の活動を経て社会的に認知される存在となった。

3. リヨン衛生事務所の再編

20世紀初頭に公衆衛生法が成立したことを受けて、1890年に創設された衛生事務所は早くも再編され、教育行政の側でもこうした動きへの呼応が見られた。1902年10月20日、ショーミエ(Chaumié)公教育大臣からアカデミー管区長あてに「学校における結核の予防に関する公教育大臣の通達」(*Circulaire du ministère de l'instruction publique relative à la prophylaxie de la tuberculose dans les écoles*)が出された。公教育省内に結核予防手段を検討する委員会が前年に設けられており、その結論を伝える内容である。委員会には、パリ・アカデミー副管区長のグレアールや初等教育局長ベイエ(Bayet)ら教育行政の高官たち、および各種教育関係者の他、ブルアルデルやパストゥール研究所のエミール・ルーほか、医師たちが加わっていた。委員会における医師モスニの報告は、結核が国民病となっていることや集団内での感染リスクが多いといった状況を確認したうえで、学校は清潔な場所であるべきであり、衛生に関する決まりを守らせること、そしてそれらは予防に有効であるだけでなく、学校が模範や真の事物教育(*une véritable leçon de choses*)となることを訴える。報告の終わりには、学校において衛生の決まりを実行することは、教員や児童の利益ばかりでなく、学校によって社会の利益に還元すべきと主張された³³⁵。学校は結核対策の拠点として位置づけられたのである。

委員会は、学校衛生の関係各所へ予防のための命令(*instruction*)を伝達すること、そして予防の基礎知識を示す張り紙を各所へ送ることが決定した³³⁶。命令における目的は冒頭に二つ掲げられた。一つは、施設や個人を清潔に保つことで結核菌への抵抗力を付けること、もう一つは、学内や個人の衛生の決まりを厳しく監督するだけでなく、結核に感染した者を遠ざけることによって感染の危険を避けることであった³³⁷。施設に関する命令の

³³⁴ DA, 1897, p.291.

³³⁵ MOSNY Ernest (1902), *La prophylaxie de la tuberculose dans les écoles*, Paris, Nony, p.15. « Les règles de la salubrité domestique et celles de l'hygiène individuelle doivent non seulement se pratiquer à l'école dans l'intérêt des maîtres et des élèves, mais encore se vulgariser par l'école dans l'intérêt de la société. »

³³⁶ Ibid., pp.3-4.

³³⁷ Ibid., p.5. « La prophylaxie de la tuberculose dans les écoles comporte un ensemble de mesures ayant pour but :

1° Les unes, d'assurer à l'organisme, par la salubrité du milieu et par une bonne

内容としては、床を水で掃除することでホコリをまきちらさないようにすること、椅子や机は容易に洗いやすいものとする、すべての教室に洗面台と痰壺を用意すること、子どもが文具を口に持っていくことを禁ずること、さらに石板や鉛筆などの文具を個人所有とすること、休み時間に換気をする、水を使わない掃除は禁止とすること、床は毎週掃除すること、復活祭と夏の長期休暇には壁も洗うこと、学校を公的な集まりに利用しないことが指示された。個人については、まず教員に結核が見つかった場合は回復まで治療を受けさせること、これは用務員にも適用されること、そして子どもに開放性結核はまれとされるが、もしそれに罹っている場合は登校を禁ずることなどが示された³³⁸。学校を清潔に保つという課題は 1880 年代には意識されていたが、ここでは結核という特定の伝染病に対する手段が教育行政によって具体的に指示されたのである。

さて、コミューンでは公衆衛生法を受けてそれぞれが衛生規則を定めることとなった。リヨンでは 1903 年 3 月 28 日に市長オーガニユールによって衛生規則が提案され、5 月 26 日にコミューン議会で採択された。提案では二つの目的が掲げられており、一つ目は伝染病の予防・鎮圧であった。ここで市長は、「衛生に関する諸法を尊重するという事は、連帯をすることであり、自分と同じように他者のことを考えることである」と述べ、「伝染病の拡大を防ぐために、そして病気によって住民が大量に亡くなるのを阻止するために、いくらかの個人に対していくらかの責務を負わせることが十分許される」としている³³⁹。衛生規則の根拠として提示されるのが「連帯」という概念であり、伝染病の拡大とそれによる死を防ぐという目的のために個人が責任を課されることが正当化される。感染は人々の密集によって広まるため、共同住宅や貧しい者たちが住まうガルニ〔家具付きホテル〕では特に感染源の特定が肝心であるとされた。そこで、貸主もしくはそれに相当する者に対して、管理責任がある場所で病気が確認されたらすぐに医者を呼ぶという義務を規定した。ただし、以上の理由により、「この規定は、病人の利益を目的としたものではなく、その治療を保証するものでもない。そうではなくて、感染病をできるだけ早く発見することで、この病気が感染者の周囲へ転移するのを防ぐために必要なのである」³⁴⁰と明示された。

衛生規則のもう一つの目的として、住居の衛生状態の改善があった。現状、リヨンの住居は満足な状態とは言えず、特にこの街では中庭が狭く湿気がこもりやすいことが指摘され、これを少なくとも一片が 4 メートル以下にならないようにして 30 平方メートルにすることが必要とされた。建物の新築に際しては図面の提出および審査が必要とされた。さ

hygiène individuelle, la force qui lui permettra de résister aux atteintes, toujours possibles, du bacille de la tuberculose ;

2° Les autres, afin d'éviter les risques de contamination, non seulement par l'observation rigoureuse des règles de la salubrité domestique et de l'hygiène individuelle, mais encore par l'éloignement des malades atteints de lésions contagieuses de tuberculose. »

³³⁸ Ibid, pp.5-12.

³³⁹ DA , 1903, p.5. « Respecter les lois de l'hygiène, c'est faire oeuvre de solidarité, c'est penser au autres autant qu'à soi-même », « Pour prévenir l'extension d'une épidémie, pour empêcher qu'une population soit décimée par la maladie, il est bien permis d'infliger quelque gêne à quelques individus. »

³⁴⁰ Ibid., p.7. « Cette prescription ne vise pas l'intérêt du malade; elle n'est pas faite pour lui assurer un traitement, mais elle est nécessaire pour empêcher, par la reconnaissance aussi précoce que possible d'une maladie contagieuse, la transmission de cette maladie aux camarades du contagionné. »

らに、水の供給なしの公衆衛生はありえず、飲料水がきれいであることが重大な伝染病を食いとめる保証となるとして重要性が強調された。その際、井戸が危険視され、水道がない場合を除いてこれを食事に用いるべきではなく、井戸水を使う場合には綿密な検査が必要とされた³⁴¹。

衛生規則のうち、衛生事務所への言及は消毒に関わる第1部第7条および第8条、そして天然痘ワクチン接種に関わる第11条、井戸の使用に関わる第2部第28条および第29条にある³⁴²。第1条で列挙された申告義務のある病気、および申告が任意とされた病気についての消毒は、第7条でコミューンもしくは民間企業が行うとされた。後者による実施には衛生事務所から監督者が派遣された。第8条では、衛生事務所が消毒の方法を決めるだけでなく、消毒が不可能だと思われる場合にはあらゆる対象物を破壊させることができると規定された。この消毒を実施する前に、所有者が破壊に書面で賛成しない場合には、公営質屋 (Mont de Piété) の鑑定人または〔裁判所付属吏である〕競売吏によって対象物の評価が行われるとされた³⁴³。公衆衛生史では、一部の医師や建築家、政治家、官僚などの衛生主義者たち (hygiénistes) が住宅や都市の環境改善を試みるものの、そうした取り組みは私的所有権を根拠とした根強い反対にあって挫折してきたことを強調してきた。それが、ここにいたって衛生事務所は私有地あるいは私的所有物に対して介入できるようになったのである。そのことを踏まえるならば、この消毒に関する条項からはコミューン当局または衛生事務所の権限拡大が明白である。

天然痘ワクチン接種は出生時ならびに11歳時および21歳時において義務とされており、この接種業務を衛生事務所が日曜と祝日を除く毎日2時から4時に無償で行うこととされた。そして、その月の最終日に予防接種を受けた旨の証明書をコミューンが発行した。公立および私立の学校長、保護施設 (patronage) の所長、孤児院の所長などは、12月31日までに10歳になった子どもすべての名前と生年月日を各区の庁舎に翌年1月15日までに知らせることが求められた³⁴⁴。学校は子どもの情報を管理していることから、天然痘ワクチン接種において各区を通じて衛生事務所に情報を提供する役目を果たした。

以上のように、公衆衛生法以後、教育行政およびコミューン行政の双方が衛生に関わる業務を再編し、リヨンの当局はそれによって権限を強めた。リヨンの衛生行政は以後もその業務領域を拡大するが、第一次世界大戦前の大きな再編は1908年のアレテによるものであった (資料編・史料1)。この措置は、1906年3月23日付の内務大臣通達によって衛生事務所に義務付けられた業務を実行するために取られた。その第1条では、「衛生事務

³⁴¹ DA, 1903, pp.12-18.

³⁴² 井戸に関する衛生事務所の役割は、水道が引かれていない場合に例外的に使用が認められる井戸の使用や管理に関して、水質検査などを通じた助言である。DA, 1903, pp.39-40.

³⁴³ DA, 1903, pp.23-24. « Chaque fois qu'il le jugera nécessaire, le Bureau d'hygiène prescrira le mode de désinfection ; dans tous ces détails, si la désinfection est faite par une entreprise privée, ces prescriptions seront obligatoires pour cette entreprise.

Le Bureau d'hygiène pourra, s'il le juge à propos, faire détruire par tel procédé qu'il choisira, les objets de toute nature dont la désinfection lui semblerait impossible. Avant de réaliser cette désinfection, l'estimation de ces objets, si le possesseur ne consent pas par écrit à leur destruction, sera faite par un estimateur du Mont de Piété ou un Commissaire-priseur. »

³⁴⁴ DA, 1903, pp.25-26.

所は、法に従い、市長の指揮と権限の下、公衆衛生の保全に関連するすべての手段を実行するためのコミューン業務を組織する」³⁴⁵と述べられ、衛生事務所の位置が明確に示された。第6条で、通達が義務付ける衛生業務が列挙され、それぞれ個人に関わる衛生の手段、建築物に関わる衛生の手段、都市全体にかかわる衛生の手段に分類された。これらに加えて第7条で示されたのは、通達では必ずしも義務とされなかったがリヨンが自主的に取りくむとした内容である。したがって、この条項に列挙された内容こそリヨンの積極性がうかがえる業務ということになるのであり、ここに乳児の衛生とならんで学校衛生が含まれた³⁴⁶。再編によって衛生事務所業務の体系が明確にされた。

学校衛生の内容は、コミューンが管理する学校における医療視察、学校における眼科と歯科の業務、医学・教育無料診療所および林間学校であった。衛生事務所創設時のアレテと比べて、この乳幼児と学校衛生に関する規定が新たなものとなり、以前から実施されていた医療視察にその他が加わった。業務の詳細は第15条に示されている。学校医療視察をベースとしながら、そこに眼科や歯科といった専門医が関与する。さらに、林間学校が付随するが、次節で検討するとおりこれも医療視察のうえに成りたつ事業であった。

4. 衛生事務所の学校衛生業務

それでは、第二期において衛生事務所はどのようなかたちで学校に関わっていたのか。学校の衛生状態については、1890年代初めには改善が進んでいたようである。1892年12月5日付の衛生事務所長から市長あての書簡の主な内容は、その年の夏に流行が収まっていたジフテリアがいくつかの学校で再発したことを知らせるものである。それらの学校のうち、9歳の女子児童が発症したデュモン・デュルヴィル通り（Rue Dumont d'Urville）の学校は、過密なうえに3クラスのうち2クラスに換気がなく、またトイレの換気も悪く悪臭を放っていると報告された。この学校については、1893年6月に賃貸契約が切れる際に別の場所を探させ、所有者に必要な改修をさせるよう特に注意する、としている。確かにこのような状態の学校はいまだ存在し、いくつかの学校でジフテリアの感染者があったにもかかわらず、コミューンの学校の大半においては清潔の観点から満足のいく状態であると結ばれている³⁴⁷。衛生の専門家が衛生状態を好ましいとすることは、その逆の判断に比べて容易ではないであろう。少なくともリヨンの公立学校については1890年代にはそれなりの衛生状態が確保されていたといえるのではないか。そうであるならば、衛生事務所の課題は、学校の衛生状態よりも児童個々人の衛生および健康の改善へと移っていったのではないか。

学校衛生の要となるのは依然として学校視察医師であった。すでに明らかにしたように、

³⁴⁵ BMO, 1907, p.248. « Le Bureau municipal d'hygiène de Lyon constituera, conformément à la loi, un service municipal chargé, sous la direction et l'autorité du Maire, de l'application de toutes les mesures se rapportant à la protection de la santé publique. »

³⁴⁶ コミューンが管理する保育所（crèche）については、以前から提案のあった、保育所の視察医師のポスト増加がコミューン議会によって同年10月31に決定された。AML, 519 WP 022.

³⁴⁷ AML, 176 WP 033 4. « En somme, Monsieur le Maire, la situation malgré l'approbation en quelque sorte normale en ce qui concerne la diphtérie, est satisfaisante au point de vue sanitaire dans la plupart des écoles communales. »

医療視察制度は衛生事務所に先だって導入され、1880年にはリヨン市内を8つの管区に分け、8人の医師がそれぞれの管区内にある学校を受けもつかたちが採られるようになっていた（第2章第3節）。ところが、1891年には衛生事務所の再編に伴って学校視察医師の数は4人に減らされた。このとき、リヨンには（初等上級学校をふくむ）初等学校113校、幼年学校39校が存在した³⁴⁸。リヨンの年次行政報告書は、学校視察医師数の減少の理由をつまびらかにしないが、当該年度の結果を次のように述べている。定期訪問の間隔がこれまでよりも空くようになったが、業務を集約することで学校の清潔・衛生状態に深刻な問題があればその都度、迅速かつ効果的なやり方で対処できた。さらに、通知書を活用することで、衛生事務所は各学校におけるどの病気が流行っているかを知悉することができている³⁴⁹。以上のとおり、学校視察医師の数を減らしたことについて、衛生事務所として公式には弊害ではなく成果を主張している。さらに、この少し後には「結局のところ、1891年、われわれの都市におけるジフテリアと猩紅熱の重大な流行にもかかわらず、以下の詳細な報告が示すように、公立学校の全体的な衛生状態は満足のものであって、おそらく年を経るにつれて改善が見込まれるであろう」³⁵⁰と総括がなされている。先に見た1892年の書簡と同様に、学校の衛生状態は良好であるとの見方が示され、伝染病の流行があっても学校視察医師数の減少は障害とならなかったとされている。

それでは、視察医師の業務が少なくなった、もしくは重要度が低下したかといえば、そうではない。学校視察医師の役割を簡潔に説明しているのが、1909年12月26日付でニエール県ヌヴェールへの書簡である。この頃はいくつものコミューンからリヨンの学校視察医師制度について問い合わせがあって、それに対する返信の写しが残されており、内容はほとんど同じである。これから衛生事務所を設けようとするコミューンが情報収集のため、すでにそれを運営しているリヨンの事例を参考にしようというのであろう。その書簡によれば、発信者は衛生事務所長で、学校視察医師は年に1500フランの報酬があることや、それぞれの学校を月に2回訪れること、伝染病発生の疑いがある場合には即座に学校に赴いて緊急の調査に取りかかることなどが述べられている。これらは再編以前と変わらないが、その後、新たに増えた仕事として、林間学校、野外学校、特別教室〔直訳すれば「改善教室」*les classe de perfectionnement*〕への児童を選ぶこと、および眼科や歯科の診察を受けるべき児童のリストを作成を行うとされていることがある。また、書簡によると、「異常児」(*des enfants anormaux*)と呼ばれた知的障害児の改善のための施設として医学・教育無料診療所 (*un dispensaire médico-pédagogique*) が前年に作られており、

³⁴⁸ DA, 1892, p.644.

³⁴⁹ DA, 1892, p.311. « Les visites régulières ont dû être espacées davantage, mais, par contre, il a été, par suite de la centralisation du service, possible d'agir vite et de façon efficace toutes les fois qu'un trouble sérieux a été signalé dans l'état sanitaire ou hygiénique d'une école. De plus, grâce à l'utilisation des bulletins d'avertissement conformes au modèle ci-joint, le Bureau d'hygiène est tenu jour par jour au courant du mouvement nosologique dans chaque école et l'envoi de ces bulletins, très régulièrement opéré par MM. les Inspecteurs et M^{me} les Institutrices, a déjà donné d'excellents résultats. »

³⁵⁰ DA, 1892, p.313. « Somme toute, et malgré l'existence dans notre ville, en 1891, d'épidémies graves de diphtérie et de la scarlatine, l'état sanitaire général des écoles publiques a été satisfaisant, ainsi qu'on pourra s'en rendre compte par le rapport détaillé qui suit, et il ira certainement en s'améliorant d'année en année. »

学校視察医師や学校長、あるいは両親の要求によって送られた子どもを診察した³⁵¹。これら新たな職務に共通するのは、林間学校などの体力および健康の増進を図る別の制度、眼科や歯科といった専門医や医学・教育無料診療所といった専門機関への窓口としての機能を学校視察医師が果たしていることである。以前にもまして、彼らに期待される仕事は増えているのである。

以上のことから、学校視察医師の数が半分となったにもかかわらず業務を滞りなく進められたのは、校舎の衛生を検査・維持するという役割が低下し、その負担が軽くなったことが考えられる。むしろ、学校医療視察において、学校の衛生状態の検査や伝染病への対応にとどまらず、児童の健康増進や専門的な治療へと児童を導くことの比重が高まったのではないか。このことは、とりもなおさず学校という場、あるいは衛生行政に期待された働きが、都市の衛生、個人〔児童〕の衛生において既存の領域を超えた積極的な役割を果たすようになったといえるのではないか。これが第二期の特徴の一つである。

ここで学校において眼や歯、そして上の史料では挙げられていなかったが耳といった器官への特別の配慮がなされたことについて考察したい。第一期においては子どもの健康を考えるうえでこれらの器官が取りたてて注意が払われたことはなかった。たしかに、第2章第2節で学校の机や椅子に関する議論のなかで近視の問題が挙げられていた。だが、第一期では近視を避けるための姿勢を維持する工夫にとどまっており、治療などの手立ては考えられておらず、そこではあくまで「学校のせいで健康を害さないこと」に主眼がおかれており、歯や耳についての議論はおそらくほとんど皆無であった。ところが、第二期には学校医療視察によってそうした器官の問題点を見つけ、治療へと導くことを目的とした。

ここでは歯科の事例を考察してみたい。リヨンで公立学校に通う児童たちの歯科衛生は、1906年にアンリ・デュピュイという歯科医が無料で診察および簡単な処置をおこなうことを申しでたことから始まった。衛生事務局長はこの提案に対して、児童の大多数の歯の健康が嘆かわしい状態にあるので歯科衛生の業務は有用であり、デュピュイの提案を受けべきだと、同年6月12日付で書簡を市長に送っている。その後、いくつかのやりとりを経て、市長は10月6日付の書簡で、この話題についてアカデミー視学官と相談した結果、彼が教員たちに対して必要な通達を出す予定だと衛生事務局長に返信した。最終的には12月16日付の衛生事務局長から市長への書簡で、以下のように業務の執行を行うことについて承認を求めている。まず、子どもの人数の関係上、一人の歯科医がすべての学校に赴くのは不可能であるから、①毎週木曜の8時から正午までバ＝ダルジャン通り21番地（衛生事務所の建物内）に診察に使える部屋を用意する。②衛生事務所が指定した日時に親の同伴で無料の治療を受けることについて、アカデミー管区からの命令により学校長は承認する。③衛生事務所から通知のあった場合のみ子どもを連れていくことができる旨を学校長は両親に知らせる。④コミュン立の学校（les écoles municipales）以外の児童が診察に訪れるのを避けるため、学校長は児童の所属する学校を示す一言を提示するのが便利であろう³⁵²。この書簡に対して市長の反応は史料が残されていないので確実ではないものの、おそらくここに示されたようなやり方で歯科衛生業務が実行されていったものと思われる。

³⁵¹ AML, 110 WP 047.

³⁵² Ibid.

実際に歯科治療を受けたのはどのぐらいの人数であったのか。制度が始まって間もない1907年についての『行政報告書』では記載がなく、その翌年では男子146人と女子214人の合計360人であった。月平均30人ほどの児童が衛生事務所に訪れた計算になる。処置内容は、永久歯の抜歯が65件、乳歯のそれが452件、その他の処置（pansement）が17件、簡単な検査が81件であった。この他に、寄宿制であるヴェルネ野外学校での21人の児童に対する処置が加わる。そこでは、永久歯の抜歯が6件、乳歯の抜歯が27件、詰め物の充填が17件であった³⁵³。「簡単な処置」とはいえ抜歯をふくむ治療行為であり、そのなかでも成長期にある子どもが患者であることから、乳歯の抜歯の比重が大きかった。

それでは学校を中心とした治療体制をこの後にもいっそう発展させていったのかといえば、そうではなかった。1909年、市内の歯科医であるシャルトン（Charton）が学校で無料の歯科診療を行う旨を記した書簡を市長に宛てて送った。これに対して新たに衛生事務所長となったルジユール（Lesieur）は、口内衛生の重要性は認識しながらも、「専門家は様々な理由（児童や教員の時間を奪う、臨床医あるいは他の専門家を刺激する、など）から学校に介入すべきでない」としたうえで、「そこでは、彼ら〔衛生事務所の歯科医〕はすべての子どもたちに対して指示や助言を与えることはできるが、その同僚たちからの抗議を避けるために治療的介入は貧しい人々のみに限定するのが望ましいと私は考える」³⁵⁴と述べている。コミューンの学校に通う児童すべての治療までも衛生事務所下で行われるとなると、他の歯科医たちの「顧客」を奪うことにつながるものが危惧された。裏を返せば、それほど業務が順調に行われていたといえるのではないか。

眼・耳・歯の異常を学校医療視察で見つけ、治療へと向かわせることへの関心は、かならずしもリヨンに限られなかった。『教育雑誌』では学校医療視察についての記事で、「それに伝染病だけのために医療視察が必要なのではない。近視や斜視などのいくつかの眼病や、難聴やそれに近い症状（1クラスの4分の1にまでおよぶことがあり、しばしば適切にケアされない耳だれによる）は、無頓着で無関心な両親に助言が適宜与えられれば容易に回復するはずである」と述べられている³⁵⁵。また、1911年発行の『教育学辞典』では「学校視察医師」の項目においてその役割として、「そして、無気力を払いおとすべき本当の怠け者が児童のなかにいるにしても、教師がそのようにみなしていながら病気が精神異常でしかない児童もまた存在するのだということを彼〔学校視察医師〕は指摘した。また、

³⁵³ DA, 1909, p.253.

³⁵⁴ AML, 110 WP 047. « les spécialistes ne doivent pénétrer à l'école pour diverses raisons (perte de temps pour les élèves et les instituteurs, susceptibilité très aiguë des médecins praticiens ou des autres spécialistes etc...) », « Là, ils pourront poser des indications ou donner des conseils pour tous, mais ils feront bien, je crois, de limiter leurs interventions thérapeutiques aux seuls indigents pour éviter toutes protestation de la part de leurs confrères. »

³⁵⁵ « L'inspection médicale dans les écoles », RP, 1892, 21, p.230. 無記名のこの著者はおそらく編集部と思われるが、もとは別の雑誌に掲載されていた記事を引用しながらコメントを付けている。「Les maladies transmissibles ne sont pas du reste les seules qui rendent nécessaire l'inspection médicale. Certaines maladies des yeux (myopie, strabisme), et les surdités plus ou moins complètes, qui peuvent atteindre jusqu'au quart des élèves d'une classe et dont l'origine est fréquemment un écoulement du canal auditif mal soigné, guériraient facilement si un conseil était donné, au moment opportun, à des parents négligents ou ignorants. »

近視の者や耳の悪い者に対してふさわしい場所を要求し、なおかつ自身に何の利益もなく、教師を困らせ、同級生たちの進歩を遅らせる精神異常の者を教室から排除した」³⁵⁶と書いている。この引用からも、両親や教員に対して医者としての助言を与え、必要に応じて治療への橋渡しをすることが学校視察医師の重要な役割となっていることが確認できる。

そして、眼や耳の健康からもう一点指摘できることは、身体に不都合があると判断された者への特別な配慮の要求である。また、ここには知能の面での障害も含まれるが、その配慮とは、教室内での位置ということもあれば、市内にある特別支援学校（聾啞および知的障害児のための学校）へ移籍することもありえたであろう³⁵⁷。リヨンであれば、知的障害児は先にも触れた医学・教育無料診療所（1908年設立の衛生事務所管理の施設）へと送られ、特別教室で学習することになる。ここに、身体や知能の面で他と違った条件にある子どもたちが「通常の」学校から「排除」されていくことを読みとることもできるし、反面、それまではそのような差異を等閑視したままで同じ教室、同じ学校に通っていた子どもが、よりその子どもの発達、個性に合った学校へ通うことができるようになったともいえる。いずれにせよ、学校医療視察が児童の健康面でのニーズを捉えてそれに合った医療なり学校選択なりへと推進していく手段となったことにはかわりはない。

以上のように、学校視察医師を介して児童の健康管理を行う衛生事務所であったが、学校については当然、県や教育行政が管轄する領域と緊密な関係にあった。衛生事務所は学校に関する諸問題を常に県や教育行政と連絡を取りながら実行していたが、伝染病発生など緊急の対応が求められる事柄については県なり教育行政なりの裁可を待つのでは被害が拡大してしまうことが危惧されていた。そこで、1909年〔11月か?〕30日付の書簡で、衛生事務所長ルジュールからリヨン市長あてに、伝染病による学校閉鎖が今の手続きでは時間がかかって病気が拡大してしまうので、急を要する場合には衛生事務所長がそれを決定できるようにしてほしいとの意見が伝えられた。実際、幼児学校や保育所でのジフテリアの流行や、リセ・アンペール校での猩紅熱の流行があったことが添えられている。これを受けて、同年12月3日にリヨン市長からローヌ県知事宛てに要請がなされ、同月7日県知事によってこれが許可され、問題となっている措置はこの返事を受けとり次第有効となるとされた。そして、リヨン市長からその旨が衛生事務所長とアカデミー視学官に転送された。学校閉鎖については県知事の承認を経たうえで可能であったのが、現場の衛生当局の判断で可能となったのである。実際、史料で確認できたかぎりでは、早速同月22日に衛生事務所長による学校閉鎖の事例があった。この時は、ジフテリアの発生のため、モンゴルフィエ通り23番の幼年学校が閉鎖され、29日付でローヌ県知事からリヨン市長あ

³⁵⁶ BUISSON 1911, « Médecin inspecteur ». « Puis il fit remarquer que, s'il y avait parmi les écoliers de véritables paresseux, dont il fallait secouer la torpeur, il y avait aussi des élèves que le maître considérait comme tels, et qui n'étaient que des malades ou bien des anormaux psychiques. Il demanda alors pour les myopes et les demi-sourds la place la mieux appropriée, et chercha à débarrasser la classe des anormaux psychiques qui, sans aucun profit pour eux, gênent le maître et retardent les progrès de leurs camarades. »

³⁵⁷ リヨンには、聾啞者のための学校としてフォレストイエ校 (Institution Forestier)、および1881年設立のユジェントブレ校 (Institution Hugentobler) があつた。DA, 1882, pp.207-209.

てに、それを承認する内容の書簡が送られた³⁵⁸。以上のような、伝染病発生による学校閉鎖をめぐる対応はおそらく長年の懸念事項であったと思われるが、実績の積みかさねや信頼があつてこそ衛生事務所はより機動的な対応を手中に収めることができたのではないか。

学校空間の清潔化が達成されていくにつれて、逆に不衛生な状態の子どもは登校を拒否されることもあつた。管見のかぎり多くの史料が残されているわけではないが、1910年1月13日付の衛生事務所長からリヨン市長あての書簡にそれが明らかである。この事例は、子どもをサン＝ジョルジュ (Saint-Georges) 通りの学校へ通わせているセルヴェル夫人から衛生事務所に訴えが寄せられたことに端を発している。彼女の子どもたちがシラミがたかっただま登校していたため、学校長が家庭を訪問し、子どもたちを清潔にするように頼んだ。しかし、状態が改善されなかったため、学校長は登校を認めず、衣類を消毒して子どもたちの体をきれいにしてくれる施設を紹介した。この件について衛生事務所長は、これほど不衛生なままの子どもを学校へ受け入れることはできないとコメントしている³⁵⁹。それでは、「排除」された子どもはどこへ行ったのかといえば、詳細は不明であるが私立学校へ移った可能性があつた³⁶⁰。こうして、伝染病にかかった子どもを学校から遠ざけるのと同じ理屈が不潔とされた子どもにも適用されたのである。

本節では、衛生事務所の設置によって都市の公衆衛生行政が軌道に乗り、そのなかで学校衛生がどのような役割を果たし、第一期と比べてどう変化したのかを検討した。リヨンの衛生事務所設置は決して早い方ではなかったが、衛生事務所は公衆衛生に関する諸業務をまとめあげ、都市衛生の要となつた。幾度かの再編を経ながら業務体系を明確化し、権限を強化した。学校医療視察制度を中心に学校の衛生はその体系に位置づけられ、校舎の衛生状態の改善もあつてこの制度はより児童個人々のニーズに注目した対処を行った。そして、林間学校などの別の体力・健康増進の制度や、専門医・専門機関への窓口の役割を果たすようになったのである。

第3節 健康増進活動のはじまり

1. 教育行政中枢へ

これまでの検討において明らかになつたような学校環境をめぐる一連の発想がもっとも鮮鋭にあらわれるのが、林間学校活動においてであつたと思われる。衛生的であることをこれまでになく重視した第三共和政の政府は衛生的な習慣を身につける場所として学校を位置づけたが、その前提として学校は清潔の保たれた場所でなければならなかつた。生活環境への衛生的配慮がきわめて意図的におこわれ、なおかつ緑や自然といった要素が持ちこまれたように、林間学校はそうした環境によって健康を増進する場として設定されたと考えられる。

最初に定義を確認しておきたい。ここで「林間学校」というのは、フランス語での

³⁵⁸ 以上の書簡のやりとりは、すべて AML, 110 WP 047 に収められている。

³⁵⁹ AML, 110 WP 047.

³⁶⁰ LACASSAGNE, op. cit., p.398.

「colonies de vacances」を訳した語として用いる。林間学校をフランスで実践したコティネによれば、「林間学校は予防衛生の制度である。それは初等学校の虚弱な子どものためであり、もっとも虚弱であるなかでももっとも貧しいもの、もっとも貧しいなかでももっとも賞賛に値するものためのものである」³⁶¹。要約すれば、林間学校とは優秀だが貧しく虚弱な子どものための予防衛生の制度である。その目的については「田舎のなかで自然な運動により、または清潔さ、よい食事、陽気さにより、大気療法を助ける」³⁶²ことにあるという。また、コティネの定義にはないが、林間学校は夏期休暇中におこなわれた（後に冬期休暇中にも実施されるようになった）。要するに、林間学校とは、休暇のあいだ、都会からはなれた自然環境、衛生的環境のもとで健康を増進するために行われた活動であった。

訳語の問題であるが、ドイツ語やフランス語と日本語ではねじれが生じている。まず、スイスで始まった「Ferienkolonie」がフランスに入って「colonie de vacances」と呼ばれ、これが日本に入ると「休暇聚落」や「休暇移住」などと翻訳された。そして、これと似た、本稿で扱うもう一つの活動がドイツで始まった「Waldschule」であり、これは虚弱児を集めて健康増進を図る、自然ゆたかな都市郊外に設置された常設の学校であった。つまり、長期休暇など一時的な活動か常設の学校かという違いが存在する。後者がフランスで「école de plein air」と呼ばれ、日本で紹介されると「森林学校」あるいは「林間学校」という訳語があてられた。実際、日本で初めての「Waldschule/école de plein air」に相当する学校は1917年開校の白十字会林間学校（神奈川県）である。しかしながら、日本では、内容が季節限定の「Ferienkolonie/colonie de vacances」を表す語として「林間学校」が定着することとなった³⁶³。対して、「Waldschule/école de plein air」は、戦後より「健康学園」と呼ばれ現在にいたっている³⁶⁴。本稿では、「Ferienkolonie/colonie de vacances」を「林間学校」、「Waldschule/école de plein air」を「野外学校」と訳して用いることとする。

³⁶¹ « Instruction pour la formation et le fonctionnement des colonies de vacances », RP, 1887, 11, p.44. « Les Colonies de Vacances sont un institution d'hygiène préventive au profit des enfants débiles des écoles primaires, des plus pauvres entre les plus débiles, des plus méritants entre les plus pauvres. » 以下、この記事は« Instruction »と記す。この史料については後述する。定義や目的については、SARCEY, op. cit., pp.193-198においても、ほぼ同様である。

³⁶² « Instruction », p.44. « Leur objets est une cure d'air aidée par l'exercice naturel en pleine campagne, par la propreté, la bonne nourriture, la gaieté. »

³⁶³ 訳語については、加藤理（2010）「大正時代・昭和初期の林間学校・臨海学校：仙台児童文化活動の諸相（11）」『論叢児童文化』41, pp.10-11を参照。白十字会林間学校については、桐山直人（1999）『茅ヶ崎の小さな学校：旧白十字会林間学校の三二年』草土文化を参照。なお、1923年に日本領事からリヨン市事務総長セルランに宛てた12月15日付の書簡（AML, 110 WP 001）によれば、パリの日本大使館参事官「Miyakoshi」がリヨンのヴェルネ野外学校について資料や写真などを求めていることがわかる。父が野外学校を経営しているとの情報からも確かなとおり、この外交官は白十字会林間学校の設立者であり校長である宮腰信次郎の息子・千葉太であろう。宮腰千葉太は東京帝国大学の学生時代にヴェルネ野外学校に関する雑誌記事を白十字会の機関誌『白十字』（第57号、1916年4月）に翻訳し、これが白十字会林間学校設立へのきっかけとなった。なお、この記事を手に入れることはできなかった。

³⁶⁴ 健康学園については、前田武彦（2000）『子どもが変身する学校：消えてゆく健康学園』雲母書房、および森田友恵・池本喜代正（2014）「東京都の区立健康学園の廃園に関する一考察」『宇都宮大学教育学部 教育実践総合センター紀要』37, pp.191-198。

学校の長期休暇、いわゆるグランド・ヴァカンスは毎年県議会において知事によって定められた（1887年1月18日規則）。1905年7月14日のアレテでは、初等学校におけるヴァカンスは6週間と定められ、初等上級学校や、一部の初等基礎学校では8週間に延長することもできた。逆に、幼年学校では14日に短縮することもできた³⁶⁵。

長期休暇が問題となったのは、子どもたちがこの間に学校・教員の目の届かないところで健康を悪化させることが見られたからであった。前節で検討した学校視察医師も、あくまで学校に医師が訪れる制度であり、休暇中の子どもの健康は管理できない。子どもたちは決して学校にいる間だけ健康であればいいわけでは当然なく、むしろ長期休暇は慢性的な健康不良をかかえる者にとって症状を悪化させる機会になることが危惧された。というのも、特に労働者階級の子どもたちは両親が働きに出て帰るまでのあいだ、狭く暗い不衛生な住居に閉じこめられたままになるからで、食事や運動も十分ではなくなる。このような状況ゆえに、林間学校やそれに類する活動は都市の労働者の子どもたちを対象とした³⁶⁶。しかも、かつて都市の子どもは工場などへ労働に出ているが、1874年にはすでに12歳以下の児童労働が禁止されていた。つまり、夏期休暇とは、学校もなければ働くこともできない期間なのであり、農村であれば家の手伝いをするなどして過ごすこともありえたが、都市の労働者の子どもたちにとっては空白の期間となる。そこで、子どもの健康にとって有害にもなりうるこの時期をどのように活用するべきかが問題となるのである。

林間学校活動の発展について、レイ＝エルムは三つの段階に時期を区分している³⁶⁷。第一段階は草創期である1870年代から1906年までで、この段階では以下にも見るように個別の活動が各地で散発的に行われていたとされる。それが、第二段階にあたる1906年から1936年にかけて、各活動団体同士のネットワークが築かれるにいたる。この1906年とは第1回林間学校全国会議（*Congrès national des colonies de vacances*）が開催された年にあたる。そして、第三段階は1937年からとなり、ここにいたって人民戦線による余暇の組織化の動向とも重なって国家による法制化の試みがなされていく。すなわち、民間あるいは地方での個々の活動が、相互に結びつけられ、最後に国家による枠組みが設けられるという展開をレイ＝エルムは描いているのである。したがって、学校衛生という観点から時期区分を行う本稿とはずれているが、林間学校活動に即せばおよそ以上のようにまとめられるであろう。

長期休暇中に子どもたちを自然へ連れだす活動は、プロテスタントの牧師やカトリック系の神学校、社会主義あるいは共産主義のコミュン議員など、民間によっても慈善活動としてなされた。ダウンズによれば、こうした活動において、カトリック、プロテスタント、共和派、 коммуニストがそれぞれ子どもをめぐって競合することになった。そのなかで公立の初等学校を通じた林間学校活動は、社会的な支援と公教育とが合流した地点に立つことで、より広い社会事業のネットワークに位置していた³⁶⁸。つまり、それは個別の慈

³⁶⁵ BUISSON 1911, « Vacances et congés ».

³⁶⁶ DOWNS Laura Lee (2002), *Childhood in the Promised Land: Working-class Movements and the Colonies de vacances in France, 1880-1960*, Durham, Duke University Press, pp.36-37.

³⁶⁷ REY-HERME P.-A. (1961), *Les Colonies de vacances en France 1906-1936*, L'organisation des initiatives, Paris, Fleurus, pp.9-10.

³⁶⁸ DOWNS, op. cit., pp.4-5.

善ではなく、活動を主導する都市とそれを受け入れる地方が連動し、全国に張りめぐらされた学校網と公教育省による統轄のもとでおこなわれた³⁶⁹。

教育の現場では「colonies de vacances」と名付けられた林間学校活動以前にも、似通った実践が行われていた。発想自体は、革命暦 2 年すなわち 1794 年に、自然における教育という主張がポルティエという人物によって出され、身体・精神の両面への教育的効果が主張されていたが、実現には至らなかった。1870 年代になると、中等学校の教育改革の一環として、パリのテュルゴー校が学校旅行 (Voyage Scolaire) を実施した。この活動は、優秀かつ勤勉な子どもを対象とし、学年末すなわち夏期休暇中に 1 日から 10 日におよぶ遠足をおこなうもので、ヴェルサイユ、フォンテーヌブローなどの近郊から、パリから 200 キロ以上離れた海辺のル・アーヴルやオンフルールまで足を伸ばした。田舎の新鮮な空気や見慣れない風景に、1 年の勉強に疲れた子どもの顔がいかに健康に輝きだすかが学校長のポルシェによって満足気に語られた。この活動が、後に公立のリセでまずおこなわれ、そして初等学校でも実施されるようになる。1882 年には、後述する学校基金 (caisses des écoles) が設置され、この資金が活用されるようになった³⁷⁰。

次に、修学旅行団 (Caravane Scolaire) についてダウンスはまったくふれていないが、林間学校を考えるうえで欠かせないと思われる。この活動に関する『教育雑誌』に寄せられた記事は、1883 年 3 月 30 日にフランス登山クラブ (le Club alpin française) の副代表デュリエールがソルボンヌで教育会議 (Congrès pédagogique) の委員向けにおこなった講演の記録である³⁷¹。それによると、修学旅行団とは、ある地域中を 2 週間ほど探索し、あるいは山に登り、長い時間休まずに歩きつづける活動であって、すでに師範学校の生徒とクラブの登山家たちとで登山をおこなっていた。公教育大臣が彼を講演者として招いたことから推測できるように、フランス登山クラブの経験を師範学校や公立学校へ導入しようという意図があったようである。デュリエール自身、師範学校の生徒との登山において「そういうわけで、われわれはこの運動を活用しようと考え、[中略] 旅行の楽しみ、それも徒歩によるそれ、若者たちにとってもっとも衛生的でもっとも快適なジムナスティックの学校となる山への遠足を、広め、情報交換をしようと考えたのである」³⁷²として、活動の普及に積極的であることがうかがえる。

修学旅行団においては、後の林間学校活動へとつながる要素が散見される。デュリエールは「衛生的な運動、精神のレクリエーション、自然の美しさへの観想、これらが修学旅行団の一番の利点である」³⁷³というが、ここで述べられている、①運動、②レクリエーション、③自然ということは林間学校においても重視される要素である。その他にも、制度

³⁶⁹ その他の慈善団体の活動は第一次大戦までは国家の制度と結びつくことはなかった。RAUCH, op. cit., p.70.

³⁷⁰ DOWNS, op. cit., pp.16-18.

³⁷¹ DURIÈRE Ch. (1883), « Les caravanes scolaire », RP, 2, pp.389-399.

³⁷² Ibid., p.391. « C'est alors que nous avons songé à utiliser ce mouvement, (...), à répandre, à communiquer le goût des voyages, des voyages à pied, de ces excursions en montagne qui sont pour la jeunesse la plus salubre et la plus agréable école de gymnastique. »

³⁷³ Ibid., p.397. « Ainsi un exercice hygiénique, une *récréation* de l'esprit, la contemplation des beautés de la nature, voilà les premiers avantages des caravanes scolaires. »

の面で、学校施設に宿泊することや鉄道の団体割引を適用するなどという点も共通している。これらの点は、児童・生徒の団体を引率していくためには実際に考慮せざるをえない側面だったのであろう。学校旅行においても、やはり自然による効果が指摘されていたが、運動やレクリエーションといった点までが明確な目標として想定されていたかは不明である。このような先行する諸活動の成果がすでにあつて、林間学校活動はそれらの制度のいくらかを吸収したうえで登場したのではないだろうか。

さて、学校をベースとした林間学校の始まりは、1883年にパリ9区の行政官であつたエドモン・コティネ (Edmond Cottinet) が、スイス・チューリヒの牧師であつた W.ビオンの試み——Ferienkolonie——をパリに導入したことであつた³⁷⁴。その活動を報告した記事が1887年に『教育雑誌』に掲載され反響をよんだ。というのは、誌上に最初の記事が掲載されたあと、同じ年のうちに3本の別々の記事が一挙に掲載されているのである。2本目の記事の冒頭には、編集部のコメントが付されており、それによるとコティネの活動を広げたいと考えるかなりの人物が集まったとのことで、その最初の会合でコティネが講演した内容がその2本目の記事の主たる内容となっている³⁷⁵。5月26日に教育博物館で会合がおこなわれた結果、林間学校を宣伝・奨励する委員会として同組織内に「林間学校パリ委員会」(Comité Parisien des Colonies de vacances) がビュイツソンの主導によってつくられた。

記事には活動の推進に署名した人物のリストがあり、幅広く、しかも教育行政や政治の中枢にいる人物の名前があげられている。先述のビュイツソンに加え、第二帝政期に公教育大臣を務めたデュリュイ、アレクサンドル・デュマ(息子)、パリ市議会議長オヴラックなど、それから他にもグレアール、上院議長、下院議長、初等・中等学校の校長など、さらにパリ商工会議所の人物なども記事から名前がわかる³⁷⁶。ここからだけでも、林間学校の活動推進に行政も積極的で、幅広い支持を得ているようにみえる。

実際に、林間学校は財政の面でも支援を受けた。そもそもコティネは学校基金(caisse des écoles)の行政官であり、そこからの援助を得ていたのである。もともと学校旅行に対しても財政が割かれていたのだが、コストが高くつくことから1887年にパリ市議会はパリ全20区の予算の見直しをおこなった。その結果、学校旅行への資金が減らされ、より多くの資金がコティネの林間学校へと流れこんだ³⁷⁷。

林間学校の発展の規模についても確認しておきたい。コティネが活動を始めた1883年時点の参加児童数は18人だったが、84年には100人、86年には120人となる³⁷⁸。委員会がつくられる以前であるから、これらの数字はパリ9区だけの数字であろう。コティネ

³⁷⁴ SARCEY op. cit, pp.193-195. または DOWNS, op. cit., p.19. ちなみに、記事によれば著者サルセイはコティネの友人であつた。

³⁷⁵ 記事は、「Les colonies de vacances à Paris », RP, 1887, 10, pp.513-516. 編集部のコメントは p.513. « un certain nombre de personnes désireuses de donner suite au projet d'extension de l'œuvre si heureusement commencée à Paris par M. Cottinet se sont réunis pour prendre l'initiative d'une souscription en faveur de cette utile institution. »

³⁷⁶ Ibid., p.516. « On remarque dans la liste des signataires une très grande variété de composition : »

³⁷⁷ DOWNS, op. cit., pp.18-19. くわしい金額などについては言及がない。

³⁷⁸ Ibid., p.44.

はこの成果を引きさげて講演をおこなったのである。そして、委員会がつくられると、1888年には全20区のうち13区、90年には19区で林間学校が実施されるようになった³⁷⁹。人数としては1895年にパリ全体で3287人の公立初等学校の男女児童が参加し、1902年には5329人へと増加した。1902年の場合、全体数は14万4287人であるから、参加者の割合としては3.6パーセントほどになる計算である³⁸⁰。そして、1906年には第1回林間学校全国会議が開催される運びとなった。以後、この会議はサン＝カンタン、トゥルーズ、パリと続いていく。フランス全体では、1901年に林間学校参加者が8216人だったのが、1910年には7万2866人を数えた³⁸¹。以上のとおり、林間学校活動は年を経るごとに参加者を増し、規模を広げた。活況を呈した背後には、活動を推進する側の意欲だけではなく、対象となっている都市の下層階級の子どもや家庭にとっての需要が広く存在したのではないか。

林間学校活動普及の動きが起こり、それが『教育雑誌』に掲載されたのが1887年だったことは、単なる偶然ではない。1887年は学業過労や軍事教育の見直しを主張する意見が医学アカデミーから出された年でもあり、林間学校活動への関心は身体教育の見直しがされはじめたことと重なる。付けくわえるならば、この領域も反教権闘争の流れにあったことも考えられる。カトリックやプロテスタントなどの宗教団体がそれぞれ同様の活動をおこなっていたとすれば、政府としても何らかのかたちで活動を組織しなければならないと考えたのではないか。ダウンズの関心は「都市文化における子ども期の意味」や「労働者階級の子どもの道徳的、身体的発達と田舎の自然との関係」にあるため、あまりこの視角からの言及はない³⁸²。林間学校は、一定の期間とはいえ、子どもの生活全体を包みこみ、身体や生活習慣にまでおよぶ活動であったため、その影響力は無視しえないものであったはずである。

2. 『教育雑誌』で示された活動内容

林間学校とは、都会を離れて自然ゆたかな田舎へ行き、そこで生活する活動であって、環境への配慮はなにより重視された。そこで試みられたことや背後にあった発想を探るため、以下では「林間学校の形成と機能についての基礎知識」という『教育雑誌』の記事を中心に考察する³⁸³。編集部の付言によれば、この記事の内容は活動の創始者であるコティネが教育博物館において講演したもので、林間学校パリ委員会が結成されたあとのことであった。林間学校活動について現場の教育行政に携わる者たちの基礎知識はいまだ欠けており、早急にこれを広めることが必要とされた。そこで、経験の長いコティネに講演を頼んだという事の次第であった³⁸⁴。内容としては、林間学校の定義からはじまり、財源、支出といった面、さらに場所や必要な設備、持ち物、注意点、活動内容や時間割などにわ

³⁷⁹ Ibid., p.19.

³⁸⁰ これらの数字は RAUCH, op. cit., p.68 を参照

³⁸¹ BUISSON 1911, « Vacances (colonies de) ».

³⁸² DOWNS, op. cit., pp.12-13.

³⁸³ « Instruction », pp.44-59.

³⁸⁴ Ibid., p.44. « Ce Comité a reconnu d'urgent besoin d'une *Instruction générale* (...) Il en a confié la rédaction à M. Cottinet, que désignait une expérience déjà longue, et c'est son travail approuvé par le Comité, que nous publions ci-dessous. »

たり、基礎的な情報が幅広く提示されている。それらはコティネ自身の経験をふまえたものであり、林間学校を実践する者たちによって参照されたであろう。この後、林間学校について議論するような論説は『教育雑誌』上にあらわれず、この記事は林間学校に関する議論として決定版ともいえるべきものとなった。したがって、①林間学校について基礎的な情報が得られる、②後の活動にも大きな影響を与えたと推測できる、③『教育雑誌』上ではその議論に終止符を打つ役割を果たした、という3点から、特にこの記事に着目して分析するのが有効かと思われる。

林間学校では、まず環境が重視された。すでに引用した文章をもう一度引くと、林間学校は「田舎のなかで自然な運動により、または清潔さ、よい食事、陽気さにより、大気療法を助ける」³⁸⁵活動である。したがって、この定義から考えられるふさわしい環境とは、田舎であり、清潔さが保たれ、よい食事が提供できる場所である。食事に関してコティネは、農民のように肉はわずかで、むしろジャガイモを多くとるのがいいとしている³⁸⁶。また、大気療法のためであるから、空気がきれいなところでもなければならない。サルセイの記事では、林間学校は「良い空気、歩きまわること、遊戯、健康的でしっかりした食事の1ヶ月、街路の排水溝の悪臭からは遠く、たくさんの山や森に囲まれた1ヶ月」³⁸⁷と表現されているが、この一文からもほぼコティネと同様の発想を読みとることができる。

また、高度とパリからの距離ということが述べられる³⁸⁸。高度については、それが高いところのほうが貧血や肺結核などへの大気療法のためには効果があるということであり、この考えには衛生学者たちも同意しているという。続いてパリからの距離である。これは、パリから60キロ以上離れた場所であれば問題ないされる。そうすると鉄道を利用しないと到着できず、費用もかかるため、その対策についても述べられている。また、海辺については、「これ以上に魅力的な場所はないが、これ以上に危険な場所もない」³⁸⁹とされるが、虚弱な子どもにとって海はふさわしくないとコティネは考えた。このことは、すでに述べたように修学旅行団が海にも行っていたことと対照的である。この違いには、活動に参加する子どもが健康な子どもであるか、それとも病気がちな子どもであるのかといったことがあるのであろう。ただ、なぜ海が危険であるのかについては述べられないため、コティネ、あるいは編集部にとってはわざわざ示す必要もないことだったのかもしれない³⁹⁰。こうして、理想とされる土地の高度、パリからの距離が提示され、なおかつ海は危険であ

³⁸⁵ Ibid., p.44.

³⁸⁶ Ibid., p.50. « on mange comme les paysans, fort peu de viande, beaucoup de pommes de terre. »

³⁸⁷ SARCEY, op. cit., p.196. « un mois de bon air, de courses et de jeux, de nourriture saine et forte ; un mois loin de l'infect ruisseau de leur rue, en pleine montagne ou en pleine forêt. »

³⁸⁸ « Instruction », pp.47-48. « Parce que les hygiénistes sont unanimes à reconnaître qu'une notable altitude est singulièrement favorable à la cure d'air des anémiques, des enfants prédisposés à la phthisie », « Pourvu qu'une colonie se place au delà du souffle sontaminé de Paris, à peu près au delà du soixantième kilomètre, nous ne la jugerons pas mal placé. »

³⁸⁹ Ibid., p.50. « Rien de plus séduisant, rien de plus suspect. »

³⁹⁰ とはいえ、19世紀後半、海での水浴は医師の処方に基づいておこなわれていた。娯楽として海水浴が楽しめるようになるのは20世紀になってからである。RAUCH, op. cit., p.28.

るから避けるべきだとされた。

さて、活動のためには上のような条件を満たす場所を選定しなければならない³⁹¹。そこで、知事、アカデミー管区長、その管轄にある視学官の協力が求められた。宿泊場所としては、師範学校、リセ、コレージュをコティネは勧める。これらは無料で使用できるうえ、私立学校の寄宿舎よりも広く、しばしば清潔で、なかでも師範学校の設備がもっとも整っているという。当時建てられたばかりの師範学校は、衛生的に申し分なく、天井が高く、清潔で、水治療法のための器具が充実しているからである。水治療法のための器具とは入浴施設のことであろう³⁹²。林間学校は地区ごと、例えばパリであれば区の単位で、パリ市外であればカントンごとに組織された。各林間学校活動の代表者は、細心の注意で宿泊場所の衛生状態を調べなければならず、その際には市長や初等教育視学官が持つ情報だけでなく、アカデミー視学官や衛生委員会の情報も参考にするべきであるとされた。衛生状態のほかに、一週間の食事のメニュー、肉、野菜、牛乳、ワインの量など、食事についても正確に調べる。林間学校においては、場所の選定に限っても、生活環境や生活習慣などに最大限の注意を払うことが不可欠であった。

では、林間学校においてはどのような生活をして、どのような活動をおこなったのだろうか。出発前から活動は始まっていた。というのは、着替え、洗面具、ブラシ類などの、林間学校で携行するべき身のまわりの道具類をそろえることがすでに学習活動の一環であったためである³⁹³。宿泊地に到着してからは、入浴のための道具などをすぐに調達して体を洗うことが推奨された³⁹⁴。師範学校以外ではこれらの施設が欠如しているとして、ここでも師範学校が勧められている。林間学校は児童が生活の全体を過ごす活動であるから、普段以上に設備や持ち物にまで気が配られたのである。

林間学校の一日はどのようなものであったのか³⁹⁵。まず、子どもたちはパリにいるよりも早い目覚めを迎える。ベッドを片付けるところから活動がはじまり、靴を掃除し、服にブラシをかける。次いで、寝室の掃除をする。こうした一連の作業を子どもたち自らで行い、これらの実践の習慣を身につける。貧しい子どもたちは自分の周りを整えるこのような習慣をほとんど身につけていないため、両親たちから何度も感謝されたことをコティネは記している。さて、それらが済むと今度は身支度にかかり、石鹸と水で体を洗う。そして、散歩を行うのであるが、これは林間学校においてもっとも中心となる活動であった。

³⁹¹ « Instruction », pp.51-52. « Munis de nos renseignements et de nos recommandations, il sera cordialement accueilli par les préfets, les recteur et les inspecteurs d'académie », « Les écoles normales d'installation récente, notamment, l'émerveilleront de leur perfection hygiénique, de leur hauts plafonds de leur exquise propreté, de leurs enviables appareils hydrothérapiques. », « Mais avec quelle attention le délégué devra-t-il étudier la salubrité de la maison, », « Ayant de traiter, nous lui conseillerons de demander au chef d'institution le menu des repas d'une semaine, »

³⁹² クセルゴン, op. cit., pp.110-117. たとえば、水道、湯沸かし器、洗面所、足湯、または浴室など。これらは中等学校の衛生設備としてあげられたものである。

³⁹³ DOWNS, op. cit., p.45.

³⁹⁴ « Instruction », p.57. « Se préoccuper tout de suite du nécessaire pour les lavages du corps, de l'approvisionnement d'eau, des baquets ou terrines disponibles en sus des cuvettes. »

³⁹⁵ 以下、一日の流れについては、Ibid., pp.57-58.

ただ、虚弱な子どもたちであるから、ゆっくり、段階を踏んで進められる。散歩時の注意としては、打撲傷や刺し傷のための薬を携行すること、熱中症に気をつけ、果物や水の取りすぎには注意することなどがあげられる。雨天時には別の活動をおこなうことになるが、男女で共通しているのは、遊戯、歌、ダンスなどである³⁹⁶。女子に限ったものでは裁縫、男子では田舎の仕事、ジムナスティックがあげられている。夜は、劇の上演を試みたり、即興のダンスを行ったりした。このような林間学校における生活によって、清潔さや健康に配慮したうえで身体を動かす機会が多く設けられた。学校でのように、身体活動のための特定の時間が設けられるというよりも、林間学校では子どもたちが生活のなかで清潔さの習慣を身につけ、運動を行った。

生活ということでは、林間学校は共同生活の場であり、子どもたちは同じ部屋で眠り、同じテーブルで食事をとった。子どもたちだけではなく、教員もかならず同じ部屋で寝起きすることをコティネは主張した。「林間学校は一つの家族である」という考えがあったのである³⁹⁷。しかし、プロテスタントの活動ほどは「家族」ということをうたっていなかった。プロテスタントは『アンチ制度』の制度であるとダウンズが表現するように、活動の基盤を家族性におき、農家へ都会の子どもたちを数人ずつあずけるやり方をとっていた。それに対してカトリックや共和派の活動は集団性を重視していた。そこではむしろ「家族的な要素は制限されていた³⁹⁸。教員が子どもたち全体を率いるという形態は、学校や教室でのあり方と共通するところがある。

そうであるなら、林間学校においても教員と児童のあいだには学校と同様に「監督＝保護」の関係が成りたっていたのではないかと考えられる。そのまなざしは、ただ一方的な監視であるだけでなく、子ども性への配慮、保護を含んでいた。たとえば、宿泊地へ向かう際には、おやつや時間や量などを管理しないと消化不良や胃腸障害を起こすこと、あるいは、子どもたちが退屈になりはじめた場合には細心の監督をおこなうべきことなどである。それだけでなく、子どもたちが寝起きする部屋にはかならず教員が一緒にいることも該当する³⁹⁹。散歩のときに、熱中症や果物や水の摂りすぎに注意することなどはすでに述べたとおりである。あるいは、引率者が林間学校に参加する子どもたちと同じ学校の教員であることが望まれた。できるだけ子どもたちの事情を把握していることが望ましいからである⁴⁰⁰。教員が引率するのであるからこれらはごく自然なことであるともいえるが、家庭から子どもたちを引きはなして、決して短くない期間、教員の監督のもとに集団で生活することを任される存在になったということでもある。

³⁹⁶ 林間学校では男女は完全に分けられ、男子は男子のみ、女子は女子のみでそれぞれ別の場所に宿泊した。ジェンダーについて本稿であまり検討できないが、ダウンズによると「林間学校が自ら明らかにする教育の使命はつねにジェンダーの中性的な存在である『子ども』という用語によって理解されるのである」として、一貫して未来の男女を作りだすものではなかったとしている。DOWNS, op. cit., p.9.

³⁹⁷ « Instruction », p.57. « La colonie est une famille. »

³⁹⁸ DOWNS, op. cit., pp.26-35.

³⁹⁹ « Instruction », pp.56-57. « On veillera assidûment à ce qu'ils n'en abusent pas, on règlera les moments et la quantité de la consommation. Sans quoi les embarras gastriques, souvent tenaces, seraint à craindre. », « grave ennui. Ce moments exige une surveillance minutieuse dont les heureux effets compenseront largement la peine. »

⁴⁰⁰ DOWNS, op. cit., p.44.

林間学校の効果はどのような点に見られたのだろうか。サルセイによれば、身体と知性との二つの側面で好ましい効果をもたらされた。身体面では、胸がふくらむ、頬が張る、筋肉が増強される、歩くことで余分な脂肪が落ちるにもかかわらず体重が増えるという点である⁴⁰¹。これは、いすに座っての勉強よりも散歩などで体を動かすことが多く、なおかつ食事はしっかりしたものを摂ることができたことが原因であろう。また、知性への効果としては、見知らぬ土地を訪ねることで認識（pensées）の境界が広がることがあげられる。つまり、パリ子どもたちは田舎のことを何も知らないのである。こうして、「彼ら〔子どもたち〕は（文字通り）広大な空気とそれまで知りえなかった感覚に酔いしれるのだ」⁴⁰²というように、身体的にも知性的にも自然のなかで解放感を味わった。言うまでもなくこれらの言説はあくまで主催者側からのものであり、林間学校を行う大人側からの評価であって、しかも、活動を宣伝する役割も果たすため、いくらかの誇張は否定できない。ダウンズの研究では、子どもたちの農村へのまなざしということで彼らの日記に着目しているが、しかし、そこでは農村の人々や現状への驚きが記されている記述は取りあげられるものの、自然に対して子どもたちがどのような感覚を抱いたのかまでは記されていない⁴⁰³。それでも、林間学校活動がこの後も続けられ、しかも参加者や規模において拡大していくということは、この活動内容が子どもたちやその両親によって支持されたことの証左ではないか。そう考えるならば、サルセイが示した効果もあながち誇張ともいえないのではないか。

サルセイがあげた点には含まれなかったが、もう一つ重要な点がある。それは、林間学校の生活を通して身につけられる諸価値であり、つまり、清潔、規律、礼儀といったことである。コティネは「清潔、規律正しさ、礼儀正しさといった子どもたちが持ちかえる習慣に、労働者階級の家庭が何も得ないわけがない」⁴⁰⁴と表現している。礼儀正しさというのはどのように教育がおこなわれたのか明らかではないが、規律ということであれば、集団生活で培われる社会性や、朝の支度などに見られる身のまわりへの配慮があげられる。当然それは清潔さにも及ぶものであろうし、なにより毎日体を洗うことなど、衛生への配慮はこの活動のもっとも中心的な価値であった。そして、それらの価値が子どもを通して労働者階級全体に広められていくことへの期待がコティネ、さらには教育行政側にもあったと考えられる。このような価値は、まさに共和政府が民衆に獲得させようとした価値であって、そうしたことから政府がこの活動を支援したことが納得できる。

ここで、初期の林間学校について全体的な評価を行う前に、その後の展開について少しふれておきたい。それは、林間学校の活動が衛生よりもむしろ教育を重視するようになっていくということである。衛生と教育という二つの目的は共存していたものの、コティネは衛生を特に重視しており、教育はいわば二の次だった。ところが、世紀転換期になると

⁴⁰¹ SARCEY op. cit., pp.197-198. « la poitrine s'était élargie, les joues s'étaient remplies, les muscles fortifiés ; le poids avait augmenté chez tous, bien que les marches constantes eussent dû faire tomber la graisse encombrante, », « l'horizon de leurs pensées était borné à cet étroit espace. », « A plus forte raisons ne savaient-ils rien de la campagne. »

⁴⁰² Ibid., p.198. « Ils étaient (cela est à la lettre) ivres de grand air et de sensations inconnues. »

⁴⁰³ DOWNS, op. cit., pp.47-51.

⁴⁰⁴ Ibid., p.55.

教員たちはその順位を次第に入れかえ、衛生よりもむしろ教育に重点を置くようになる。いいかえれば、当初の林間学校は虚弱な子どもたちの療養という目的が強かったが、次第にそれから遠ざかって散歩などにしてもより教育を重視したものに切りかわっていくのである⁴⁰⁵。この原因についてダウズは言及しないが、考えられるのは必要と判断される衛生習慣が社会に広まり、これを多くの子どもたちが身につけるようになったことである。そのため、あえて衛生を獲得するための活動である必要がなくなったのではないか。これは外的な要因である。また、活動の持つ価値に着目した考えとしては、自然や集団生活の持つ教育的な価値が多様かつ豊富であり、教員たちにとってはむしろ衛生以外の側面を利用することに意義を見出したのではないかということである。このように考えると、林間学校の初期のほうが後の時期よりも身体教育として健康増進を目的とした色彩が濃かったといえる。

活動規模の発展については、1910年にパリで行われた林間学校全国会議におけるプランテの報告を参考にしたい。それによれば、その時点における林間学校活動への参加児童数は全国で7万2866人で、そのうちの3万2776人がパリの児童であった。1901年にはフランス全体で8216人であったことから、数的にも規模の拡大が著しいことがわかる⁴⁰⁶。また、会議への参加団体の内訳は下の表のとおりであるが、全体に占めるパリの比重の大きさ、およびコミュン主導よりも民間による活動の方が圧倒的に多いことが明白である。ちなみに、『教育学辞典』によれば、この会議が行われた頃から夏ばかりではなく冬の林間学校活動が開始され、パリではこの前年末から年初にかけて438人がコート＝ダジュールで過ごした⁴⁰⁷。こうして、林間学校活動は急激に参加者を増やし、活動の時期も冬へと広げたのであった。

第4回林間学校全国会議参加団体数

	パリ	その他の地方	合計
コミュン	20	95	115
民間	245	345	590
合計	265	440	705

出典: *Congrès national des colonies de vacances (30 septembre, 1er et 2 octobre 1910)*, p.8.

こうした拡大を林間学校の「成功」とするならば、三つの側面から原因が考えられる。第一に、教育行政側、すなわち共和政府の意図にこの活動が沿っていたこと。それゆえに、林間学校活動を推進する委員会が結成され、学校基金からの補助を得ることができ、結果的にパリについては20世紀初頭にすべての区で実施された。政府が期待した役割は、林間学校の集団生活で得られる規律であり、その活動が目指した清潔さ、衛生の獲得であっ

⁴⁰⁵ Ibid., p.47.

⁴⁰⁶ *Congrès national des colonies de vacances (30 septembre, 1er et 2 octobre 1910)*, p.8.

⁴⁰⁷ BUISSON 1911, « Vacances (colonies de) ».

た。第二に、この活動が都市の労働者階級によって支持されたこと。貧しく劣悪な環境に生活する彼らの子どもたちは、その多くが慢性的に不健康な状態にあった。ダウンズは、子どもに身体的な規律を課すことから民衆階級を支配するための道具として林間学校をみなす、いわば操作主義的な見方に対して批判的である。そのような側面は認めつつも、「しかし、この見方はあまりに単純すぎて一方的でしかなく、19世紀後半のフランスの差しせまった物質的な文脈を無視するものである」⁴⁰⁸と評価する。この考えを本稿の関心によってさらに進めれば、労働者階級が自らの健康についてこれまで以上の配慮をするようになったことも考えられる。そうした傾向は、すでに述べた19世紀末の身体への関心の増大という文脈にあり、だからこそ強制ではない林間学校の活動に子どもをわざわざ送ることを選んだのである。このように、活動の主催者たる行政側と参加者である民衆側の両者が林間学校に利益を見出しえたことこそが成功の原因であると思われる。第三に、活動の本当の参加者である子どもたち自身に林間学校の活動が受け入れられたからではないか、ということである。たしかに活動が行政にも民衆の大人にも支持されたとしても、子どもたちがそれにうまく適合できる、あるいはそれが彼らに受け入れられなければ実施には無理が生じるであろう。子どもたちは都会と異なる自然環境のなかで解放感を抱いたことをサルセイの記事が指摘していた。林間学校は、ただ療養であるばかりでなく、子どもたちにとって気晴らしやレクリエーションとして機能したのではないか。それには活動自体もさることながら、自然という要素を無視しえない。19世紀後半において、自然への志向が余暇や療養と結びついて展開したことはすでに述べたとおりである。林間学校が子どもたちにとって気晴らしになりえたことは、バタイヨン・スコレールの活動に子どもたちが魅力を見いだせなかったり飽きてしまったりすることが多かったという先行研究の指摘とは対照的である。子どもたちがどのように教育活動を受けとめたのかということは考えられてしかるべき問題であるが、史料的な制約もあって教育史において述べられることがほとんどない。本稿でも子どもたちの受けとめ方までは踏みこむことはできないものの、彼らが自然のなかで解放感や喜びを感じたこと、それが林間学校の成功の背景にあった可能性を、以上の考察から指摘しておきたい。

第4節 リヨンの林間学校・野外学校

前節で検討したのは、教育博物館を介したパリ周辺および教育行政中枢のあいだの交流、そしてそれが『教育雑誌』に掲載されることによって全国的に発信された情報であった。活動の意義や有効性、模範とすべき内容などが示されたものの、では、そこでの議論がどのように地方都市に受容されていったのかといった点については不明も多い。そこで、本節ではリヨンにおける活動の実際を、公報や文書館史料から明らかにしたい。その際、史料的な制約に加え、本稿が都市による政策を考察の中心としていることから、コミュニケーションによる活動を対象とする。

まず、リヨンにおける林間学校活動はコミュニケーションだけでなく民間でも活発であったこと

⁴⁰⁸ DOWNS, *op. cit.*, p.37.

を確認しておきたい。資料編・表 5 によればリヨンでは少なくとも 8 つの事業があった。担い手は、コミュニオンが 2、民間では世俗団体が 1、プロテスタントが 2、カトリックが 3 となっており、官民とも、そして宗教団体もそうでないものも、子どもに対して夏期休暇中の活動を提供していたことがわかる。参加人数は団体によって異なるが、合計すれば 3000 人を超える子どもたちが参加していることになり、公立学校と私立学校に通うリヨンの児童が合計で 3 万 5000 人ほどとすれば、その約 8 パーセントほどの割合を占めていた。活動期間は 40 日ほどが一般的で、セルヴランの 21 日 (3 週間) は他の団体に比べて短い。前者の場合、同じ場所で 3 回に分けて子どもを預かるシステムとしているため、1 回の受け入れ期間が短くならざるをえない。一人当たりにかかる費用は 30 フランから 40 フランほどであるが、この全額を参加者が負担したわけではなく、参加費は団体ごとに設定されていたか、あるいは無償での参加であった。このように、部分的な差異はあるが、20 世紀初頭のリヨンにおいて複数の林間学校活動が主催されており、各団体が競いあう状態にあった。

1. セルヴラン林間学校

リヨン当局が関係した林間学校活動は、1895 年と 96 年に虚弱な子ども男女合計 400 人ほどを対象として試験的に実施されたことから始まった。おそらくこの結果が良好であったと判断されたのであろう。当局は活動のための恒常的な施設が必要であると考えたところ、先の活動でも土地を貸していたフィッシュという人物が工場であった施設および庭込みでリヨン市に対して賃貸を申しでた。施設については同市の建築家が建設の見積もりを 5 万 5000 フランと見て提出し、これに対して衛生事務所が衛生的な観点から要求を出したため、最終的には 6 万 1000 フランの費用が計上された。フィッシュは、向こう 50 年間、1 年あたり 400 フランの貸し賃で、イゼール県パルミリュのサン＝セルヴラン (Saint=Serverin) の土地を提供することとなった⁴⁰⁹。1897 年 3 月 18 日に市長からコミュニオン議会に対して提案されたこの件が、リヨン当局主導によるセルヴラン林間学校の始まりとなった⁴¹⁰。

1896 年に行われた活動について、『公衆衛生および法医学年報』に報告が寄せられている⁴¹¹。第一団はすべて女子で 100 人、7 月 6 日から 27 日まで滞在し、このうち 2 人が規律を守らなかったため親元に送りかえされた。第二団もまた女子のみ 100 人の参加で、8 月 3 日から 25 日まで、雨の多い天気が続いたにもかかわらず体重の増加が見られ健康に過ごすことができた。第三団は男子 98 名で、8 月 26 日から 9 月 17 日の日程であった。以上のように概要が述べられたあと、それぞれの団体における体重、身長、胸囲の伸びが示されたうえで、それらの数字の 1895 年と 1896 年の比較や、パリにおけるコティネの活

⁴⁰⁹ 1913 年にはリヨン市がフィッシュから一部の土地を 6000 フランで買いあげると同時にフィッシュから 6000 フランを贈与するという形で、土地を事実上無償で市が取得することとなった。BMO, 1913, p.203.

⁴¹⁰ BMO, 1897, pp.187-188. この時のタイトルは「Colonies de vacances」であったが、1898 年 2 月 18 日の記事 (BMO, 1898, p.172) 以降は「Colonies scolaires」へと変化している。

⁴¹¹ VUILLERMOZ M. (1897), « Les colonies scolaires de vacances à Lyon », *Annales d'hygiène publique et de médecine légale*, 3-38, pp.264-271.

動や全国平均との比較が行われている。細かい数字は省略するが、それらの比較にもとづく数字によってセルヴランの活動の有効性が報告されている。このように、林間学校活動が子どもの成長に与えた影響が公衆衛生の専門誌に示され、その際に指標となったのは体重、身長、胸囲の数値であった。

その後、設備の拡張などもあって参加人数は増え、1909年には各回150人となった。史料が比較的多く残るこの年について、林間学校の責任者となったヴァラ (Valat) の報告から考察したい⁴¹²。第一団は7月7日の出発となったが、この時に学校視察医師が訪れて児童たちの健康状態をチェックしている。このうち、47人の女子は非常に清潔であるとされたが、11人はたいへん不潔であったので、到着時に髪を切ることを条件に参加が認められた。第一団は麻疹が3件(児童2名、用務員の女性1名)発生したので、すぐに隔離が行われ、セルヴランで治療を受けた。彼女らは、他の参加者が29日に帰路についたのとは別に、その翌日に自動車での帰り道をとった。第二団の出発時も医師が立ちあい、この時は15人の児童が不潔のため、到着時の散髪を指示された。この回には助役2名や事務総長がセルヴランを訪ねている。第三団は衛生事務所長ルジュールが出発に立ちあい、他のときにも行われている子どもたちの検診には別の医師が赴いた。さらに、この回には土地を提供しているフィッシュを伴ってルジュールが視察に向かった。全体として、衛生状態は良好で、木々のあいだをめぐる散歩や、工作、唱歌などを行い、子どもたちは体重を増加させ、のんびりと過ごすことができた。以上がヴァラによる報告内容であるが、女子の団体である第一団と第二団の出発時に不潔であって髪を切ることを指示しているのは、頭髮にシラミがたかっていたのであろう。また、林間学校事業の開始後10年以上経過した段階であるが、市の助役なり衛生事務所長などが視察に訪れ、活動の実際をみずからの目で確かめようという姿勢が見られた。

これら子どもたちの引率および監督は公立初等学校の教員が行った。「colonie scolaire」というように「学校の」という形容詞がセルヴラン林間学校に冠されるのは、次項で述べるとおり子どもたちの選抜が学校をベースとして行われたことに加え、教員が関わっていることも大きい。したがって、引率者はリヨン当局が選んでいるが、アカデミー視学官に対して許諾を求める必要があった⁴¹³。

1909年の規則によれば、引率者(Surveillant)は1人あたり25人の児童を受けもった。150人の団体に付き、6人の教員が同行したことになる。その仕事は多岐にわたる。子どもの名前や住所、生年月日、持ち物のリストなどを手帳に記入すること、子どもの身づくろいの手伝い、寝室の環境整備、児童の具合が悪い時に看護師(infirmière)に知らせること、必要な場合に罰を与えること(ただし、体罰や食事を抜くことは禁止された)などである。教員による引率ではあるが、史料を見るかぎり林間学校では学校のような授業は行われていない。

ヴァラの報告書に添付されているデータを検討してみたい。初めに、参加児童の体重の増加が示されており、各回の平均がそれぞれ1.225キログラム、1.652キログラム、1.862キログラムとなっている。これらは虚弱な体質の子どもが林間学校で体力を付けた証とい

⁴¹² 以下1909年の事例については断りがなにかぎり AML, 1814 WP 087 を参照。

⁴¹³ 1909年4月13日付、リヨン市長からアカデミー視学官に宛てた書簡の写し。AML, 112 WP 007.

うわけである。成果の指標はもっぱら体重であり、身長は考慮されていなかった。次に、期間中の食料消費量は下のとおりである。もちろん、他の食料も摂ったであろうが、具体的なメニューを記した史料はみつけれなかった。ここからは、重視されていた項目が、牛乳、ジャガイモ、パン、肉、そしてワインであったことが読みとれるのみである。

食料消費量

	牛乳	ジャガイモ	パン	肉	ワイン
第1団	1157 リットル	701 キログラム	1607 キログラム	750 キログラム	2600 リットル
第2団	1117 リットル	630 キログラム	1365 キログラム	726 キログラム	
第3団	1183 リットル	850 キログラム	1807 キログラム	760 キログラム	

このなかで奇異に感じられるのはワインであろう。2600 リットルという数字はすべての合計であろうから、子ども1人の1日当たりの消費に直すとおよそ200ミリリットルから250ミリリットル程度、すなわちコップに1杯ほどである。本章第1節で述べたとおり、フランスにおけるアルコール消費量は増加していた。特に高濃度のアルコールを標的とした反アルコール運動も生じていた。しかし、ワインやビール、りんご酒などのようなアルコール類は「健康飲料」であるとの考え方が医師のあいだにも根づよく、肺結核などの衰弱性の病気や熱帯病の予防になるということで、その強壮効果を賞揚した人々も存在した。さらに、ワインについては特に、「食品」と見なされたり薬効のある成分を添加した「薬用ワイン」も存在するなど、有用性や毒性について見解が一致していなかったとされる⁴¹⁴。そうしたことをふまえると、林間学校においてワインは虚弱な児童に滋養を与える薬とみなされていたように思われる。

ワインの飲用の仕方については不明であるが、アルコールをそのまま摂取していたのではない可能性もある。教育史でしばしば引用される回想録として、マルセル・パニョルのそれが挙げられる。小説家・劇作家・映画作家パニョルは1895年生まれであるから、彼の9歳から10歳頃を著した『少年時代2 母のお屋敷』の話題とは数年のずれしかない。その著作では、初等学校教員である彼の父はアルコールを害だと信じており、酒好きのマルセルの伯父ジュールと対立する場面がいくつか描かれているのだが、クリスマスの夜にジュールは沸騰させてアルコールを抜いたワインを子どもたちに与えている⁴¹⁵。ここでは健康のためという名目ではないが、セルヴラン林間学校でもこうした形でワインを飲んでいたことは十分考えられる。あるいは、後述するヴェルネ野外学校では水を加えて飲むことになっており、ここでもそうしたやり方をしていたのかもしれない。

データの検討にもどると、次に記されるのは寝小便の数と人数である。これについては、ヴァラも特に言及をしておらず、付けくわえるべきことはない。

⁴¹⁴ スールニア, ジャン＝シャルル (1996) 『アルコール中毒の歴史』本多文彦監訳・星野徹・江島宏隆訳, 法政大学出版局, pp.122-162.

⁴¹⁵ パニョル, マルセル (1975) 『少年時代2 母のお屋敷』佐藤房吉訳, 評論社, p.156.

寝小便をした子どもの数

	第1団	第2団	第3団
1回	5	7	13
2回	5	4	7
3回	4	5	4
4回	2	2	3
5回	1	2	3
6回以上	2	4	6

最後に、林間学校を訪れた両親の数が記載されている。第1団から第3団までそれぞれ7組、6組、4組であった。参加人数に比して決して多いとはいえない数である。子どもたちは一度リオンを離れたら、ほとんどは両親に会うことはなかったと考えてよかろう。これに関連して、1910年の市長あての書簡で両親の訪問を禁止してほしい旨をヴァラは訴えている⁴¹⁶。訪れるのは鉄道を無料で利用できる鉄道職員の家庭であり、彼らが訪問することで両親と会えない子どもたちのあいだで嫉妬や羨望、ホームシックを生むことになるので有害であるという内容である。子どもを見舞いたい親の心情が垣間見えるが、それができる家庭とそうでない家庭の差異もまたここには見られるようである。両親は林間学校への行きかえりに駅まで送りむかえに来ることが義務づけられていたが、あくまでそこからは子どもたちと引率者のみが望ましいとされたのである。

それでは、セルヴラン林間学校で子どもたちはどのような一日を過ごしたのか。管見のかぎりタイムスケジュールは1914年のものしか見つけられなかった。二度の朝食があるために1日4食となっていること、散歩もしくはレクリエーションの機会が1日の中でもかなりの比重を占めていることが見てとれる。子どもの体力を付けるために十分な食事と運動を確保することがスケジュールからも裏書きされる。なお、この表にはないが、毎週日曜日は朝の散歩のかわりに衣類や靴といった身のまわりの物品の洗濯をおこなった。パリにおけるコティネの林間学校活動についてダウنزの研究では、世紀転換期になるとこの活動が貧しく不健康な子どもたちのためではなく単なる学校の延長となっていく、すなわち慈善としての活動から離れていき、引率教員の側もあまり病弱で成績が悪い子どもを好かないという批判があったことが指摘されている⁴¹⁷。「レクリエーション」の実態がつかめないうちに確かなことは言えないが、レイ＝ヘルムは林間学校諸団体の動機は多様であったことを結論で述べており⁴¹⁸、リオンの場合は当初の目的のとおり衛生に重きが置かれていたのではないかと思われる。

⁴¹⁶ この書簡は、AML, 112 WP 007 に収められている。

⁴¹⁷ DOWNS, op. cit., pp.46-47.

⁴¹⁸ REY-HERME, op. cit., pp.369-372.

時間割(1914年)

6時	起床
6時～6時半	身支度
6時半～7時	朝食①
7時～8時半	小散歩
8時半～9時	朝食②
9時～10時	公園でのレクリエーション
10時～11時	歌の練習
11時～正午	公園でのレクリエーション
正午	昼食
1時～2時	公園でのレクリエーション
2時～3時	読書、手工
3時～4時	公園でのレクリエーション
4時	夕食
4時半～7時	大散歩
7時半～8時	公園でのレクリエーション
8時	就寝

どのような家庭の子どもたちがセルヴラン林間学校に参加していたのか。これについてもやはり 1909 年についてであれば、児童名、年齢、住所、財産状況（納税額と家賃に分けられている）、家長の給与、特記事項および区長の意見が記されたリストが残されている⁴¹⁹。リストは学校ごとに分けられて列挙されており、年齢はすべて 9 歳から 12 歳であることが確認できる。家長の給与はほとんどが 1 日当たりで記されており、この場合は 1.5 フランから 5 フラン程度、月あたりの記載はさほど多くないものの多くて 200 フラン程度である。年収の記載はさらに少ないが、1800 フラン程度がおおよそ上限である。年収による記載で、かつ収入の多い家庭には特記事項に「PLM の職員」という記述が目立つ。これは、のちに国鉄となる PLM 鉄道（La Compagnie des Chemins de fer de Paris à Lyon et à la Méditerranée）を指すのであろう。推測になるが、セルヴランまで鉄道を利用しなければならず、その際に運賃の割引などの優遇を受けるかわりに、その職員の子どもの他よりも収入が多めであっても優先的に参加が認められたのではないだろうか。そういった例外を除けば、年あたりの収入が 1500 フランに満たない家庭がほとんどである。特記事項で目立つのは、子ども（兄弟姉妹）の人数であり、これはほぼすべての児童について記載されている。1 人のみという記載もあるが、2, 3 人の場合がもっとも多く、4, 5 人の場合も珍しくはない。多子家族への扶助については 1900 年頃から国政の場でも議論されており、多くの子どもを持つ家庭を社会が支えていくべきだとする議論が展開されていた⁴²⁰。収入が少なくない場合でも参加可能であったのは、PLM 鉄道職員以外では多子であるこ

⁴¹⁹ 以下は、AML, 112 WP 007 による。

⁴²⁰ 岡部造史（2014）「フランスにおける児童保護と家族政策の形成：1913 年多子家族扶助法の成立をめぐる」『北陸史學』62, pp.10-15.

とが有利に働いているのであろう。また、寡婦という記述も多く、母子家庭にとっては養育にかかる費用負担が大きかったであろうことは想像に難くない。これらのことから、母子家庭、子どもの人数が多いことが林間学校への参加を推薦する際の重要な要素となっていたことがわかる。

これとは逆に、許可が下りなかった人々についてもリストが残されている。こちらは市長から衛生事務所に知らせる内容となっているが、名前が噛みあわないことから先のリストは参加を認められた人々のみを記しているものと推測される。不許可の理由の一覧は下記の表のとおりである。なお、この表においても〔 〕内は筆者による補足である。

理由はいくつかに分けられる。まずは転居してリヨンに住所がない者であるが、林間学校はリヨン市が住民に対して提供するサービスであるため許可が下りないのは不自然ではない。外国籍の者もそれに近い理由といえる。次に、収入が多い家庭の子どもが挙げられる。豊かであることを理由として参加が制限されていることは、林間学校活動が貧しい者のための活動であることを示している。

セルヴァンへの参加不許可の理由(1909年)

第2区	援助をほとんど必要としない家庭
	月の収入が900フラン
	上に同じ
	月の収入が200フラン(一子のみ)
	イタリア人。一子のみ
	〔判読不明〕
	月の収入が500フラン(一子のみ)
	転居済み
	退職警官(900フラン)病院職員
第3区	転居先不明
	この住所に存在せず
	月180フラン。一子のみ
	月250フラン。帰化をしていないドイツ人
	〔2人姉妹のうち〕参加は1人のみ
	〔納税額900フランか〕
	低年齢の子ども1人のみ
	ヴィルバンへ転居
	ポントルリエへ転居
	転居先不明
	要望を撤回
	上に同じ
	月200フラン。7人の子ども、うち5人は低年齢
	撤回。ヴェルネへ受け入れ
	食料品店。4人の子ども、うち1人のみ低年齢

	地主。2人の子ども、うち1人は就業
	この住所に存在せず
第4区	子どもは田舎に在住
第5区	年 2200 フラン
	地主。すでに田舎に在住
第6区	十分に裕福。費用の一部を負担できる
	一子のみ(支払い可能)
	裕福な家庭
	食料品店。裕福な家庭
	この住所に存在せず
	一部を負担できる

2. 学校基金

セルヴラン林間学校はリヨン当局による事業であったが、厳密に言えば運営は学校基金が行った。この機関の目的は、林間学校活動のそれと重なる部分が多い。ビュイッソンの『教育学辞典』によれば、「学校基金とは、勤勉な児童に対して認められた報奨や貧しい児童に与えられる援助によって通学を奨励し促すためのものである」と定義されている⁴²¹。制度としては第二帝政下の1867年に作られたことに端を発している(1867年4月10日法)。第三共和政下では、就学義務化に伴って通学を保証するためにすべてのコミューンに設置が義務付けられたのだが(1882年3月28日法)、1895年の段階でも学校基金があるのは全国で半数のコミューンのみであり⁴²²、リヨン市もこれを持っていなかった。それどころか、学校基金を設ける必要性を当局は認識していなかった。

リヨンにおける学校基金設立は、1893年にクレピュという人物の遺言をめぐる顛末から始まった⁴²³。地主であり年金生活者であった彼は、リヨン市に対して建物を遺贈し、第5区の管理のもと、毎年区内の学校に通う貧しい子どもたちに衣類や靴を買いあたえるためにこの建物からの収入を充てたいとした。最終的に1896年のコミューン議会で承認が得られたのだが、これに対して内務大臣が反対した。その根拠は、コミューンの学校への通学を促すための譲渡であるならば、コミューンではなく学校基金が受領すべきであるということであった。これに対してリヨン市長は、リヨンには学校基金がないこと、なおかつ市は学校基金創設の必要性は感じておらず、むしろ行政および民間団体の活動が二重化してしまうことを懸念していたとした。一例として、実際に林間学校の運営はすでにコミューンによって行われていることが付けくわえられた。さらに、学校のための遺贈(dons et legs)は1882年以来、県当局によって問題なく許可されてきたと述べ、市長は内務大臣に反論している。後者の反応は強硬なもので、学校基金を作らないのであれば、クレピュの遺贈は当面のあいだ処理を凍結することを命令するというものであった。結局のところ、

⁴²¹ BUISSON 1911, « Caisses des écoles ». « Les caisses des écoles sont destinées à encourager et à faciliter la fréquentation des écoles par des récompenses accordées aux élèves assidus et par des secours donnés aux élèves indigents. »

⁴²² Ibid.

⁴²³ 学校金庫の設立にいたる経緯および規約は、BMO, 1897, pp.169-171.

リヨン市は内務大臣の指示を承諾し、1897年11月16日で学校基金設立を議決し、翌年1月10日にローヌ県知事による規約の承認を得ている。以上の経緯から、リヨン市は学校基金について必要を認めておらず、内務大臣の態度から仕方なく設置へと動いたというように見える。

学校基金の規約は全14条より成る。第1条で、「この機関〔学校基金〕は、もっとも勤勉な児童に対し有益な書物や貯蓄金庫の手帳のかたちで、そして貧しく生活の厳しい児童に対して衣類や靴、冬季には温かい食事を配って援助を行うことで、公立初等学校への通学を促すことを目的とする」⁴²⁴として機関の位置づけが示された。資金については、①コミューン、県、国からの補助金、②基金や会費、③寄付、遺贈、慈善の募金や祭典の収益、④現物の提供の4種類とされた。このうち、最後のカテゴリはメガネや靴、衣類などを受け取る場合である。200フラン以上を支払った出資者と年間20フランを支払う加入者により学校基金協会（La Société de la Caisse des écoles）が結成されるが、執行部は各区の学務委員会から2人ずつの12人、県議会より4年任期で選ばれた10名の委員から成る委員会であり、市長もしくは公教育省を代表する委員（Adjoint délégué à l'Instruction publique）によって主催された。なお、これらすべての役職は原則として無報酬であった。学務委員については第1章第2節で述べたとおり地元の名望家たちが名を連ねており、執行部や加入者を見るかぎりにはコミューン住民による組織という性格がうかがえる。しかし、事態はもう少し複雑である。予算は委員会が毎年決定したが、決算報告と予算案は毎年コミューン議会に提出され、協会員による総会で活動報告と財政状況が報告されたうえで、写しがアカデミー視学官に送付された。実際の財政業務はコミューンの収税吏（Receveur municipal）によって行われ、規約の修正にはコミューン議会および県当局の承認が必要であるなど、コミューンや議会による管理も強力なものであった。学校基金は、完全な行政機関とは言えないものの、半官半民の性格を持った組織として作られた。この機関が林間学校の運営をおこなうことになったのは、通常の業務において貧しい家庭の子どもたちの状況を把握しており、そのような人々への援助という点で目的に即していたためであろう。

その後の位置づけの変化を整理しておきたい。1903年のコンセイユ・デタによる政令（Arrêté）において、学校基金は公共機関であって慈善の組織でなく、コミューンに付属する学校のための機関であるとされた。したがって、私立学校もしくはそこに通う児童への援助はできないことが明確に示された⁴²⁵。1907年には公立学校の活動を奨励・援助・

⁴²⁴ Ibid., p.171. « Elle[Une Caisse des écoles] a pour but de faciliter la fréquentation des écoles primaires publiques par des récompenses sous forme de livres utiles et de livrets de Caisse d'épargne, aux élèves les plus appliqués, et par des secours aux élèves indigents et peu aisés, en leur distribuant des vêtements et des chaussures, et pendant l'hiver des aliments chauds. »

⁴²⁵ 私立学校に通う子どもたちは、学校金庫と類似した活動を行う民間団体から援助を受けることができた。1900年の学校金庫の状況をローヌ県知事が公教育省に知らせる報告のなかで、多くのコミューンで学校金庫が機能しないひとつの理由として民間団体の存在を挙げている。加入者が集まらないのも、民間団体の方へ流れていた可能性も考えられる。AN, F/17/12243（1901年10月25日付の書簡）。学校金庫に限らないが、1900年時点でリヨンの民間団体が扶助に使う額はコミューン当局のおよそ10倍であったとの試算もある。DUMONS Bruno, POLLET Gilles (1996), « Elites urbaines et politiques sociales :

発展させるために学校基金の設置がコミューンに義務化された。リヨンと同様、会費の他にコミューン・県・国からの補助金を資金とし、予算は毎年コミューンの予算に計上されることが義務とされた。こうして、当初のコミューンの自発的性格は消え、学校行政付属の機関、そしてコミューンの一行政機関へと変化していくこととなる⁴²⁶。

ちょうどその頃の学校基金の財務状況を示すのが下の表である⁴²⁷。全体を見ると、収入が 8762 フラン 99 サンチーム、支出が 8492 フラン 85 サンチーム、したがって 270 フラン 14 サンチームの収入超過であった。これに資産を加えて 4 万 7000 フランほどの資産を保有している。収入の半数近くが分担金であり、これはコミューンなどからの補助金と加入者の会費を合わせたものであろう。ただし、内訳は不明である。寄付や祭典を主催した際の収益を合わせれば分担金と同じぐらいになるため、完全に行政が資金を提供しているというわけではない。支出面では、詳細が不明な項目もあるが、やはり物品を購入して児童に配るための費用が大きなウェイトを占めている。これに比べれば「林間学校への援助」はごくわずかである。林間学校にかかわるすべての費用をこれだ賄えたとは思えないため、運営の主体は学校基金であっても、活動費は別の財布、おそらくリヨン市から出されていたと考えるのが妥当であろう。

会計年度 1906-1907 年

1907 年 7 月 31 日付決算の財務状況

収入		支出	
分担金 (Cotisation)	3496.00	印刷物と運営費用	515.25
寄付・募金 (Dons, quêtes et collectes)	1732.60	掲示物	93.00
物質的援助 (見なし換算)	486.00	分配者 (distributeur) の給与	90.00
メトロポール・サーカスの祭典での収入 (1907 年 1 月 11 日)	1737.75	1906 年と 1907 年のための現金化の支払い (Honoraires d'encaissements)	534.80
積立金の配当と利息	1310.64	カタログの作成	314.00
収入合計	8762.99	林間学校への援助	286.35
差し引くべき右の支出	8492.35	学校共済組合への分担金と補助金	325.00
収入超過分	270.14	木靴 (petits sabots) 購入費	68.00
1906 年 8 月 1 日の財産	46794.16	靴の購入費	2464.50
1907 年 7 月 31 日付の社会財産合計	47064.30	エプロン、靴下、ニットの衣類購入費	2901.90
		長ズボン購入費	413.85
		物質的援助の使用 (見なし換算)	486.00
		支出合計	8492.85

De l'évergétisme aux oeuvres républicaines d'une grande municipalité : Lyon sous la Troisième République », Jacques-Guy PETIT et Yannick MAREC, dir., *Le social dans la ville en France et en Europe (1750-1914)*, Paris, Éditions de l'Atelier / Éditions Ouvrières, p.237.

⁴²⁶ 梅澤, op. cit., pp.353-362.

⁴²⁷ ADR, 4M 575. 管見のかぎり、学校金庫の財務状況を記す史料は他に見当たらなかった。

林間学校への資金が多くないからといってそこに力を割いていなかったわけではないことは、1909年4月17日の会合で取り決められた委員会構成を見ればわかる⁴²⁸。委員会は、事務担当、財務担当の他に、「祭典・広報 (fête & propagande)」担当、「ヴァカンス (vacances)」担当に分けられ、それぞれに4人の委員が所属した。なお、この日の会合では富くじの抽選会の日程が決められており、こうした事業を「祭典・広報」が担っていたものと思われる。林間学校を担当するのが「ヴァカンス」で、委員はヴィアル (Vial)、メイエ (Dr Mayet)、ギヨー (Guillaud)、コーン (Kohn) であった。この他、特別委員会としてアルデシュ委員会 (Commission pour l'Ardèche) があり、これは先に示した資料編・表5の「リヨン子ども山地事業団」に関連する。また、臨海コロニー委員会 (Commissioin pour les colonies à la mer) も設けられ、いずれも委員は上に示した委員会の枠を超えた4人ずつであった。以上、委員会の陣容からすると、組織内部の運営に必要な事務担当と財務担当を除けば、資金を集う場ともなる各種祭典の実施とならんで林間学校事業が学校基金にとっての主要事業であったと考えられる。

就学義務化によって、学校に通うのに必要となる物品などの貧困層に対する扶助が求められた。リヨン当局にとって当初は必要性を感じない学校基金であったが、設置後は本来の制度上の目的である貧困家庭への物質的援助を行うとともに、委員会を設けて林間学校の運営に携わった。参加児童の検討からも明らかのように、林間学校活動は貧しい子どもたちへの支援の一環であり、十分な栄養と運動を享受できる健康増進の場となった。ただし、それらはすべて公立すなわちコミューンの学校に通う子どもたちが対象とされており、引率者は公立学校教員で、なおかつ通う学校ごとに参加者が選ばれるなど、学校という枠が基盤となっていた。そのうえで、委員が学務委員であったり実質的にコミューンによる管理・運営が見られたりと、学校基金はコミューンの組織として機能した。衛生事務所長や助役などの視察が行われていたことはその証左である。したがって、セルヴラン林間学校などの活動もコミューン主導によるものと見なすことができ、同様の活動を民間団体が展開するなかでコミューンの事業もその一角を占めた。

ただし、学校基金の設立のきっかけがクレピュによる遺贈であったように、1907年の決算においても収入に占める寄付や募金の額は決して少なくなかった。リヨンではコミューンに対する遺贈のおよそ半数が学校関係にあてたものであり、奨学金や食堂などの設備へ財産が遺された⁴²⁹。都市民のコミューンへの愛着とフィランソロピーが結びつき、学校や児童の教育環境や就学条件の改善のために援助を行った。そのような都市住民の関心を合わせて考えると、制度は国によって定められ、運営はコミューンに委ねられる部分が大きいとしても、都市住民の学校基金や林間学校活動への支援が根底にあったといえるのではないか。

3. ヴェルネ野外学校

世界初の野外学校は1904年のベルリン近郊に位置するシャルロテンブルクで誕生した。ヘルマン・ノイファートの旗振りのもと、マツの植わった広大な土地に置かれた

⁴²⁸ AML, 96 WP 002.

⁴²⁹ DUMON, POLLET (1996), op. cit., pp.233-234.

「Waldshule」では、教育、ゲーム、ジムナスティック、昼寝、衛生的なケアが合わせて行われた。そして、その活動は、結核や学校衛生の国際学会ですぐに話題となって広く知られることとなる。それをフランスにもたらしたのは、大学における小児科学の教授であったジョゼフ・グランシェ (Joseph Grancher) であり、彼の呼びかけに応じてフランス初の野外学校を設けたのはリヨン市長エリオ、そして当時は学校視察医師を務めていた後の衛生事務所長ポール・ヴィーニュであった⁴³⁰。リヨンから約 8 キロメートル離れたヴェルネに開校した野外学校は、1907 年には 35 人、翌年には 50 人の児童を受け入れた。

ヴェルネ野外学校を創設するにあたって、エリオはリヨンという街、そこに住む子どもたち、そしてその健康状態をどのように見ていたのか。それらを述べる言説がリヨンの公報に掲載されているので、それに沿ってエリオの考えを明らかにしたい⁴³¹。主張の展開をあらかじめ示すならば、大都市の居住環境がとりわけ貧しい家庭の子どもにとって有害になっているという認識のあと、これまでの対策では不十分であるため野外学校設置の必要性が訴えられ、具体的な実現方法を提示するという流れとなっている。

まず、子どもたちに病気への抵抗力を付けさせること、乳幼児死亡を減らし、将来を担う世代の身体的な価値を増大させることが目下取りくまれている社会的な課題とされている。ところが、「きわめて欠陥のある衛生状態、人口集中によって引き起こされる感染の危険が常にあることのため、大都市の中心部はとりわけ子どもの健康にとっては不適切である。そのなかでも財産の少ない階級に属する子どもは、多様な病気にもっとも感染しやすい状態に常に置かれている。彼らの虚弱な器官は、しばしば遺伝的な欠陥に汚され、量や質の悪い食事によって不健康な状態となっており、それら病気の格好の餌食となる」⁴³²。実際に、パリの学校に通う子どもの 15 パーセントが結核にかかっているとして、状況の深刻さが示される。エリオのこの言説は 1902 年公衆衛生法のもとではあるが、それも含めた衛生に関する諸法やさまざまな衛生学者の助言が功を奏しておらず児童を感染から守るのに十分ではないとされた。おそらく林間学校活動や学校給食などを想定しているのであろうが、学校援助事業 (les oeuvres d'assistance scolaire) は議論の余地のないほど有益である (ayant une incontestable utilité) にもかかわらず、ほとんどの場合に無力であるとの厳しい評価がなされる。

そこで、野外学校の必要性が示されるわけであるが、その内容はグランシェが医学アカデミーにて示した結論を受けたものである。すなわち、「病弱で繊細な子どもの健康に対して未来への保証を与えること、彼らの健康がさらされる数々の感染や、彼らにのしかかる

⁴³⁰ CHÂTELET Anne-Marie, LUC Jean-Noël (2007), « L'école de plein air en France au XIXe siècle : politique municipale et prévention de la tuberculose », Yannick MAREC, dir., *Ville en crise? : Les politiques municipales face aux pathologies urbaines (fin XVIIIe - fin XXe siècle)*, 2^{ed}, Paris, Creaphis, pp.305-314.

⁴³¹ 以下、エリオの言説は BMO, 1907, pp.181-182.

⁴³² « Les grands centres sont particulièrement défavorables à la santé de l'enfant, en raison surtout des conditions hygiéniques forcément défectueuses et des risques continuels de contamination qui résultent de la nécessité de l'agglomération populaire. L'enfant, appartenant aux classes peu fortunées, s'y trouve de façon presque permanente dans les conditions les plus propices à l'envahissement d'affections diverses auxquelles son organisme débile, souvent entâché de tares héréditaires, mal entretenu par une nourriture insuffisante ou de mauvaise qualité, présente un terrain de choix. »

遺伝的または個人的な深刻な資質を彼らから長期的に避けるための有効な方法。それは、虚弱を生み出すような不十分な環境から彼らを引きぬくこと、十分な期間、日差しや大気のもとで生きいきと過ごさせることである」⁴³³。このような考えはすでに医学界で推奨されていることでもあり、1904年から下院においてマロ（Marot）によって主張され、結核予防委員会においてその長であるレオン・ブルジョワによって推奨されていることであった。このため、グランシェの発言は衛生に関心のある人々のあいだにすぐ反響を呼んだという。1906年には、野外学校普及のために「野外教育同盟 (Ligue pour l'éducation en plein air)」が結成された⁴³⁴。

野外学校を実現するには二つの方法が考えられた。一つは、田園の自然豊かな環境のなかの木陰または風通しの良い場所に置かれ子どもたちが通う学校である。ただし、この方法では、子どもたちは家族や学校の閉じこもった空気から日中は引きはなされるが、それ以外の時間は衛生状態のよくない家庭環境に置かれたままになって病気にかかったり虚弱になったりする。そこで、「理想的な野外学校はもちろん第二の方法である。すなわち、必要な期間ずっと新しい場に病弱な子どもを置いておくことであり、例えば、数カ月間すなわち一季節、澄んだ空気のなか、田舎の活力を与える環境のなかで食事をさせ、遊ばせ、勉強させ、眠らせることを、行わせることである」⁴³⁵ということが訴えられた。

野外学校の具体的な設立・運営の提案は以下のとおりである。ヴェルネのコミュン所有地に5月1日から8月1日までの期間で学校を置くこと⁴³⁶。授業は室内ではなく木陰などを利用して屋外で実施すること。ただし、虚弱児の体力増進を目的とするものであるから、授業は最低限に制限され、休み時間が長く取られた。施設の衛生状態や食事に配慮がなされ、医師による訪問は毎週あり、個々の児童に必要な処置が個人カルテに記載される。完全な寄宿制とされたのは、上記の主張に沿ったことによるもので、月に1回か2回の両親の訪問が認められた。ここに参加する児童は衛生事務所によって選ばれたが、伝染病の感染者は厳禁とされた。セルヴラン林間学校の受け入れが女子300人に対して男子150人と男子の方が少ないため、初年は男子のみについて実施するとされた。だが、ベッドの設置可能数からひとまず40人を定員とし、当面35人が対象となった。子ども1人当たり1日にかかる費用を1フラン50サンチームとしたうえで、初期建設費をふくめて約1万フランと予算が見積もられたが、この分は当該年度の予算のうち初等教育の児童に当てられ

⁴³³ « Un moyen efficace de donner à la santé d'un enfant chétif, délicat, des garanties pour l'avenir, de mettre cet enfant de façon durable à l'abri des contagions nombreuses auxquelles il est sans cesse exposé, à l'abri des prédispositions graves héréditaires ou personnelles qui pèsent sur lui, consiste à le soustraire aux conditions défectueuses du milieu dans lequel il s'étiole, à le faire vivre pendant une période suffisante à la lumière et au grand air. »

⁴³⁴ VILLARET Sylvain, SAINT-MARTIN Jean-Philippe (2004), « Écoles de plein air et naturisme : une innovation en milieu scolaire (1887-1935) », *Movement & Sport Sciences*, 51, pp.15-16.

⁴³⁵ « L'idéal de l'école en plein air est évidemment le second mode qui consiste à laisser de façon permanente pendant un temps appréciable, l'enfant chétif dans le milieu nouveau dont il doit retirer tant de bénéfiques, à le faire manger, jouer, travailler, dormir dans l'atmosphère vivifiante de la campagne, en plein air pur pendant des mois entiers, toutes une saison, par exemple. »

⁴³⁶ 公報の言説では示されないが、もともと野外学校に利用されたヴェルネの土地は市長の夏期の居住地であった。HERRIOT (1948), op. cit., p.178.

る 3 万 5000 フランの予算から利用できるとされた。

前節で述べたとおり、野外学校は一般的には常設の学校であったが、ここでエリオが提案したのは 3 カ月間のみ児童を受け入れる学校であった。林間学校との違いは、期間がより長いことのほかに、野外学校では通常の学校と同様に授業が行われるなどあくまで学校として運営された点にある。ただし、屋外での授業や長い休み時間などが通常の学校と一線を画している。期間を夏期休暇とも重なる 6 月から 8 月としているのは、気温が高いことと、屋外での授業や遊戯において日光をより多く浴びることができることを目ざしたためであろう。一日当たりの授業時間が少ないこともあって、夏期休暇の時期に授業時間を分散させる意味合いもあったのであろう。健康のための寄宿とはいえ、9 月になれば参加児童はまた通常の学校に戻るため、進度が極端にずれてしまうことは避ける必要がある。

リヨン市長の提案は 5 月には「野外学校 (école de plein air)」として公教育省から正式に設立が認可された。これと前後して、「学校献金団体 (Denier des écoles)」からは 35 人の児童分の衣類一式が、帽子製造業者であるムニエからは帽子が、野外学校の児童のために寄贈され、これらをリヨンは受領している⁴³⁷。さらに、映画の発明者として著名なオーギュスト・リュミエールからも、緊急用の薬や医療器具の入った救急箱の提供があった⁴³⁸。セルヴラン林間学校と同様に野外学校もまた、コミューン当局が主導した活動でありながら篤志家からの寄付を受けていた。

ヴェルネ野外学校の開校後、この学校に関する報告が 1909 年発行の『行政報告書』に掲載された⁴³⁹。学校の建物は高い天井と湿気の少ない空気、十分な大きさと数の開口部に恵まれた二階建てで、二階が寝室であった。一階部分には、広い玄関ホールがあり、雨天時にはここがレクリエーションの場とされ、水による清掃も可能であった。ホールの左手は食堂で、右手に大広間があり、ここは明るさも十分なために悪天候の際の勉強部屋となった。

ここに寄宿する児童は初年度は 35 人であったが、次年度以降は 50 人の予定とされた。児童の選別基準は、第一に子どもや家庭の社会的条件、第二に遺伝的な観点も含めた子どもの健康状態であった。ここで林間学校と異なるのは、グランシェが主張していたとおり、結核の最初期、すなわち十分治療可能であって伝染性のない病変に罹った子どもを最優先としたことである。同教授はそもそも野外学校を「サナトリウムでもある学校 (sanatorium-école)」とみなしており、彼の定義する第一段階と第二段階にある子どもの結核は、自らの経験上ほとんどの場合において治癒が可能であるということを訴えており、ヴェルネ野外学校もそれに従った。このため、35 人の児童のうち 28 人はグランシェのいうところの最初期の段階にある結核患者であった。おそらく、結核に「感染」しても「発病」および「排菌」していない状態にある子どもばかりを集めたということであろう。逆に、開放性結核を発症している場合にはこの学校に入ることはできなかった。そのような状態にある子どもたちは 9 歳から 13 歳までと限定されており、セルヴラン林間学校と同じ年齢にあった。いずれも親元を離れた集団生活を送るものであり、それなりに自分の身のまわりのことを自分で済ませられることが求められた。ヴェルネ野外学校の教員は 2 人

⁴³⁷ BMO, 1907, p.306.

⁴³⁸ Ibid., p.339.

⁴³⁹ 以下、ヴェルネ野外学校に関する報告はすべて DA, 1909, pp.257-285 による。

のみであり、日々の監督と授業を彼らが一手に担うことになった。

衛生的な事柄は厳密で、開校時の部屋や物品の消毒の徹底、ワクチン接種、衛生事務所による水質の検査、飲用の際の煮沸、さらに、リネンや身づくろいの物品は個人で使うことが求められ、学校医療視察は通常の学校の倍に当たる週に1回とされた。また、日々の時間割や食事にも特別の配慮がなされた。下の表に示したとおり、食事の回数が多さが目立つ。毎日かならず何らかの肉を摂取することが決まっており、1日あたりに摂る食品の種類と量の目安も定められている。なお、メニューは医師によって決められた。セルヴラン林間学校と同様にここでもワインがリストに挙がっているが、水を適宜加えて飲用したようである。ワインは当然アルコール飲料であるが、ここでもおそらく滋養強壮のために用いられたのではないだろうか。身体の洗浄については、温かいシャワーを最低週に1度浴びること、また、庭にプールがあり、これも同じく最低でも週に1度入ることが求められた。合わせれば水を使って全身を洗うことは週に2回となるわけであるが、貧しい家庭にとってはめったにない機会であったと考えられる。

時間割 (1908 年)

7 時	起床
7 時 15 分	洗面とトイレ
7 時 45 分	食事①
8 時から 9 時	園芸
9 時から 10 時	屋外で授業
10 時	食事②
10 時半から 11 時	屋外で授業
11 時から正午	レクリエーション
正午から 1 時	食事③
1 時 15 分から 2 時	昼寝
3 時から 4 時	屋外で授業
4 時から 5 時	食事④、レクリエーション
5 時から 6 時	屋外で授業
6 時から 7 時	園芸
7 時	食事⑤
8 時	就寝

肉類

月曜日	子牛肉
火曜日	牛肉
水曜日	羊肉
木曜日	牛肉か鶏肉
金曜日	子牛肉
土曜日	羊肉
日曜日	牛肉か鶏肉か兔肉

新鮮な魚介類が週に一度

児童一人一日あたり主要な食品の量

パン	400 グラム
肉（生肉の分量）	150から200 グラム
豆類	140 ミリリットル
青物野菜	250 ミリリットル
ワイン	250 ミリリットル
牛乳	90 ミリリットル
チーズ	15 グラム
ジャム	25 グラム
パスタ類かコメ	50 グラム

『行政報告書』では、結論として以下のように述べている。「結核感染の最初期において、子どもを治癒するにはサナトリウムや病院への入院はまったく必要でない。むしろそのためには、林間学校で得られるよりも長期にわたり、かつ細心の大気によるケアが求められるのである」⁴⁴⁰。すでに活発な林間学校活動のあるリヨンであったので、予算を付けるにあたりそれと野外学校の区別を示すとともに、この学校の有用性を結核治療において示した。

これまで検討してきたことをまとめると、ヴェルネ野外学校は、最初期の段階にある結核あるいは何らかの疾患を患った児童の治療を兼ねた寄宿制の学校としてコミュンによって設立された。それは、通常の学校の夏期休暇期間をも利用しながら、日光の多い時期に太陽を積極的に浴びるため授業は屋外で行われ、食事の量や栄養に配慮して体力向上と治療に努めるための学校であった。とりわけ貧しい家庭の子どもを対象としたことから、この学校への住民たちの寄付も寄せられ、コミュンによる貧困層への社会的扶助としての性格も強く持っていた。このような学校を設け、子どもを選別し、健康状態を管理するためには機能的な衛生行政が不可欠であり、さらには予算も含めてフランス初の野外学校の試みを実現するには政治力なしでは不可能であった。その点で、リヨンは財政的な余裕に加えてすでに実績のある衛生事務所と意欲のある若き市長エリオに恵まれていたのであった。

リヨンではその後も同様の施設設立に積極的な動きが見られた。ヴェルネ野外学校開校と同じ年の1907年には早くも、現在ではリヨンにおけるフランス国鉄の主要駅のあるパール＝デュー（Part-Dieu）に男子向けの野外教室（classe de plein air）を開くことが提案され、翌年には実現している⁴⁴¹。これは、政教分離法によって修道会「無原罪の御宿り（Immaculée-Conception）」の学校と教会の土地をリヨン当局が取得した関係で、エリオがこの場所に野外教室を作れないかと衛生事務所に調査を依頼したことから始まった。

⁴⁴⁰ DA, 1909, p.283. « A l'extrême début de l'infection tuberculeuse, la guérison de l'enfant ne nécessite nullement un séjour au sanatorium ou à l'hôpital, mais elle exige, d'autre part, des soins au grand air, plus prolongés et plus minutieux que ceux qui peuvent être donnés dans les colonies de vacances. »

⁴⁴¹ エリオによる提案は、BMO, 1907, p.436.

さらに、これは学校ではないが、6 カ月から 24 カ月までの母親から授乳の受けられない乳児を 6 週間ずつ 2 組に分けて預かる託児所をヴェルネ野外学校の施設内に開設している。ここでも学校視察医師が診察したうえで貧困層の子どもを選ぶことになった。貧困者、病弱者に対するエリオあるいはリヨン当局の関心の高さがうかがえる。

林間学校活動についてはパリの取りくみが教育行政中枢の目にとまって『教育雑誌』に論説が寄せられ、活動の推奨がなされていくことになったが、野外学校についてもエドゥアール・プティ (PETIT Édouard) の記事が寄稿されている⁴⁴²。(プティの説明) 基本的にはプティもエリオと同様の論の展開をしている。まず、パリやその他の大都市では虚弱あるいは病弱な児童が劣悪な住環境で体力を落としているということが挙げられ、そんな彼らにとって野外学校は「再生の学校であり救済の学校 (l'école de régénération, l'école de salut)」であると表現される。学校食堂、身体訓練、医師による診察など、これまで子どもの健康を守るための努力はたしかになされてきたが、虚弱児は放置されており、たとえ林間学校活動があってもたかだが 3 万人ほどを対象とするにすぎず、それでは十分ではない。そのため、「野外学校は、遺伝、先祖から受けついで過労、都市や学校への閉じこもりによる無垢な被害者たちにとって緊急に必要である」と位置づけられ、その「野外学校は、残念ながらも新たな必要に応えるのであるが、単なるサナトリウムでも単なる学校でもなく、これら二つの施設の性質を帯びたものである」と結論づけられた⁴⁴³。

ただし、林間学校に比べれば野外学校を主題とした論説はかならずしも多くない (資料編・表 3)。1912 年の記事はロンドンにおける野外学校について、1918 年の記事はローザンヌでの実践についてと、フランスに関する論説は見当たらない。シャルロットテンブルクにおける野外学校誕生から第一次世界大戦期まで世界中に同種の施設が拡散していくなかであって⁴⁴⁴、教育行政や教育界の動向を示す『教育雑誌』が林間学校に比べてこれにさほど関心を寄せないのは奇異にも映る。その理由として、一つは、すでに自然ゆたかな環境で虚弱な児童の健康を向上させるという試み自体はすでに林間学校で実践されて広く知られていたことが考えられる。しかし、それ以上に、林間学校が衛生の問題を通りこして通常の学校では到底できない教育実践の場でありえたこと、それゆえに教育界の注目を集めることになったことに対し、野外学校の場合には大きな教育的な価値が見いだされず、あくまで教育よりも治療の場とみなされたことであつたのではないだろうか。

第 3 章の結論

本章では、学校衛生の第二期である 1880 年代後半から第一次世界大戦までを分析した。この頃、公衆衛生という観点ではパストゥール革命の影響を受けた改革が進められた時期

⁴⁴² PETIT Édouard (1909), « Les Écoles de plein air », RP, 54, pp.147-156.

⁴⁴³ Ibid., p.151. « L'école de plein air s'impose, et de façon pressante, pour ces innocentes victimes de l'hérédité, du surmenage ancestral, de la claustration urbain et scolaire.

⁴⁴⁴ CHÂTELET Anne-Marie (2003), « Le mouvement international des écoles de plein air », CHÂTELET Anne-Marie et al., dir., *L'école de plein air : Un expérience pédagogique et architecturale dans l'Europe du XX^e siècle*, Paris, Recherches, pp.21-24.

でもあった。そのなかでカギとなったのは、レオン・ブルジョワを代表とする連帯主義であり、放任的な自由主義が修正され、国民の健康に対する社会的関心の高まりとともに、人々が被るリスクを国家が保障する各種の法律が成立した。これによって、一方で限界はありながらも行政が衛生を理由に住宅に対して関与できるようにもなり、他方で医療へのアクセスが容易になって、貧しい者だけでなく支払い能力のある患者も病院での治療を受けることが増えた。

同時に、第二期は大都市を中心に衛生事務所が設置され都市の公衆衛生行政が活発化する時期でもあった。世紀転換期に都市の技術者のネットワークが形成され、国際的な情報交換が進むなかで、リヨンもまたそこに積極的に参加した。連帯主義者である市長エリオの登場はこの動きを加速させ、彼はインフラの整備を中心としてリヨンという都市への積極的な投資を行った。

リヨンの都市衛生行政は衛生事務所ができることでこの機関を中軸として機能することとなった。それまで独立していた衛生業務を一本化し、改編を経て、権限を広げた。なかでも、当局が介入しづらい個人宅にくらべて学校は効果的な消毒、ワクチン投与の拠点としても機能した。おりしも、教育行政でも学校における健康問題が注目を浴び、少し遅れて学校における結核対策を考えはじめた頃で、学校は啓蒙活動などもふくめて結核対策の拠点となった。学校視察医師制度は依然として学校衛生の中心であったが、学校視察医師はかつてのように校舎の衛生を嘆くことは少なくなり、児童個々人に注目できるようになった。視察医師は、虚弱な児童に林間学校を勧め、児童の眼、歯、耳などに異常が認められた場合は専門医や専門機関へ紹介するなど、健康増進・治療への窓口の役割を担った。

学校をベースとした林間学校活動は、ちょうど学業過労や軍事教育の見直しがなされはじめる頃に教育関係者の注目を集めた。いくら学校を清潔にしても、長期休暇中はいまだ非衛生的な自宅で子どもたちが健康を悪化させることが懸念され、この期間においていかに悪影響を避けるか、逆にこの期間を子どもの健康にとっていかに活用するかが問題であった。そこでコティネの林間学校活動の実践が紹介されるとたちまち反響を呼び、『教育雑誌』上でも熱心に紹介されることで、この活動は教育関係者のあいだで市民権を得た。虚弱な子どもたちを集め、自然豊かな環境で食事や運動に気を配った共同生活を送らせることで、参加した子どもたちは衛生的な習慣や規律正しさを身につけ、なおかつ健康状態を改善させる。こうした活動は各地で人気を博し、20世紀初頭には林間学校の国際会議が開かれることにもなった。林間学校活動がこれだけの成功をおさめた要因としては、教育行政側の意図だけでなく、都市の労働者階級によって支持されたことが大きかった。子どもを活動に送りだした親の意図としては、子どもの健康や教育に配慮したのか、あるいは、長期休暇中の託児機能に期待したのか、その両方であるのかまではつかめなかったが、いずれにせよそうした需要があったことは確かであろう。そして、この活動は参加した児童たちにとっても気晴らしとして楽しめるものであった可能性があった。

リヨンでは民間の林間学校活動も活発ななかで、コミュニケーションもまた学校基金が中心となった活動を提供した。セルヴラン林間学校は、フィッシュによる土地や建物の提供を受けて1895年から開始された。参加児童は一部の例外を除いて収入の低い家庭、母子家庭、多子家庭などから衛生事務所の審査を通じて選ばれていた。活動においては、食事の量、レクリエーション活動や散歩などの運動に注意がはらわれており、世紀転換期に衛生より

も教育に重点を移す林間学校団体があるなかでは、リヨンの林間学校は当初の目的をあくまで追求していたと思われる。

この活動を運営したのは学校基金であり、この機関は貧困層の通学を支援するための組織であった。学校関係の寄付や遺贈を受けつけ、貧困家庭へ物的な援助を行っていた。半官半民の性格として設けられたが、20世紀初頭にコミューンの行政機関となった。たしかに、財政を中心としてコミューン当局の影響力は大きかったが、会費や寄付、事業収入に支えられる面もあった。学校基金、およびそれによって行われる林間学校活動は、寄付を通じて都市民のフィランソロピーが発揮される場でもあった。

林間学校が虚弱な児童の健康回復の場であったのに対し、1907年に全国に先駆けてリヨン近郊に開設されたヴェルネ野外学校は、最初期段階の結核を患った子ども、あるいは何らかの疾患を患った子ども向けの治療のための施設であり、寄宿制の学校であった。この学校を開くにあたっては市長エリオのイニシアティブによるところが大きく、運営にあたっては実行力のある衛生事務所が不可欠であった。学校基金と同じく、この学校に対しても住民たちの寄付が寄せられた。こうした条件が整って初めて、リヨンがフランスにおける野外学校のパイオニア的存在となることができたのである。

第4章 第三期（両大戦間期）——「日常のケア」

第1節 衛生事務所の社会事業

初等学校は初の世界大戦を経ても制度、カリキュラムや教育方法について大枠の変化がなかったと見るのが一般的である。国家と私立学校の関係においても目立った闘争はないばかりか、戦時中に結成された「神聖同盟」もあって、1924年から翌年の左翼カルテルであっても私立学校に対する厳格な処置は取られなかった。とはいえ、いくつかの点で新しい動きもあったことは確かである。就学率については、フェリーの時代に達成された数字のまま高止まりしていたのが、ようやく1932年、とりわけ1939年の家族手当によって残っていた未就学を解消するにいたったともされる⁴⁴⁵。

こうしたなかで教育界における新しい動きとしては、初等教育と中等教育の接続、および中等教育の無償化を旨とした統一学校（*École unique*）運動や⁴⁴⁶、林間学校・スカウト運動を通じた新教育（*Éducation nouvelle*）の導入が見られた。後者の学校外活動についてはレジャーの大衆化を背景としてこの時期に発展が見られており、第3節で考察を加えたい。また、学校衛生という面では戦争によって看護師が病院から社会へと出たことをうけて、学校看護師が新たな担い手として登場するのだが、これについては次節で詳しく分析する。

リヨンでは、両大戦間期を通じて衛生事務所管理下にある施設が増えていった。1920年代には乳幼児保護について母と子をまとめて議論することが基調となっており、哺乳瓶の配布や毎週の医療訪問などのサービスを行政が展開するようになった⁴⁴⁷。リヨンでも、出産や育児に関わる保育所（*Crèche*）が数を増やし、乳児院（*Pouponnière*）、授乳センター（*Centre de nourrisage*）、母親の家（*Maisons des mères*）などが新設された。乳幼児死亡を防ぐための衛生措置を重視して、コミューンによる保育所建設は1890年代からはじまっており⁴⁴⁸、その点はリヨンも例外ではなかった。なお、妊婦や新生児に対する扶助は戦前から法制化されていたが（それぞれ1913年6月17日法と同年7月30日法）、リヨンではそれとは別に1910年以来、貧しい妊娠5か月以上の妊婦に対して3食を無料で提供しており、その数は1910年から1925年のあいだに47万1139食に上った⁴⁴⁹。エリオも後に回想でこの事業について語っている。それによれば、アンリ・クレという女性が、パリの貧しい地区で10フランの資本金をもとに食堂を開いており、それにヒントを得て「授乳する母親のための食堂（*les Restaurants lyonnais pour mères nourrices*）」と

⁴⁴⁵ PROST, (1968), op. cit., pp.257-258. 未就学の解消の要因については諸説あるが、1930年代には改善されたことは確かであろう。上垣豊, op. cit., pp.159-162.

⁴⁴⁶ MAYEUR, op. cit., pp.674-680.

⁴⁴⁷ ROLLET-VEY Catherine (2001), « La santé et la protection de l'enfant vues à travers les congrès internationaux (1880-1920) », *Annales de démographie historique*, 101, pp.101-103.

⁴⁴⁸ コミューンによる保育所建設は1890年代からで、乳幼児死亡を防ぐための衛生措置が重視された。岡部造史 (2008)「保育所の成立と発展に関する試論：19世紀フランスの事例から」『生活科学研究』30, p.139.

⁴⁴⁹ BENOIT, op. cit., p.630.

いう同様の食堂を3軒建てた。彼の言によれば、それは「母親であれば誰でも、どこから来た者でも、歓迎される。そして一度入れば、そこは彼女の家であるのと同じである」という理念のもとに運営された⁴⁵⁰。ブノワは、病人や老人への扶助もふくめて、リヨンほど社会立法の完全な適用や公的扶助に充てられた予算を合理的に使ったところはなかったと評価している⁴⁵¹。

衛生事務所管理下の施設

	1904年			1919年			1928年		
	施設数	子ども	職員	施設数	子ども	職員	施設数	子ども	職員
保育所	7	86	15	10	187	26	10	40	40
乳児院				1	39	10	2	70	23
授乳センター							1	53	2
母親の家							1	90	25
								25	8
合計		86	15		226	36		423	73
	保護を受ける者			保護を受ける者			保護を受ける者		
	職員			職員			職員		

出典: AML, 519 WP 022.

先に見た妊婦と乳幼児のための施設に接続するのが学校であり、より社会扶助および医療的な側面が強いのが学校無料診療所であって、この医療サービスは数年で充実することになった。衛生事務所の施設内に置かれたこの診療所に来る子どもは、学校医療視察における医師の判断によって選ばれた。毎週木曜の午前到这里を訪れた児童は、1925年では、のべ6200人であった。終戦直後は歯科と眼科程度しかなかったが、この年にはすでに整形外科、整形体操科、結核診療科、放射線科（放射線検査）、皮膚科、神経科、耳鼻咽喉科がそろっており、それぞれに医師が配属された。この体制は両大戦間期のあいだ続くことになる。

各科を訪れた人数は次のとおりである。まず、結核の診療に訪れた子どもは全体で512人、そのうちの半数近くは通学を継続しており、残りはそれぞれの状況に合わせて病院なり林間学校なりへ送られた。なお、他の科についてはそれぞれ、耳鼻咽喉科607人、歯科299人、皮膚科65人、整形外科111人、整形体操科90人、神経科78人、眼科539人であった。なお、1938年には、結核診療910人、耳鼻咽喉科538人、歯科2225人、皮膚科254人、整形外科309人、整形体操科110人、神経科88人、眼科745人に、放射線検査が963人であった⁴⁵²。戦前に引きつづき、学校医療視察が専門医への窓口となっている点は変わらないが、両大戦間期には診療可能な科が充実することによって、学校での診察から学校無料診療所へという流れができ、結核診療に見られるようにさらなる処置が必要な場合にはより適切なケアへと進むことができた。

⁴⁵⁰ HERRIOT (1948), op. cit., p.188. « La mère, qu'elle soit, d'où qu'elle vienne, entre ; une fois entrée, elle est chez elle. »

⁴⁵¹ BENOIT, op. cit., pp.629-630.

⁴⁵² DA, 1939, pp.17-19.

結核の学校無料診療に訪れた子ども

処置	人数
ペロン〔病院〕に入院	53
予防施設への入所	4
ジヤン〔地中海の海浜病院〕へ	29
林間学校へ	42
通学を継続	230
結核無料診療所へ紹介された家族	50
その他の診療へ	98
シャリテやドゥブルス〔いずれも病院〕への入院	6
合計	512

出典：DA, 1925, pp.27-29.

しかしながら、これらの診療を行っていた医師たちはほとんどボランティアとして務めていた。創設の早かった眼科と歯科はもともと医師の善意に基づいて無償で提供されており、その他も一部で年に 500 フランの報酬を受け取る場合もあったが、無償であることが多かったようである。かなりの部分で地元医師の無償の協力なしには学校無料診療所を維持することはできなかった。そこで、1932 年には医師に対する報酬の提案が衛生事務所長からリヨン市長に出された⁴⁵³。すでにその段階では公教育省からの補助金から毎年 500 から 1000 フランの報酬を出すことに市長が同意していたが、衛生事務所長としてはそれにコミューンからも支出を上乗せした増額の提案をしている。すなわち、整形外科体操の医師と指導員の女性のみは 1500 フランとし、それ以外の医師に一人あたり 2000 フランの報酬を出したいというのである。彼としては、サン＝ティエンヌやストラズブルなど他都市の例をあげながら、それらの都市はコミューンの予算から貧しい子どもたちに対してリヨンより大きな額の支出をしており、リyonはまだ不十分であるというのであった。

補助金については、1920 年に設立された衛生扶助社会福祉省（Ministère de l'Hygiène, de l'Assistance et de la Prévoyance sociales）も学校医療視察に関連する業務に対して出しており、その内訳が 1925 年発行の『行政報告書』にある。総額は 3 万 9800 フランで、内訳は、学校無料診療所の医師や相談員への謝礼として 7000 フラン、学校無料診療所の肺病の診察に選ばれた子どもにかかった、シャトー＝デ＝アル野外学校運営のための学校基金への支払いとして 1 万 4211 フラン、学校無料診療所のための物品の購入や、学校無料診療所に通う虚弱な子どもへのメガネやさまざまな器具の供給として 1 万 1589 フラン、フランス＝アメリカ財団への補助金として 5000 フラン、ジムナスティーク女性団体への補助金として 1000 フラン、シャルヴァ夫人の林間学校に対する補助金として 1000 フランとある⁴⁵⁴。フランス＝アメリカ財団については次節で述べるが、一部の学校看護師を派遣していたことへの補助金であろう。シャルヴァ夫人の林間学校については、第 3 節でもふれるが、個人による林間学校活動であった。国家からの補助が得られることでリヨンの学

⁴⁵³ AML, 519 WP 022.

⁴⁵⁴ DA, 1925, p.32.

校衛生業務はより充実したものとすることができた。

一方で民間団体の協力も見られた。フランス＝アメリカ財団ばかりでなく、貧しい家庭に対して援助を行ったリヨン・フィランソロピー事業団（Oeuvre Philanthropique Lyonnaise）という団体があった。この団体は、無料診療所の眼科で診察を受け、メガネを指示されていたもののそれを買うことができない家庭が多かったため、彼らに対してメガネの提供を行っていた。実際、1924年に7人の子どもにメガネを提供していたのだが、それでは十分ではなかったため衛生事務所が学校医療視察のための補助金から12人に同じくメガネを与えることとなった⁴⁵⁵。

これまでに明らかになったとおり、両大戦期におけるリヨンの社会事業は、コミューンの支出に加え、医師たちのボランティア、民間団体の協力、国からの補助金を得て広範な展開を可能とした。ここで検討した子どもの健康をめぐる事業がそれらのアクターを結びつけることとなったともいえる。そのなかで学校の位置を考えると、利用者の多さや増加からも、依然として学校医療視察が無料診療へと導くためのカギとなっていたことは確かであるが、学校の外に治療なり健康増進なりといった場が増えることで、学校はあくまで窓口となっていくようにも映る。そうであれば、学校こそが公衆衛生の最前線であった第二期（第一次世界大戦まで）と比べると、学校の重要度は相対的に低下していったのではないかと考えられる。

第2節 学校看護師

1. 第一次世界大戦中の伝染病と看護師

第一次世界大戦中から1920年の『行政報告書』は存在しないが、出版が再開された1921年の衛生に関する章では、戦時中にはさまざまな条件にもかかわらず、概してリヨンの衛生状態は好ましく保たれたと評価されている⁴⁵⁶。とはいえ、いくつかの伝染病の流行があったこともまた記されている。たとえば、1917年（1917年11月30日から1918年2月15日）の天然痘の流行では18人の感染者が確認され、そのうちの4人が死亡した。そこで衛生事務所は県知事のアレテによって市民の再ワクチン接種を命じさせ、この処置を迅速かつ容易におこなえるよう、コミューン内の各所に無料ワクチン接種所を設けた。そして、48時間以内にリヨンの公立および私立学校に通うすべての子どもへの再ワクチン接種をおこなう種痘者の緊急チームを組織した。これらの処置と消毒手段によって天然痘は1918年2月末に完全に消滅した。次に、大戦中に各国を襲ったインフルエンザについては、流行の初期段階から、衛生事務所は張り紙や新聞を介して守るべき予防手段を公衆に知らしめたほか、商工業施設や人々が集まるすべての場所（教会、市役所、郵便局など）を毎日消毒するための特別業務を緊急に編成した。それでも、1918年9月15日から1919年2月15日のあいだ、スペイン風邪と呼ばれたこの病でリヨンでは1959人の死亡が記録された。こうして、衛生事務所は伝染病の防遏に奔走したこと、それが一定の成果を上げ

⁴⁵⁵ AML, 519 WP 022. 1924年3月29日付、衛生事務所長からリヨン市長への書簡。および、DA, 1925, p.32.

⁴⁵⁶ DA, 1921, pp.11-13.

たことが報告されている。

以上のような伝染病流行のほかにも大戦がもたらす医師不足や病床不足のために、多くの者が必要なケアを欠いているとの訴えがあった。これを受けた衛生事務所は、病人を訪問・看護する任を負った看護師の特別団体を編成し、市民病院や軍の病院あるいは助産師の団体から 92 人の看護師を採用した。それによって 2000 人を超える病人の世話が可能となり、そのための支出はコミューン議会で採択された特別予算によってまかなわれた。このように、大戦のさなかにおける衛生事務所による看護師の採用・編成の経験が戦後における学校看護師誕生の礎になったのではないかと思われる。

なお、本稿において「看護師」とする場合、ほとんどは女性を指す「*Infirmière*」のことであり、男性を意味する場合には「男性看護師」とする。佐藤典子によれば 2003 年現在でもフランスでは男性看護師を指す場合であっても「*Infirmière*」と総称することが圧倒的に多く、学校看護職に従事する者の男女比は女性が 96 パーセント、男性が 4 パーセントであるという⁴⁵⁷。

2. 看護職の養成

看護師が一般的な認知を得たのが両大戦間期であったとしても、宗教者によって担われてきた看護職が俗人による職業として成立したのはそれ以前のことであった。1878 年にパリのサルペトリエール病院とビセートル病院付属として二つの学校が開校したことを契機として、看護学校および看護師としての資格を証明する卒業証明書がここに誕生した。1893 年 7 月 15 日に無償医療扶助と看護学校の設立に関する法が公布されたことによって、看護職の養成に目が向けられ、職業としての発展の礎が築かれた。看護師の国家資格は 1922 年 6 月 27 日のデクレによって創設され、衛生・扶助・社会福祉省 (*le ministère de l'hygiène, de l'assistance et de la prévoyance sociale*) によって各種の看護職に対して資格が交付されることとなった⁴⁵⁸。なお、この時に固有の資格が作られた訪問看護師 (*Infirmière visiteuse*) は、1938 年にソーシャルワーカー (*assistante sociale*) と一本化されることになる。看護職は、19 世紀の最終四半期に宗教的な慈善行為から離れて社会的な立場を得ることとなり、両大戦間期に国家資格が作られることで専門性を強めることになるのであるが、最終的にその一部は医療の側から福祉の側へと吸収されるのである。

しかし、第一次世界大戦まで、看護師のほとんどは修道女でありつづけ、その数に大きな変動はなかった (1898 年に 1 万 2000 人、1913 年に 1 万 1813 人)。教育の分野で初等教育をめぐる反教権闘争が繰りひろげられていた世紀転換期、看護の領域では多くの場合に共和派も修道女の看護師を支持し、目立った対立は引きおこされなかった。1870 年代末から 1880 年代末にかけて 17 の病院の看護師の多くが俗人と入れかわったパリを例外として、地方では引きつづき多くの都市で修道女が働いていた。共和派が修道会の看護師を認めていたのは、単純に人材が足りないという実用的観点からばかりでなく、女性の「母性」

⁴⁵⁷ 佐藤典子 (2003) 「看護職権限と宗教的伝統：フランスにおける学校看護婦の自立性とその社会的承認」『昭和薬科大学紀要』37, pp.38-48.

⁴⁵⁸ DUBOIS FRESNEY Catherine, PERRIN Georgette (1996), *Le métier d'infirmière en France*, Paris, Presses Universitaires Françaises, pp.14-30. [C. D. フレズネ, G. ペラン (2005) 『看護職とは何か』, 久世順子, 刀根洋子, 平尾真智子訳, 文庫クセジュ]

や「家庭性」こそ看護師にふさわしいと考えられたからでもあった⁴⁵⁹。

リヨンの市民病院の特徴としては、修道女が看護師に占める比重の大きさがあげられる。1911年を例にとると、その比率は全国平均では40パーセント程度であったが、リヨンでは61パーセントであった。リヨン市民病院では修道女たちが行政に直接従うシステムを採用していた。たしかに、コミューン議会では市民病院を「世俗化」すべきであるという意見もあったが、市民病院の執行部は1920年まで知事からの任命であったため、コミューンは運営に強く干渉することができなかった。第1章第1節でふれたが、リヨン市民病院は膨大な土地を所有しており、財政が豊かなため自立性を保つことができた。反面、民間からの寄付に頼る部分も大きかったため、病院から宗教的な要素が薄れることで寄付が減るのを危惧してもいた。しかし、戦前から修道女が減少したことで、市民病院では看護師の人材難に陥った結果、職業訓練の十分ではない俗人女性や男性看護師に頼ることにも見られた。こうした状況は両大戦間期になってもつづいた⁴⁶⁰。

民間団体でも看護師養成が行われた。特に重きをなしたのが赤十字社で、フランスには三つの団体 (la Société de secours aux blessés militaires, l'Association des dames de France, l'Union des femmes de France) が相互に独立して存在した。赤十字による初の看護学校は1877年に遡ることができ、1912年には60の無料診療所を兼ねた看護学校を有し、6663人の有資格者をすでに輩出していた⁴⁶¹。リヨンの場合は、看護師の供給と養成にとってアメリカからの勢力が無視できないものであって、その筆頭にロックフェラー財団とアメリカ赤十字社が挙げられる。

石油王ジョン・ロックフェラーによるフィランソロピーとして1913年に築かれたロックフェラー財団は、誕生の時から公衆衛生の問題こそ第一に着手すべき課題として掲げていた。財団設立まもなく大戦が勃発したため戦時中は各種救済活動を展開したが、初期から世界的規模の医学教育ならびに公衆衛生問題の解決に意欲を持っていた。フランスとは、1917年から結核をめぐるフランス政府と協力して治療施設の設置に尽力するなどの関係を持っていた⁴⁶²。大戦後、財団は世界各地の医学教育と研究の改善へ乗り出す。フランスに関しては、パリは医学界の障壁が越えがたいと判断して、ストラスブルとリヨンを拠点とした。いずれの都市も重要な医学部を備えており、リヨンの場合は新しい病院（後のエドゥアール・エリオ病院）を建設中であったことが注意を引き、この病院に近接した場所へ医学部を移転したうえで、ここを近代医学の中心地とする計画に関心が示された⁴⁶³。

リヨンの側でも、ロックフェラー財団を迎え入れる素地は整っていた。医学部教授のクールモンがエリオの衛生政策に知恵を貸し、衛生事務所がコミューン衛生行政の要となっていたのはすでにみたとおりである。民間では、地元実業家一族であるジレ (Gillet) 家が、19世紀末から反結核団体に対して資金援助を行い、結核無料診療所をクールモンが開

⁴⁵⁹ SCHULTHEISS Katrin (2001), *Bodies and Souls: Politics and the Professionalization of Nursing in France, 1880-1922*, Cambridge, London, Harvard University Press, pp.28-29. KNIBIEHLER (2008), p.12.

⁴⁶⁰ SCHULTHEISS, op. cit., pp.51-84, pp.179-181.

⁴⁶¹ KNIBIEHLER, op. cit., pp.61-67.

⁴⁶² フォスディック, レイモンド B. (1956) 『ロックフェラー財団：その歴史と業績』 井本威夫, 大沢三千三訳, 法政大学出版局, pp.37-47, 80-83.

⁴⁶³ Ibid., pp.161-162.

いた際には資金を出すなど、公衆衛生改善への積極的な姿勢を持っていた。財団の活動は、彼らリヨンにおける公衆衛生の指導者たちにもよく知られているばかりか人的なつながりもあった。たとえば、ジレ家ではエドモン・ジレ (Edmond Gillet) が、19 世紀末にグランド・ツアーとして、1907 年と 1908 年に化学産業への事業展開のためにアメリカを訪れていた。また、1906 年よりロックフェラー医学研究所で勤務していたアレクシス・カレル (Alexis Carrel : 1912 年ノーベル医学賞受賞者) とリヨン医学部教授であったジャン・レピヌ (Jean Lépine) が友人であり、同僚とともに 1913 年に彼を訪ねていた。さらに、ジュール・クールモンの弟であるポールもまた医学部の教授であったのだが、彼もまた 1908 年のワシントンにおける結核会議の際にカレルを訪れていた。

あるいは、ロックフェラー財団とは別にアメリカ赤十字社とのつながりが大戦中に生まれていた。1917 年から 18 年の冬、リヨンでは幼児・児童の死亡に対するキャンペーンが展開された。その一つの対策として、アメリカ人看護師の監督のもと児童訪問員 (visiteuse d'enfants) による母親と乳幼児への家庭訪問が行われた。このとき、この役割を担う訪問看護師はクールモンのもとで一握りのみ養成され、無料診療所で働いていたにすぎなかったが、アメリカ赤十字社は設備やスタッフを供給し、新たに 4 つの診療所を開くために資金援助を行った。リヨンの産学官界は戦時中にこのアメリカの団体とも良好な協力関係を持ったのである。このネットワークを背景として、地元実業家らによる拠出金が 1919 年 2 月 11 日には 82 万フラン集まり、市民病院やコミューンからの補助金も得て、同月 28 日にリヨン商工会議所において「リヨン児童のためのフランス＝アメリカ財団 (Fondation franco-américaine pour l'enfance de Lyon)」〔以下、フランス＝アメリカ財団と略〕が結成されることとなった。児童保護というテーマをめぐってリヨンとアメリカが結びついたという以上の経緯を踏まえ、ソーニエとトゥルネスによる共著論文は、両大戦間期におけるリヨンの公衆衛生事業を「交差する慈善」および「共同事業」というタイトルで表現している⁴⁶⁴。

しかし、戦時中にヨーロッパで活動したアメリカ最大の団体であったアメリカ赤十字社は、戦争が終結したことで 1919 年には旧大陸からの撤退を始めたのに対し、ロックフェラー財団は戦後再建の支援を長期的なスパンで行うことを目指すこととなった。そこで、同年に結成されたのが医学教育部 (Division of Medical Education) であり、その目的はアメリカ外での世界における医学教育を推進することであった。この事務所が 1923 年にパリに置かれ、ここが両大戦間期におけるヨーロッパの中心拠点となった⁴⁶⁵。だが、看護師養成については、財団の看護師であったエリザベス・クローウェル (Elisabeth Crowell) と、1920 年に医学部部長となったレピヌ、そしてエドモンの妻であるレオニー・ジレ (Léonie Gillet) がトリオを組んだことで、1923 年に財団出資の新たな看護学校が開校し、リヨンが財団による看護師養成のハブとなった⁴⁶⁶。

⁴⁶⁴ SAUNIER Pierre-Yves, TOURNÈS Ludovic (2009), "Philanthropies Croisées: A Joint Venture in Public Health at Lyon (1917 - 1940)," *French History*, 23-2, pp.219-223.

⁴⁶⁵ TOURNÈS Ludovic (2007), « La fondation Rockefeller et la naissance de l'universalisme philanthropique américain », *Critique internationale*, 35, pp.183-187.

⁴⁶⁶ SAUNIER Pierre-Yves, TOURNÈS Ludovic (2010), « Rockefeller, Gillet, Lépine and Co : Une joint-venture transatlantique à Lyon (1918-1940), Ludovic TOURNÈS, dir.,

両大戦間期、リヨンに存在する看護師の状況をまとめると、修道女を中心とする市民病院、訪問看護師をかかえるフランス＝アメリカ財団、ロックフェラー財団と地元実業家による篤志で成立した看護学校があった。そして、衛生事務所は戦時中にさまざまな団体から訪問看護師を募った経験をおそらくは活かし、戦後になって学校で働く看護師を同じようにこれらの団体から採用し、編成して各学校に配属することになるのである。

3. 学校看護師

学校看護師の存在自体は第一次世界大戦前から知られており、1911年発行の『教育学辞典』にも「初等学校看護師 (Infirmière d'école primaire)」という項目が設けられている⁴⁶⁷。ただし、そこでは、数年前からイギリスやアメリカで学校医療視察を補佐する存在として学校看護師 (School Nurses) が登場したこと、それがフランスではいまだ知られていないとされている。外国での事例を紹介したのち、1908年からパリの第二区で2人の学校看護師による試験的な試みがなされていることがわずかに付けくわえられているのみで、フランスではこの新たな専門職はまだ端緒に付いたばかりとも言いがたい状況であった。

では、戦後になって学校へ看護師が関わるようになるのはなぜであろうか。クニビレールは、それまで活発ではなかった学校視察医師が第一次世界大戦後に急に必要になり、それにもなると学校看護師の需要が高まったとしているが⁴⁶⁸、これまでの検討から明らかのように、一部の都市において大戦以前から学校視察医師は学校衛生の要として機能していたのであって、学校看護師の導入には学校視察医師とは別の理由があると考えべきである。まず、一方で、先にみたとおり、戦時中にアメリカの諸団体からの助力を得て看護師が病院を出て社会のなかに活躍の場を広げていたことが前提となる。両大戦間期において、伝統的に看護を担っていた修道女にかわって俗人による職業として看護師が養成される体制が徐々に構築され、それによって病院の外で働くことができる看護師が増えたことでその学校訪問が可能となった。他方で、学校の事情からすれば、第1章第3節でも検討したとおり学校における衛生の主眼が日常のケアへと移ったことが重要であった。もちろん、伝染病の危険は消えたわけではなかったが、医者という専門知よりも教員の日常的実践がより普段の学校生活において重きをなすようになった。そうしたなかで、看護師は医師と教員の間的存在にあたり、なおかつ専門知を持ちながらも教員のように子どもの日常や家庭との関係を保てる位置にあった。学校看護師の需要はそのように新たに生まれたニッチにあったものと思われる。

リヨンでは1918年から学校看護師が採用されたことが史料上確認できる⁴⁶⁹。1918年11月30日付の衛生事務所長から市長あての書簡において、8人の看護師のリストが添付され送られているのである。いずれも女性で、経歴はさまざまである。ニースと場所の特定ができなかった「アウール」を除けば、勤務地が分かる者はいずれもリヨンの施設で働いていること、それから軍の看護師 (Infirmière militaire) が3人となっている。

L'Argent de l'influence : Les fondations américaines et leurs réseaux européens, Paris, Éditions Autrement, pp.70-75.

⁴⁶⁷ BUISSON 1911, « Infirmière d'école primaire ».

⁴⁶⁸ KNIBIEHLER, op. cit., p.190.

⁴⁶⁹ AML, 112 WP 008.

氏名	資格・経歴
Mad. LACROIX	免許を持たない軍の看護師
Mad. FARAT	アウール(Haour)の軍病院で3年勤務する免許保持の看護師
Mad. COMBAZ	アンティカイユ(Antiquaille)病院で9年間勤務する看護師
Mad. DUFIEUX LAURENT	免許保持の軍の看護師
Mad. GRANGE	3年間勤務の軍の看護師
Mad. FRANCE	ニースの個人宅の看護師
Mad. DUFENEY	ブロン(Bron)の保護施設で1年勤務の看護師
Mad. DHAYER	オテル＝デュー(Hôtel-Dieu)病院で6カ月、クロワ＝ルッス(Croix-Rousse)病院で7カ月勤務、個人宅で勤務の看護師

とりあえずは8人の看護師から始まったリヨンの学校看護師制度であるが、1919年には運用に関して規則が制定される⁴⁷⁰。そこでは、「学校看護師の職務は、学校の建物の清潔さと管理、すなわち学校全般の衛生状態および個々の児童の衛生状態の監督を目的とする」と規定され、さらに、「これらの職務を行うに当たって、自らの属する管区の学校視察医師の指示に従う」こととされた。それだけであれば学校視察医師の目的と大差はないが、次いで「その威信、能力、献身によって家族の信頼を得ることに取りくまなければならない」⁴⁷¹と添えられているところにこの職務の特質がある。すなわち、一方で視察医師と同じように学校施設や児童の衛生管理を担いながら、他方で家庭から信頼を得たうえで学校と家庭をつなぐ役割を期待されているのである。具体的な主要業務としては、学校施設の維持管理、児童の事故や体調不良の際の緊急処置、不衛生な児童がいれば家庭へ送りかえずこと、シラミの駆除、伝染病拡大の防止、家庭訪問、視察医師の補佐、衛生事務所への報告など多岐にわたった。また、毎週水曜日に学校視察医師の診察に付きそい、その際に医師より指定された子どもを毎週木曜に医学・教育無料診療所へ連れていくことも学校看護師の仕事とされた。家庭との関係では、「理由のない欠席の場合、または学校長の要求があった場合、看護師は家庭に赴いて欠席の理由を調査する。もし児童が病気であった場合は、ささやかながら世話をし、両親に対して予防の助言を行う」ことが定められた⁴⁷²。上記の職務のなかでも学校施設の維持管理が看護師にとって負担が大きかったようである。規則でも、校舎の掃除のほかにも、学校の解錠と施錠、関係のない者が侵入しないように監視する管理人のような仕事もあった。復活祭と夏季休暇期間には、一年に二度の大掃除と建物の消毒を行った。これらの職務の幅広さからも、学校視察医師だけでは到底カバー

⁴⁷⁰ 以下、1919年の学校看護師規則については、BMO, 1919, p.384.

⁴⁷¹ « L'infirmière scolaire a pour attributions : de veiller sur la propreté et l'entretien des locaux scolaires — sur l'état sanitaire de l'école en général et des élèves en particulier.

Elle est subordonnée, dans l'exercice de ses fonctions, au Médecin Inspecteur des Ecoles de sa circonscription. », « Elle doit s'attacher à mériter la confiance des familles par sa dignité, sa compétence et son dévouement. »

⁴⁷² « En cas d'absence non justifiée d'un enfant, pu sur la demande de M. le Directeur de l'école, l'infirmière se rend dans la famille et s'enquiert des causes de l'absence. S'il s'agit d'un enfant malade, elle peut l'assister par de menus soins et donner quelques conseils de prophylaxie aux parents. »

しきれない要求が学校看護師にあったことが明らかである。

それから数年後の1925年、6月11日付の衛生事務所長からリヨン市長への書簡で、学校看護師の業務に関する報告がなされている⁴⁷³。ここで衛生事務所長は、学校看護師によって学校施設の手入れや衛生状態が改善されたことを強調している。学校内での業務として、この書簡が送られた1週間（4日から11日）のあいだで軽いけがが329件、軽い体調不良が69件あり、いずれの場合にも緊急の対応が行われたとされている。また、この期間に病気で欠席した子どもに対して25県の家庭訪問を行った。その際に伝染病も一部であったようで、その兄弟姉妹を学校にやらないように助言をして感染を防いだという。さらに、同じ期間に正当な理由なく欠席した子ども45件への家庭訪問も行われた。学校看護師は衛生事務所へ報告の義務があったため、これらの数字はそれらの報告の集計であろう。その他、学校看護師は、ワクチン接種において役割を果たしたり、林間学校への子どもの参加を促したりといった仕事をこなした。この書簡から見るかぎり、伝染病という言葉も書簡に出てくるものの、学校看護師の仕事は細かな日常的なケアが主であったことが伝わってくる。

ただし、まだこの1925年の段階ですべての学校に看護師を配属できたわけではなかった。衛生事務所長から市長に宛てた同じ年の9月30日付の書簡で、学校看護師を建物と児童の衛生状態の監督のみに専念させられるかといった市長の諮問に対する答申がなされている⁴⁷⁴。衛生事務所長はそれを望ましいと考えており、学校看護師が清掃や建物の管理から解放されれば複数の学校への勤務が可能となるであろうと答えている。この年の段階でも学校看護師のサービスを受けられない学校が市内に46校存在しており、衛生事務所としては管理人のような仕事を看護師にさせるよりも本業をそれらの学校に回したかったのである。そうすれば、教員や家族の願いにもいっそう応えることができると付けくわえられている。そこで、次のリストが参考資料として添付されている。①現在、学校看護師が業務を行っている学校（22校）、②現在、学校看護師が業務を行っている学校の近隣にある学校で、その学校看護師が業務を行える学校（4校）、③学校看護師がまだ業務を行っていない学校で、近隣の学校に努める学校看護師からは非常に遠ざかっている学校（42校）の三つである。②と③の合計が前述の46校であり、①は②の学校の近隣の学校として挙げられているものと思われる。したがって、②は学校看護師が兼任をすることができるが、③のケースでは看護師を確保する必要があった。

衛生事務所長からの提案は、さまざまな団体と協力して看護師を集めることであった。書簡で書かれた順にあげると、まず看護学校もしくはフランス＝アメリカ財団に照会する。ここで、看護学校とは前述のフランス＝アメリカ財団によって設立された学校であろう。この場合は、コミューンから補助金を出すことによって、財団が抱える訪問看護師が業務を行うことが期待できるとされている。実際に同財団はこれまでの2年間ほどで4,5人の訪問員を無償で利用できるようにしてくれたという。フランス＝アメリカ財団と合意できないときは、次にシャリテ看護学校に照会できるとしている。ここは市民病院の管轄する看護学校である。ただし、10月の学期初めに1ダースもの看護師を派遣してくれることは難しいだろうとしている。そして、最後に、国家資格を持った市内の看護師や他都市の看

⁴⁷³ AML, 112 WP 008.

⁴⁷⁴ Ibid.

護師に呼びかけることができるとする。市民病院よりも先にフランス＝アメリカ財団をあげているのは、コミューン当局との良好な関係も想定できることに加え、予算の都合もあったのであろう。多数の看護師をかかえ、日常的に訪問員として看護師が幼児のいる家庭を回る業務をこなしていた同財団は即戦力として頼もしい存在であったと考えられる。学校視察医師の場合はコミューン当局がコンクールによって採用していたが、学校看護師の場合は各所に照会を重ね、その協力のもとに運営が可能であった。

1924年の段階では、『行政報告書』の学校医療視察に関する項目のなかで看護師の人数について言及がある。それにしたがえば、学校視察医師14人のもとで、コミューンの学校看護師22人、フランス＝アメリカ財団のボランティア看護師5人、シャリテ看護学校の複数の研修生、幼児学校に割りあてられた衛生助手2人、シャワー係3人によって補佐された、とのことであった⁴⁷⁵。

公立のすべての初等学校に学校看護師を配属できるようになったのが正確にいつの時点であるのかは、管見のかぎり残された史料からは特定できなかった。しかし、1939年にはすべての学校に学校看護師が付いていることが、同年10月30日に衛生事務所長から市長にあてた書簡に添付されたリストから明らかである⁴⁷⁶。とはいえ、1校につき1人の看護師という状態にはとてもおよばず、1人で1校の場合もあれば（おそらく合同学校施設と思われる）、1人で5校を担当する場合もあり、全103校のうち101校に45人が、残り2校に看護学校が勤務するかたちを取った。

これら看護師が持つ資格についてまとめて記した史料は1937年1月11日付の市庁舎第4部作成の文書に残されている⁴⁷⁷。それによれば、その時点でリヨンの学校看護師には22人の正規看護師（*infirmière titulaire*）と12人の嘱託看護師（*infirmière auxiliaire*）が存在した。この区別は、コミューン当局が常勤として雇用している看護師と、他団体から出向して協力している看護師の違いであろう。前者が等級に分けられた年給で給与が支払われた（最大1万3151フラン、最小1万1495フラン）のに対し、後者は1日当たりの給与として37フラン25サンチームを受けとることになっている（金額は1936年8月10日に公布されたコミューン議会の決定によって決定された）。そして、前者の場合には通いの看護師と住みこみの看護師があったが、その区別によって給与が変わることはなかった。

下の表がそれら看護師の保有資格の内訳である。正規看護師と嘱託看護師のそれぞれがどの資格を保有しているのかについてはここからはわからない。ひとまず目立つのは、リヨン市民病院、それに次いで赤十字社で養成を受けた者が3分の2ほどであったことである。採用時期と思われる日付も記載されているのだが、それによれば初期に採用された看護師の資格欄には「U.F.F.」が多く、次第に「H.C.」が一般化し、1934年採用でリヨン看護学校の資格が現れる。国家資格を持つと明示された者は少ないことも特徴であるが、別の史料では学校看護師に採用される条件が国家資格を保持していることと30歳以下であることを示しており、このリストで国家資格の記載がなくとも、少なくとも正規看護師は国家資格保持者であろうと思われる⁴⁷⁸。

⁴⁷⁵ DA, 1925, pp.26-27.

⁴⁷⁶ AML, 519 WP 001.

⁴⁷⁷ AML, 112 WP 008. 第4部は教育関係の部署である。

⁴⁷⁸ AML, 519 WP 022. 1928年5月14日付、衛生事務所長からリヨン市長への書簡。

学校看護師の所有資格（34人：1937年）

資格	人数	備考
リヨン市民病院（H. C.）	13	うち、1人が国家資格〔D. E.と記載〕保持
Union des Femmes de France (U.F.F.)	9	うち、1人が国家資格（D. E.）保持 プロテスタント系の赤十字団体
記載なし	5	
グルノーブル市民病院	3	H. C. Grenoble
リヨン看護学校	2	Ecole Lyon
S. B. M	1	La Société de Secours aux Blessés Militaires (S.S.B.M.) であろう。赤十字社の一つ。
パリ公的扶助局	1	A P Paris とあるが、Assistance Publique Paris であろう

出典：AML, 112 WP 008.

第一次世界大戦中、戦争による医師や病床不足によって看護師の需要が社会的に増え、そのために衛生事務所は彼女らを編成して対処した。この経験は、戦後において学校看護師を各学校に配属する際の下地になったものと考えられる。そもそも戦前から看護を担う修道女の減少によって、市民病院でも俗人の女性を雇用することが見られていたなか、戦時中にはアメリカ赤十字社やロックフェラー財団などがリヨンに入って救護活動を行っていた。そこに地元リヨンの企業家たちが寄付を募ってフランス＝アメリカ財団ができ、ここが医学教育および看護師養成の拠点となった。これらの民間団体が抱える人材なしにリヨンの学校看護師の頭数をそろえることは不可能であり、行政と民間団体の連携が進められた。

学校で看護師に求められたのは、児童の日常的なケアと、学校と家庭をつなぐ役割であった。第1章第3節には『教育雑誌』の言説から学校衛生において教員の重要度が高まったことを指摘したが、これもやはり日常的なケアという点で通じるものがある。リヨン当局の定めた規則では、学校の管理人のような仕事が求められるのと同時に、児童が軽いケガや病気になった際の応急処置などが学校看護師の職務とされた。ただし、すべての公立の初等学校に看護師を配属するにはおそらく1930年代後半を待たなければならなかった。それでも、なんとか学校看護師の数をそろえられたのはフランス＝アメリカ財団などの民間の協力があったからこそであった。衛生事務所は、それら諸団体と協調しながら学校看護師によるケアの網を張りめぐらせていった。

第3節 林間学校・野外学校の定着

第一次世界大戦を経て、林間学校と野外学校はいずれも拡大の一途をたどった。林間学校の最盛期は130万人を超える参加者を集めた1960年代初めであるが、両大戦間期もそ

のさなかにあり、人民戦線が政権を取った 1936 年には 42 万人を数えていた。この時期の概要をダウンズにしたがってまとめれば、次のとおりである。1920 年代までに公衆衛生の改善がみられたことで、1930 年代から林間学校活動は衛生から教育を重視する方向へと向かう余地ができた。ここで衛生という要素は失われるのではなく、より広い教育的な文脈に統合されていくのであり、それまではカトリックの林間学校で特に試みられていた児童中心主義の教育方法である「新教育」がそれ以外の活動（プロテスタント系団体や世俗の団体）へと広まっていく。こうして、コミュニンによる林間学校活動は、社会的扶助の慈善から大衆教育とレジャーの制度へと変貌した⁴⁷⁹。

この家庭において注目すべきは、それまでコミュニンや民間団体に委ねられてきた林間学校活動に対し国家が介入を始めることである。ブルム率いる人民戦線内閣のもとで林間学校の指導者を養成する機関として能動的な教育方法訓練センター（Centres d'entraînement aux méthodes actives : CEMEA）が設立された。ここでの研修において、スカウト運動と新教育が採用され、林間学校活動の運営にも影響を及ぼすようになる。1950 年代半ばまでにここで養成されたモニター（Moniteur）とよばれる指導者は 1 万 6500 人に上った。また、この機関の設立以前から多くの林間学校団体は国家から補助金を受けとっており、1937 年以降は法的な規制を受けるようにもなった⁴⁸⁰。

野外学校については両大戦間期に教育方法の一部に刷新があった。リヨンでは 20 世紀初頭に設置された野外学校であったが、むしろ有効性が広く認められたのは第一次世界大戦を経てからで、初の国際会議は 1922 年にパリで開催されるにいたった。野外学校での教育実践としては、1920 年代から実践が拡大し理論が普及したナチュリズム（自然回帰主義）の影響を受けた変化が見られた。スイス人医師であるオーギュスト・ロリエ（Auguste Rollier）が戦前の 1910 年に「太陽の学校（école au soleil）」を開き、ここで日光浴を重視した太陽療法（ヘリオセラピー）による健康増進を図ったことがその先駆けとなった。ここに、元海軍軍人ジョルジュ・エベール（Georges Hébert）が提唱した「メトード・ナチュレル（Méthode naturelle）」という身体教育方法が加わる⁴⁸¹。20 世紀初めに海軍において実験的に行われていた方法が、第一次世界大戦中に練りあげられ、戦後に学校教育にも接近していった。彼の教育体系は自然な身体運動によって統一的に構成され、人工的と思われる運動形態を除外したうえで、人体や自然に即した運動を行うことを旨とした。その際に外気浴、日光浴を取り入れ、運動を裸体で行ったことも特徴の一つであった。ヴィラレとサン＝マルタンによれば、野外学校の黄金時代でありナチュリズムの影響の最盛期が 1930 年から 1935 年であった⁴⁸²。およそこの時期の学校数としては、1931 年に全国で 300 校を数えるにいたった⁴⁸³。

⁴⁷⁹ DOWNS, op. cit., pp.98-99, 186, 195-202.

⁴⁸⁰ Ibid., pp.225-235. 上垣, op. cit., pp.350-353.

⁴⁸¹ エベールのメトード・ナチュレルについては、清水, op. cit., pp.244-256 を参照。

⁴⁸² ナチュリズムの影響については、VILLARET, SAINT-MARTIN, op. cit. を参照。また、エベールの他にも、ケルシェンシュタイナー、フレネ、モンテッソーリなどの教育方法も野外学校の推進者たちにとっての参照軸となった。

⁴⁸³ CHÂTELET Anne-Marie, LUC Jean-Nöel (2007), « L'école de plein air en France au XX^e siècle : politique municipale et prévention de la tuberculose », MAREC, op. cit., p.305

それでは、リヨンの林間学校活動はどのような状況にあったのか。まず、林間学校活動はその数を増した。1922年の状況をまとめた『行政報告書』によれば、コミューン当局が関わった活動は資料編・表6のとおりであるが、衛生事務所と学校基金が協力した活動と、それ以外の主催団体に子どもの選別や医療管理の面で関わった活動に分けられている。第一次世界大戦前のリヨンで衛生事務所が関わったものは、セルヴラン林間学校とリヨン山地事業団の2つであったが、それがここでは6つへと拡大している。その他にも、4つの活動があるが、これらはいずれも衛生事務所が子どもの選別や医療面での管理などに関わっているものである⁴⁸⁴。これらの活動への参加者は多いわけではないものの、衛生事務所は個人や団体の活動を支援することで林間学校活動の恩恵を広げようとした。民間の組織に対しても積極的な援助を行っているようである。

名称に関して補足が必要であろう。セルヴラン林間学校は1919年に野外学校に転換しているのだが、それがここでは「林間学校」の項目に含まれていたり、その逆にトゥルヴィエル野外学校(École de plein air du Tourvielle)は林間学校として取りあげられている。セルヴランもトゥルヴィエルもこの1922年には寄宿制の「野外学校」であることは確かであるものの、夏期休暇中のみ「林間学校」の子どもたちを受け入れており、その活動がここで「林間学校」として取りあげられているものと思われる。たとえば、1929年の『公報』ではセルヴランの「林間学校」についての記事があり、当局が使う際には二つの語を内容に応じて使いわけているのである⁴⁸⁵。そして、『行政報告書』のなかでも野外学校は「公教育」の項目に通常の初等学校などとは別に記述が見られ、さらにトゥルヴィエル野外学校では月に140フランの寄宿料を取っていたのであるが、それがすなわち1年間で1400フランであるとされていることから、夏期休暇中の2カ月間に児童は実家へ戻っていたと考えられる⁴⁸⁶。

ただし、林間学校と野外学校の関係が複雑化したことは否定できない。その要因の一つとして戦時中に別の施設として転用された経緯があった。セルヴラン林間学校に使われていた施設は疎開してきたパリの子どもたちを受け入れていたし⁴⁸⁷、トゥルヴィエル野外学校は大戦時の将軍の名が冠せられた「フォッシュの学校(École Foch)」と呼ばれた負傷者のための学校であった。戦時中の使用用途変更も手伝って、戦後にはいずれも数週間や数か月の滞在ではない完全な寄宿制の野外学校(前者は女子、後者は男子のため)となって両大戦間期を終えた。ヴェルネ野外学校の場合も、男子のための学校から女子のための寄宿制野外学校となっている⁴⁸⁸。セルヴランの場合は、1918年末に施設の拡大が市長から提案されていた⁴⁸⁹。この段階で5部屋のほかに、洗濯場、菜園、厩舎、大きな牛小屋、豚小屋が利用でき、市に与えられた牝牛(15頭)が牧場で育てられていた。しかし、冬に利用する施設のためには、暖房設備をしかも低コストですぐに準備できる別の部屋がさらに

⁴⁸⁴ DA, 1922, p.33 の説明による。

⁴⁸⁵ HERRIOT Édouard, « Colonie scolaire du Serverin. Création de classes », BMO, 1929, p.278.

⁴⁸⁶ DA, 1924, p.159.

⁴⁸⁷ AML, 933 WP 048. 1929年12月20日付、フィッシュからリヨン市長宛ての書簡。

⁴⁸⁸ DA, 1922, p.129.

⁴⁸⁹ HERRIOT Édouard, « Colonie du Serverin. Location par la Ville de la ferme et de ses dépendances », BMO, le 25 Novembre 1918, p.413.

必要であった。そもそも、借りている土地が分散していて不便なので 112 ヘクタールをまとめて借りたいという要望が議会にかけられる。これらの処置によって、冬の受けいれを 75 人から 150 人に拡大でき、夏の受けいれも 150 人増やすことができるのとことであった。戦前の史料を見るかぎり冬に児童を受けいれることはされていなかったため、戦時中に活動の時期を増やしたのであろう。戦争中には別の用途で施設が必要となったり、あるいは本来の目的を果たすためであったりと、林間学校の施設や活動がいつそう拡充されていたのである。特に暖房施設などの充実は、寄宿学校として 1 年間を通して子どもたちが生活するために有利に働いたはずである。また、戦争が終わって用途を終えた施設の活用を考えたとき、寄宿制の野外学校として利用するという選択肢が浮上したとも考えられる。

これらの学校は、やはり依然として虚弱など何らかのニーズのある、初等学校に通う年齢の子どもたちのための施設であった。セルヴラン野外学校でも虚弱な子どもや一部に知的障害児など 130 人ほどが暮らし⁴⁹⁰、あるいは孤児の受けいれも行っていた⁴⁹¹。ヴェルネ野外学校は「コミュン立ヴェルネ＝オンブローザ女子寄宿学校 (Internat municipal de jeunes filles de « Le Vernay-Ombrosa »)」と名称を変えていたが、ここも「合理的な食事、身体運動、大気のもとでの活動」によって健康改善を図っていた⁴⁹²。1923 年に 100 人の寄宿生を受けいれていたこの学校は、その後もほとんど規模を変えずに存続する。1938 年の教育内容には、知育は当然として、従来からの料理、裁縫など「未来の主婦」としての教育に加え、ソルフェージュ、歌唱、ピアノやヴァイオリンの学習も見られる。夏には食事や授業は庭で行い、日中は建物に入ることがなかった。したがって、新たに野外学校となったセルヴランも、逆にその看板を学校名から外したヴェルネも、内実は野外学校であることは変わらなかった⁴⁹³。ちなみに、リヨンの野外学校では開設当初から野外での活動が重視されていたが、先に見たメトード・ナチュラルがどれほど取りいれられていたかは不明である。

両大戦間期のリヨンにおける野外学校と林間学校についていまだ不明な点は少なくないが、いずれも全国的な動向と同じように活動を増やしていたことは確認できた。林間学校の場合は学校基金を主体としてリヨン当局自身が活動を組織した場合と、それに加えて民間の活動への補助金の提供、そして子どもの選別などにおいて支援した場合があった。後者のケースは第一次世界大戦前には見られなかったことであり、学校看護師をめぐって当局と民間がある種の協力関係にあったのと同様に、林間学校についても両者の協調が見られた。ただし、学校看護師の場合はリヨン当局が民間に支援を仰ぐかたちであったのに対して、林間学校についてはむしろ当局が民間を支援することで、住民への扶助を行ったといえる。

ところで、第 1 章第 3 節では第三期における『教育雑誌』の言説を分析した際、ムイッセやカティエといった寄稿者たちは林間学校が特定の社会層に限定されるべきではなく、すべての子どもたちがその利益を享受できるようあるべきだとの議論があったことを述べ

⁴⁹⁰ AML, 933 WP 048. 1929 年 12 月 20 日付、フィッシュからリヨン市長宛ての書簡。1938 年の時点でも寄宿生は 117 から 130 人であった。DA, 1939, p.130.

⁴⁹¹ DA, 1927, p.185.

⁴⁹² DA, 1923, p.152.

⁴⁹³ DA, 1939, pp.126-127.

た。貧しい子どもへの重点的なケアから大衆化へという動きをここに見た。また、冒頭にみたダウンズのまとめからは、林間学校が新教育やスカウト運動などの教育方法の導入により、通常の学校・授業では不可能な教育の場となっていたことがあげられていた。しかし、民間の林間学校活動への支援においても衛生事務所が関わっていたように、リヨン当局による林間学校活動は依然として貧しく不健康な子どもを優先していたのではないかと思われる。

リヨンにおける野外学校は、数を増したことに加え、戦前のような夏の数カ月のみの開校ではなくなり、完全な寄宿制へと転換した。ここには戦争による特別な需要によっていくつかの施設を人が住むために利用していたことが影響していた。そして、名称や運営の仕方が変わっても実態としては野外で授業やその他の活動を行うことを重視した野外学校であることには変わりなかった。

本章第1節でみたように、リヨン当局は両大戦間期にさまざまな社会施設を新設および運営しており、林間学校と野外学校もまたそうした住民の健康を増進しようとする意志のもとにありつづけたのではないかと思われる。すでに何度か言及している史料であるが、1929年12月20日付のフィッシュからリヨン市長宛ての書簡では、「1893年以来、1万人の幼いリヨンの子たちがセルヴランに滞在してきた。初期の参加児童たちがいまや親となっており、セルヴランの活動はリヨンの労働者たち全体によく知れわたっている」と書かれている⁴⁹⁴。両大戦間期にはそれまでの実績の積みかさねによって、これらの活動が市民のあいだに根づいていたことをうかがわせる。

第4章の結論

本章では、学校衛生の第三期にあたる両大戦間期を検討した。この時期の学校衛生の特徴は、コミュニン、国、民間の連携あるいは協調であった。リヨンにおける社会事業からも、学校看護師の派遣からも、そして林間学校活動からもそうした側面が見られた。子どもの健康をめぐるそれらのアクターの連携が強まり、学校もまたその網の目に位置したのである。

しかし、学校無料診療所の充実、林間学校や野外学校の増加にともない、学校はもはや子どもの健康を管理する唯一の拠点でも、公衆衛生行政における核としての地位でもなくなった。むしろ、学校で求められるのは子どもたちの日常的なケアとなり、そこに、医療的な知識を持ちながらも子どもたちに日々接することができ、学校と家庭とを取りもつことのできる学校看護師に対するニーズが生まれた。ところで、第1章第3節で明らかになったように、この第三期の教育界では医師に代わって学校衛生における教員の役割の重要性が指摘されていた。そのこともまた、学校看護師と同じく日常的な衛生習慣の実践、家庭との関係という点を重視したことに起因するものと思われる。

林間学校活動では、コミュニンが民間の活動を支援するという新たな展開も見られ、民

⁴⁹⁴ AML, 933 WP 048. « Dix mille petits lyonnais ont ainsi depuis 1893 séjourné au Serverin ; les enfants du début sont les parents de nos petits pensionnaires actuels et c'est ainsi que le Serverin est connu de toutes la population ouvrière de LYON. »

間を通じて貧困家庭、不健康な子どもへの援助を広げた。あるいは、コミュニオンが運営する野外学校にも住民による寄付が行われた。ここにいたって、子どもの健康問題は、学校という枠を大きく越えてた社会の問題となり、結果的に学校は重要度を相対的に低下させたのである。

結論

これまでフランス第三共和政期の学校衛生と児童の健康について、社会における学校衛生の位置を見極めながらその展開を三段階に区分し、それぞれの時期における政策や実践についてリヨン事例として追究してきた。まずは、これまで述べてきたことを簡潔にまとめたい。

第1章では、学校衛生について時代的背景、衛生行政と教育行政のなかで捉えなおし、さらに教育界の言説から学校衛生の時期区分を行った。地方行政、教育行政、そして初等教育制度はいずれも1880年代前半に確立する。都市化、産業化にともなう環境の悪化や伝染病の流行が猖獗をきわめるなかで、衛生はコミューンの行政範囲とされたが、衛生事務所創設までは核となる組織を欠いていた。学校施設の建設や管理はコミューンの管轄であり、財源の豊かであったリオンは自主的な方針を取ることができた。『教育雑誌』を史料として教育関係者の言説から学校衛生を検討すると、三つの時期に分けることができた。学校衛生がまだ話題にならなかった第一期、それへの関心が急速に高まり百花繚乱の議論が行われた第二期、そしてふたたび衛生についての議論が減少する両大戦間期である。第一期には学校を清潔にすることのみに関心がはらわれていたが、学校衛生の発展期にあたる第二期には学校を社会や国民の健康を守るための最前線と位置づけるほどになった。医学が学校に介入あるいは浸透を始めたのである。ところが、第三期には医師の専門知よりも教員による児童の日常的なケア、家庭と協調して望ましい実践を身につけさせることを主張する言説が目立つようになった。

第2章では、第一期（1870年代から1880年代前半）を分析した。1880年代初めに身体や衛生への働きかけが導入されたが、軍事教育的な内容であった。学校施設の普及を促すとともに学校建築基準が定められ、いかに清潔な学校を建てるかがこの時期の最大の課題であった。リオンではこの時期に早くも学校医療視察制度が導入されて校舎や児童の衛生状態をチェックする仕組みができたが、まだ都市の衛生行政の体系化はなされていなかった。ほとんどの都市ではまだこの制度すらない状態であった。

第3章で分析した第二期（1880年代後半から第一次世界大戦まで）には、教育行政における身体教育への関心、都市行政における公衆衛生分野の権限拡大、社会的な健康への関心の高まりのなかで、それらの要素が絡みあって学校衛生が展開した。リオンにおいては、連帯主義を掲げるエリオという市長、実績を積んで実行力のあった衛生事務所に恵まれたことが、学校という場を中心として他都市に比べて積極的な衛生政策を取ることができた要因であった。そして、子どもの衛生は学校を核として、専門的な医療機関、林間学校や野外学校などがその周辺に連なった。学校は国民、社会の衛生の最前線に位置づけられたのである。

第三期（両大戦間期）を分析した第4章では、社会事業、学校看護師、林間学校活動など、子どもの健康をめぐる、コミューン、国、民間の連携あるいは協調が顕著であった両大戦間期を検討した。治療機関や林間学校および野外学校などの充実にともない、衛生状態の改善も相まって、学校で求められるのは児童の日常的なケアであり、家庭との連絡をつけることとなった。子どもの健康を管理できるのは学校だけではなくなったのである。

以上の検討をふまえ、序論に掲げた先行研究から導きだされた問いに答えたい。

順番は前後するが、学校衛生史研究が概観にとどまっていたことについては、まず『教育雑誌』を用いた言説分析を行ったことで、学校衛生をめぐる教育界の変遷を示すことができた。さらに、リヨンを事例としながら国レベルも含めた制度を究明し、学校視察医師や学校看護師、さらに林間学校などの学校外の健康増進活動もまた学校衛生の一環として存在したことを述べた。

次に、公衆衛生行政におけるコミューン当局の実行力の有無についてである。これについては、リヨンの学校衛生から見た衛生事務所は十分に機能したといえよう。デュモンとポレの研究では不明であった業務の実態についても具体的に示すことができた。むしろ、学校という場においてこそ、衛生事務所はその真価を存分に発揮したといえるのではないか。

最後に、公衆衛生の役割がエリート層による民衆の社会的統制にあるとの見方がどこまで通じるのか、それは特に 19 世紀末から変化したのではないかという点である。本稿では、第二期から学校衛生と医療の接近が著しく見られ、第三期になるとコミューン行政にとって学校衛生は社会的扶助の一角を占めるようになったことを述べた。その背景には、連帯主義的な態度のほかに、社会における医療への期待や健康への志向といった変化があった。林間学校活動における参加児童の増加や野外学校の増加には、より良い生を求めた結果であるとも考えられた。そして、民間におけるフィランソロピーがそれらの活動を下支えしたのである。学校看護師の存在もまた、日々の子どものニーズに合わせて必要とされたのであった。学校衛生は、為政者側から児童への一方向のものではなく、児童や彼らを取りまく社会の側の要求を反映した結果でもあったのではないだろうか。

史料リスト

略語

ADR (Archives départementales du Rhône)

AML (Archives municipales de Lyon)

AN (Archives nationales)

BMO (*Bulletin municipal officiel de la Ville de Lyon*)

BUISSON 1911 (BUISSON Ferdinand, dir. 1911, *Nouveau dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire*, Paris, Hachette.

(<http://www.inrp.fr/edition-electronique/lodel/dictionnaire-ferdinand-buisson/>)

DA (Ville de Lyon, *Documents administratifs et statistiques relatifs au projet de budget*, 1881-1913. および Ville de Lyon, *Documents administratifs*, 1921-1940.)

DUVERGIER (DUVERGIER Jean-Baptiste, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et avis du conseil d'État*, Bad Feilnbach, Schmidt Periodicals.)

RP (*Revue pédagogique*, 1878-1882. および *Revue pédagogique, N. S.*, 1882-1926. および *L'enseignement public*, 1926-1940.)

文書館史料

フランス国立文書館 (AN)

F17/ 12243

ローヌ県文書館 (ADR)

4M 575 : Enseignement primaire, sous des écoles, caisses scolaires, ville de Lyon, 1880-1920.

リヨン市文書館 (AML)

96 WP 002 : Caisse des écoles.

110 WP 001 : Instruction publique.

110 WP 017 : Instruction publique.

110 WP 047 : Instruction publique.

112 WP 007 : Enseignement primaire.

112 WP 008 : Instruction publique.

176 WP 033 : Instruction publique.

519 WP 001 : Personnel. Bureau d'hygiène.

519 WP 022 : Personnel. Bureau d'hygiène.

747 WP 080 : Personnel. Instituteurs et infirmières.

933 WP 048 : Domaine du Serverin.

1814W 087 : Internat du Serverin.

1814 W 251 : Internat du Serverin.

1814 W 254 : Photographie.

法令集・公報

Bulletin administratif de la Mairie de Lyon, 1893.

Bulletin municipal officiel de la Ville de Lyon, 1897-1941. (BMO)

DUVERGIER Jean-Baptiste, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et avis du conseil d'État*, Bad Feilnbach, Schmidt Periodicals. (DUVERGIER)

GRÉARD Octave (1889-1902), *La législation de l'instruction publique en France depuis 1789 jusqu'à nos jours*, 7 vol., 2^e éd., Paris, Delalain frères.

Journal Officiel.

Ville de Lyon, *Documents administratifs et statistiques relatifs au projet de budget*, 1881-1913.

Ville de Lyon, *Documents administratifs*, 1921-1940.

雑誌

Annales d'hygiène publique et de médecine légale, 1879-1910.

L'enseignement public, 1926-1940.

Revue pédagogique, 1878-1882.

Revue pédagogique, N. S., 1882-1926.

刊行史料

III^e Congrès international d'hygiène scolaire, 3, Compte rendu, Paris, A. Maloine, 1911.

BROUARDEL P. (1903), « La protection de la santé publique : Loi du 15 février 1902 », *Annales d'hygiène publique et de médecine légale*, 3-49, pp.157-177.

BUISSON Ferdinand (1887-1888), *Dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire*, Paris, Hachette, 4vol.

BUISSON Ferdinand (1908), *La politique radicale : Étude sur les doctrines du Parti Radical et Radical-Socialiste*, Paris, V. Giard et E. Brière.

BUISSON Ferdinand, dir. (1911), *Nouveau dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire*, Paris, Hachette.

(<http://www.inrp.fr/edition-electronique/lodel/dictionnaire-ferdinand-buisson/>)

(BUISSON 1911)

Congrès national des colonies de vacances (30 septembre, 1^{er} et 2 octobre 1910).

COURMONT Jules (1911), « L'exposition internationale d'hygiène de Dresde », *Lyon médical*, 117, pp.243-250.

Direction de l'enseignement primaire (1884), *Le Musée pédagogique, son origine, son organisation, son objet, d'après les documents officiels (15 Mai 1884)*, Paris, Imprimerie nationale.

HERRIOT Édouard (1919), *Créer*, Paris, Payot et C^{ie}.

HERRIOT Édouard (1928), *Pourquoi je suis radical socialiste*, Paris, Édition de France.

HERRIOT Édouard (1948), *Jadis. Avant la première guerre mondiale*, Paris, Flammarion.

LACASSAGNE A. (1891), *L'hygiène à Lyon*, Lyon, Paris, A. Storck et G. Masson.

LESIEUR Ch. (1910), « Les progrès récents réalisés en hygiène dans les écoles municipales de Lyon », *Annales d'hygiène publique et de médecine légale*, 4-14, pp.497-520.

Dr. MACÉ E. (1907), « Principes d'hygiène scolaire », *Annales d'hygiène publique et de médecine légale*, 3- 8, pp.202-203.

MAYET Lucien (1906), *La fiche médicale des oeuvres de colonies scolaires de vacances*, Paris, A. Poinat.

MONOD Henri (1888), *Des pouvoirs de l'administration en matière sanitaire*, Paris, Imprimerie Nouvelle.

MOSNY Ernest (1902), *La prophylaxie de la tuberculose dans les écoles*, Paris, Nony.

PLANTET Eugène (1905), *Les colonies de vacances pour enfants chétifs et pauvres*, Paris, F. Levé.

REVERCHON Louis (1882), *Études sur la création d'un bureau municipal d'hygiène à Lyon*, Lyon, Imprimerie Pitrat Ainé.

RIANT Aimé (1879), « Revue d'hygiène scolaire », *Annales d'hygiène publique et de médecine légale*, 3-2, pp.193-201.

RIANT Amé (1884), *Hygiène scolaire : Influence de l'école sur la santé des enfants*, 7^e éd, Paris, Hachette.

ROUX Gabriel (1891), *La défense sanitaire des villes : Les bureaux d'hygiène*, Lyon, Léon Delaroche.

ROUX Gabriel (1906), *Le bureau municipal d'hygiène et de statistique de Lyon*, Lyon, A. Rey & C^{te}.

Ville de Lyon (1903), *Règlement sanitaire : Application de la loi 15 février 1902*, Lyon, Nouvelle Lyonnaise.

VUILLERMOZ M. (1897), « Les colonies scolaires de vacances à Lyon », *Annales d'hygiène publique et de médecine légale*, 3-38, pp.264-271.

Revue pédagogique の記事 (掲載順)

CREUTZER J. (1878), « Influence de la forme des salles de classe sur la discipline scolaire », RP, 1, pp.74-79.

RAIMBERT (1878), « Notions d'hygiène », RP, 1, pp.398-406, 653-656, 2, pp.543-565, 653-656.

JOURDAN Ed. (1878), « Du mobilier des écoles », RP, 1, pp.554-569.

NARJOUX Félix (1878), « Principes de construction scolaire », RP, 2, pp.577-603.

- NARJOUX Félix (1879), « Principes de construction scolaire », RP, 3, pp.19-50.
- DE BAGNAUX (1879), « Le mobilier scolaire », RP, 3, pp.109-151.
- MARTIN Alexandre (1881), « L'école agréable », RP, 7, pp.531-534.
- Armagnac L. (1882), « L'Enseignement militaire à l'école », RP, 1, pp. 409-420.
- DURIÈRE Ch. (1883), « Les caravanes scolaire », RP, 2, pp.389-399.
- E.J. (1886), « L'inspection médicale des écoles », RP, 8, pp.519-521.
- SARCEY Francisque (1887), « Les colonies de vacances », RP, 10, pp.193-198.
- « Les colonies de vacances à Paris », RP, 1887, 10, pp.513-516.
- « Instruction pour la formation et le fonctionnement des colonies de vacances », RP, 1887, 11, pp.44-59.
- LABEYRIE P. (1889), « Jeux et promenade scolaire », RP, 15, pp.405-407.
- Dr BEAUREGARD H. (1890), « L'hygiène à l'école », RP, 17, pp.249-251.
- « L'inspection médicale dans les écoles », RP, 1892, 21, pp.230-233.
- Dr MOSNY Ernest (1893), « A propos du nouveau règlement modèle du 18 août 1893 relatif aux prescriptions hygiéniques à prendre dans les écoles primaires pour prévenir et combattre les épidémies », RP, 23, pp.227-239.
- Dr NICOLAS Joseph (1901), « L'École et l'hygiène », RP, 38, pp.54-69.
- CHABOT C. (1903), « Le congrès d'hygiène scolaire et la Ligue des médecins et des familles », RP, 3, pp.541-558.
- V. H. F. (1908), « L'institution de médecins scolaires à l'étranger », RP, 53, pp.326-345.
- PETIT Édouard (1909), « Les Écoles de plein air », RP, 54, pp.147-156.
- MALAPERT P. (1910), « Le III^e congrès international d'hygiène scolaire », RP, 57, pp.551-561.
- Dr GALTIER-BOISSIÈRE (1918), « Fièvres typhoïdes et vaccination antityphique, à l'âge scolaire », RP, 72, pp.440-446.
- Dr MERY (1914), « Le rôle de l'instituteur dans l'hygiène de la classe », RP, 65, pp.1-12.
- CATTIER Fernand (1920), « L'hygiène scolaire au congrès de Strasbourg », RP, 77, pp.288-296.
- LEUNE A. (1920), « La tuberculose et les instituteurs », RP, 40, pp.33-36.
- L'HÔPITAL Ch. (1921), « L'enseignement de l'hygiène à l'école », RP, 78, pp.387-396.
- Dr BATIER G., M^{me} BATIER G. (1921), « L'inspection médicale des écoles », RP, 78, pp.397-416.
- P. L. (1925), « Hygiène », RP, 87, pp.1-9.
- F. V. (1928), « Le cinquantenaire de "L'Enseignement public : Revue pédagogique" », RP, 93, pp. 417-422.

文献リスト

1. 外国語文献

ADOUMIÉ Vincent (2005), *Histoire de la France : De la république à l'État français*, Paris, Hachette.

AISENBERG Andrew R. (1999), *Contagion: Disease, Government, and the "Social Question" in Nineteenth-Century France*, Stanford, Stanford University Press.

ALBERTINI Pierre (1998), *L'École en France XIXe-XXe siècle*, Paris, Hachette.

ANDREIU Gilbert (1999), *La gymnastique au XIXe siècle ou la naissance de l'éducation physique 1789-1914*, Paris, Édition Actio.

ARANAUD Pierre, dir. (1987), *Les Athlètes de la république : Gymnastique, sport et idéologie républicaine 1870-1914*, Paris, Privat.

BARNES David S. (1995), *The Making of a Social Disease: Tuberculosis in Nineteenth-Century France*, Berkeley, University of California Press.

BEC Colette (1994), *Assistance et République : la recherche d'un nouveau contrat social sous la IIIe République*, Paris, Éditions de l'atelier.

BENOIT Bruno (2007), « La politique sociale d'Édouard Herriot à Lyon, de 1905 au début des années 1930 », Yannick MAREC, dir., *Ville en crise? : Les politiques municipales face aux pathologies urbaines (fin XVIIIe – fin XXe siècle)*, 2e éd., Paris, Creaphis, pp.624-633.

BENOIT Bruno, BERNARD Mathias, dir. (2012), *Le maire et la ville*, Clermont-Ferrand, Presses Universitaires Blaise-Pascal.

BIGOT Grégoire, LE YONCOURT Tiphaine (2014), *L'administration française : politique, droit et société*, 2e éd., Paris, LexisNexis.

BONNEVAY Laurent (1946), *Histoire politique et administrative du conseil général du Rhône 1790-1940*, Lyon, Éditions Joannès Desvign.

BORRAZ Olivier, NÉGRIER Emmanuel (2007), "The End of French Mayors?" GARRAD John, ed., *Heads of the Local State: Mayors, Provosts and Burgomasters since 1800*, Aldershot, ASHGATE, pp.79-94.

BOUCHET Alain (1987), *La médecine à Lyon des origines à nos jours*, Paris, Éditions Hervas.

BOURDELAIS Patrice (2007), « L'échelle pertinente de la santé publique au XIXe siècle : nationale ou municipale? », *Les Tribunes de la santé*, 14, pp.45-52.

BOURDELAIS Patrice, FAURE Olivier (2005), *Les nouvelles pratiques de santé : acteurs, objets, logiques sociales (XVIIIe-XXe siècles)*, Paris, Belin.

BOURDELAIS Patrice, FIJALKOW Yankel (2004), "French Cities and the Origins of Medical and Social Policy: Late 19th – 20th Century France," Laurinda ABREU, ed., *European Health and Social Policies*, Bruno, Mazaryk University/ European Compostela Group of Universities, pp.360-373.

- BOURZAC André (2004), *Les Bataillons scolaires 1880-1891 : L'éducation militaire à l'école de la République*, Paris, L'Harmattan.
- BOUSQUET Pierre, DRAGO Roland, GERBOD Paul, et al. (1983), *Histoire de l'administration de l'enseignement en France, 1789-1981*, Genève, Librairie Droz.
- BOYER Marc (2007), *Le tourisme de masse*, Paris, L'Harmattan.
- BURDEAU François (1989), « Propriété privée et santé publique : Etude sur la loi 15 février 1902 », Jean-Louis HAROUEL, dir., *Histoire du droit social : Mélanges en hommage à Jean Imbert*, Paris, Presses Universitaires de France, pp.125-133.
- BURDEAU François (1994), *Histoire de l'administration française du 18^e au 20^e siècle*, 2^e éd., Paris, Montchrestien.
- CAYEZ Pierre (1986), « Les petits logements dans les grandes villes », *Mouvement social*, 137, pp.29-53.
- CHANET Jean-François (1996), *L'École républicaine et les petites patries*, Paris, Aubier.
- CHAPOULIE Jean-Michel (2010), *L'École d'État conquiert la France : Deux siècles de politique scolaire*, Rennes, Presses Universitaires de Rennes.
- CHARLE Christophe (1991), *Histoire sociale de la France au XIX^e siècle*, Paris, Seuil.
- CHÂTELET Anne-Marie (1993), *Paris à l'école*, Paris, Pavillon de l'Arsenal.
- CHÂTELET Anne-Marie (1999), *La naissance de l'architecture scolaire : Les écoles élémentaires parisiennes de 1870 à 1914*, Paris, Édition Champion.
- CHÂTELET Anne-Marie et al., dir. (2003), *L'école de plein air : Un expérience pédagogique et architecturale dans l'Europe du XX^e siècle*, Paris, Recherches.
- CHÂTELET Anne-Marie, LUC Jean-Nöel (2007), « L'école de plein air en France au XIX^e siècle : politique municipal et prévention de la tuberculose », Yannick MAREC, dir., *Ville en crise? : Les politiques municipales face aux pathologies urbaines (fin XVIII^e - fin XX^e siècle)*, 2^{ed}, Paris, Creaphis, pp.305-314.
- CHEVANDIER Christian (2012), « Le maire et l'hôpital : Herriot et ses Hospices Civils de Lyon », Bruno BENOIT, Mathias BERNARD, dir., *Le maire et la ville*, Clermont-Ferrand, Presses Universitaires Blaise-Pascal, pp.191-206.
- CHOLVY Gérard (2011), *Histoire des organisations et mouvements chrétiens de jeunesse en France XIX^e - XX^e siècle*, Paris, Éditions du Cerf.
- CLAUDE Viviane (1989), "Sanitary Engineering as a Path to Town Planning: The Singular Role of the Association Générale des Hygiénistes et Techniques Municipaux in France and the French-Speaking Countries, 1900-1920," *Planning Perspectives*, 4, pp.153-166.
- COOTER Roger, ed. (1992), *In the Name of the Child: Health and Welfare, 1880-1940*, London; New York, Routledge.
- COMBES Jean (2002), *L'École primaire sous la III^e République*, Bordeaux, Éditions Sud Ouest.

COMITI Vincent-Pierre (2002), *Les textes fondateurs de l'action sanitaire et sociale*, Issy-les-Moulineaux, ESF éditeur.

CORBIN Alain, COURTINE J.-J., VIGARELLO Georges, dir. (2005 - 2006), *Histoire du corps*, 3 vol., Paris, Seuil. [A. コルバン, J-J. クルティエヌ, G. ヴィガレロ監修, (2010) 『身体の歴史』 (全3巻), 鷺見洋一, 小倉孝誠, 岑村傑監訳, 藤原書店]

DEMNARD Dimitri, FOURMENT Dominique (1981), *Dictionnaire d'histoire de l'enseignement*, Paris, J.-P. Delarge.

DENIS Daniel, KAHN Pierre (2003), *L'École républicaine et la question des savoirs : enquête au cœur du Dictionnaire de pédagogie de Ferdinand Buisson*, Paris, CNRS Éditions.

DOWNS Laura Lee (2002), *Childhood in the Promised Land: Working-class Movements and the Colonies de vacances in France, 1880-1960*, Durham, Duke University Press.

DOWNS Laura Lee (2009), *Histoires des colonies de vacances*, Paris, Perrin.

DUBOIS Partick (2002), *Le dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire de Ferdinand Buisson : répertoire biographique des auteurs*, Paris, Institut national de recherche pédagogique.

DUBOIS FRESNEY Catherine, PERRIN Georgette (1996), *Le métier d'infirmière en France*, Paris, Presses Universitaires Françaises. [C. D. フレズネ, G. ペラン (2005) 『看護職とは何か』, 久世順子, 刀根洋子, 平尾真智子訳, 文庫クセジュ]

DUMONS Bruno, POLLET Gilles (1992), « 'Fonctionnaires' municipaux et employés de la ville de Lyon (1870 - 1914) : Légitimité d'un modèle administratif décentralisé », *Revue historique*, 581, pp.105-125.

DUMONS Bruno, POLLET Gilles (1996), « Elites urbaines et politiques sociales : De l'evergétisme aux oeuvres républicaines d'une grande municipalité : Lyon sous la Troisième République », Jacques-Guy PETIT et Yannick MAREC, dir., *Le social dans la ville en France et en Europe (1750-1914)*, Paris, Éditions de l'Atelier / Éditions Ouvrières, pp.229-238.

DUMONS Bruno, POLLET Gilles (1997), « De l'administration des villes au gouvernement des 'hommes de la Ville' sous la III^e République », *Genèses*, 28, pp.52-75.

DUMONS Bruno, POLLET Gilles (1998), « Élités administratives et expertise municipale : Les directeurs du Bureau d'Hygiène de Lyon sous la Troisième République », Martine KALUSZYNSKI, Sophie WAHNICH, dir., *L'État contre la politique : Les expressions historiques de l'étatisatin*, Paris, L'Harmattan, pp.37-54.

DUMONS Bruno, POLLET Gilles (2001), « Espaces politiques et gouvernements municipaux dans la France de la III^e République : Eclairage sur la sociogénese de l'Etat contemporain », *Politix*, 14-53, pp.15-32.

DUMONS Bruno (2012), « Le “bras droit” du maire : Le secrétaire général », Bruno BENOIT, Mathias BERNARD, dir., *Le maire et la ville*, Clermont-Ferrand, Presses Universitaires Blaise-Pascal, pp.137-152.

DUMONS Bruno, POLLET Gilles, SAUNIER Pierre-Yves (1997), *Les élites municipales sous la III^e République : Des villes du Sud-Est de la France*, Paris, CNRS Éditions.

DUPÂQUIER Jacques (1995), *Histoire de la population française*, 3, *De 1914 à nos jours*, Paris, Presses universitaires de France.

ENCREVÉ André (2006), *La France de 1870 à 1914*, Paris, Presses Universitaires de France.

EWALD François (1985), *L'État providence*, Paris, Bernard Grasset.

FABRE Rémi (1994), « Les mouvements de jeunesse dans la France de l'entre-deux-guerres », *Mouvement social*, 168, pp.9-30.

FAURE Olivier (1984), « La médecine gratuite au XIX^e siècle, de la charité à l'assistance », *Histoire, Économie et Société*, 4, pp. 593-608.

FAURE Olivier (1994), *Histoire sociale de la médecine*, Paris, Anthropos-Economica.

FAURE Olivier and DESSERTINE Dominique (1994), *La maladie entre libéralisme et solidarités (1850-1940)*, Paris, Mutualité française.

FOURRIER Charles (1965), *L'enseignement français de 1789 à 1945*, Paris, Institut Pédagogique National.

FRANGI Marc (2012), « La loi municipale du 5 avril 1884 et les fonctions du maire », Bruno BENOIT, Mathias BERNARD, dir., *Le maire et la ville*, Clermont-Ferrand, Presses Universitaires Blaise-Pascal, pp.115-125.

GARDET Mathias (2010), « De la prévention au dépistage ou l'affirmation des médecins scolaires (1879-1939) », *Information sociales*, 161, pp.14-21.

GAVOILLE Jacques (1986), « Les types de scolarité : plaidoyer pour la synthèse en histoire de l'éducation », *Annales. Économies, Sociétés, Civilisations*, 41-4, pp.923-925.

GERBOD Paul (1999), « L'État et les activités physiques et sportives des années 1780 aux années 1930 », *Revue Historique*, 610, pp.307-331.

GRANIER Christine, MARQUIS Jean-Claude (1982), « Une enquête en cours : La maison d'école au XIX^e siècle », *Histoire de l'éducation*, 17, pp.31-46.

GREW Raymond, HARRIGAN Patrick J. (1991), *School, State, and Society: The Growth of Elementary Schooling in Nineteenth-Century France: A Quantitative Analysis*, Ann Arbor, University of Michigan Press.

GUILLAUME (2005), « L'hygiène à l'école et par l'école », Patrice BOURDELAIS, Olivier FAURE, *Les nouvelles pratiques de santé : acteurs, objets, logiques sociales (XVIII^e-XX^e siècles)*, Paris, Belin, pp.213-226.

HAYWARD J. E. S. (1961), “The Official Social Philosophy of the French Third Republic: Léon Bourgeois and Solidarism,” *International Review of Social History*, 6, pp.19-48.

HAYWARD J. E. S. (1963), "Education Pressure Groups and the Indoctrination of the Radical Ideology of Solidarism, 1895-1914," *International Review of Social History*, 8, pp.1-17.

HORNE Janet R. (2002), *A Social Laboratory for Modern France, The Musée Social and the Rise of the Welfare State*, Durham; London, Duke University Press.

HORVATH-PETERSON Sandre (1984), *Victor Duruy and French Education*, Baton Rouge, Louisiana State University Press.

HUBSCHER Ronald, dir. (1992), *L'histoire en mouvement : Le sport dans la société française (XIX^e - XX^e siècle)*, Paris, Almand Colin.

JESSENER Sabine (1969), "Edouard Herriot in Lyon: Some Aspects of his Role as Mayer," WARNER Charles K., ed., *From the Ancien Regime to the Popular Front*, New York, Columbia University Press, pp.145-159.

JOANA Jean (1998), « L'action publique municipale sous la III^e République (1884-1939) : Bilan et perspectives de recherches », *Politix*, 11-42, pp.151-178.

KLEINCLAUSZ Arthur (1967), *Histoire de Lyon, 3, De 1840 à 1940*, Marseille, Laffitte.

KNIBIEHLER Yvonne (2008), *Histoire des infirmières en France au XX^e siècle*, Paris, Hachette Littératures. (*Cornettes et blouses blanches*, Hachette littérature, 1984)

LAINÉ Michel (1996), *Les constructions scolaires en France*, Paris, Presse Universitaire de France.

LE GOFF Erwan (2011), « Innovations politiques locales, régulation de l'État et disparités territoriales : Un regard historique sur les politiques locales de santé dans les villes françaises (1879-2010) », *Revue française des affaires sociales*, 4, pp.158-177.

LEBON Francis (2003), « Une politique de l'enfance, du patronage au centre de loisirs », *Education et sociétés*, 11, pp.135-152.

LECOQ Benoît (1986), « Les sociétés de gymnastique et de tir dans la France républicaine (1870-1914) », *Revue Historique*, 276, pp.157-166.

LEES Andrew, LEES Lynn Hollen (2007), *Cities and the Making of Modern Europe, 1750 -1914*, Cambridge, Cambridge University Press.

LELIÈVRE Claude (1990), *Histoire des institutions scolaires depuis 1789*, Paris, Nathan.

LÖWY Ilana (2010), « Cultures de bactériologie en France, 1880-1900 : la paillasse et la politique », *Gesnerus*, 67-2, pp.188-216.

LUC Jean-Noël (1982), *La statistique de l'enseignement primaire, 19^e-20^e siècles : Politique et mode d'emploi*, Paris, Institut national de recherche pédagogique, Economica.

LUISIER Anne (1998), *L'enseignement dans le Rhône du Consulat à seconde guerre mondiale, 1, Fonds du rectorat, 1808-1940*, Lyon, Conseil du Rhône – Archives départementales du Rhône.

- MAREC Yannick, dir. (2007), *Ville en crise? : Les politiques municipales face aux pathologies urbaines (fin XVIII^e - fin XX^e siècle)*, 2^{éd}, Paris, Creaphis.
- MARKUS Thomas A. (1996), "Early Nineteenth Century School Space and Ideology," *Paedagogica Historica*, 32, pp.9-50.
- MAYEUR Françoise (2004), *De la Révolution à l'École républicaine (1789-1930)*, Histoire de l'enseignement et de l'éducation, 3, Paris, Perrin. (Nouvelle Librairie de France, 1981).
- MAYEUR Jean-Marie (1973), *Les débuts de la Troisième République 1871-1898*, Éditions du Seuil.
- MURARD Lion, ZYLBERMAN Patrick (1993), « Experts et notables : Les bureaux municipaux d'hygiène en France (1879-1914), *Genèses*, 10, pp.53-73.
- MURARD Lion, ZYBERMAN Patrick (1996), *L'hygiène dans la République : La santé publique en France, ou l'utopie contrariée 1870-1918*, Paris, Fayard.
- NOURRISSON Didier, dir. (2002), *Éducation à la santé, XIX^e – XX^e siècle*, Rennes, Éditions de l'école nationale de la santé publique.
- OGNIER Pierre (1984), « L'Idéologie des Fondateurs et des administrateurs de l'école républicaine à travers la Revue Pédagogique de 1878 à 1900 », *Revue française de Pédagogie*, 66, pp.7-13.
- OGNIER Pierre (1988), *L'École républicaine française et ses miroirs : l'idéologie scolaire française et sa vision de l'école en Suisse et en Belgique à travers la Revue Pédagogique 1878-1900*, Berne, Peter Lang.
- OMRAN Abdel R. (2005), "The epidemiologic transition: A theory of the epidemiology of population change," *The Milbank Quarterly*, 83, pp.731-757. (*The Milbank Quarterly*, 49, 1971.)
- OZOUF (1982), *L'École, l'Église et la République (1871-1914)*, Paris, Cana / Jean Offredo, (Colin, 1963).
- OZOUF Jacques (1973), *Nous les maîtres d'école : autobiographies d'instituteurs de la Belle Époque*, Paris, Gallimard.
- PARAYRE Séverine (2011), « De l'hygiène à l'hygiène scolaire : les voies de la prévention à l'école (XVIII^e - XIX^e siècles) », *Carrefours de l'éducation*, 32, pp.49-63.
- PELLETIER André et al. (2007), *Histoire de Lyon : des origines à nos jours*, Lyon, Éditions Lyonnaises d'Art et d'Histoire.
- PETIT Jacques-Guy, MAREC Yannick, dir. (1996), *Le social dans la ville en France et en Europe (1750-1914)*, Paris, Éditions de l'Atelier / Éditions Ouvrières.
- PETRINA Stephen (2006), "The Medicalization of Education: A Historiographic Synthesis," *History of Education Quarterly*, 46, pp.503-531.
- PEYRANNE Josette (1999), *Le mobilier scolaire du XIX^e siècle à nos jours*, Lille, Atelier National de Reproduction des Thèses.
- PINOL Jean-Luc (1991), *Les mobilités de la grande ville : Lyon, fin XIX^e-XX^e*, Paris, Presse de la fondation nationale des sciences politiques.

PINOL Jean-Luc (1999), « Villes 'riches', villes 'pauvres' : Les finances municipales de l'entre - deux - guerres », *Vingtième siècle. Revue d'histoire*, 64, pp.67-82.

POLLET Gilles (1993), « Pouvoir municipal et Etat-Providence : Les 'administrateurs' lyonnais du social (1880-1930) », Sylvie BIAREZ, Jean-Yves NEVERS, dir., *Gouvernement local et politiques urbaines : Actes du colloque international Grenoble, 2 - 3 février 1993*, Grenoble, CERAT, pp.303-318.

POLLET Gilles (1995), « La construction de l'État social à la française : entre local et national (XIX^e et XX^e siècles) », *Lien social et Politiques*, 33, pp.115-131.

PORTER Dorothy (1994), *The History of Public Health and the Modern State*, Amsterdam, Rodopi.

PROST Antoine (1968), *Histoire de l'Enseignement en France, 1800-1967*, Paris, Colin.

PROST Antoine (2004), *L'École et la Famille dans une société en mutation (depuis 1930)*, Histoire de l'enseignement et de l'éducation, 4, Paris, Perrin. (Nouvelle Librairie de France, 1981).

PROST Antoine (2007), *Regards historiques sur l'éducation en France XIX^e – XX^e siècles*, Paris, Belin.

RAUCH André (2001), *Vacances en France de 1830 à nos jours*, Paris, Hachette Littérature.

REY-HERME P.-A. (1961), *Les Colonies de vacances en France 1906-1936*, 3 vol., Paris, Fleurus.

ROLLET-VEY Catherine (2001), « La santé et la protection de l'enfant vues à travers les congrès internationaux (1880-1920) », *Annales de démographie historique*, 101, pp.97-106.

ROZANVALLON Pierre (1990), *L'État en France de 1789 à nos jours*, Paris, Seuil.

SAUNIER Pierre-Yves (1999), "Changing the city: urban international information and the Lyon municipality, 1900-1940," *Planning Perspectives*, 14, pp.19-48.

SAUNIER Pierre-Yves, TOURNÈS Ludovic (2009), "Philanthropies Croisées: A Joint Venture in Public Health at Lyon (1917-1940)," *French History*, 23-2, pp.216-240.

SAUNIER Pierre-Yves, TOURNÈS Ludovic (2010), « Rockefeller, Gillet, Lépine and Co : Une joint-venture transatlantique à Lyon (1918-1940), Ludovic TOURNÈS, dir., *L'Argent de l'influence : Les fondations américaines et leurs réseaux européens*, Paris, Éditions Autrement, pp.64-83.

SCHMIDT Vivien A. (1990), *Democratizing France: The Political and Administrative History of Decentralization*, Cambridge, Cambridge University Press.

SCHULTHEISS Katrin (2001), *Bodies and Souls: Politics and the Professionalization of Nursing in France, 1880-1922*, Cambridge, London, Harvard University Press.

SMITH Timothy B. (1998), "The Social Transformation of Hospitals and the Rise of Medical Insurance in France, 1914-1943," *Historical Journal*, 41-4, pp.1058-1087.

SOLAL Édouard (1999), *L'Enseignement de l'éducation physique et sportive à l'école primaire, 1789-1990 : Un parcours difficile*, Paris, Éditions Revue EPS.

SOULIÉ Michel (1962), *La vie politique d'Édouard Herriot*, Paris, Armand Colin.

SPIVAK (1977), « Le développement de l'éducation physique et du sport français de 1852 à 1914 », *Revue d'Histoire moderne et contemporaine*, 24, pp.28-48.

STONE Judith F. (1988), "The Radicals and the Interventionist State: Attitudes, Ambiguities and Transformations, 1880-1910," *French History*, 2-2, pp.173-186.

SUTEAU Marc (1995), « La politique scolaire de la ville de Nantes de 1830 à 1870 », *Histoire de l'éducation*, 66, pp.85-108.

THIESSE Anne-Marie (1997), *Ils apprenaient la France : L'exaltation des régions dans le discours patriotique*, Paris, Éditions de la Maisons des sciences de l'homme.

THIVEND Marianne (1999), « L'école maternelle entre la municipalité et les familles : Lyon, 1879-1914 », *Histoire de l'éducation*, 82, pp.159-188.

THIVEND Marianne (2006), *L'école républicaine en ville : Lyon, 1870-1914*, Paris, Belin.

TOULIER Bernard (1982), « L'Architecture scolaire au XIX^e siècle : De l'usage des modèles pour l'édification des écoles primaires », *Histoire de l'éducation*, 17, pp.1-29.

TOURNÈS Ludovic (2007), « La fondation Rockefeller et la naissance de l'universalisme philanthropique américain », *Critique internationale*, 35, pp.173-197.

VIET Vincent (2014), « L'hygiène en l'Etat. La collection numérique des travaux du Comité consultatif d'hygiène publique de France (1872-1910) », *Revue française des affaires sociales*, 1-2, pp.257-278.

VIGARELLO Georges (2004), *Le corps redressé : Histoire d'un pouvoir pédagogique*, Paris, Armand Colin, (Editions universitaires, 1978).

VILLARET Sylvain, SAINT-MARTIN Jean-Philippe (2004), « Écoles de plein air et naturisme : une innovation en milieu scolaire (1887-1935) », *Movement & Sport Sciences*, 51, pp.11-28.

WEBER Eugen (1976), *Peasants into Frenchmen: The Modernisation of Rural France, 1870-1914*, Stanford, Stanford University Press.

WEISS John H. (1983), "Origins of the French Welfare State: Poor Relief in the Third Republic, 1871-1914," *French Historical Studies*, 13, pp.47-78.

ZDATNY Steve (2012), "The French Hygiene Offensive of the 1950s: A Critical Moment in the History of Manners," *Journal of Modern History*, 84, pp.897-932.

2. 日本語文献

DOMART André, BOURNEUF Jacques (1985) 『カラー図説 医学大事典』 森岡恭彦監訳, 朝倉書店.

アッカークネヒト, アーウィン・H (2012) 『パリ、病院医学の誕生：革命暦第三年から二月革命へ』 館野之男訳, みすず書房. (Erwin Heinz ACKERKNECHT, *Medicine at the Paris hospital, 1794-1848*, Baltimore, Johns Hopkins Press, 1967)

アリエス, フィリップ (1980) 『〈子供〉の誕生: アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』 杉山光信・杉山恵美子訳, みすず書房. (Philippe ARIÈS, *L'enfant et la vie familiale sous l'ancien régime*, Paris, Plon, 1960)

飯田伸二 (2002) 「フランス語から〈国語〉へ: 第三共和政におけるフランス語教育と小学校教員養成」『国際文化学部論集』(鹿児島国際大学国際文化学部) 2-4, pp.1-11.

石原司 (1966) 「急進派とその政治行動: 反教権主義と非宗教化=世俗化政策を中心として」山本桂一編『フランス第三共和政の研究: その法律・政治・歴史』有信堂, pp.1-143.

犬飼崇人 (2007) 「フランス第三共和政初期における林間学校: 衛生と健康の教育をめぐる」『学習院史学』 45, pp.76-93.

井本青子 (2004) 「フランス第三共和政前期初等公教育における衛生教育」『史艸』 45, pp.26-48.

イリッチ, イヴァン (1977) 『脱学校の社会』東洋, 小澤周三訳, 東京創元社.

イリッチ, イヴァン (1979) 『脱病院化社会: 医療の限界』金子嗣郎訳, 晶文社.

岩下誠 (2009) 「現代の子ども期と福祉国家: 子ども史に関する近年の新たな展開とその教育学的意義」『青山学院大学教育学会紀要「教育研究」』 53, pp.43-55.

岩下誠 (2013) 「新自由主義時代の教育社会史のあり方を考える」広田照幸, 橋本伸也, 岩下誠編『叢書・比較教育社会史 福祉国家と教育: 比較教育社会史の新たな展開に向けて』昭和堂, pp.301-320.

ヴィガレロ, ジョルジュ (1994) 『清潔(きれい)になる〈私〉: 身体管理の文化誌』見市雅俊監訳, 同文館. (Georges VIGARELLO, *Les propre et le sale : l'hygiène du corps depuis le Moyen Âge*, Paris, Éditions du Seuil, 1985)

ヴェルス, ジュール (1993) 『インド王妃の遺産』中村真一郎訳, 集英社文庫.

上垣豊 (2016) 『規律と教養のフランス近代: 教育史から読み直す』ミネルヴァ書房.

内田新 (1959-60) 「フランスにおける地方制度の形成 (3) (4) (5)」『自治研究』 35-10, pp.113-128, 36-6, pp.127-136, 36-7, pp.121-130.

梅澤収 (1989) 「19世紀フランス初等教育財政と学校金庫 (Caisse des Écoles)」『東京大学教育学部紀要』 28, pp.353-362.

梅根悟監修 (1975a) 『世界教育史大系 10 フランス史Ⅱ』講談社.

梅根悟監修 (1975b) 『世界教育史大系 31 体育史』講談社.

梅原秀元 (1999) 「19世紀後半ドイツにおける学校衛生」『大原社会問題研究所雑誌』 488, pp.11-29.

梅原秀元 (2015) 「健康な子どもと健康な学校: 19世紀から20世紀初頭におけるドイツの学校衛生の歴史研究をめぐる」『三田学会雑誌』 108-1, pp.71-95.

エリアス, ノルベルト (2004) 『文明化の過程』上下巻, 赤井慧爾・中村元保・吉田正勝訳, 法政大学出版局.

太田和敬 (1981) 「フランス統一学校運動の展開」『東京大学教育学部教育行政学研究室紀要』 2, pp.36-52.

大森弘喜 (1999) 「パリの不衛生な住宅と公衆衛生の系譜 1830-1914」『関東学院大学経済経営研究所年報』 21, pp.65-93.

大森弘喜 (2009) 「19世紀初頭パリの救貧行政」『経済系』 238, pp.16-29.

- 大森弘喜 (2014) 『フランス公衆衛生史：19 世紀パリの疫病と住環境』 学術出版会.
- 岡部造史 (1999) 「フランス第三共和政期の地方制度改革：1884 年『コミュン組織法』の論理」『史学雑誌』 108-7, pp.46-63.
- 岡部造史 (2004) 「フランスにおける乳幼児保護政策の展開 (1874-1914 年)：ノール県の事例から」『西洋史学』 215, pp.1-18.
- 岡部造史 (2005) 「フランスにおける児童扶助行政の展開 (1870-1914 年)：ノール県の事例から」『史学雑誌』 114-12, pp.35-55.
- 岡部造史 (2007) 「フランス第三共和政における児童保護の論理：「不幸な子供」をめぐる議論を中心に」『メトロポリタン史学』 3, pp.141-162.
- 岡部造史 (2008) 「保育所の成立と発展に関する試論：19 世紀フランスの事例から」『生活科学研究』 30, pp.133-146.
- 岡部造史 (2009) 「フランス義務教育における家族介入の論理 (1882-1914 年)」『日仏教育学会年報』 15, pp.93-102.
- 岡部造史 (2010) 「19 世紀末から 20 世紀前半のフランスにおける民間児童保護事業：ノール県児童支援協会の活動を手がかりとして」『文教大学生生活科学研究』 32, pp.137-150.
- 岡部造史 (2014) 「フランスにおける児童保護と家族政策の形成：1913 年多子家族扶助法の成立をめぐる」『北陸史学』 62, pp.1-22.
- 荻路貫司 (1983) 「フランス第三共和制前期初等教育財政の成立とその特徴：1881 年公立初等教育無償法を中心として」『福島大学教育学部論集 社会科学部門』 35, pp.107-116.
- 奥田香子 (1990-1991) 「フランスの公的扶助制度確立に関する一考察 (一) (二・完)」『大阪市立大学法学雑誌』 37-1, pp.100-118, 37-3, pp.114-136.
- 小倉孝誠・管野賢治編 (2002) 『ゾラ・セレクション第 10 巻 時代を読む 1870-1900』 藤原書店.
- 小沢隆一 (1995) 『予算議決権の研究：フランス第三共和政における議会と財政』 弘文堂.
- 小田中直樹 (1995) 『フランス近代社会 1814～1852』 木鐸社.
- 尾上雅信 (2007) 『フェルディナン・ビュイッソンの教育思想：第三共和政初期教育改革史研究の一環として』 東信堂.
- 小野塚知二 (2009) 「介入的自由主義の時代：自由と公共性の共存・相克をめぐる」小野塚知二編『自由と公共性：介入的自由主義とその思想的起点』日本経済評論社, pp.1-39.
- 重田園江 (2010) 『連帯の哲学 I フランス社会連帯主義』 勁草書房.
- 加藤理 (2010) 「大正時代・昭和初期の林間学校・臨海学校：仙台児童文化活動の諸相 (11)」『論叢児童文化』 41, pp.10-19.
- 亀高康弘 (2002) 『学童の大隊』の目的と限界：1880 年代フランスの共和主義教育改革における軍事教育の役割『文化学年報』 51, pp.147-174.
- 亀高康弘 (2003) 「身体教育と国家・カトリック・共和派」望田幸男,・田村栄子編『叢書・比較教育社会史 身体と医療の教育社会史』 昭和堂, pp.25-52.
- 河合務 (2015) 『フランスの出産奨励運動と教育：「フランス人口増加連合」と人口言説の形成』 日本評論社.
- 喜安朗 (1971) 「第三共和政の形成とフランス急進主義：オポルチュニズムと急進派」

『日本女子大学紀要 文学部』21, pp.103-115.

喜安朗 (1982) 「コレラの恐怖・医療・そしてパリ民衆：1832年パリのコレラ流行をめぐって」『思想』691, pp.1-19.

教育史学会編 (2007) 『教育史研究の最前線』日本図書センター.

桐山直人 (1999) 『茅ヶ崎の小さな学校：旧白十字会林間学校の三二年』草土文化.

クセルゴン, ジュリア (1992) 『自由・平等・清潔：入浴の社会史』鹿島茂訳, 河出書房新社. (Julia CSERGO, *Liberté, égalité, propreté : la morale de l'hygiène au XIX^e siècle*, Paris, Albin Michel, 1988)

グベール, ジャン＝ピエール (1991) 『水の征服』吉田弘夫・吉田道子訳, パピルス. (Jean-Pierre GOUBERT, *La conquête de l'eau : l'avènement de la santé à l'âge industrie*, Paris, R. Laffont, 1986)

久世順子 (2001) 「フランス近代看護教育の誕生」『杏林大学研究報告 教養部門』18, pp.85-95.

工藤庸子 (2007) 『宗教 vs. 国家：フランス〈政教分離〉と市民の誕生』講談社現代新書.

久塚純一 (1991) 『フランス社会保障医療形成史』九州大学出版会.

クレマンソン, アンヌ＝ソフィー (2008・2009) 「借地と都市整備：フランス・リヨン市民病院の貸地経営 (1781-1914) (1) (2) (3)」小柳春一郎訳『獨協法学』74, pp. 201-247, 75, pp. 137-155, 79, pp.269-302.

گران, ロジェ＝アンリ (1987) 『トイレの文化史』大矢タカヤス訳, 筑摩書房. (Roger-Henri Guerrand, *Les lieux : histoire des commodités*, Paris, Editions La Découverte, 1985)

小石原美保 (2002) 「身体への近代的まなざし：フランス文学にみる身体観・スポーツ観」望田幸男, 村岡健二監修『近代ヨーロッパの探求 8 スポーツ』ミネルヴァ書房, pp.41-66.

國府久郎 (2006) 「フランス国勢調査原簿の捏造問題：リヨンとマルセイユの事例から」『駿台史学』128, pp.77-91.

小山啓子 (2006) 『フランス・ルネサンス王政と都市社会：リヨンを中心として』九州大学出版会.

小山勉 (1998) 『教育闘争と知のヘゲモニー』御茶の水書房.

コルバン, アラン (1990) 『においの歴史：嗅覚と社会的想像力』山田登世子, 鹿島茂訳, 藤原書店. (Alain CORBIN, *Le miasme et la jonquille : l'odorat et l'imaginaire social XVIII^e-XIX^e siècles*, Paris, Aubier Montaigne, 1982)

コルバン, アラン (2000) 『レジャーの誕生』渡辺響子訳, 藤原書店. (Alain CORBIN et al., *L'avènement des loisirs, 1850-1960*, Paris : Rome, Aubier : Laterza, 1995)

権上康男 (1982) 「フレシネ・プラン (1878-82年) (上) (下)：19世紀末フランスにおける大不況と財政投資政策」『エコノミア』73, pp.1-27, 75, pp.1-25.

今野健一 (2006) 『教育における自由と国家：フランス公教育法制の歴史的・憲法的研究』信山社.

桜井哲夫 (1984) 『「近代」の意味：制度としての学校・工場』日本放送出版協会.

- 佐藤典子 (2003) 「看護職権限と宗教的伝統：フランスにおける学校看護婦の自立性と
その社会的承認」『昭和薬科大学紀要』37, pp.38-48.
- 柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編 (1995) 『世界歴史大系 フランス史 3』山川出版
社.
- 清水重勇 (1986) 『フランス近代体育史研究序説』不昧堂出版.
- シャールトン, ピエール (1989) 『フランス文学とスポーツ 1870-1970』三好郁朗訳, 法
政大学出版局. (Pierre CHARRETON, *Les fêtes du corps : histoire et tendances de la
littérature à thème sportif en France, 1870-1970*, Saint-Étienne, Centre
interdisciplinaire d'études et de recherches sur l'expression contemporaine, Université
de Saint-Etienne, 1985)
- シュヴァリエ, ルイ (1993) 『労働階級と危険な階級：19 世紀前半のパリ』喜安朗, 木
下賢一, 相良匡俊訳, みすず書房. (Louis CHEVALIER, *Classes laborieuses et classes
dangereuses à Paris pendant la première moitié du XIX^e siècle*, Paris, Plon, 1958)
- 城井尚義 (1929) 「仏蘭西の衛生行政組織」『日本公衆保健協會雑誌』5-8, pp.18-32.
- スールニア, ジャン=シャルル (1996) 『アルコール中毒の歴史』本多文彦監訳, 星野
徹, 江島宏隆訳, 法政大学出版局. (Jean-Chales SOURNIA, *Histoire de l'alcoolisme*,
Paris, Flammarion, 1986)
- 高木勇夫 (2002) 『フランス身体史序説』叢文社.
- 高田実 (2001) 「「福祉国家」の歴史から「福祉の複合体」史へ：個と共同性の関係史
を目指して」社会政策学会編『「福祉国家」の射程』ミネルヴァ書房, pp.23-41.
- 高村学人 (2007) 『アソシアシオンへの自由：〈共和国〉の論理』勁草書房.
- 高村忠成 (2002) 「第三共和政成立の政治過程」『通信教育部論集』5, pp.28-55.
- 田中拓道 (2006) 『貧困と共和国：社会的連帯の誕生』人文書院.
- 田中拓道 (2011) 「ヨーロッパ貧困史・福祉史研究の方法と課題」『歴史学研究』887,
pp.1-9, 29.
- 田中拓道 (2012) 「公と民の対抗から協調へ：19 世紀フランスの福祉史」高田実, 中野
智世編『近代ヨーロッパの探求 15 福祉』ミネルヴァ書房, pp.115-149.
- 田中直康 (2002) 「ローヌ県衛生評議会：十九世紀フランスの衛生行政」『早稲田大学
大学院文学研究科紀要 第4分冊』48-4, pp.29-40.
- 田中治彦 (1995) 『ボーイスカウト：20 世紀青少年運動の原型』中公新書.
- 谷川稔 (1997) 『十字架と三色旗：もうひとつの近代フランス』山川出版社.
- 谷川稔 (2003) 『規範としての文化：文化統合の近代史』ミネルヴァ書房.
- ダルモン, ピエール (2005) 『人と細菌：17-20 世紀』寺田光徳, 田川光照訳, 藤原書房.
(Pierre DARMON, *L'homme et les microbes XVII^e-XX^e siècle*, Paris, Fayard, 1999)
- 徳永千加子 (1991) 「修道会規制法の発展と結社の自由：ライセンス成立をめぐる問題 そ
の4」『早稲田政治公法研究』36, pp.185-219.
- 土倉莞爾 (2000) 『フランス急進社会党研究序説』関西大学出版部.
- トマ, レイモン (1993) 『スポーツの歴史[新版]』蔵持不三也訳, 文庫クセジュ. (Raymond
THOMAS, *Histoire du sport*, Paris, Presses Universitaires de France, 1991)

- 永島剛 (2006) 「大正期日本における感染症の突発的流行：発疹チフス 1914 年」『三田学会雑誌』 99-3, pp.393-412.
- 中野隆生 (1999) 『プラーグ街の住民たち：フランス近代の住宅・民衆・国家』山川出版社.
- ニコレ, クロード (1975) 『フランスの急進主義』文庫クセジュ. (Claude NICOLET, *Le Radicalisme*, Paris, Presses Universitaires de France, 1974)
- 西川長夫 (2011) 『パリ五月革命私論：転換点としての 68 年』平凡社新書.
- ヌリッソン, ディディエ (1996) 『酒飲みの社会史：19 世紀フランスにおけるアル中とアル中防止運動』柴田道子・田川光照・田中正人訳, ユニテ. (Didier NOURRISSON, *Le buveur du XIX^e siècle*, Paris, Albin Michel, 1990)
- 野口穂高 (2008) 「大正末期の東京市における「林間学校」：御殿場夏期林間学校」と「佛蘭西寄贈病院」『早稲田教育評論』 22-1, pp.23-42.
- 長谷川千恵美 (1992) 「身体虚弱児教育形成史の研究：Open-air School・Class の受容過程を中心に」『研究紀要』(日本大学人文科学研究所) 43, pp.129-142.
- パニョル, マルセル (1975) 『少年時代 2 母のお屋敷』佐藤房吉訳, 評論社.
- パニョル, マルセル (1975) 『少年時代 3 秘めごとの季節』佐藤房吉訳, 評論社.
- 馬場哲 (2009) 「ドイツ『社会国家』論の可能性」『社会経済史学』 75-1, pp.47-55.
- 林信明 (1999) 『フランス社会事業史研究：慈善から博愛へ、友愛から社会連帯へ』ミネルヴァ書房.
- ハワード=ジョーンズ, ノーマン (1984) 『予防医学のあけぼの：国際衛生会議 (1851-1938) の科学的背景』室橋豊穂訳, 日本公衆衛生協会. (*The scientific background of the International Sanitary Conferences, 1851-1938*, Geneva: World Health Organization, 1975)
- 平体由美 (2012) 「研究史展望：ロックフェラー財団の医療・公衆衛生活動と文化外交」『札幌学院大学人文学部紀要』 92, pp.111-118.
- 廣澤孝之 (2005) 『フランス「福祉国家」体制の形成』法律文化社.
- 廣田明 (1999) 「フランスにおける福祉国家の成立：福祉国家の思想史のために」『社会労働研究』 45-4, pp.105-152.
- 廣田明 (2000) 「福祉国家の危機と変容：P. ロザンヴァロンの所説に寄せて」大山博・炭谷茂・武川正吾・平岡公一編『福祉国家への視座：揺らぎから再構築へ』ミネルヴァ書房, pp.76-98.
- 廣田明 (2009) 「社会的連帯と自由：フランスにおける福祉国家原理の成立」小野塚知二編『自由と公共性：介入的自由主義とその思想的起点』日本経済評論社, pp.41-79.
- 広田功 (1987) 「フランス人民戦線の〈文化革命〉の一側面：有給休暇と〈余暇の組織化〉」中央大学人文科学研究所編『希望と幻滅の軌跡：反ファシズム文化運動』中央大学出版部, pp.167-196.
- 広田照幸 (1994) 「学童の健康と社会統制：19 世紀末・20 世紀初頭のイギリス」『アカデミア』(人文・社会科学編) 59, pp.289-318.
- 広田照幸・橋本伸也・岩下誠 (2013) 『叢書・比較教育社会史 福祉国家と教育：比較教育社会史の新たな展開に向けて』昭和堂.

深澤敦 (2008) 「フランスにおける家族手当制度の形成と展開：第一次世界大戦後のパリ地域補償金庫を中心として (上) (下)」『立命館産業社会論集』 43-4, pp.23-46, 44-2, pp.13-46.

福井憲彦編 (2001) 『新版世界各国史 12 フランス史』 山川出版社.

福島都茂子 (2015) 『フランスにおける家族政策の起源と発展：第三共和制から戦後までの「連続性」』 法律文化社.

フォスディック, レイモンド B. (1956) 『ロックフェラー財団：その歴史と業績』 井本威夫, 大沢三千三訳, 法政大学出版局. (Raymond Blaine Fosdick, *The story of the Rockefeller foundation*, New York, Harper, 1952)

フーコー, ミシェル (1977) 『監獄の誕生：監視と処罰』 田村俶訳, 新潮社. (Michel Foucault, *Surveiller et punir : naissance de la prison*, Paris, Gallimard, 1975)

プラノール, グザヴィエ・ド (2005) 『フランス文化の歴史地理学』 手塚章・三木一彦訳, 二宮書店. (Xavier de PLANHOL, Paul CLAVAL, *Géographie historique de la France*, Paris, Fayard, 1988)

ボベロ, ジャン (2009) 『フランスにおける脱宗教性 (ライシテ) の歴史』 三浦信孝・伊達聖伸訳, 文庫クセジュ. (Jean BAUBÉROT, *Histoire de la laïcité en France*, 4^e éd., Paris, PUF, 2007)

ボワイエ, マルク (2006) 『観光のラビリンス』 成沢広幸訳, 法政大学出版局. (Marc BOYER, *Le tourisme de l'an 2000*, Lyon, Presses Universitaires de Lyon, 1999)

前田武彦 (2000) 『子どもが変身する学校：消えてゆく健康学園』 雲母書房.

前田更子 (2000) 「19世紀前半フランスにおける公教育と国家：7月王政期のユニヴェルシテをめぐる」『史学雑誌』 109-6, pp.1-36.

前田更子 (2009) 『私立学校からみる近代フランス：19世紀リヨンのエリート教育』 昭和堂.

前田更子 (2013) 「フランスにおける『公教育』とその多様な担い手」 広田照幸, 橋本伸也, 岩下誠編『叢書・比較教育社会史 福祉国家と教育：比較教育社会史の新たな展開に向けて』 昭和堂, pp.121-139.

牧柁名編 (1990) 『公教育制度の史的形成』 梓出版社.

松本由美 (2012) 『フランスの医療保障システムの歴史の変容』 早稲田大学出版部.

松本由美 (2014) 「フランスにおける失業者の救済制度の歴史的展開：19世紀から20世紀前半まで」『早稲田商学』 439, pp.427-460.

モーパッサン (1971) 『モーパッサン短編集 2』 青柳瑞穂訳, 新潮文庫.

森岡泰彦 (2015) 『医学の近代史：苦闘の道のりをたどる』 NHK 出版.

森田友恵・池本喜代正 (2014) 「東京都の区立健康学園の廃園に関する一考察」『宇都宮大学教育学部 教育実践総合センター紀要』 37, pp.191-198.

柳治男 (2005) 『〈学級〉の歴史学：自明視された空間を疑う』 講談社選書メチエ.

山田登世子 (1998) 『リゾート世紀末』 筑摩書房.

吉田克己 (1996) 「フランスにおける非衛生住宅立法の展開：1902年「公衆衛生法」の成立とその意義」『北大法学論集』 47-2, pp.1-67.

吉田克己 (1997) 『フランス住宅法の形成：住宅をめぐる国家・契約・所有権』 東京大

学出版会.

吉田鋼市 (1993) 『トニー・ガルニエ』 鹿島出版会.

ローゼン, ジョージ (1976) 『公衆衛生の歴史』 小栗史朗訳, 第一出版. (George ROSEN, *A history of public health*, New York, MD Publications, 1958)

渡邊大輔 (2004) 「Raymond Grew & Patrick J. Harrigan, *School, State, and Society*」 『西洋史論集』 7, pp.101-111.

渡邊大輔 (2006) 「19 世紀フランス初等教育史研究の現状と課題」 『北大史学』 46, pp.139-155.

渡邊大輔 (2009) 「フランス七月王政期における初等教育の進展：教育協議会 (conférences pédagogiques d'instituteurs) をてがかりに」 『北大史学』 49, pp.49-77.

渡辺貴裕 (2003) 「明治期における夏期休暇をめぐる言説の変遷」 『京都大学大学院教育学研究科紀要』 49, pp.246-258.

渡辺貴裕 (2005) 「〈林間学校〉の誕生：衛生的意義から教育的意義へ」 『京都大学大学院教育学研究科紀要』 51, pp.343-356.

亘理格 (1983) 「フランスにおける国、地方団体、住民：1884 年〈コミュン組織法〉制定前後 (1) ～ (5)」 『自治研究』 59-3, 8, 9, 10, 12.

3. インターネット

Archives municipales de Lyon, Édouard Herriot (1905-1957), (http://www.archive-s-lyon.fr/archives/sections/fr/histoire_de_lyon/les_maires/de_1905_a_1957/edouard_herriot_190/edouard_herriot8945/?&view_zoom=1) (アクセス日：2016 年 4 月 17 日)

INSEE, Comparateur de territoire Commune de Lyon (69123), (<http://www.insee.fr/fr/themes/comparateur.asp?codgeo=com-69123>) (アクセス日：2015 年 9 月 3 日)

NÉGRNONI Angélique (2016), « Il n'y a plus 36.000 communes en France », L'E Figaro. fr, 7 January 2016, (<http://www.lefigaro.fr/actualite-france/2016/01/07/01016-20160107ARTFIG00005-il-n-y-a-plus-36000-communes-en-france.php>) (アクセス日：2016 年 4 月 17 日)

資料編

表1 リヨンの死因にもとづく死亡統計

番号	死因	1882	1886	1891	1896	1901	1906	死因 番号	1911	1921	1925	1931	死因 番号	1936	1941
00	コレラ		1	2				腸チフス	46	23	21	13	1腸チフス、パラチフス	7	22
01	疑似コレラ		88	12				天然痘	0	0	0	0	2天然痘	0	0
1	細菌		195	145	113	79	76	3麻疹	12	14	4	41	3天然痘	0	0
2	腸チフス		351	150	59	64	74	4猩紅熱	7	7	3	4	4麻疹	3	25
3	による		246	45	40	36	10	5百日咳	10	4	14	0	5猩紅熱	3	4
4	る		32	9	15	2	2	6ジフテリア、クループ	84	26	45	49	6百日咳	4	32
5	疾病		30	37	34	25	22	7流行性感冒	115	150	180	87	7ジフテリア	13	30
6			154	143	259	54	87	8肺結核	1168	1258	1168	914	8流行性感冒、インフルエンザ	22	24
7			14	64	38	28	23	9結核性髄膜炎	99	109	92	46	9ペスト	0	0
8			35	32	32	24	19	10その他の結核	128	207	205	39	10呼吸器の結核	187	590
9			606	609	593	529	631	11癌、その他の悪性腫瘍	805	734	906	698	11その他の結核	24	212
10			474	273	148	164	201	12髄膜炎	192	124	141	140	12梅毒	0	6
11			1478	1666	1675	1631	1590	13脳卒中、脳溢血、脳硬化症	663	489	508	416	13マラリア	1	2
12			1816	1253	1354	1073	1305	14心臓病	798	583	808	984	14その他の伝染病・感染症	41	113
13			613	641	594	394	354	15急性気管支炎	61	82	53	18	15癌および悪性腫瘍	446	935
14			363	688	726	807	853	16慢性気管支炎	214	189	141	60	16良性腫瘍	34	118
15			174	550	403	355	390	17肺炎	373	647	393	234	17慢性リウマチ、痛風	2	14
16			111	101	98	105	128	18他の呼吸器疾患	1013	699	827	1257	18糖尿病	40	73
17			154	187	131	166	144	19胃疾患(癌を除く)	47	76	63	46	19慢性アルコール中毒	2	115
18			214	241	324	461	421	20下痢、腸炎(腸児未満)	468	345	183	163	20その他の一般疾患および慢性中毒	206	75
19			165	194	233	212	217	21虫垂炎、盲腸炎	30	46	55	26	21非行性運動失調	0	24
20	器		128	157	181	187	97	22内ヘルニア、腸閉塞	99	98	133	57	22脳溢血	268	778
21	官		97	18	26	65	224	23肝硬変	107	135	203	129	23その他の神経症	73	214
22	の		140	133	111	108	118	24腎炎、ラライ病	353	203	360	245	24心臓病	652	1406
23	病		106	117	115	68	70	25女性器の、癌以外の腫瘍およびその他の疾患	24	0	33	10	25その他の循環器疾患	155	136
24			176	251	325	238	173	26産後敗血症	27	130	57	32	26気管支炎	36	74
25			68	47	12	13	14	27他の周産期死亡	4	0	0	0	27肺炎および気管支肺炎	397	594
26			332	360	347	388	417	28先天性虚脱、奇形	188	381	232	185	28その他の呼吸器疾患(結核を除く)	373	597
27			149	111	137	198	236	29老衰	150	321	241	178	29下痢、腸炎(腸児未満)	22	84
28			572	504	593	671	730	30暴力・事故による死亡(自殺を除く)	216	216	278	298	30下痢、腸炎(腸児以上)	8	26
29			343	398	354	245	237	31自殺	85	105	68	88	31虫垂炎	13	22
30			8	13	22	31	21	32他の疾患	915	485	762	1046	32肝臓および胆汁の疾患	143	233
31			98	111	126	152	148	33不明の疾患	457	683	830	1237	33腎炎	149	286
32			92	109	139	103	88	合計	8958	8569	9013	8740	34泌尿器および生殖器のその他の疾患	47	50
			9534	11332	9371	8676	9057	9830					35産後敗血症および産褥感染症	17	5
													36妊娠および出産に関するその他の疾患	11	10
													37皮膚および細胞組織の疾患	72	219
													38先天性虚脱	103	175
													39老衰	148	416
													40自殺	68	51
													41殺人	9	5
													42暴力による死亡(自殺と殺人を除く)	326	379
													43死因不明	3311	153
													合計	7585	8668

出典:

Ville de Lyon, Documents relatif au projet de budget de l'année, 1883, pp.46-47. (胃腸炎が急性と慢性で区別されていたが合計した。)
 Ville de Lyon, Documents relatif au projet de budget de l'année, 1887, pp.92-93.
 Ville de Lyon, Documents relatif au projet de budget de l'année, 1892, pp.368-369.
 Ville de Lyon, Documents relatif au projet de budget de l'année, 1897, pp.374-375.
 Ville de Lyon, Documents relatif au projet de budget de l'année, 1902, pp.282-283.
 Ville de Lyon, Documents relatif au projet de budget de l'année, 1907, pp.286-287.
 Ville de Lyon, Documents relatif au projet de budget de l'année, 1912, pp.370-371.
 Ville de Lyon, Documents administratifs, 1922, pp.66-67.
 Ville de Lyon, Documents administratifs, 1925, pp.72-73.
 Ville de Lyon, Documents administratifs, 1927, pp.68-69.
 Ville de Lyon, Documents administratifs, 1937, pp.38-39. 結核の少なさは、医学証明書に記載がないことに起因する。(p.10)
 Ville de Lyon, Documents administratifs, 1941, pp.33-34.
 1926年と1941年は合計の数値が計算と食いちがいが、史料のまき引用。

表 2 カントン（小郡）教育委員会

カントン（小郡）教育委員会

第1区	コミューン議会議員	第3区	リヨン市長助役	第5区	県議会議員	
	リヨン市長助役		県議会議員		県議会議員	
	リヨン市長助役		土地所有者		アロンディスマン議員	
	コミューン議会議員		土地所有者		上院議員	
	元助役		リヨン市長助役		リヨン市長助役	
	元助役		コミューン議会議員		元コミューン議会議員	
	卸売商人		コミューン議会議員		土地所有者	
	卸売商人		元コミューン議会議員		リヨン市長助役	
	工房主、元助役		元コミューン議会議員		元第5区助役	
	マルティニエール校教授		学校視察医師		医師	
	公証人		エンジニア		元初等学校教員	
	法学博士		博士		獣医学校教授	
	リヨン市長助役		卸売商人		学校視察医師	
	元学校医療視察官		卸売商人		法学部長	
	代訴人		卸売商人		獣医学校教授	
	アンスティチュシオン校長、アロンディスマン議員		卸売商人		法学部教授	
	不明		精錬工		法学部教授	
	プロテスタント牧師		土地所有者		弁護士	
	卸売商人		博士		共和国検事正代理	
	コミューン議会議員		卸売商人		第6区	リヨン市長助役
	教授		労働者銀行頭取			リヨン市長助役
	教授		金細工工			元コミューン議会議員
	医学博士		卸売商人			元コミューン議会議員
代訴人	コミューン議会議員	元助役				
第2区	県議会議員	卸売商人	元助役			
	県議会議員	土地所有者	理学部長			
	元県議会議員	土地所有者	法学部教授			
	リヨン市長助役	土地所有者	プロテスタント牧師			
	不明	卸売商人	リセ教授			
	県議会議員	香水製造業者	学校視察医師			
	医学博士	機械組立工	学校視察医師			
	元コミューン議会議員	医学部教授	卸売商人			
	コミューン議会議員	薬剤師	卸売商人			
	年金生活者	医師	建築家			
	年金生活者	第4区	リヨン市長助役	獣医学校教授		
	裁判所副長官		リヨン市長助役	商工会議所代表		
	卸売商人		元第4区区長	卸売商人		
	法学部教授、コミューン議会議員		卸売商人	銀行家		
	マルティニエール校教授		彫像師	アロンディスマン議員		
	商業学校教授		博士			
	土地所有者		博士			
	裁判所判事		任期切れの委員			
	元第2区区長		任期切れの委員			
	弁護士		任期切れの委員			
	卸売商人		織物工			
	銀行家		コミューン議会議員			
	市民病院事務総長		元コミューン議会議員			
治安判事	学校視察医師					
	学校視察医師					
	織物工					
	コミューン議会議員					

出典：Ville de Lyon, Documents administratifs et statistiques relatifs au projet de budget, 1885, pp.338-341.

		28	壁の仕上げ面
		29	教室の床
		30	出入り口のドア、ガラスなどのはまっていないド ア、またはガラスのはまったドア
		31	連絡口
		32	隔壁の廃止、共学校の教室における児童の統合
		33	ストーブの満たすべき条件
		34	正面の壁と一列目の机との距離
		35	縦の通り道
		36	横の列どうしの間隔
		37	配置と整備
	中庭	38	〔屋根のない中庭の〕面積
		39	地面
		40	水の流れ
		41	樹木
		42	ベンチの形とサイズ
		43	給水所
		44	共学校の中庭
		45	〔屋根のある中庭の〕面積
		46	洗面台
		47	動かせるテーブル
		48	キッチン
	ジムナース	49	〔ジムナスティーク用の〕特別な部屋
		50	ポルティーク〔=器具の名前〕
		51	男女共用のジムナスティークの部屋
	便所	52	便所の数
		53	用地
		54	サイズ
		55	仕切り壁
		56	〔仕切り壁の〕穴
		57	吸気
		58	便器
		59	地面
		60	ドア
		61	男子用の便器
		62	男子用便器のサイズ
		63	共学校において男子用・女子用に区別された便所
		64	水利施設
		65	可動式の便所
	個人の住居	66	必要であるさまざまな部屋
		67	教室が複数ある学校の校長の住居
		68	管理人の住居
		69	教室が一つである学校の教員の住居
		70	助教員の住居
		71	住居と教室との連絡の禁止
	庭	72	面積
	囲い	73	柵、壁または格子
付属校舎	デッサン室	74	デッサン指導のための部屋
		75	面積

		76	モデルの保管所
	工作教室	77	男子校
		78	女子校
		79	教室が一つの学校
	ロッカ	80	各教室のロッカ、サイズ
		81	田舎の学校におけるロッカ
	廊下、通路	82	廊下、通路、サイズ
		83	壁の仕上げ面
	階段	84	階段、形状
		85	ステップ、踊り場
		86	ステップのサイズ
		87	柵と手すり、二段の手すり
		88	200人以上の児童を抱える学校における二つの階段
		89	教員の便所
備品	教室	90	採用されるべき型
		91	書き板
		92	長イス
		93	イスの背もたれ
		94	可動または固定の机-イス
		95	跳ね上がり式の書き板の禁止
	書き板が固定された机-イス	96	長イスと書き板との距離をとらない
		97	本を置くスペース
		98	インクつぼ
		99	土台、横木と横棒
		100	教員の書斎
		101	黒板
	デッサン室	102	机の配置とサイズ
		103	児童とモデルとの距離
		104	足のせ
		105	半円形室
		106	黒板

出典：「Règlement pour la construction et l'ameublement des maisons d'école », RP, 1880, 6, pp.352-382.

史料1 コミューン衛生事務所の再編に関するアレテ

第6条

コミューンの衛生事務所は、1906年3月23日付の省の通達が義務づけた衛生の諸手段を実行する。衛生の諸手段とは、以下のとおりである

一、個人に関わる衛生の手段

- a. 伝染可能性のある病気、もしくは伝染病である場合の申告の受領、予防及び隔離の管理
- b. コミュューンの衛生規則の実行の管理
- c. 予防接種
- d. 衛生的な観点からの、ホテルやガルニ〔家具付き安宿〕の監督
- e. 伝染可能性のある病気および伝染病の統計
- f. 消毒業務に関する規則の適用

二、建築物に関わる衛生の手段

- a. コミュニの衛生規則の実行
- b. 建築許可（1902年2月15日法の第二条の適用）
- c. 不衛生な建築物の清掃
- d. 井戸水の監視
- e. 汲み取り便所の便槽、汚水だめ等の監視
- f. 家屋衛生台帳

三、都市全体に関わる衛生の手段

- a. 都市および公道の全般的清掃
- b. 飲料水の公的配給の管理
- c. 下水業務の管理
- d. コミュニの衛生カード

第7条

衛生事務所は、以下の業務も行う

- a. 乳児の衛生：コミュニの保育所、乳母の相談、殺菌された牛乳の配給
- b. 学校衛生：コミュニの学校医療視察、学校における眼科と歯科の業務、医学・教育無料診療所および林間学校
- c. 労働のための身体適性証明書
- d. 危険・有害・非衛生施設の設置条件および監視
- e. 都市の救急車および救急ボックス
- f. 人口統計

第15条

学校衛生：各視察医師は、最低月に一度、管区に登録されているすべての学校の訪問を行う。視察医師は、衛生事務所長に、およびそれを介して市長に報告書を送付し、訪問中に明らかとなった当該学校の衛生状態および衛生的不備について報告するものとする

上記とは別に、公立学校および私立学校の学校長は、衛生事務所に対し病気の子どもや病気の性質等を記した報告書を送る義務を負う

当該報告書に含まれる情報は、学校において申告された際に伝染病の進行を即座に阻むことを目的として視察医師が有効に使うものとする

この視察の業務は、眼科および歯科業務によって補われるものとする

眼科医は、祝日以外のすべての日において午前9時から11時まで、衛生事務所においてコミュニの学校に通う児童に対し無料の診断を行うものとする

歯科医は、毎週木曜日に上記と同じ場所同じ時刻において、訪れた子どもの歯の検査をおこなうものとする。歯科医は簡単な歯の治療も行うものとする

最後に、異常児の改善を目的とした医学・教育無料診療所は、毎週木曜日の午後3時から5時まで、チュニジア通り7番地にある市役所にて活動するものとする

衛生事務所は、コミュニの学校に通う虚弱または貧血の子どものために設置された「林間学校」の組織と監督を担うものとする

衛生事務所は、最後に、1892年11月2日法の第2条によって規定された身体適性証明書をコミュニの学校の子どもに発行するものとする

出典： *Bulletin municipal officiel de la Ville de Lyon*, 1907, pp.248-250.

表 5

団体名	Le Serverin	L'Œuvre des Enfants à la Montagne de Lyon	L'Œuvre Lyonnaise	La maison de convalescence et de vacances pour les jeunes filles protestantes	La Solidarité scolaire du IIe Arrondissement	Comité catholiques de Lyon		Colonie du patronage Saint-Augustin	Comité des enfants à la montagne
団体名 (和訳)	セルヴラン	リヨン子ども山地事業団	リヨン事業団	プロテスタントの女子のための回復と休暇の家	第2区の学校の連帯	リヨンのカトリック委員会		サン＝トーギュスタンのパトロナージュ・コロニー	子ども山地委員会
区分	コミュニオン	コミュニオン	民間(プロテスタント)	民間(プロテスタント)	民間(世俗)	民間(カトリック)		民間(カトリック)	民間(カトリック)
創立年	1897	1901	1893		1902	1902		1902	1903
創立者	フィッシュ	学校金庫	ビュイロシュ牧師	リヨンの改革教会				ブリュノー神父	サン＝ヴァンサン＝ド＝ポール協議会
場所	パルミリュ(イゼール県)	アルデシュ県	リヨン周辺やオート＝ロワール県	モン＝ドール(ローヌ県)	オー＝ボジヨレ			ドゥヴェヌ(オート＝サヴォワ県)	ヴェリエール(ロワール県) サン＝ジャン＝ソレイ(ロワール県)
参加児童数	450	1200	150	43 (1903年)	500	200	478	28	130
性別	男女			女		男女	男		
期間	21日	40日	40日		4, 5週間	40日			40日
予算	18,230フラン	25,278フラン80	4,856フラン (1903年)		6,700フラン (1905年)				
費用 (全体)	43フラン53	39フラン80	31フラン50	10～20フラン (月あたり)		35フラン			
費用 (1人1日あたり)	1フラン93	1フラン	78サンチーム		1フラン	93サンチーム			
受け入れ方	集団	ホームステイ	ホームステイ	集団	ホームステイ	ホームステイ 集団			
備考		Président: リヨン市長 Directeur: ポーヴィサーージュ博士 リヨン市・国・フランス教育同盟から補助金	サン＝ティエンヌの活動と関連 子ども1人あたり5フランの参加費		Président: コミュニオン代議士のミシェル・ガルニエ	12団体合計。一団体は30～50人程度 いくらかの参加費は義務			

出典: PLANTET Eugène (1905), Les colonies de vacances pour enfants chétifs et pauvres, Paris, F. Levé., pp.52-55.

表 6 リヨン当局の関わる林間学校（1922 年）

区分	名称	対象年齢	性別	人数	備考
学校金庫	セルヴラン林間学校	8-13 歳	女子	237	1 カ月間
	シャトー＝デ＝アル	8-13 歳	女子	114	1 カ月間
	シバン農業学校	8-13 歳	男子	202	1 カ月間
	トゥルヴィエル野外学校	8-13 歳	男子	130	1 カ月間
	アルデーシュやサヴォワの村々	8-13 歳	男女	556	1 カ月間／ホームステイ方式
	サン＝トロペ臨海学校	8-13 歳	男女	38	40 日間
その他	ラ＝ミュール林間学校		女子	30	衛生事務所の提案に基づき、学校金庫が補助金 4000 フランを女性の初等教員であるシャルヴァル氏へ コレージュに 2 か月間滞在 特別学級の女子／モンテッソーリ・メソッド
	ブリニエ林間学校	6 歳未満			幼児学校の子どもたち向けの林間学校活動を組織する ために、Comité des Dames Patronesses に対して 1500 フランの補助金
	シャルボニエでの女子のための林間学校		女子	16	衛生事務所が指名した女子が 3 週間滞在 鉱水協会が費用を持つ
	市職員組合の林間学校			50	衛生事務所が子どもの選別を行い、結果を審査

出典: Ville de Lyon, *Documents administratifs*, 1923, pp.36-37.

名称は史料の表記にしたがった。臨海学校の原語は「Colonie maritime」である。

年表

年	一般	教育/衛生・医療	リヨン
1871	第三共和政		
1873			市長職の廃止
1877			リヨン大学医学薬学同学部設置
1878		看護学校誕生 学校建設法	
1879	共和派政権確立	各県に師範学校設置義務化 衛生事務所創設を規定するアレテ(政令)	学校医療視察制度創設
1880	フェリー内閣	学校建築基準 ジムナスティーク義務化 エーベルト菌(腸チフス菌)の発見 「パリの悪臭」事件	
1881		公立初等学校無償化	市長職の復活 市長ガイユトン(~1900年)
1882		教育義務化 公立初等学校における教育編成とカリキュラムを規定するアレテ(省令) コッホによる結核菌の発見	
1883		パリでフランス初の林間学校活動 コッホがコンマ菌(コレラ菌)の役割を明らかにする パストゥールとボレルによる抗豚コレラワクチンの開発	
1884	コミュン組織法	ベルリンにて初の衛生博覧会開催	
1885		パストゥールによる抗狂犬病ワクチンの実験成功	
1886		初等教育基本法(ゴブレ法)、学校医療視察制度	
1887		パリ医学会が学業過労を告発 林間学校活動の紹介	
1888		パストゥール研究所の開設、内務省内に公的扶助局設置	
1889	ブーランジェ事件	初等教員の国家公務員化	
1890		ベーリングと北里による抗ジフテリア血清、抗破傷風血清開発 コッホによるツベルクリンの発見	衛生事務所創設

1892		1892年11月30日法、伝染病申告義務化 ハフキンによる抗コレラワクチンの開発	
1893		1893年7月15日法、貧者への医療扶助を義務化	
1894	ドレフュス事件(～1899年)	ミュゼ・ソシアル設立 低廉住宅(HBM)に関する1894年11月30日法(シーグフリード法)	
1895		イェルサンによる抗ペストワクチンおよび血清の開発 パリでフランス初の衛生博覧会開催 レントゲンによるX線の発見	セルヴラン林間学校活動開始
1896		イギリスとドイツで抗チフスワクチンの開発	
1898	労災補償法		学校基金設立
1899	ヴァルデック＝ルソー内閣		リヨン細菌学研究所設立
1900			市長オーガニユール(～1905年)
1901	急進黨結成	カルメットによる結核予防診療所(préventorium)設置	
1902		公衆衛生法 アスファルト舗装のはじまり	
1903			リヨン市衛生規則
1904	結社法	修道会教育禁止法	
1905	統一社会党結成 政教分離法	食品産業の細菌学的管理に関する1905年8月1日法	市長エリオ(～1957年) 無料診療所開設
1906		第1回林間学校全国会議 (=第2回林間学校国際会議)	
1907			ヴェルネ野外学校開校
1908			衛生事務所の再編
1909		紫外線による飲用水殺菌技術の開発	
1910		第3回国際学校衛生会議	
1912		カルメットとゲランによるBCGの開発	第7区が誕生
1913		ロックフェラー財団設立	
1914	第一次世界大戦(～1918)	次亜塩素酸ナトリウムや塩素による飲用水殺菌法の開始	都市公衆衛生展
1915			エドゥアール・エリオ病院建設開始
1916		1916年4月15日法(ブルジョワ法):各県に結核予防診療所(préventorium)	

1919	ヴェルサイユ条約	1919年4月7日法(オノラ法): サナトリウムへの入院費補助	学校看護師の業務に関する規則 フランス＝アメリカ財団設立
1920	共産党誕生	衛生省(Ministère de l'Hygiène)創設	
1921		BCGの人への接種が成功	
1922		看護師の国家資格創設	エタ・ジュニ地区の集合住宅開発開始
1923		1923年2月23日アレテ(政令): 初等学校の新しいカリキュラム	
1924	左翼カルテル成立、エリオ内閣	衛生省が労働省に併合され、労働・衛生・扶助・社会保障省(Ministère du Travail, de l'Hygiène, de l'Assistance et de la Prévoyance sociale)となる	
1926	国民連合(ユニオン・ナショナル)成立		
1929	世界恐慌		
1932	家族手当法		
1933			エドゥアール・エリオ病院業務開始
1936	人民戦線内閣 有給休暇法	1936年8月9日法: 就学義務年齢が14歳へ延長	
1938		ルネ・デュボスが初の抗生物質としてチロトリシンを抽出	学校看護師規則改定
1939	ドイツに宣戦布告		
1940		ペニシリンの分離に成功	